

# 決算審査特別委員会会議録

[平成27年 9月10日開催]

[平成27年 9月11日開催]

[平成27年 9月14日開催]

[平成27年 9月16日開催]

南あわじ市議会

# 決算審査特別委員会会議録

日 時 平成27年 9月10日  
午前10時03分 開会  
午後 4時01分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（15名）

|         |           |
|---------|-----------|
| 委 員 長   | 森 上 祐 治   |
| 副 委 員 長 | 印 部 久 信   |
| 委 員     | 阿 部 計 一   |
| 委 員     | 熊 田 司     |
| 委 員     | 原 口 育 大   |
| 委 員     | 長 船 吉 博   |
| 委 員     | 木 場 徹     |
| 委 員     | 蛭 子 智 彦   |
| 委 員     | 吉 田 良 子   |
| 委 員     | 小 島 一     |
| 委 員     | 柏 木 剛     |
| 委 員     | 川 上 命     |
| 委 員     | 登 里 伸 一   |
| 委 員     | 中 村 三 千 雄 |
| 委 員     | 谷 口 博 文   |
| 議 長     | 廣 内 孝 次   |

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 小 坂 利 夫 |
| 課 長     | 塔 下 佳 里 |

### 説明のために出席した者の職氏名

|                  |              |   |   |   |    |
|------------------|--------------|---|---|---|----|
| 市                | 長            | 中 | 田 | 勝 | 久  |
| 副                | 市長           | 川 | 野 | 四 | 朗  |
| 副                | 市長           | 矢 | 谷 | 浩 | 平  |
| 代表               | 監査委員         | 小 | 林 | 健 | 司  |
| 危機               | 管理部長         | 佃 |   | 信 | 夫  |
| 企画               | 部長           | 橋 | 本 | 浩 | 嗣  |
| (うずしお世界遺産登録推進担当) |              |   |   |   |    |
| 総務               | 部長           | 細 | 川 | 貴 | 弘  |
| 市民               | 部長           | 高 | 木 | 勝 | 啓  |
| 福祉               | 部長           | 馬 | 部 | 総 | 一郎 |
| 農商               | 部長           | 神 | 代 | 充 | 広  |
| 建設               | 部長           | 岩 | 倉 | 正 | 典  |
| 会計               | 管理者          | 堤 |   | 省 | 司  |
| 危機               | 管理部危機管理課長    | 藤 | 本 | 和 | 宏  |
| 企画               | 部秘書課長        | 田 | 村 | 愛 | 子  |
| 企画               | 部ふるさと創生課長    | 北 | 川 | 真 | 由美 |
| 企画               | 部情報課長        | 富 | 永 | 文 | 博  |
| 総務               | 部総務課長兼       |   |   | 光 | 弘  |
| 選挙               | 管理委員会書記長     | 垣 |   |   |    |
| 総務               | 部財政課長        | 和 | 田 | 幸 | 三  |
| 総務               | 部管財課長        | 土 | 肥 | 一 | 二  |
| 市民               | 部市民課長        | 山 | 崎 | 稔 | 弘  |
| 市民               | 部税務課長        | 榎 | 本 | 輝 | 夫  |
| 福祉               | 部健康課長        | 小 | 西 | 正 | 文  |
| 農商               | 部商工観光課長      | 川 | 上 | 洋 | 介  |
| 建設               | 部都市計画課長      | 原 | 口 | 久 | 司  |
| 会計               | 課長           | 松 | 本 | 典 | 浩  |
| 監査               | 委員事務局長兼      | 片 | 山 | 雅 | 弘  |
| 固定               | 資産評価審査委員会書記長 |   |   |   |    |

## Ⅱ. 会議に付した事件

### 付託案件

- |  |    |
|--|----|
| 1. 認定第1号 平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………               | 14 |
| (1) 歳出 款1 議会費及び関連する歳入                                |    |
| 〃 款2 総務費                   〃                   …………… | 14 |

## Ⅲ. 会議録

# 決算審査特別委員会

平成27年 9月10日(木)

(開会 午前10時03分)

(閉会 午後 4時01分)

○森上祐治委員長 皆さん、おはようございます。

昨日は、台風18号の襲来で、近畿地方から関東地方まで全国的に集中豪雨で、大きな被害が出ました。被災地の皆さん方には、衷心よりお見舞い申し上げたいと思います。

さて、本日より決算審査特別委員会が始まります。委員長をさせていただきます森上でございます。よろしくお願いいたします。

4日間の日程をとっておりますが、例年、審査が非常に入念に行われまして、時間が足りなくなりがちでございます。委員の皆様方には、何とぞ御協力いただきまして、積極的な質疑を行っていただきますとともに、ペース配分のほうよろしく、4日間できっちり終えることができるようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って進めさせていただきます。

中田市長から挨拶を受けます。

中田市長。

○市長(中田勝久) 着席したままでお許しをいただきたいと思います。

皆さん、おはようございます。今も森上委員長からお話がありましたとおり、4日間の予定で、平成26年度の一般会計、また特別会計の決算、先生方に審査を願うということでございます。

一般会計では、先般も少し触れましたが、おかげで決算内容も、また、これまでのいろいろな数値も少し改善されてきております。やはり、とはいえ、なかなか今の時代、厳しい状況が続いております。どうぞ、そんなこともひとつ御了解をいただきながら、審査をお願いいたしたいと思います。

何とぞ、適切妥当な御承認を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶にかえたいと思います。どうも御苦労さんでございます。

○森上祐治委員長 それでは、ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

長船委員が、午前中少しおくれると報告を受けております。

第63回定例会において付託されました平成26年度各決算について、審査を行います。審査に入る前に、本特別委員会の運営について確認いたします。

発言については、会議規則に基づき、委員長の発言許可を得てから質疑または答弁をするようお願いいたします。質疑に当たっては、最初に決算書の該当するページを発言した後、質疑に入るものとします。

発言は、委員、説明員とも自席で着席のまま行うこととします。なお、説明員については、最初の答弁の際、起立し、所属と氏名を述べた後、着席して答弁するようにお願いいたします。答弁は、丁寧かつ簡潔にお願いいたします。

審査の順は、お手元に配付しております次第の順序により行います。委員間討議につきましては、付託案件ごとに質疑の終了後に行いたいと思います。

また、資料提出要求は、委員会で決定後、委員長より行うこととします。

傍聴は認めますが、傍聴される方は、傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。

お諮りいたします。

以上の確認事項について、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、ただいま申し上げました要領で審査を行います。

次に、提案理由の説明について、お諮りします。

各決算については、本会議において説明を受けておりますので、本特別委員会は質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

なお、本日は、小林健司代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、平成26年度南あわじ市における一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書についての質疑を最初に行いたいと思います。

質疑ございませんか。

印部副委員長。

○印部久信副委員長 監査委員、まず、小林監査委員には、公私多用のところ、議会の要請に基づきまして出席いただきましたこと、お礼申し上げます。

既に通告してありますように、今回の問題になっております消費税の未納について、監査委員としての見解をお伺いしたいと思っております。

ちょっと経過説明、もう十分わかっと思うんですが、経過説明をさせていただきますと、我々、平成17年から議員として、議会で議員活動しとるんですが、このたびの消費税の未納問題が既に10年間続けて行われていたということでありまして、昨日の私の

一般質問におきましても、市当局は、1,575円は消費税が入っていないと、あくまでも使用料であるというようなことを言い続けておりました。

26年度はどういうわけか、5%から8%に消費税が上がったときに、今までは1,575円には消費税が入っていないと、あくまでも使用料であるということを言っておったわけですが、この間の一般質問の質疑の過程において、市当局は、26年度からは1,575円の中に8%の消費税が内税として入っておるということを言われたわけです。これは、本会議で言っておることですから間違いない。そのとき初めて、このケーブルテレビにおける消費税という言葉が公に出てきたわけですね。

私が言いたいのは、いかに小林監査委員であれ、長きにわたる議員を務めておる中村議員であれ、現在の監査委員の北村議員であれ、恐らく、監査の過程において、この使用料1,575円は、この使用料はどない考えても不適切であると。この75円については、恐らく監査委員でも協議されたものであろうと思うんですね。

しかし、私ども一般的に考えますと、1,500円に対して75円の消費税であろうという推測は、私はするんですが、一般質問においては、これは消費税ではないと、あくまでも使用料であるということであったわけですね。

ですから、監査委員の、今は小林先生、北村議員、その前には中村議員も監査委員をやっておったわけですが、市当局に対して、これが消費税ということが一つも出てこない、1,575円の中にも消費税は入っていないと言っておるわけですね。そこで、監査をしておるわけですね。

今回、6月の資料によりますと、決算書類をつくる過程において、何か不自然が起こったと、不思議に思ったということで、税務当局と協議した結果、これは消費税であると、未納であるというようなことになったわけですね。

小林監査委員、北村監査委員、また、元の中村監査委員は、市から提出されてある虚偽の書類に監査をさせられて、結局、今回、市当局が税務当局と話して、消費税と認定されて、いわゆる追徴金も払い、いろいろ払って、この消費税の4,900万円余りを納付しようとしておるんですが、そのことに関して、小林監査委員、中村前監査委員、現在の北村監査委員が、みずからペナルティーを科しとるんですね。これ、何でそんなことする必要があるんかと思うんですね。

市当局が虚偽の書類を監査委員に提示して監査をしてくれということ、それが10年後に、結果的に消費税であると、税務署と協議してしたらそうなったということにおいて、虚偽の審査をさせられた監査委員さんが、何でペナルティーを自主的にするんかと思うんですね。

しかも、市長は、処分として給与の10分の1、副市長、教育長もしかり。担当部長においては、20分の1というようなことですね、1カ月分。なら、監査委員さんは、10分の10の1カ月分を返納しとると。職員、市長よりも10倍のペナルティーをみずから

科しておるんですね。私はこれがおかしいと思うんです。

そのような監査をさせられた監査委員が、なぜペナルティーを負わなんのか。私は、もし監査委員の立場であったら、市に対して、いわゆる賠償を行いたいぐらいの、私は気持ちになるんですが、小林監査委員の心境をお聞かせいただきたいと思います。

○森上祐治委員長          小林監査委員。

○監査委員（小林健司）          代表監査委員の小林でございます。よろしくお願いします。

今の印部委員からの御質問は、大きく2点かと思うんですね。一つは、1,575円のうち75円が消費税であったと、このくだりなんですけども、これをちょっと言い出しますと、少し長くなりますが、よろしいでしょうか。

消費税法には、地方公共団体等の特例という条文がありまして、それで、ここに何を書いてあるかといいますと、消費税というのは本来、もらった消費税と払った消費税、この差額を納税します。ただ、地方公共団体の特例は、一般会計は、もらった消費税と同額を払ったものだというふうにみなされて、それで、結果的に納税が出ないんですね。

ところが、これは一般会計だけ。特別会計にまでその特例は適用されないと。これだけ読み解くのに、実を言いますと、消費税法の第60条、私も初めてしっかり見たんですけどね。なぜ、初めてしっかり見たかという、我々は、いわゆる専門家とはいえども、実務家なんですね。税法学者じゃない。それで、地方公共団体の特例に関係するような仕事をふだん、してないんです。ふだんは一般企業、個人事業所ということで、そういう特例という条文があるのは知ってますけども、中身までは精通しておりません。

それで、まず監査において、消費税を払ってるかどうかというところまで目が行ってないんですね。これは、そのとおりであります。それで、仮に目が行ったとして、消費税を払ってませんねという質問を仮に出したとしますと、想定される答えは、これ、実は例の地方公共団体の特例がありまして云々という、多分、担当者の答えになるだろうと。そしてたら私は、ああ、そうですか、それだけでさあっと流れて行って、余り頭に残らないと。これ、記録が残ってないんですけど、何年か前にそのような質問をしたような記憶があるんですね。そのときには、多分といいますか、そんな答えでした。

それで、他市において9年間の間に2回、この件について税務署に訪ねていった市があるそうです。2回とも、要りませんという答えだったそうです。結構、あそこの条文の解釈がなかなか難しく、ちょっと専門的になります。これは言いわけにはなるんですけども。そういうところで、非常に監査としてその辺を見つけるのは難しかったということをまず申し上げたい。

それから、税務署に聞きにいったら、75円が消費税ですよというような、こういう協議にはきちっとなってないはずなんですね。課税されますよということだけなんです。だか



ら、1,500円であっても、その中に5%、8%が入ってますよと、幾らであろうと、5%、8%が入ってますよと。したがって、納税してくださいと。先ほどの特例は、特別会計ですから、特例ありませんと、普通の一般企業と同じ計算で納めてくださいねと、こういう話であったんであろうというふうに思っております。

したがって、1,575円であろうが何ぼであろうが、その中に消費税が入っておるといのが正しい考え方。それで、なぜ1,500円を1,575円に上げたんだと、ちょうど5%分じゃないかと。これを値上げですと言われても、それはそのとおりにしかならないというふうに私は感じるんですね。

監査委員は、ここまで問題に上がると協議をしますけども、今回、問題に上がっておりませんので、監査委員、過去の中村先生も含めて、そういうところで問題に上がっておりませんので、これに対する監査委員としての公式意見はないんです、見解は。今申し上げておるのは、全て、もしそうであるならばという推測に基づいた発言になっておりますこと、ちょっと御了解いただきたいと思います。

それから第2点目、みずからにペナルティーを科したやないかと、何でやと。これは、議員の先生であれば、今のような説明でかなり御納得もいただけるかと思いますが、一般市民の目から見れば、専門家たる小林がついとって何しよんねんというふうに、多分、市民の皆さん、思われるんですね。それに対する私の答えといいますか、みずからに対するはじめ、そういうことで、みずからペナルティーを科しました。

したがって、責任問題とかいうことは全く考えておりません。やっぱり、税理士という専門家からいうて、何とか税というのが未納であったということをやよう見つけなかったという、この、本当にこれ、自分が自分をやっぱりちょっとあかんというようなことで、ペナルティーを科させていただきました。

とりあえず、その2点については以上です。

○森上祐治委員長            印部久信副委員長。

○印部久信副委員長            今の小林監査委員の説明を聞いておりますと、市当局も1,575円の中に消費税は入ってないと、あくまでも使用料であるということを言い、突っ張ってきたわけですね。結局、ことしの6月にその問題が発覚して、それで税務署へ行って相談しようということで、結局、それは消費税と認定されたわけですね。そういうことなんです。

それで今、時効の部分は除いて5年間の消費税を一括して支払うということなんです、今、小林先生が言われましたように、私は、監査委員さんはその責任をとる必要はない、ペナルティーを科す必要はないと。あくまでも、市の当局の虚偽の書類を提出されて、それを審議したことであって、監査委員としてのペナルティーはおかしいと言いましたけど、

小林先生は専門家として、私自身はそういうことを感じて、自分みずから科したということなんですね。

そうなりますと、私どもの議会から監査委員に出ていってもらっている元の中村議員、現在の北村議員は、あえて小林監査委員と同調する必要がないんであって、小林先生は、専門家としての自分のみずからのこのたびの恥じてペナルティーを出しとると、1カ月分ね。ですから私は、中村議員、北村議員は、これは監査委員に出ているんですから、おまえも専門家と同罪だということでもあるんかも知らんけれども、議員として監査委員に出てる人が、そういう正確な書類を出てないことにおいて責任をとる必要は、私はないと思っておるんです。これはこれでいいんです。

もう1点、その南あわじ市は消費税でない、あくまでも使用料であると言い、突っ張っておったんが、26年度に消費税法が改正されて、5から8になったと。そのときに、この間の一般質問の質疑においては、26年度からは1,575円の中に8%の消費税、内税を入れておるといふ明言をされたわけですね。初めてそこで市の当局から、消費税という言葉が出てきたんですね。

そうすると、このたびちょうどこの26年度の決算委員会があるわけですから、このケーブルも決算出てますから審議してみますけど、これが例えば、一般質問で部長が答えた26年度は1,575円の中に8%の消費税が内税として入っておるといふことが言われたわけですね。これ、今回の決算で審議してみないとわかりませんがね。

そうしますと、歳入においても内訳がほんまは要るわけですね。実質使用料、うち消費税幾ら、そして今度は、歳出のほうでは、預かった消費税の合計は幾ら、それに対して費用として支払った消費税は幾ら、差し引き幾らというものが出てこんといかんと思うんですが、これは今、私の、決算書を正確に見てませんので、まだ言いませんけど、今から審議の過程であるわけですが、もし、これが虚偽であった場合、監査委員はこのことについて、監査に立ち入ることができますか。

○森上祐治委員長           小林監査委員。

○監査委員（小林健司）           これもまず、税理士としての個人的見解を先に言わせていただきますけども、内税、外税という考え方があります。それで、内税というのは、消費税を幾ら、幾らと明記しないんですね。だから、1,575円であろうが何ぼであろうが、その中に消費税が含まれていますよと。それから、外税というのは、1,500円が本体価格で、75円が消費税ですよというふうな、預かった消費税を挙げて、そのかわり、支払った消費税も挙がるんですね。これが外税の処理ですけども、ここのケーブルテレビの会計は、そういう処理がなされておりません。もともと、消費税という認識がないんですね。ないから納税してないんですね。

だから、これを虚偽というかどうかというのは、これまた皆さんでお考えいただきたいと思うんですけども、我々といいますか、私は少なくともそこまでは考えていないということです。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 今、監査委員の説明はそうなのですが、現実には、消費税とっていなかったと言いますが、26年度からに関しては、この間の一般質問においては、担当部長は、この1,575円の中に8%の消費税が内税として入っておりますということなんですね。

今、監査委員さんは、その内税は何ぼ入ってる、自由ですというような発言がありましたが、国の消費税が5%から8%に上がった場合、国は5から8に上げましたよ、4月1日から施行しますよということで動いた場合、市は、あえて8をとらずとも、選択せずとも、5であろうが6であろうが10であろうが、自由選択できるんですか、消費税は。

○森上祐治委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） こんなん、自由選択できるものではありません。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 そうですね。国の消費税率を勝手に南あわじだけ4%、5%にできるはずがない。あくまでも、国の法律に基づいて、全国一律でやっとするはずですね。

ですから、今言われましたように、もうこれ以上、監査委員に聞くことはありませんので結構なのですが、このたび、この決算書にちょうど上がってきておりますのでね、26年度。ぜひ、しっかりと審議していきたいと思うんです。

小林監査委員にお願いしたいんですが、できたら、この委員会をそのときに傍聴していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○森上祐治委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） 私、本職のほうが今ちょっと非常事態というぐらい忙しいんですね。本当に、傍聴する時間は多分とれないと思います。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 たまたま南あわじ市は、この委員会もインターネット中継しておりますので、もしよろしかったら、その時間、何時間かかるかわかりませんが、見ていただいて、また、先生のお力を、御意見を伺いたいと思いますので、ぜひお願いしまして、私の監査委員に対する質疑は終わらせていただきます。

○森上祐治委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） 私も、大分、口軽くしゃべらせていただきましたけども、監査委員としての公式見解は、今回については持っておりません。全て私個人たる、小林の意見で言わせてもらいましたので、念のため。

○森上祐治委員長 ほかに。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私もちよっと通告をさせていただいてるんですが、この平成26年度の南あわじ市公営企業会計決算審査意見書、これの国民宿舎事業の関係についてお伺いしたいんですけども、それに先立ってなんです、23ページの比率名という欄なんですけれども、ちょっと誤植があるように思うんですが。これについては訂正していただけますか。これでいいんですか。23ページの表ですが。これは訂正するべきものですね。「宿泊施設利用料何%」になってるんですが、「利用率何%」と。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時29分)

(再開 午前10時30分)

○森上祐治委員長 再開します。  
片山監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（片山雅弘） 監査委員、片山です。23ページの表につきましては、「利用料」でなしに「利用率」です。済みません。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員      わかりました。公式な文書になりますので、訂正しておいたほうがいいかなと思って指摘させていただきました。

本論に入ります。国民宿舎事業というのは、これも一般質問の中で現状の経営状況について悪化が進んでるといふようなことで、打開策という質問もされ、同僚議員から若干厳しい質疑がありました。

監査委員の意見書についても、そういう角度からかなり詳しく書かれておるといふふうに見ております。非常に微に入り細に入り、いろんな数字を駆使をして経営状況というのを把握をする努力が非常にされてきてると。そういう努力があるにもかかわらず、この監査委員の意見書、最終的な監査意見として、意見書の要望事項などを真摯に受けとめ、今後の経営についての方向性の抜本的な見直しを図りたいという指摘がございます。

これも、昨年も同様の指摘があったと思うんですね。同じようなことを繰り返さなければいけない状況について、監査委員としてどのように感想をお持ちかということについてお伺いしたいと思います。

○森上祐治委員長      小林監査委員。

○監査委員（小林健司）      昨年の表現よりは、やや厳しく書いたつもりであります。おっしゃるとおり、昨年もしか、抜本的改革といいますか、改正といいますか、そういう文言を使っておったかと思うんですけども、やっぱりそれが目に見えて出てきていない、そのために、より強い表現に今回はさせていただいたということでありまして。これがまず感想。

それで、どこが悪いんやと、慶野松原荘の。大きく言うと、二つなんです。一つは、総資本回転率が低い、非常に低い。これ、別の言い方、平たくいいますと、売り上げが少ないんです。あの設備の規模にすれば、売り上げが少ないんです。ああいった少ない中で、小手先の改革を幾らやっても、大きな結果には出てきません。

ことしの経常損失が3,000万円。特別損を除いてですね、3,000万円。それで、売り上げが少ないですから、これをトントンに持っていこうとかいうことになると、至難の技といいますか、不可能というふうな答えしか出てこない。そこで、抜本的な云々という言葉になってくるわけです。

それで、じゃあ抜本的なというのは、例えばどんなんですかと。監査委員の公式意見はもうここまでなんです。あとは、抜本的な云々いうたら、大体考えられることは三つぐらい。これは、公式意見をまた超えます。小林個人の意見だといふふうなことで、果たしてこんなところで何していいんかどうかわかりませんが、誰が考えても、多分、例えばどんなんやというたら、その行き着くところは三つぐらいやと思うんです。売却、これは民

営化ですね。それから、一つは廃止。一つは、継続ですが、継続するためには、いわゆるプロが要ります。人間なんです。人間に投資せんといかんと。

結局、今の体制というのはプロがないんですね。マネジャーがないんです。マネジメントするのが。企業を運営していくというのは大変なことなんですね。マネジメント。他の似たような施設というのは皆さん、それに命かけてやっとするわけですから、当然、プロなんですね。ところが、ここはそうでもない。

じゃあ、どういうことに対してのプロが要るんやと。客をとるのにどないしたらええんやという、非常に効果的な企画ができる人。営業できて、それで実際とってきて、財務がわかって経理がわかって、これだけの、一人か二、三人でそういう組織をつくっていかないかんと。こういうトップがないと、なかなか無理なんですね。

だから、いずれにしても、今残ってる現金が2億ちょいですね、2億3,000万ぐらいだったかな。運転資金、多少要るとして、2億しかないんです。何かやるのには、大リニューアルをやるにしたって全然足りないでしょうね。そういうところまで来てる。

幸い、持っておる資産に比べて、負債が極端に少ないですから、ほとんど自己資本ですから、今のうちであればやめるとかなんとかは、まず簡単なことなんでしょう。ただ、これが毎年3,000万、4,000万、5,000万というふうな赤字が連続していきますと当然、2億の資金がどんどんなくなってきます。ゼロになったときに何か対策、抜本的にいうても遅いんですね。

そういう意味において、まだまだ貸借対照表だけ見れば、結構いい数字なんですけれども、今のうちからというふうなことで書かせてもろうております。

もう一度申し上げますが、あくまで監査委員としての公式な見解は抜本の見直し、それを検討するのは関係機関なんですね。監査委員が検討するんじゃないんですね。ただ、例えばどんなのがありますかというたら、小林の個人的意見を申し述べました。

以上です。

○森上祐治委員長          蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員          非常によくわかる説明をいただきましたので、今後の決算審査、また今後、さらに予算の審査、あるいはさまざまなそういう企業会計の問題点について考えていく上で、非常に参考になる意見をいただきましたので、これで終わります。

○阿部計一委員          委員長。

○森上祐治委員長          申しわけない。監査委員への質疑は、通告のあった委員しかできないようになっておる、会の規則で。申しわけございません。

阿部委員。

○阿部計一委員 質問するのと違う。委員の立場として、監査委員さんに聞いてほしいことがあるんで。

○森上祐治委員長 では、特例として。  
阿部計一委員。

○阿部計一委員 今、監査委員からいろいろ消費税等にお聞きをしまして、きのう、印部委員が約1時間にわたって一般質問でいろいろあったわけですが、これは確かに市長も全面的に謝罪をし、また、監査のほう、皆さんもそういうことでペナルティーを科せられていると。ただ、これは我々20人、議員もチェック機関として大きな過ちがあったというか、これを突き詰めていくと、我々20人議員も、おまえら何しよったんやと。やはりそういう間違った議案を指摘していくのも我々の役目でありますし、ほかの17名の議員さん、どう考えておりますか知りませんが、私は、議員もそれなりの、これだけの議員がおって、そんなこと気がつかないんだということも痛切に反省をしておりますので、これをこれからどんどん突き詰めていきよったら、これ、大変なことになるんでないかなと思います。

そういうことで、私自身はそう考えておりますので、小林監査委員さんには大変お気遣いいただいて、きょうも来ていただいて申しわけなく思っておりますんですが、議員の責任ということも、やはり感じていかなければいけないと、こう考えております。

以上です。

○森上祐治委員長 以上で、監査委員への質疑を終結をいたします。  
暫時休憩します。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時40分)

1. 認定第1号 平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について
  - (1) 歳出 款1. 議会費及び関連する歳入
  - 〃 款2. 総務費 〃

○森上祐治委員長 再開します。

それでは、認定第1号、平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定についてを議題とします。

質疑は分割して行います。

(1) 歳出、款1. 議会費、款2. 総務費及びこれらの歳出に関連する歳入について、決算書のページは、歳出は48ページから79ページまで、歳入が10ページから47ページまでです。

質疑ございませんか。

原口育大委員。

○原口育大委員 決算書11ページの市税の歳入について伺います。

まず、市税の調定額に対する、調定額64億余りですけれども、それに対する収入未済が6億6,000万余りあるということで、収納率は89.3%であります。これは、私は90を切ってるということで、他市と比べてもかなり低いというふうに思うんですけれども、その辺の認識はどういうふうに持っておられますか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 市民部税務課長の榎本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま御質問の南あわじ市の市税収納状況でございますけれども、収納率は県下41市町中、下位グループに位置していると認識しております。

○森上祐治委員長 原口育大委員。

○原口育大委員 うちの市が収納率が低いというのは、どんな要因から低くなっているというふうに考えておりますか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 収納率が低い要因といたしましては、納税者全体に対する源泉徴収されている給与所得者の割合が、他市と比べて少ないことが挙げられると思います。南あわじ市の特徴実施率につきましては、収納率がやっぱり同様、下位グループにあります。25年度に兵庫県が実施いたしました個人の住民税の現年徴収率と、あと特別徴収実施率の相関関係というのがございまして、それを見てもみますと、特徴実施率が高い市町の収納率が高くなっていることがわかります。



また、普通徴収で所得が天候や相場価格に影響を受けまして、年ごとの所得が安定しません農業に代表される一次産業の従事者が都市部と比較して多いことも原因の一つに挙げられるのではないかというふうに思います。

また、郡部では、都市部と比較いたしまして、不動産を所有していらっしゃる方の割合が高く、低所得者で固定資産税の高い納税者にとりましては、税負担が高くなっているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○森上祐治委員長 原口育大委員。

○原口育大委員 その結果やと思うんですけども、不納欠損2,200万余りあるわけですけども、不納欠損の影響についてどういうふうな、発生要因とかについて伺います。どんな状況ですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 不納欠損の状況につきましては、平成26年度の市税の不納欠損につきましては、一般会計分で528件、欠損額が2,223万7,787円でございます。対前年度比が536万6,889円で、19.4%の減でございます。

これは、理由ごとに分類してみますと、執行停止して3年継続による不納欠損というのがありまして、その理由が三つほどあるんですけども、その滞納処分ができる財産がないというのが27件で、165万9,490円。それから、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるというふうなことで執行停止したのが28件で38万1,766円。それから、滞納者本人が行方不明でどこにいらっしゃるかわからないというふうな場合がありますまして、それが13件、23万1,118円でございます。計68件の227万2,374円でございます。

それからもう一つ、執行停止の上、即時不納欠損というふうな場合もございます。これも三つほど場合があるんですけども、滞納者が死亡されて、その全ての相続人が相続放棄された場合。この場合がありますまして、これが27件、これが77万2,855円でございます。それから、滞納法人が倒産した場合。これが9件で67万7,236円で、あとこれ、最近出てきたものなんですけれども、外国人の就労者の方が、その就労期間の就労後、納税義務を怠って帰国してしまいまして、それ以後、3年以内に訪日する可能性がないというふうな場合がございます。この場合が2件ございまして、これが4万1,550円で、計38件の149万1,641円でございます。

今のが執行停止の関係なんですけれども、次に、時効による不納欠損というのがござい

ます。これが、差し押さえの解除後、時効を中断させる措置ができずに5年を経過しますと、消滅時効となって不納欠損というふうな状況になります。これが131件ございまして、513万9,133円でございます。

あと、時効にもいろいろ場合がございまして、その税については時効になりましたけれども、他の税は完納したというふうな場合が1件ございまして、これが2万4,100円。それから、その時効に関しましての滞納処分、それから、執行停止をした上でというようなことがあります。これが115件で546万7,838円。それから、本人が死亡されて相続人が未確定のまま時効を迎えたというふうな場合が175件ございました。これが784万3,156円でございます。合計422件、1,847万3,772円でございます。

以上が、不納欠損の状況でございます。

○森上祐治委員長 原口育大委員。

○原口育大委員 今の528件ということで、それだけの不納欠損が出てるという状況の中で、亡くなられたとか破産したというのは、これはもうやむを得ないという感じはします。

ただ、それ以外の分についても、支払いができないということでいろんな対応をされておると思うんですけども、それでも支払いができないということは、もう本当に困っておられるのかなというふうに思います。

そういう意味では、不納欠損に至るまでの対応が大事かなというふうに思うんですけども、収入未済の6億6,000万余りに対していろんな対応を滞納整理の中でされとると思うんですけども、具体的にどういうふうな今、対応をされておりますか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 滞納整理につきましてはいろいろございまして、まず、滞納が発生しますと督促状というのを発送いたします。それがあって、まだなおかつ納税がない場合は、呼び出し状をさせていただきます。あと、分納相談とか分納誓約を結びまして、できるだけ納税ができる状況に、軽い状況にさせていただくというふうなこともさせていただいております。

最悪、もうやむなく、納税の意思がないというようなことになると、そういうふうな通告をするんですけども、最終的には差し押さえというふうな形になっていきます。

以上です。

○森上祐治委員長 原口育大委員。

○原口育大委員 今回の滞納整理の中で、差し押さえとか、その辺の強制徴収あるいは公売とかの手段をとれるところからはとらないかと思っておりますので、とってると思うんですけど、その辺の状況なり実績はどうなってますか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 平成26年度の滞納処分の状況でございますけれども、まず、差し押さえにつきましては323件、それから、参加差し押さえというのがありまして、これは、裁判所等が先に差し押さえしておりまして、それに次にかぶせていくというような形でございます。これが5件ございます。

あと、交付要求、これがいわゆる、これも裁判所で競売等が行われまして、それに何ぼか、もし残ればうちの滞納額に充当させてくれというふうなことでございますが、これが43件ございまして、総計が371件の滞納処分額が2億9,500万円でございます。

換価につきましては、差し押さえについて274件で1,369万8,000円でございます。それから、参加差し押さえにつきましては5件で、68万7,000円で、交付要求につきましては6件、96万3,000円で、合計285件の換価がございまして、金額的には1,534万9,000円でございます。

○森上祐治委員長 原口育大委員。

○原口育大委員 いろんな手段で滞納整理をされておるというのもよくわかりました。あとは、これも聞いてたら、資産はあるけども収入がないというふうな人が困ってるのかなど。特に、ひとり暮らしになったりして、扶養義務がある人も近くにいないというふうな状況の人が困っているような感じを受けます。

今からそういう人がふえてくるやろうということも思いますので、いざそうなったときは、税務課としてもこの前一般質問させてもらいましたけど、生活困窮者自立支援のほうに手だてしていただくというふうなことが必要になると思うんですけど、そこら辺の認識はいかがですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 私どもも全くそういうふうな意見でございます。

○森上祐治委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩します。  
再開は、午前11時10分とします。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時10分)

○森上祐治委員長 再開します。  
質疑ありませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 附属資料の11ページ、市税についてお伺いいたします。本体は、それも11ページです。本体の11ページを、この附属資料で市税の状況というのが詳しく書かれているわけですが、そこでお伺いいたしますが、今回は個人市民税と法人市民税の関係も詳しく書かれているわけですが、個人市民税について、まず最初にお伺いいたします。

ここで、給与所得者、先ほども出ておりましたが、課税対象者の減少というふうになっておりますが、具体的に何名減少したのかお伺いいたします。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 市民部長をしております高木でございます。よろしくお願います。座らせていただきます。

まず、個人市民税は減収しておりますが、その大きな要因は、課税対象者の減少でございます。平成25年度の課税対象者は1万5,059人でしたが、平成26年度は1万4,755人と304人減少しましたが、給与所得者に対する減少と考えております。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 この304人というのは、これまでずっと給与所得者の状況から言えば、この減少率というのはどういうふうに捉まえているのでしょうか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 過去のデータは詳しくとってございませんけれども、この304人という給与所得者の課税減少につきましては、やはり団塊の世代なり、また、私たちの定年退職を迎えられる方が非常に多くなった。それともう一つは、やはり失業なり、早期退職の方が多くなった。やはりこのことは、給与所得者に対する減収と考えております。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 その反面、法人市民税というのは、ここで書いてある建設業、製造業において、法人税割が増額して、他の業種においてもわずかながら増加しているというふうになっておりますけれども、いわゆる世間でいうアベノミクスというのもありますけれども、そこら辺の影響が出てるのかどうかというのは、どうなんでしょうか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 第2次安倍内閣が発足いたしまして、もう3年目になろうと思います。アベノミクスの三本の矢というような形で、その中で、やはりデフレ解消と、あと、またそれぞれの製造部門等の活性化、また、公共事業におきますところの活性化、我が市におきましては、そのあたりで緩やかではございますが、公共事業に対する建設業また製造業に対する業種が向上しました。あと、その他においてもわずかながらの向上が見受けられます。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 その要因というのは、公共事業がふえた、この製造業というのは漠然としてるんですけれども、これも具体的にはどういう業種なんでしょうか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 具体的に申し上げますと、鉄工所関係、機械製作所関係が目につくところでございます。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 それで、こういう市民税の業種別分割というようなことの資料もつく

ってるのではないかと思うんですけど、これまで聞いてきた中では、給料、営業、農業とかいう感じでいつも聞いているわけですがけれども、この決算においてはどういう、それぞれの分野でどういうふうな状況になってるのでしょうか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 先ほど申しあげました一次産業の低迷、それと給与所得の対象者の減少が主に減少の要因となっております。また、平成26年度は、年金所得者の所得の減少というのも見受けられます。また、法人税につきましては、先ほど申しあげたとおり、全体的な微増というところでございますけれども、建設業と製造業に関するところが向上しております。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 緩やかなという説明であったわけですがけれども、こういうふうに法人市民税が少し増収になってるところなんですけれども、それがやはり給与所得者に回っていかなければ、やっぱり景気回復ということにはならないと思うんですけども、そこで、今聞いた給料の関係で言えば、人数は減ってますけれども、1人当たりの給与所得というのはどういうふうに見てるのでしょうか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 課税対象額と対象者を割りますと、前年度より1人当たり3万円減少している傾向にございます。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 そうすると、この決算でいくと、農業も他産地との競合で厳しい状況で、先ほど、給料もなかなか景気回復を受けてない。先ほど言われた年金も目減りしているところでは、この決算から見れば、市民生活というのはなかなか厳しい状況にあるというふうにかがえるんですけど、その点、どういうふうに見てるのでしょうか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 景気回復と言われる昨今でございますけれども、やはり地方

部におきましては、高齢化等が進んで、なかなか大変な経済情勢であると認識しております。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 市長は、市の基金がふえたというふうに言われておって、市の財政も好転しつつあると言われておりますけれども、しかし、この決算から見れば、市民生活というのはなかなか厳しい状況にあると思うんですけど、市長の認識をお伺いしたいと思います。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今も部長のほうから説明があったとおり、中身については少しそういう指摘がされるのかなと思います。しかし、市は全体的な歳入というんですか、この市税も大きな一つでございまして、大事にせないかんわけですが、やはり国・県の交付金なり、そういう部分ではかなり配慮をさせていただきまして、そういう全体の歳入というところを見ると、安定とは言いませんが、少しそれをカバーしていただいているということです。

それは本来、吉田委員のおっしゃるとおり、給料がどんどんそっちに回っていく企業との従業員との関係ができれば一番いいんですが、これ、私どもがどうこうせえというようなどころまで言える話ではございませんので、あくまでもそういう状況が出てくれば、大変ありがたいなとは思っております。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 そしたらちょっと、少し今、市長の言葉から説明をお願いしたいわけですが、その国・県で支援があると。改めての支援というふうに受けとめたわけですが、それは決算の中ではどういうふうに反映してるんでしょうか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 財政課の和田です。よろしく申し上げます。

市長の申し上げた国・県の財政的支援といいますのは、国庫なりで補正予算の段階で、改めて地域支援の地方創生等の交付金等の措置もございまして、現在のところ、そういう形で国の財政支援はいただいているというようなことかなと思っております。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 そうすると、地方創生というのは全国で出されてるわけで、南あわじ市が特別ということではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 国・県自体の支援といいますのは、特別、南あわじ市というような形でなしに、地方財政全般に通じての支援という形になってこようかと思っております。以上です。

○森上祐治委員長 ほかに。  
谷口博文委員。

○谷口博文委員 ちょっと10ページの入湯税とたばこ税についてお尋ねするわけですが、入湯税というのは、市内宿泊施設、観光施設において当然、150円ぐらいの入湯税を、これ、4,000万か4,900万円ふえとと思うんよね。これは宿泊客がふえて、利用客が多かったということは非常にありがたいことなんやけど。

そこで、私は簡潔に言うんやけど、伊加利のうずしお温泉が、これは入湯税というのは目的税ですわね。その辺、まず確認しますわ。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 一般的に申し上げますと、目的税です。

○森上祐治委員長 谷口博文委員。

○谷口博文委員 一般的に申し上げなくても、入湯税というのは目的税で、観光施設の整備であつたり消防施設の整備に充当するという認識やと私は思うのやけど、その辺、間違いございませんか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） そのとおりだと思います。南あわじ市の場合、定められとる



範囲で執行させていただいております。

以上です。

○森上祐治委員長 谷口博文委員。

○谷口博文委員 そこで、そういう宿泊施設が利用するうずしお温泉が非常に、前回にも私も、前のときにもお願いしてんけど、やっぱり源泉の湯量、すばらしい温泉が出が悪くなってると。それをボーリングなり何なりするのに、その辺の金を入れていただいて、市内の宿泊施設でそういうふうな温泉利用をしていただくことによって、観光客に来ていただいて、そういう入湯税を市のほうへ納めてもろうとんのよ。

そこらをしっかりと、私は前にも対策してくださいというてお願いしてんけど、その辺はどういうふうにしていただく予定でおられますか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 入湯税の歳入につきましては、平成26年度で約5,000万ですね。その充当先といたしましては、環境衛生の施設整備という形で、合併浄化槽の設置補助に対して、入湯税の充当を900万。それと、消防施設整備ということで1,000万。あと、観光施設整備という形で、サイクリングターミナルの改修工事に対して1,427万5,000円。それとあと、観光振興という形で、観光施設の整備を除いた分で、観光協会の補助金等に対して1,000万。その他含めまして、全体で4,927万5,000円の入湯税の充当をさせていただいております。

○森上祐治委員長 谷口博文委員。

○谷口博文委員 要は、今まで入湯税いうたら4,000万ぐらいだったんよの、今まで。それが900万ふえとるということは、市内の宿泊施設に観光客がそれだけ多くの方が来て、市内のやっぱり景気回復に役立つと。その段階で、うずしお温泉なんか、湯が足らんさかいに、  
・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その辺やっぱりそういうふうな入湯税、目的税を持ったやつで、一度、うずしお温泉の、これは川上委員のおひざ元なんやけん。その辺の要望は、商工観光課のほうに上がってませんか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 改めて失礼します。商工観光課の川上です。よろしくお  
願います。

うずしお温泉組合のほうから一応、協議として、書面としては上がっておりませんが、  
お話を一度しようということで上がっております。湯量が減ってきてるので、今言われま  
したように、早急に調査と対応にちょっと研究したいと思います。よろしくお願ひしたい  
と思います。

○森上祐治委員長 谷口博文委員。

○谷口博文委員 ほんまに、ゆとりっくの風呂でもそういううずしお温泉、ほんで、松  
原荘にしたって、新しくニューアワジやなんかでも、うずしお温泉の湯量が足らんさかい  
に、・・・・・・・・・・・・・・・・・・当然、入湯税をとりよるのやさかい、その辺しっ  
かりとやったっていただきたいというのと、もう1点、委員長、続けて、たばこ税につい  
て聞いてもよろしいですか。

○森上祐治委員長 どうぞ。

○谷口博文委員 たばこ税についてお尋ねすんねけど、たばこ税は、これは値上げし  
てから減少にあるのやけど、この辺の認識は。喫煙者、どういう原因で減つとるのす  
か。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） やはり、たばこの消費本数は、やはり年々減っております。  
健康志向等の認識が高くなったということで減っておると思います。

○森上祐治委員長 谷口博文委員。

○谷口博文委員 たばこ、分煙というか、たばこというやつは値上げして、これは喫煙  
率が減つとるさかい減収しとるのやけど。今、日本の法律でたばこ吸うても構わんのよ  
の。ほんで、我々でないけど、たばこ税というのは未納なんかないでしょう。必ず、さ  
っきも未納でないけど、たばこというのは確実に入ってきよるわけやね。

ほんで、そういう喫煙場所をこの庁舎でももっとええやつこしらえてもらわなんたら、  
市民、ここへ来て、どこかその辺、つくる考えはないんけ。市民の方やったって、2割か  
3割の方が来られて、たばこを吸うところが、まともなところがないような状況で、こん

なんで構わんのけ。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） 管財課長の土肥です。どうぞよろしく申し上げます。

先ほど委員のほうから言われた部分については、庁舎の前に、やっぱり庁舎内というのは禁煙なんで、喫煙できる場所は、庁舎の外になってしまいます。現在のところ、バスがとまるところに1カ所、市民のために設けております。

○森上祐治委員長 谷口博文委員。

○谷口博文委員 それで、サービスエリア、どこに行とったって、サービスエリアに喫煙場所というてあんのよね。風除室、ダクト、屋根、そういうふうなやつぐらい、せめてそれぐらい、たばこを吸う人の。それは、吸わん人の権利もあるけど、吸う人の権利というやつも認めていただいて、どこか庁舎の外へ、サービスエリアにあるような、あんなやつをどこぞに建ててほしいのやけど。

これは私の意見でなしに、多くの市民がそない言いよんねん。ここへ来られた方が、市民が来て、ちょっとたばこを吸ういうたって、どこで吸うていいかわからんさかいやいうて、そんなポイ捨て禁止するように、しっかりとしたたばこを吸う、喫煙者のマナーを守るためのそういうふうな施設ぐらい、当然、つくって当たり前や。

これ、多くの市民が言いよんねんで。これ、私の意見と違うで。そこらを、多くの市民が言いよる施設を、やはり公共の施設のところでしっかりとした、たばこを吸うマナーを守れるような、サービスエリアみたいなやつをつくってほしいと思うのやけど、どうですか。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） 喫煙場所につきましては、屋外のほうで今のところ1カ所だけなんですけれども、ほかに置けるところがないか、また今後、検討していきたいと思えます。

○森上祐治委員長 谷口博文委員。

○谷口博文委員 サービスエリア、それは皆さん、寄られると思うんやね。そこへ寄ったときに、しっかりとした風よけ、雨よけ、そういうふうな等があんのよの。せめてそれ

ぐらいは、南あわじ市にしたって、たばこを吸いよる人の権利というやつも認めてあげて、そんな、ほんまにマナーを守れないように、屋外で吸うてポイポイト、それは道端とか側溝へたばこの吸い殻をほかすようなことのないようによろしく願いして、これはもう終わります。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 今、これに関連してなんですが、私もこのことについては言いたいと思ってチェックしとったんですが、まさに言われるとおりでしてね。これ、たばこ税 3億7,000万円余りが入っておるんですが、これは目的税でもなし、特定財源でもないと思うんですが、南あわじ市は、この喫煙者に対して、とにかく嫌煙権というのは我々も当然、認めるわけですが、この喫煙者に対して3億7,000万円の税収があるわけですから、何もこれを全部使えとは言わんのですが、何か喫煙者に対して行政として、今現在やっていることがありますか。誰でも答えてくれる人でいい。

○森上祐治委員長 答弁。  
暫時休憩します。

(休憩 午前11時33分)

(再開 午前11時34分)

○森上祐治委員長 再開します。  
財政課長。

○財政課長(和田幸三) ただいま副委員長のほうが言っておられました税収について、言われとったとおり、特定財源等でもございませんし、一般財源として財源で充当しておりますので、特にこれという形で喫煙者に対する対策というのは行ってないように思っています。  
以上です。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 これ、私も先ほど同僚委員が言われておりましたように、やっぱり納税者が納税しとるから、我々、納税者にも何とか考えてくれというんではないんです

よ。税金を払うとるから、我々に対して還付するような事業をしてくれと言いはるんではないんです。

ただ、言っておりますように、やっぱり市内で喫煙者がこれだけおって、これだけの税収が入ってきよるという事実もあるわけ。ですから、その南あわじ市の喫煙者に対してどのような、今言ってきましたように、庁舎の隅のほうでも、どこでもいいし。それでまた、市内の人が寄るような場所でも、喫煙するような場所とか、そういうことはやっぱり行政としても考えていかんといかんのでないかと思うんですね。

それでないと、先ほど言いましたように、喫煙場所があるないといいますと、もうポイ捨てが起こる、いろいろなことが起こって、やっぱり風紀上もよくないようなことも起こりますんでね。やっぱりこれ、今まで考えてないとはいいつつ、やっぱり考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） 先ほども申しましたように、今後、たばこが吸えるような場所等について、また検討していきたいと思えます。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 とにかく、我々、喫煙者も嫌煙権というのは、もう十分認めておるんです。けど、納税者として、やっぱり今、制度として認められておる納税者に対してもそれなりの。何も、対価を求めるといような考えは決してありません。3億7,000万円払うておるのを、3億7,000万円の税収を皆、この喫煙者に対して使え、そんなことは言うつもりは毛頭ないんですが、今までの質疑を聞いておりますと、ほとんど喫煙者に対する配慮もないように思うので、できたら今、言っていますように、そういうようなことも前向きにぜひ考えていただきたいということを申し上げまして、この点について、私は終わっておきます。

○森上祐治委員長 ほかに質疑ありませんか。  
阿部計一委員。

○阿部計一委員 私も関連で。今、お二人の委員さん、これはたばこを吸われる。私はたばこを吸いませんので、私のほうが説得力があると思う。

それでね、これは庁舎をやるときから、私はそういうことを言っていたんですよね。それで、これは市長等の答弁の中でも、県の条例に基づいてもう仕方のないことやということ

で、それはやっぱり、知事の条例で決まったことに逆らって、市だけ独自の方法をとるといような、これはそういう気持ちもわかりますし、しかし、ずっと見てますと、合併するまでも、今でもそうですわね。市民からよく聞くんです。職員は、阿部さん、外へ出てばらばらと何しよるのやと、いやいや、あれはたばこ吸うところはないし、やっぱりたばこ好きな人は出てきて吸いよるのやといようなことで、非常に何か環境といつか、この風景が、ほんまに職員がさぼっとるような。

今、何か吸うところあるやいうけど、そんなのないと思いますよ。わしも出ていきよったら、たまにたばこ吸いようのかといようなもんでやで。ほんまにばらばらな状況になつとんのよ。それよって、やっぱり1カ所どこかに、そんなきちとした喫煙所でなくても、ちょっとたばこを吸いたくなったらここへ行って、一定のところで吸うといようなことをやっぱり考えてほしいなと思います。

今言いよったように、約3億7,000万もの自主財源が入ってきよるといこと、やっぱりそういうことも踏まえて、やっぱりその県の条例に逆らわん程度の方法はあると思いうねん、考えたら。そういうことをほんまに考えてもらわなんだら、結局、一生懸命やる職員さんも、一般市民から見たら、何かさぼっとるといような感覚でとられるところ、はっきりありますよ。我々はわかっとるから、そういう理解で、ああ、たばこ吸いよんねんの、大変やのといような形で言いよんねけどもね。市民はそんな感覚でとってないと思いうんです。そんなんで、これは1回、市長に答弁を求めたいと思いうんです。

○森上祐治委員長            市長。

○市長（中田勝久）            今、3人の委員さんからこの喫煙の考え方、要望があつたわけですが、先ほども土肥課長からも、具体的な答弁とは聞き取れない部分もあるんですが、前向きに取り組んでいきたいといことなので、私のほうも、どこでそういう喫煙場所ができるんか、どういう程度のものが可能なのか。これは、担当のほうでちょっと調査、調べて協議をしてもらおうよう指示いたします。

○森上祐治委員長            ほかに。

蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員            先ほど、入湯税の話が出つたわけですが、平成18年と、それから23年、25年と、ちょっと推移を見ておつたわけですが、入湯税の関係ですね。平成18年4,200万ほどの入湯税。23年は3,900万で、25年度は4,400万と。26年度に4,927万といこと、入湯税は増加傾向にあると。これについては、観光客の入り込みが一つはふえてる、あるいは、こうした入湯税を徴収できる施設がふえてい

る、そこでの利用者がふえているというようなことだろうと思うんですけども、そのあたりの分析の中身を、もししておれば説明いただけますか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） ただいま蛭子委員さんがおっしゃられましたとおり、施設と観光客がふえてるんですけども、入湯税に関しての細かい分析はしておりませんが、近年のところは増加している傾向はあります。

○森上祐治委員長 蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員 ふえてるということは非常にいいことだと。特に、健康ブームとか、各地で温泉というものを利用する、そこがないと逆に観光客がこないとか、こういうことにもなるかと思うんですね。

南あわじ市内には、入湯税をかけられる鉱泉というんですか、温泉というんですか、どちらになるのかな。鉱泉という言い方がいいのかな。温泉という言い方がいいのかな。そういう種類ですよ。これは何種類あるんでしょうか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 南あわじ市には6カ所あります。うずしお温泉と南淡温泉と、潮崎温泉、三原温泉、サンライズ温泉、筒井温泉でございます。

○森上祐治委員長 蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員 それぞれの年間の湧出量というのはわかるんですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 今、データはございません。申しわけございません。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 入湯税の納めていただいておりますホテル、それから民宿、旅館でございますけれども、全部合わせまして31軒でございます。

○森上祐治委員長 蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員 今、31軒というのは、これは観光施設及びゆとりっくであったりゆ一ふるであったりということになるかと思うんですけども。宿泊のところだけということですか。すると、31軒ということでもありますけども、データとしては、うずしお温泉、南淡温泉、サンライズ温泉、いろいろあるんですけども、その湧出量についてはつかんでいないということであれば、これはやっぱりちゃんとつかんでいただいて、特に温泉というのも貴重な資源ということになってくるかと思うんですね。

そのあたり、やっぱり商工観光課としても、貴重な観光資源という位置づけを持って、状況調査をしっかりとしていくべきでないか、過去においての状態がどうであったか、現在どうであるのか、ここについての調査をしっかりとやるべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 先ほどもありましたように、うずしお温泉等の湯量が少なくなってきたので、6カ所の温泉につきまして、湯量を調べてみまして、今後の観光資源についてどのようになっていくかということ調べていきたいと思えます。

○森上祐治委員長 ほかに。  
木場徹委員。

○木場 徹委員 市税と交付税のこと、関連についてちょっとお尋ねします。交付税の場合、約100億ぐらい、26年度入っておるんですが、これは合併の特例でかなり通常の算定より多く交付されとると思うんですけど、その辺、ちょっと説明お願いします。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 交付税につきましては、合併特例という形で、合併算定がえという期間が約10年間ございまして、今後、本来、前の新市建設計画の延長がなければ本年から順次、交付税が減るといってございまして、合併特例債については5年間延長しましたが、交付税については、今後5年間で当初予定しておりますのが、約20億減額になるであろうと。ですから、100億であれば80億程度の交付税になってこようかという試算をいたしております。



ただ、合併特例債については、5年間延長しているというような形で、順次、1、3、5、7、9という形で、31年までの間にそういう形で段階的に縮減するような交付税の算定になろうかとは思っています。

○森上祐治委員長 木場徹委員。

○木場 徹委員 31年に約80億ぐらいになると、交付税が減るということですが、その中で市税ですね。市税の交付税に対するいわゆる基礎データというか、県を通じて国に出しておると思うんですけども、そのいわゆる市税の課税、本来とるべき金額をするのか、それとも、収入済額が交付税の算定に入るのか、どっち。その辺の説明をお願いします。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 多少、ちょっと難しくなるんですけども、交付税と申しますのは、一般的には市税の75%が基準財政収入額に算入されます。ですから、どのようになるかといいますと、当然、市税が下がれば交付税がふえるというような形にはなるんですけども、合併算定がえ等の経過から申し上げますと、合併算定がえというのは、4町でそれぞれ計算しとった交付税のほうが、南あわじ市で算定するよりも20億多い算定が可能だったんで、合併特例という形でその20億については10年間は保証しましょうと、あと5年間で段階的に減しましょうということですので、それぞれ、その段階での市税については、交付税に算入する75というのは、ずっと一緒な算定になっております。

○森上祐治委員長 木場徹委員。

○木場 徹委員 ちょっと最後、わかりにくかったんですけども。要は、市税がふえても減っても、この5年間は変わらんということですか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 基本的に、市税がふえれば、25%の部分については、財政的には楽になります。ですから、財政としましても、市税の増加は望んでいるところがございます。

○森上祐治委員長 ほかに。

熊田司委員。

○熊田 司委員 固定資産税の件で、償却資産ですよね、新規設備投資による税収増を償却による税額が上回ったことにより減収となっているということなのですが、これ、平成25年、平成26年のそれぞれの新規設備投資による税収と償却による税収と、わかりますか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 今現在、手元には詳しい資料を持ち合わせておりません。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 また後で聞きます。

○森上祐治委員長 ほかにありませんか。長くなりそうですか。

そしたら、暫時休憩します。

再開は、午後1時からとします。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午後 1時00分）

○森上祐治委員長 再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のページ数は、決算書の歳出が48ページから79ページまで、歳入が10ページから47ページでございます。

質疑はございませんか。

税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 午前中に熊田委員さんから御質問のございました新規償却資産についてでございますけれども、課税標準額が150万未満につきましては免税となる関係がございます。年度によって、課税か非課税か、入れかわる納税者がありまして、結論的に申し上げますと、把握できていないのが現状でございます。

ただ、平成23年度から26年度までの納税者数と、あと調定額を比較してみますと、

23年度の人数につきましては1,289、24年度が1,274、25年度が1,303で、26年度が1,306、それから、調定額につきましては、償却資産税が6億2,480万円、それから、24年度が5億7,220万、それから、25年度が5億3,000万で、26年度が5億300万になっております。

人員数は横ばいですが、調定額につきましては、徐々に減少してございます。ということは、経年変化と、あと新規分のバランスについて、人員数が横ばいで税額が減少傾向にあるということでございますので、設備投資がそれほど行われていないということになるかと思われまます。

以上でございます。

○森上祐治委員長 熊田司委員。

○熊田 司委員 先ほど、同僚委員のほうから、個人の所得についての話もありましたけど、ここら辺がやっぱり市としてこれから先の経済状況をつかむ一つの数字になるのかなと思いますが、こういう状況を踏まえて、税務課のほうでは南あわじ市の置かれてる現状、どのように把握されておりますか。

特に、この景気に関しての市の現状ですよね、どういうふうにとらえられて。さっき言いましたけど、設備投資が進んでないとなってくると、その分、経済状況が先行き不安なのかなと思うたりもすることもあるんで、そこら辺の感想だけ言うていただけたらと思います。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） まず、一次産業におきますところの、業種別における一次産業におきましては、大きな増減は見られておりませんので、生産力が維持できる限りは現状維持と考えております。また、建設業、製造業につきましては、やはり景気対策に影響を受けます。ですから、今後の経済の見通しによって、成長するか、また現状維持になるかということが問題となっております。また、宿泊業、生活関連サービスにつきましては、宿泊業は大きな増減はございません。生活関連サービスにつきましては、主に観光等になるんですけれども、所得の増加という傾向が見られております。

また、個人の所得につきましては、先ほど申しましたように、給与所得がやはり減少というのが気がかりでございます。一次産業につきましては、やはりそれも生産力の維持がどれだけできるか、また、TPP関連のマクロ的な経済もでございます。

それとあと、営業所得につきましては、現状維持より若干今、下がっておりますけれども、これからの景気次第というところもでございます。ただ、際立ってアベノミクスから顕

著なのは、譲渡所得とか株式、また配当所得が近年上がっております。これはNISAとか金融施策に伴う、またあと、株価の上昇がアベノミクスになってから100%増というような時期がございましたので、そこら辺は所得として反映されておるものと考えております。

○森上祐治委員長           ほかに。  
      吉田良子委員。

○吉田良子委員           決算書の32ページの基金運用収入、これ、3月補正で4,800万ほど組まれたのかなというふうに思っておりますけれども、いろんな債券を買って、その運用益だというふうに思うんですけれども、具体的にどんな債券を買われてこれだけの収入があったのかというのをちょっとお尋ねします。

○森上祐治委員長           会計管理者。

○会計管理者（堤 省司）       会計管理者、堤と申します。よろしくお願いたします。  
      今、御質問がございました基金の、これは運用でございまして、基金の運用につきましては、債券と預金というふうなことで運用いたしております。

      26年度末につきましては、定期預金、特別会計、一般会計合わせてでございまして、約39億ございます。それで、債券につきましては、61億9,600万、そのような金額で処理をしております。

      そのうち、今回、債券の運用収入として計上してございますのは、財政調整基金の債券3億円分の入れかえによりまして、1,390万5,000円。それと、公共施設整備基金2億円分の債券を入れかえいたしまして、927万円。それともう一つ、水道事業調整基金の4億円の債券を入れかえいたしまして、2,501万2,000円という収益を得ております。

      買いかえいたしました債券につきましては、売り払いの債券につきましては、財政調整基金並びに公共施設のものが大阪府債でございまして、額面5億円、10年債でございまして、それを売却いたしました。もう一つ売却したものが水道事業の基金でございまして、それは国債でございまして、20年債のものを売却いたしました。それに対して、全部で9億円を売却したわけでございますけれども、その9億円につきましては、今度、入れかえですから購入したものが福岡県債、額面9億円。それを購入いたしまして、その入れかえの差益が4,818万7,000円と、そういうものでございます。

      以上です。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 この資金運用というのも一つのお金を生み出す大きな財源になるわけですが、今の話ですと、大阪府債を福岡というふうに入れかえたような話だったわけですが、そこら辺の、どこが、兵庫県債というのもありますけれども、確実性も言われますし、こんな自治体が発行している債券というのは倒産とかそういうものはない、リスクは少ないと思うんですけれども、そこら辺の見ていく基準というのは、何か持っているのでしょうか。

○森上祐治委員長 会計管理者。

○会計管理者（堤 省司） 現金の運用につきましては、地方自治法等で定めがございまして、今、委員御指摘のもので、株券を買ったりということはできないようになってございます。運用できるのは国債、また地方債、政府保証債というふうな確実性の高い債券並びに当然、預金と、元本保証のある預金という形で運用しておくというふうな形が地方自治法に出てございますので、その範囲で運用いたしております。

公債の部分、どこの自治体の債券を買うのかというふうなことになりますと、また、売却するタイミング、また、売りに出るタイミング、年がら年中出ているというふうなものではございませんので、そのタイミングに合わせて購入、また入れかえというふうな形をとってございます。地方自治体、日本国中、発行しておるんですけれども、県なり市なり発行しておりますけれども、どこのものを買ってどこのものを買わないというふうなことは考えてはございません。全部統一をして考えてございます。

以上です。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 財産を運用するときに、買う都道府県の債券で利率のいいものを優先的に買っているのかなというふうには思うんですけれども、これも3月補正であったわけですが、その3月補正でなければ、この金額はわからなかったんですか。

○森上祐治委員長 会計管理者。

○会計管理者（堤 省司） 債券の、国債は年中発行されておりました、いつ、それも国債の相場というのは景気の動向によりまして利率が上下いたします。その上下の度合いを見まして、一番最適な時期というのがいつなのかということも、当然、判断していかな

ければならないとは思ってございますけれども、実際に基金を運用するわけでございますけれども、基金を取り崩しとか、また積み増しするというのは、補正予算等もございまして、現実的には3月ぎりぎりの時期に基金を積み増しとか取り崩しをいたしますので、その時期に合わせて、この債券の入れかえを行っておるというのが現実でございまして、時期的にはそういった、年がら年中、入れかえしようと思うたらできるんですけども、南あわじ市の運用として、年度末あたりということで入れかえをいたしてございます。

以上です。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 3月末にという話でありますけれども、こういう大きな金額が運用として出てるのであれば、やっぱりその補正予算も3月、6月、12月とあるわけですので、その時点でお金、運用ができれば、市民サービスのほうに回せるのではないかなという考えがあるんですけど、その点いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 会計管理者。

○会計管理者（堤 省司） 委員御指摘の運用益につきましては、このたびの監査の意見書等にもございまして、御意見、指摘をいただいているところでございます。運用益は非常に大きな金額、このたび上がっておりますので、ほかの自治体を参考にもしながら、より基金運用について効率的な運用を図ってほしいというふうなことで、その方針で今後臨んでいきたいと思っております。

以上です。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 ちょっと決算を見ますと、この4,800万円余りのお金は、何か基金の積み増しに使われているように思うんですけども、なぜ一般財源に置いていて、翌年度に何かサービスに使えないのかというふうな考え方もあると思うんですけど、なぜこの基金の積み上げに使われたんですか。

○森上祐治委員長 会計課長。

○会計課長（松本典浩） 会計課課長、松本です。よろしくお願ひします。

どの基金条例も似たようなところがあるんですけども、あくまで繰り越しの運用につき

ましては、一旦、予算に計上して、基金に編入するものとして決められてますので、それを守ってやっております。

○森上祐治委員長 吉田良子委員。

○吉田良子委員 そしたら、一旦基金に積み上げて、また今後の活用に生かしたいということになるわけですか。

○森上祐治委員長 会計課長。

○会計課長（松本典浩） そうです。ただ、基金のほうの条例で、それぞれの基金は、その目的のものの上で使うというふうになっておりますので、それにやっぱり従ってやることになると思います。

○森上祐治委員長 ほかに質疑ございませんか。  
小島一委員。

○小島 一委員 決算書の53ページの入札のシステム関連ですが、附属資料32ページに、26年度の入札の執行状況がございます。件数に対して契約件数が45件ほど少ないんですが、この45件というのは、次年度、今年度で契約できたか、その辺、どういふふうになっておるのか説明をお願いします。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） 入札の執行件数については314件で、あと、契約件数ということで、落札件数が269件ということで、それ以外は執行をしていない部分でございます。落札率については、85.94%となっております。

この部分については、入札執行件数のうち、入札を打ち切りした件数といたしまして、不落が24件、それから、不調が16件、それから、入札中止が6件ということで、計46件の入札を打ち切りにしたような形でございます。

○森上祐治委員長 小島一委員。

○小島 一委員 いや、それは見たら、不落とかはあれやけども、45件積み残しとるわけじゃの、事業を執行すべく入札かけて、不落、不調、中止で停止しとるわけでえか。

これをどないしたんかということをお尋ねしとる。もう、事業をやめたんですか。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） 再度、入札したりしたのもございます。

○森上祐治委員長 小島一委員。

○小島 一委員 いや、必要やから入札かけたんじゃの、この事業として。それで、再度かけたものもありますよいうて、じゃあ、かけらなんだものは、もう事業をやめたんですかということをお尋ねします。

○森上祐治委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 総務部長の細川でございます。よろしく願いたします。

まず、先ほど今、課長のほうから申しあげましたように、執行いたしましても不落、不調等は当然、あるわけでございます。その中で、災害等で緊急を要するものにつきましては、事情等によりまして緊急を要する場合は、随契にいたしておるものもございますし、時間的な余裕があるものにつきましては、再度、入札にかけたりしております。

細かな数字については、ちょっと私のほうの手元にはないんですけども、各担当部署で再入札に上げたり、随意契約ができるものについては随意契約で処理しております。

以上でございます。

○森上祐治委員長 小島一委員。

○小島 一委員 ということは、事業は形をどうあれ、変えてでも執行は必ずしておるといふふうに理解してよろしいですか。

○森上祐治委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 細部につきましては、担当部署といたしますか、事業課等、担当部署になるわけですけども、今、確認いたしましたら、そういう形で執行しておるといふことでございます。

○森上祐治委員長 小島一委員。



○小島 一委員       それと、これはたまに耳にするというか、言うてこられる方があるんやけども、入札に関して、設定価格100%で落札することが多々あるというふうなことで、一生懸命、最低をねらっていても失格になったりして、なかなかとりにくいというふうな話も。これは、入札の件は、これまでもいろいろと委員から質問もあったと思うんですけども、こんなことは耳にしたことありますか。

○森上祐治委員長       管財課長。

○管財課長（土肥一二）       私のほうではございません。

○森上祐治委員長       小島一委員。

○小島 一委員       それは、直接言っていないか、わざわざ結果表を持ってきて、そういうことも言われてこられる方もあるんですわ。それに対して、それはもうたまたまそういうことになったんかと思うんですけども、やっぱりその辺が何回も続くと、やはりそういう疑念を持たれる方、何か、行ってもどうせとれれへんからとか言うて、入札辞退されるような方もあるように直接聞きましたので。

その辺の対応について今後やはり何らか、対応いうたって、もうこれは結果論ですのでしゃあないと思うんですけども、その辺、入札の仕方もあわせて、やはりいろいろと対応していかないかと思うんですけども、どないですか。

○森上祐治委員長       総務部長。

○総務部長（細川貴弘）       確かに、うわさ等は、直接は耳にしたことはないんですけども、確かに、最低制限価格ちょうどで落札、何件か続いたという事実も、正直言ってございます。ただ、入札の調書というんですか、入札の直前に私がそのものを記入いたしまして、封印して、それで入札の、今、電子入札ですので、その結果を見る直前に開封して、それで予定価格なり最低制限価格なり入力して、電子的に落札者を決定するというような形にしておりますので、適正に執行はいたしておりますので、それ以上のことは私のほうからは、御答弁はできかねます。

以上でございます。

○森上祐治委員長       小島一委員。

○小島 一委員        そういうふうなことやと僕も思うんです。ですから今後、そういう疑念が発生しないように、こっちも期待をしております。

以上で、とりあえず終わっておきます。

○森上祐治委員長       ほかにございませんか。

蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員        決算書、歳出は54ページになるかと思うんですが、これの嘱託精神科医、相談謝礼1万2,500円と、わずかな金額なんですけれども、かねてよりメンタルケアといいますか、職員の退職事由の中に、メンタル的な理由も見受けられたこともあったかに思うんですけれども、近年、そういう傾向はどうなっているかについて説明いただけますか。

○森上祐治委員長        総務課長。

○総務課長（垣 光弘）        総務課の垣でございます。よろしくお願いたします。

精神的なことで休養なりされている方が市役所には何人かおります。27年度当初から3人の職員がメンタル的なことで病気休暇に入り、休業しておりました。1人の職員は、8月に退職されました。1人の職員は、現在も休職中です。あともう1人の職員は、現在復帰しております。

以上でございます。

○森上祐治委員長        蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員        合併してからの職員の退職者数も結構ふえてると。そういう中で、こうしたメンタル的な問題を事由にしての退職というのは、これまで何例ぐらいあったんでしょうか。

○森上祐治委員長        総務課長。

○総務課長（垣 光弘）        自分は、今現在、メンタル的な部分で、途中で退職したというのは、今年度メンタル的な部分で退職した人は、今回が初めてかなと思っております。病気休暇中に退職した人は初めてかなと思っております。

○森上祐治委員長        蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員 思っているということではなくて、そういうメンタルケアの大切さということを重視をして、嘱託精神科医の配置をしていると。これまでも、そういう休職になったりとか、職場復帰を果たせなかったケースもあるやに聞いておるんですけども、そういうことはなかったんですね。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 精神科嘱託医さんには、職員が復帰するに当たって主治医の先生プラス精神科の嘱託医さんに診断をいただいた中で復帰するというふうなシステムになっております。もう一度、済みません。

○森上祐治委員長 蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員 ですから、これまでに私の知ってる範囲では、そういうメンタル的なことも理由にして休職があったり、その延長上で退職があったりというような例も何例かあったように聞いておるんですけども、そういうことが今、課長はないということだったんですけども。ないということでもいいんですね。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 一度、調べてみたいと思います。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 ページ、28ページの総務費委託金で、徴税费委託金6,800万余りがありますが、この徴税费委託金6,800万というのは、市が市県民税を同時に収納しておるわけですね。これ、市民税の個人市民税18億余りで未納が1億9,000万円で、90%以下の収納率ということなんですが、これから逆算しますと、県民税が12億前後かになるかと思うんですが、この6,800万円というのは、県民税に対して、これは委託金として何%かという割合が決まっておるんですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 県民税徴収事務費の市町交付金につきましては、1件当たり

3,000円の交付金があります。件数につきましては、2万2,851の件数がございます。あと、県税の関係の還付の立てかえとかがございましたので、その分でございます。

初めに申しあげました3,000円の分につきましては、3,000円掛ける2万2,851で、6,855万3,000円、それから、県税の還付金等につきましては、719万4,943円で、トータル7,574万7,943円ということになっております。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 これ、きょう、午前中、同僚委員がこの収納率が90%を切っておるということなんですが、これ、収納率を切っておるということは、南あわじ市の市民税もそうでありますけど、県民税も同じ理屈になってくるわけですね。南あわじ市に何年前かに、いつだったかは記憶にないんですが、何年前かに、県職員がこの収税するがために常駐、何日か何カ月か忘れましたが、県の職員が常駐してきたことがあると思うんですね。そういうように、県の職員が市へ常駐して収税を手伝うということは、収納率が何割を切った場合には県から出てくるとか、そういうような何かルールはあるんですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 収納対策の関係の県の職員の派遣については、市のほうからの派遣依頼で来ていただくというふうなことになっておろうかと思えます。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、何年前かは定かでないんですが、県の職員の方が何人か市に駐在しとったということは、市が県に要請したということですか。

○森上祐治委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 今、私は所管外なんですけども、私が税務課長に就任いたしましたのが平成19年度でございます。その際、徴収等について頭を悩ませておったんでございますが、そのときに特別徴収員ですか、県の専門官がその部署からお話がございまして、これはいいことだということで、県のほうに申請をいたしまして、たしかそういうような形になったのは、平成19年度からだと思えます。それから、現在まで続いております。

ただ、フルタイムといたしますか、1週間ぶっ通しということではなくて、私のときは2

名でしたけども、今は3名おるらしいですけども、1週間に何度か来て、主にその方たちが直接もあるでしょうけれども、市の職員、徴税の職員のリテラシーといいますか、技能の、技術の、知識の向上のために指導的役割で来られていると考えております。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 そしたら部長、その平成19年度のときは、どれぐらいの収納率であったんですか。

○森上祐治委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） ちょっと今、記憶も、かなり以前のことで、記憶がございません。ただ、その方たちが来ていただいて、今まで差し押さえ等も若干、ちゅうちょするようなこともあったんですけども、法的にルールどおり、差し押さえすべきものは差し押さえ、それから、時効とかは極力発生させないようにとか、そういうような指導がありまして、19年度から、そこらの知識といいますか、収税の職員の技能等もかなり向上していったというようには考えております。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 そしたら部長、これ、今回、90%を切っておるような収納率ですわね。今、市当局としては、今もうあえて県のほうにそういう方の依頼をしようとかしないとか、今のところ、そういうことは考えてないんですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 現在につきましても、たしか月2回程度でございますけれども来て、あと、収納関係の係の指導等を行っております。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 それは、ことしのいつから始まったんですか。それとも、定期的に来られておるんですか。それ、どちらですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 今、細川部長が申し上げた年から、ずっと継続して毎年、毎月実施しております。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、今の部長からの話を引き継いでいきますと、もう10年近くの間、県からそういうことを、定期的に来て指導しておるといいますか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） そういうことでございます。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 その場合の職員派遣については、これはもう県の持ち出しですか。市が依頼した場合は、その職員経費というのは市の持ち出しですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 人件費については、南あわじ市から出ております。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 南あわじ市から職員の負担を、県職員の負担を出すということは、県から南あわじ市に定期的に来るといよりも市の。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 人件費は、県費でやっていただいております。その県の職員も、南あわじ市専属ではなしに、各ブロックに分かれて、例えば南あわじ市と他市とかけ持ちで持っておりますので、先ほど申したように、毎日ではございません。決められた日程に従って、南あわじ市に来ていただいておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 経費は。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 人件費は県です。旅費につきましては、実費につきましては、南あわじ市が負担をしております。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、部長、一応、旅費はこちらのほうで出すということとは、市のほうから県に定期的に指導をお願いするという依頼をしておるということですか。それとも、県の押しかけですか。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 身分は、県と南あわじ市、また他の、他市の派遣先と併任をしております。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 だから、その県職員の派遣は、市のほうから依頼して、定期的に指導をしてくださいよということですかということよ。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 市からの依頼でございます。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 わかりました。それで、定期的に、1カ月に何回か依頼をして来てもらってるということなんですが、やはり県の職員にそういうふうに、1カ月に一遍か二遍かわかりませんが、定期的に来て指導してもらおうということは、やっぱり南あわじ市の税務課の担当職員という方々は、県の人に依頼をして指導を仰ぐということは、やはり

そういう人に頼りにして指導を仰いどると。10年間、継続してそういうことをやっているということですか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 収納に関しては、滞納処分等、いわゆる差し押さえ等のノウハウ等を指導を仰ぎながら、大変難しい事務処理も教えていただきながらこなしております。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 10年間やって、まだノウハウはつかめられませんか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 大変難しい事例もございます。そういう場合には、県の職員の方々の御指導を仰ぎながら、滞納処分に当たっております。

○森上祐治委員長 印部久信副委員長。

○印部久信副委員長 しっかり勉強しながらやってください。けど、結果として、収納率が年々下がってきているように思いますので、ということになると、そのやっておる意味がちょっと薄れているんじゃないかとも思いますので、しっかり勉強しながらやっていただきたいと思います。

終わっておきます。

○森上祐治委員長 ほかに。

蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員 先ほどのメンタルヘルスの関係に続いて、決算附属資料の中で、これは附属資料の27ページということになっておるんですが、この決算書の本体のほうは何ページになるのか、ちょっとよくわからないので、これに基づいてよろしいですか。副市長、よろしいですか。聞いていただいていますか。済みません、聞いてください。

この積み上げたものが279万9,000円ということで、職員の資質向上を図るための職員研修等ということでこの数字が出ておるんですが、この決算書の中では、どの部分



の積算になってくるのかという説明、まずいただけますか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 職員の資質の向上を図るための職員研修等ということで、279万9,000円上げさせていただいております。これは、それぞれ研修ごとに経費がかかっております。その中で、視察に要する旅費であったり、講師の派遣料であったり、講師の謝礼なりというのをそれぞれまとめて、一研修当たりの経費が幾らかかりますということで、上げさせていただいております。その経費は一般管理費の中に予算をそれぞれのところから支出しております。一研修当たりに係る経費をまとめてさせていただいております。

以上です。

○森上祐治委員長 蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員 これは、決算附属資料があったら、ああ、こういうことをやってるんだなというのがよくわかってよいんですけども、この決算書だけを見ておる限りはどこにも出てこないというか、全くわからないようなものになってないかということ、ちょっと今、言うとするんですけども。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 決算書では、それぞれの旅費であったり報酬であったりという部分で、トータルで出ておるんですけども、決算附属資料をつくって、その中での研修それぞれの内容がわかるように決算してあるんです。そういうことで、決算の資料とは別にわかりやすくするために、附属資料を設けております。

○森上祐治委員長 蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員 決算附属資料で詳しく説明していただいていることは、もうそれでよくわかりました。ただ、本体から拾うのが難しいので、なかなか本体のほうとの関連性がちょっとわからなかったもので、まずそれを聞かせてもらったんです。

この中で、いろいろ成果も上がってきておるんだろうと思うんですけども、一つ、主幹研修ということで、自衛隊の姫路駐屯地への研修ということで、参加34人、主幹級職員というようなことで、目的が統率力、危機管理能力の向上、精神管理手法を取得すると

というようなことになっておるわけですが、この自衛隊の関係では、いろいろ不祥事も結構出てるようにも思うんですね。

例えば、これはちょっと古いですが、2004年だったか、いじめ問題で自殺者が出る、そして、そのことについての資料の隠蔽をやったということで、関係者が大変処分をされて、その裁判が2014年に結論が出てるといような、最近の話になってきてるんですけどもね。こういうようなこともあるし、必ずしも自衛隊が全て悪いということではないんですけども、こういうことも結構出てるということもあれば、この主幹研修ということについて、もう一回考え直してみる必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 自衛隊での不祥事とかいう話、今あったわけなんですけれども、自衛隊での研修、自分もこの26年の前、25年度に自衛隊研修、行って来たんですけども、規律であったり礼儀であったり、今の職場においても生かせるべきようなことがたくさんあったのかなと、また、危機管理に関してもたくさんあったのかなと思っております。

今まで、次長、課長、主幹と、管理職のそれぞれの職階の人が行っておるんですけども、一通り、管理職的な部分で終わったのかなと思っております。

以上です。

○森上祐治委員長 蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員 その幹部研修の成果があって、例えば、市が隠蔽体質じゃなくて、情報は公開する姿勢であったりとか、あるいは、庁内のさまざまな指揮系統、民主的な運営がちゃんとできてるかどうか、そういったものを外部的に評価するようなものも、私は必要ではないのかなというふうなことを思っておるわけですが、

現状で言えば、メンタルケアなどについても研修もされてるといことなんですけれども、庁内の中でのさまざまなそういう精神的に抑圧を受けるような、そういうようなことがなければいいんですけども、自衛隊の中にある軍隊的な側面としての、これは規律を重んじるということで、上に対して物が言えないといようなことも結構あるのかなと。

しかし、上に対して物が言えるような制度的な保障、フィードバック的なものも備えてこそその規律ではないのかなというふうなことを思っておるわけですが、総務課長の見解をお伺いします。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 組織の中で上に対して物が言えないというふうなことを言われておるんですけども、職場の中では、報告、連絡、相談なり、いろいろなコミュニケーションを図って、組織が成り立っていくのかなと思っております。

今、自衛隊研修を行ってきて、そういうふうな不祥事があるから市役所もそういう右へ倣え的などころがあるのかなというふうなようにも思ったんですけども、そういうことは一切ないのかなと思っております。

以上です。

○森上祐治委員長 蛭子智彦委員。

○蛭子智彦委員 一切なければ結構です。

終わります。

○森上祐治委員長 谷口博文委員。

○谷口博文委員 簡単なことをお尋ねすんのやけど、17ページの美術館入館料46万1,592円って、これというのは、玉青館のことやと思うのやけど、これ、大体、何名の入館でこの歳入があるんですか。これはまた、ここで聞いたらあかんのけ。これは歳入やさかい、聞きよるのやけんど。

○森上祐治委員長 今の件については、教育費のところ。

暫時休憩します。

(休憩 午後 1時49分)

(再開 午後 1時50分)

○森上祐治委員長 再開します。

ほかに質疑ございますか。

原口育大委員。

○原口育大委員 14ページの使用料の関係で幾つか聞きたいんですけども、まず、民生使用料の市立保育所の保育料収入未済51万6,000円があるんですけども、これは

どういう状況の収入未済なんでしょうか。これもわかれへんのか。これも所管でないとかんのか。

そしたら、観光施設使用料70万2,000円の未収がありますけども、これはどういう形のものなんでしょうか。商工観光使用料。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 済みません、もう一度、ページ数を教えていただけますか。

○森上祐治委員長 原口育大委員。

○原口育大委員 17ページの商工観光使用料、収入未済の70万2,572円について、これはどういう状況なのか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） これは、なないろ館のところで営業しておった業者のところが、支払い能力がなくなって、今、月々5,000円もらっているところの残っている部分で、未収ということで残ってます。なないろ館に入った業者の中の一つの業者が、支払い能力がなくなった部分でございます。

○森上祐治委員長 原口育大委員。

○原口育大委員 そしたら、これは分納されてて、ちょっとずつ減っていきよるので、ずっと残ってるということですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） はい。そうでございます。70万残っておりますが、毎月、支払い能力のある5,000円ずつをいただいております、年間6万円入ということで入れております。

○森上祐治委員長 原口育大委員。

○原口育大委員 同一ページの農林水産使用料の4万3,082円について、どうい  
うお金なんですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 農商部長の神代でございます。よろしくお願  
いいたします。  
これについては、農業関係の使用料でございまして、ちょっと今、私  
の手元にございません。失礼しました。資料がございました。漁港施  
設の使用料ということで、4万3,082円が滞納になってございま  
す。これについては、次年度に繰り越しておりますが、27年度で収  
納されたものと解釈しております。  
以上です。

○森上祐治委員長 ちょっと待ってくださいね。私も、司会進行でまだ  
ちょっとことしのやり方になれてないんですが、新しい決算書の形  
で、歳入の質疑については、歳出に関連する歳入の観点でお願い  
したいと思っております。あとまた、商工関係で、また商工のとこ  
ろでもいろいろ質疑があろうと思っておりますので、その辺を踏ま  
えて質疑をお願いいたします。  
それでは、木場徹委員。

○木場 徹委員 踏まえて、委員長に判断してもらいたいんですけど、  
16ページから17ページに、土木使用料の中で、滞納の市営住宅使  
用料と滞納駐車場使用料というのがあるんですが、これは関連した  
ものであるのかどうかと、もしわかれば、どういう現状になっ  
てるか、ちょっと説明してください。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 都市計画課の原口でございます。よろ  
しくお願いたします。

この土木使用料の住宅使用料と滞納住宅使用料というのは、現年  
度分、26年度分の使用料と、それ以前の分の、25年度以前の分  
というふうな分け方をしております。駐車場についても、同じとお  
りでございます。

○森上祐治委員長 木場徹委員。

○木場 徹委員 ということは、もう長年、こういう住宅の使用料  
並びに駐車場使用料については、以前からずっと滞納がたまって  
ると、使用料がたまっていると、そういう関係

の、現年でない分を滞納使用料というふうに呼んでおるんですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 先ほど申しましたように、基本的に現年度というのはその年度、それ以前のものということで、ずっと残っていつてるわけではなく、計画的に使用料を支払っていただいとるんですけども、例えば26年度であれば、26年度に幾らか滞納があった分は、それは現年の使用料なんですけども、その分については過年度というふうな滞納使用料のほうに回っていきますので、ずっと同じ人というか、それが滞納で納まってるということでもないんです。

○森上祐治委員長 木場徹委員。

○木場 徹委員 ということは、この滞納市営住宅の使用料の中に、過去のやつで年度別に言うと、古い年度だったら、どのぐらいからたまっとるんですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 26年度で言いますと、滞納の過年度分の滞納額が1,011万8,180円ということになっておりますけれども、毎年、過年度分、若干なり減額しておるんですけども、古い分であれば、23年度、詳しくさかのぼっては見えてないんですが、23年度以前の分がございます。ただ、それも返済計画等を立てて、順次、支払っていつてもらっているような状況であります。

○森上祐治委員長 木場徹委員。

○木場 徹委員 ということは、ずっと長年、ためとるやつを返済計画を立てて、納付していると。この下の駐車場についてもそうですか。同じような、同じ滞納しとる人が、駐車場も同じように借りていると、それが滞納になっているということですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 駐車場を借りている方については、住宅使用料と駐車場使用料を一括して納付してもらってます。振替にしたら手数料、2件に分けた場合、手数料が要ってきますので、住宅使用料と駐車場使用料を一括して納付という形になってます

ので、ほぼ、住宅使用料も滞納しているという方になってくるかと思えます。

○森上祐治委員長 木場委員、ちょっと委員にお尋ねしますが、まだ何点かあと質問、この件について続きますか。もう一回だけ。なら、どうぞ。

○木場 徹委員 とめられたんで、忘れた。簡単なことで。

○森上祐治委員長 それでは、また休憩してから。  
暫時休憩いたします。  
再開は、午後2時15分といたします。

(休憩 午後 1時59分)

(再開 午後 2時15分)

○森上祐治委員長 それでは、再開いたします。  
引き続き、歳出、款1. 議会費、款2. 総務費、ページは48ページから79ページ及び関連する歳入について質疑はございませんか。  
総務課長。

○総務課長(垣 光弘) 先ほど、蛭子委員からの質問の中で、長期休暇、精神的な部分で休暇した人が、その途中で退職した職員は何人おるかということなんですけれども、病気で休業中に退職した人が18年度に1人おりました。それと、一度、一旦、精神的なメンタルで休業していて、その後、出勤なりしていたんですけれども、途中で退職された職員が2人いました。  
以上です。

○森上祐治委員長 質疑ございませんか。  
木場徹委員。

○木場 徹委員 先ほどの住宅の滞納の関係ですけれども、23年以降、滞納しとるということで、これ、両方、住宅と駐車場の関係があるんですけれども、いわゆる法律では、何年滞納するととめれるという、そういう法律的なことは検討されて、こういうことをやっておるんですか。

○森上祐治委員長          建設部長。

○建設部長（岩倉正典）          建設部の岩倉です。よろしくお願ひいたします。

今の答弁ではないんですけど、私どものほう、今現在答えられる分と答えられへん分があるんです。というのも、今、今回、審査の方法が変わったということで、とりあえず今回、先ほど委員長のほうからも説明があったと思うんですけども、議会費、総務費、要するに、48ページから79ページに関する支出に関連する歳入ということでございます。

そうなりますと、今の木場委員さんのほうから質問いただいております住宅の土木の使用料、これ、5番目にあります土木費の148ページから161ページの審議のときに、関連する歳入ということで答えるべきということで、きょう、まともな資料は持ってないんです。現実的には。

○森上祐治委員長          木場委員にお願いしますが、今、建設部長のほうから、後ほど資料を持ってきて答弁すると言ってますので、それでよろしいか。

○木場 徹委員          結構です。

○森上祐治委員長          またそのときに質問お願いします。

ほかにございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員          同じ使用料のことでお聞きします。16、17ページ、農林水産使用料で、簡単に言います。漁港施設使用料があります。滞納漁港施設使用料、これ、内容だけ教えてほしいんですが、どういふのを。

○森上祐治委員長          登里委員、これもお互い、今回初めての、ちょっとなれてないんやけど、これも後の（5）の歳出の款6の農林水産業費で答弁があると、質疑があったら、ということなんで、ちょっと我々も初めてなんで、その辺非常に。

登里委員。

○登里伸一委員          51ページに、市民生活応急措置費があります。いなりこ予算だと思ひますが、この資料には、道路等の緊急予算に使うたということなんですが、これ、年間的に何件ぐらいあって、道路以外にどんなことをやっておられるのかだけ、お聞きしておきたいんですが。



○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） これまで、総合窓口センターでやっておったいなりこ予算の分ですけれども、市全体の分で70件ということで、先ほど、登里委員が言われた市道の溝ぶたの修繕なり、舗装路面の修繕なりが主なものでございます。  
以上です。

○森上祐治委員長 登里委員。

○登里伸一委員 わかりました。変わりました。もう1件お尋ねします。57ページのデマンド監視業務委託料というのがありますが、これはどういうことか、内容をお聞きしたいと思います。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） このデマンド監視部分につきましては、電気の部分でございます。このデマンドで一定より上がらないような操作をするような機械の部分でございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の59ページのコミュニティバスについてお伺いたします。  
このたび、この決算では、新しくエリアをするデマンドの業務委託に係る分とかいろいろあるわけですけれども、その地域公共交通会議が2回開かれてるというふうに、附属資料の39ページに書いてあるんですけれども、ここでは具体的にどういう内容が話されたのかお尋ねいたします。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 地域公共交通会議なんですけれども、これにつきましては、今現在、運行しておりますらん・らんバスの状況ですね、例えば、利用状況であるとか、地域の方々の今の現状に対する要望とか、また、状況につきましては、各路線ごとの利用人数なんかを発表していただいた中で、今後の運行等についての検討を重ねる会議でございます。それと、いろんな要望に対する次期運行路線の見直し等々についても協議をいたし

てございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この会議は、新庁舎が開庁して、新庁舎を中心にどういう路線を組むかということの主に検討会議だったというふうに思うんですけども、今言われた要望がかなり出たと思うんですけども、その要望に対しては、どの程度というか、おおむね、それは新ルートの中で検討されたということでしょうか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 当然、今現在、27年度から運行しておりますダイヤにつきましては、その会議の要望等を踏まえた中で、なおかつ、この会議におきまして、こういうふうなルート変更になっておりますということの説明もした中で、各委員さん方の承認を得たルート、ダイヤとなっておりますので、要望にはこたえておるものというふうに考えております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、ここの交通会議の中に、高齢者の方々も委員として入っていると思うんですけども、役職があるのかどうかも含めて、どういう方々が高齢者の代表として入っておられるのかお尋ねいたします。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） ただいま委員のほうから、高齢者の方ということでございます。高齢者というていいんかどうかちょっと気になりますけども、老人クラブ連合会の会長、副会長3名が入ってございます。高齢者という括りになりますと、老人会クラブ連合会のみというふうに答弁させていただきます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 一つは、らん・らんバスは、一時期、高齢者は無料だったのが、今、100円というふうになってると思うんです。利用料金が、子育てに頑張ってくれてる市としては、よく子育て支援で予算を使うのもわかるんですけども、高齢者を大切にす

という意味で、利用料の見直しというようなことも言われてるわけですが、そういう声が届いてるわけですが、こういうふうに団体から出てきた人は、その団体に持ち帰って、こういう案がありますよとか、そういう説明を受けた中で出てきてるのか、もう単独の判断で出てきてるのかとかいうのは、いろいろあると思うんですけども、本来やっぱり、老人会の多くの意見を吸収した中で、意見を述べるというのが本来の姿であると思うんですけども、なかなかそういうお金を以前に戻してほしいという声が届いてないようなので、ここに反映されてないのかなというふうに思うんですけども。そこら辺は、そういうことについてはどういうふうに思われますか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 当然、各団体の代表者が来とるわけでございます。当然、こういった場での発言というのは、私どもからすれば、下部機関というんですか、その会の中で十分お話をされた意見やと、集約された意見やということで理解をしております。

そういったことがありますので、先ほどちょっと出ておりました高齢者の無料化廃止についてというふうな話が出ましたけども、最終的な結果からすれば、そういった廃止をすることにより伴って、1年間のフリーパス券を与えたいとかいうふうな新たな制度等により対応しておるということでございます。

そういった代替策で老人会の方々等につきましても、ある程度納得はしていただいているというふうに考えております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 老人クラブの会長さん、副会長さんは、一般というか、高齢者の中での声というのは、ある一定、把握して、会も臨まれている部分もあるかと思うんですけども、実際、乗られる方から言えば、そういう以前に戻してほしいという声がありますので、今後どういうふうな形で公共交通会議を開かれるのかわかりませんが、市としてぜひ考えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 一つの意見としてお伺いしたいと思います。ただ、委員のほう、27名ございます。老人会の代表のほう、4名でございます。あくまで、27名の委員の合議ということの中で決定しておることですので、その辺は御理解していただきたいと思います。私どもからすれば、そういうふうな意見等もあったということの中での

オブザーバー的なフォローはできるかなというふうに思っております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、やっぱり高齢者にも優しい手だてを、ぜひお願いしたいということを書いて、終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
谷口委員。

○谷口博文委員 この53ページの一番上の宿直業務委託料、これは26年度は1,000万ということは、分庁舎で4庁舎あったら、年間250万ずつぐらいで、結局、委託先と何人でこれやられとったんか、お尋ねします。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 平成26年度の宿直業務については、四つ、中央庁舎を除く4庁舎でシルバーに委託して、シルバーさん1人ずつが宿直業務に当たっておりました。毎日1人ずつなんですけれども、ここには庁舎ごとによっては、庁舎に2人、3人の宿直をやってもええよというふうな方がおられて、その人らが交代でやっておりました。  
以上です。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、課長、ちょっと聞きたいのは、4庁舎で1,000万でえか、250万で、いうたら1カ所よ。ということは、365日宿直をやられとると私は理解せんねけど、その段階で、宿直業務につかれる方というのは当然、閉庁というか、5時15分か5時半か知らんねけど、それから翌朝の時間やられると思うねん。その辺の勤務実態の勤務時間と兵庫県の最低賃金を確保したような状況で雇用形態、シルバーのほうはやられとったんか。私はそれだけ、ちょっと若干気になるところがあるので、そのあたり。  
労働時間というのは、宿直につかれた方の労働時間というのは、5時半から翌朝の7時まででしたら、13時間か14時間かしよるような。どういうふうな労働形態になっとるんですか、この夜間の宿直は。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 夜間の宿直については、通常の1時間当たりの業務をするというのではなくて、おおむね、1日当たりの賃金の何割かで構いませんよという部分があったのかなと思います。ちょっと確認してみます。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いやいや、兵庫県の最低、この26年度の賃金というのは幾らでしたんですか。最低時間の賃金よ。七百何とかいうお金、あったでしょう。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） ただいまの御質問にお答えしたいと思いますが、昨年度の宿直につきましては、先ほど総務課長が申したように、シルバー人材センターのほうに委託をしてやっておりまして、その賃金につきましては、シルバーのほうに委託料としてその払ったものを、シルバーのほうからその業務に対する対価ということで受けておりました。

その賃金の形態につきましては、通常の勤務というのがなく、あくまで宿直ということなので、通常の勤務のおおむね3分の1程度の金額でいいというのが、労働基準監督署の見解でもございますので、それに合わせた形での委託料ということで、シルバー人材センターとの委託契約を結んでおりました。

以上でございます。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 後学のために勉強させてもらうのやけど、委託はシルバー、それは委託先は1,031万4,265円ですわな。それを四つの分庁舎で宿直しとったというたら、単純に計算したら、250万、一つの施設でシルバーに委託しとるといような計算になるでしょう。

そこで、今、私、労働基準法上、今の部長の答弁では、勤務されて、そこで宿直勤務されとる中で、3分の1の労働の対価しか支出せんというのは、これは、こういうふうな、私は労働基準法上、時間当たり最低賃金で、休憩時間、そのあたり、労働時間というのは当然、シルバーであれ、ある程度そういうふうな法のもとに、ある程度されとると思うのやけど。そんな、3分の1の、例えば、6時から翌朝の6時、12時間仕事させて、12時間のうちの3分の1というたら、4時間分のお金しか払わんでいいやて、こんなよう

な一応、労働基準法上、なっとるわけですか、宿直に関しては。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 宿直業務は、通常の勤務ではございません。中には、その中で睡眠もとれますし、電話の応対、また戸締まり、あと見回り、あと、火の始末ですね、その辺を確認するというような勤務でございますので、通常勤務でありますと、今おっしゃったように、最低賃金を守らんとあかんということがあるんですけども、先ほど申したように、これにつきましては、労働基準監督署でも認められたものでございます。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、この今の庁舎になっても、この委託料というのは発生しとると思うのやけど、そんな、12時間縛って、例えば4時間の勤務としたら、800円でしたって3,200円ぐらい、そんなような雇用形態で今もやられとるんですか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 平成26年度に続き、今年度も同じ委託契約で行っております。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 17ページの市営住宅の滞納についてお尋ねをします。その前に、税の強制執行できる税、ほとんどの税は強制執行できると思うんですが、住宅については強制執行はできないと私は思ってるんですが、いかがですか。

○森上祐治委員長 答弁。  
ちょっと、暫時休憩します。

(休憩 午後 2時34分)

(再開 午後 2時37分)

○森上祐治委員長 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

印部副委員長。

○印部久信副委員長 33ページのふるさと納税はいけますかな、委員長。

○森上祐治委員長 どうぞ。

○印部久信副委員長 このふるさと納税応援寄附金674万何がしかあるんですが、これは、ふるさと納税の場合は、納税者から特定を、指定する項目が何ぼかあったと思うんですが、一つを聞いたらええんかな。色分け、全部わかっておったら言ってくれますか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） ふるさと創生課、北川でございます。よろしくお願いいたします。

26年度分、674万6,030円の内訳でございますが、使途別1号、人形の保存継承でございますが、21件の303万でございます。それから、使途別2号、若人の広場の灯を灯し続けるということの目的で、6件の27万円、それから、使途3号、福祉教育に使ってくださいということで、17件の274万6,030円、それから最後、使途4号、元気で明るいまちづくりということで、9件の70万でございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 特に私が心配しておるのは、若人の広場の61件27万ですね。これは、たしかこのお金を原資にして、若人の広場の灯を1年間というか、継続的に使うがための燃料の購入費に充てるというふうに聞いてったんですが、これ、26年、もう済んだんですが、若人の広場ができたのが、まだことしか。ことしということは、まだ今、1年間の決算資料で、燃料代は出てないと思うんですが、これ、課長、燃料代に充当すると言ったんですが、この金額で燃料代は十分賄えますか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 若人の広場の燃料代としまして、24年度から目

的税でやっています。それで、今現在、合計で69万ございます。これでいけるかと思いません。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、課長、またちょっとげすな質問ですが、これは、我々もあれを見よったら、大した燃料は要つとるように思わんですが、大体あれ、燃料代というのは幾らぐらいかかるものですか、月にしてとか年にしてとかふうにしたら。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 若人の広場の永遠の灯、24時間つけてございます。それで、当初、1万少しかと思ったんですが、実績は月大体1万5,000円程度になっております。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 1万5,000円ということになりますと、ざっと年間18万ということで、今聞きますと、61件27万ということで、大方、ペイできるかなと思うんですが、これ、若人の広場に関しては、この目的の寄附金は、この燃料費だけに充当する予定ですか。それとも、若人の広場における継続的な経費において、何か充当することも考えておるんですか。この灯だけですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 一応、燃料費ということでしたんですが、たくさん寄附金が集まれば、ほかにも活用していきたいと思います。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 それは、副市長の考えですか。

そこで、これはここで聞けるのかな。ふるさと納税、新聞紙上を毎日見ておりますと、洲本市も最近、何かふるさと納税が大きな金額が寄ってきた、淡路市は何か、すごい何億円という金が寄ってきておると。神戸市も何か大々的にやっておって、神戸ビーフとか何か、いろいろ返礼品を考えておるということですが、今、27年度当初予算でも上がって



おりましたが、ことしはそういうことを南あわじ市も取り入れてやるということで、今、鋭意努力中であると思うんですが、これ、課長、27年もう大体半分済んだように思うんです。

あれ、たしか予算、27年度1,000万ぐらい上げてたのかな、返礼品に対して。ちょっと今、正確に覚えてないんですが、そういうことであって、納税寄附に対して3割以上、4割ぐらいの返礼品を返さんといかんかなというようなこともちょっと聞いたことがあるんですが、現実的に今、どのような進捗状況で、いつをめどにしとるのか。12月やいうことになったら、もう3カ月しかあらへんの。

ちょっと企画部のその辺で、ちょっと話を聞いてみましたら、それを主にやっとする担当の職員が1人のようなことを言っておるのを聞いたことがあります。これ、27年度でスタートするときには、やっぱりやるときには大勢の力でばっとやってしもうて、まず動かすということを考えたほうがええんと違うんですかね。担当者1人か2人でいろいろ考えながらやりよったら、なかなかスタートラインに到着しにくいように思うんですね。

私としたら、いろんな地方新聞を見ておまして、よそが何億円集まったや何やいうたら、こっちがあせってくるわけですね。早いことやらんといかんと思って、あせってきよるんです。その辺、どうですか。

○森上祐治委員長      ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）      ふるさと納税に関しましては、うちの市は心をいただくということで、ずっと真心ということで、謝礼品を考えてませんでしたけれども、時代の流れといいますか、皆、謝礼品を目当てに寄附してくれるような風潮もありますし、国のほうでも推奨、ある程度の部分は特産品のPRで、産業の振興とかという意味もありますので、南あわじ市も今年度から謝礼品をしようということで予算をつけております。

時期的におきましては、今現在、10月1日からインターネットでもできるように準備を進めております。担当者は、やっぱり主担当は1名置いておりますけれども、いろいろ事業者からの謝礼品の出品の応募だとか、そういうとき、忙しいときに関しましては、やっぱり課全員で皆、頑張っって助け合いながらやっております。

予算につきましては、27年度、大体、2,500万円ぐらいの今、予算をつけておりますけど、それはあくまでも概算でありまして、多ければ多いほど、寄附していただければうれしいと思っております。

○森上祐治委員長      印部副委員長。

○印部久信副委員長      課長、今まで南あわじ市は、心でやっと思ったということですが、

結果的にこれ、日本国中、国も、行き過ぎは規制をしておりますけれども、現実はまだ、返礼品のインフレみたいになっていっとるんですね。各淡路市であれ神戸市であれ洲本市であれ、市の特産品を振興を兼ねて、これに便乗してやろうとしているわけですね。

やっぱり今、南あわじ市は2,000万円ということですが、仮に4割バックを考えるとしましたら、結局、納税額が5,000万ぐらいであるわけですね。4割バックを考えたつたらね、そうでしょう。5,000万に対しての4割バックの2,000万バックというようなことになっていくと思うんですがね、返礼品が。

ですから、南あわじ市は一步も二歩も出おくれとるわけですね。ですから、やる時には、よそがやりよるより一步おくれたことをやりよっても、納税者は寄附してくれへん。やっぱりスタートは思い切って、よそがやりよるより前へ行くようなことぐらい思い切ってやって、そういうような気持ちでやらんと、なかなか納税してくれらんとという、現実はその甘くはないと思いますんで、やっぱりこれ、市長もそれだけの予算を組んでくれてあってやりよるのやさかい、思い切ってやったらええんと違いますか。もし足らんなんたら市長に言うて、補正を組んだらいいんであって。そういうことでやってください。ちょっと見解を。

○森上祐治委員長      ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）      全国的にちょっと聞いてますと、返礼品でも特産品のPRということで、寄附額と同等の返礼品をやっているところもあるかに聞いてます。それは、地元の産業の発展ができればええということでやっていると思うんですけど、やはり私個人の意見ですけど、そこまではちょっと行き過ぎかなというように思います。淡路島内の他市に比べて、少しおくれたような気もしますけれども、PRなりして、できるだけ多く集まるように努力していきたいと思ってます。

あと、他市とちょっと違うところは、うちはポイント制をとるようにしてます。その個人で1万円の寄附をしてくれた人に対して20ポイントというポイントを与えていくわけなんですけど、そのポイントの範囲内で品物を決めてもらうということになります。だから、20ポイントあっても、15ポイントの品物でええよというたら、5ポイント残るわけです。ポイント制にしたら、その有効期間が1年いけますので、残りの5ポイントと1年間にまた納付してくれたらポイントがたまっていくと、その人に関しまして、1回で終わらないで、ある程度、関係を持続していくというようなことも考えて、いろいろ頑張ってますので、よろしくお願いします。

○森上祐治委員長      印部副委員長。

○印部久信副委員長　　これ、課長、何ぼきれいごとと言うたり、何ぼ返礼品をどないする  
いうたって、これ、結果というのはきちっと出るんです、きちっと。来年の決算委員会を  
楽しみにしておりますので、頑張ってください。

終わります。

○森上祐治委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　私は、ちょっと印部副委員長と意見が違うんですけども。北川課長が  
言われるように、これやっぱり、ふるさと納税というのは心やと思うんよな。それで、や  
っぱりふるさとを本当に思うてる方が、そういうふるさとへ少しでもお役に立てるとい  
うことで、それはもうすごい金額をしている方もおられますわね。

ですから、今も印部副委員長もおっしゃったけども、やっぱり今、何かそういう南  
あわじの特産を目当て、それぞれ地域の特産を目当てに納税をしているという傾向も今、  
だんだんふえていっていると思います。そやから、そういうこと、ええものを戻していく  
ということも大事やけども、やっぱり市は市としての独自の判断で、これは1億寄りや、  
これは大方、半分からのお金を返還していかんなんによってやな。やっぱり、今、国のほ  
うもちょっと行き過ぎやいうぐらいのことも出とんのでやな。やっぱりそういう純粋な気  
持ちで、ふるさとへそういう納税するという、やっぱりそういう当初は、課長はそういう  
方針で行きよったというように聞いとるのやけど。私はその方針でええと思います。

答弁は結構です。

○森上祐治委員長　　ほかにございませんか。

それでは、蛭子委員の質疑は休憩後をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

再開は3時10分とします。

(休憩　午後　2時57分)

(再開　午後　3時10分)

○森上祐治委員長　　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、歳出、款1．議会費、款2．総務費。ページは48ページから79  
ページ及び関連する歳入についての質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 歳出の53ページなんですけど、市長のいろいろな関連する秘書課の費用ということで、通行料及び駐車料ということで、26年度は45万3,175円。25年度を見ますと、これの同じ費目が54万4,050円というふうになっておるわけですが、若干減ったということは、やはり行動の範囲が狭まったのか、何か理由があるんでしょうか。

○森上祐治委員長 秘書課長。

○秘書課長（田村愛子） 秘書課の田村でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの使用料及び賃借料、その中で通行料及び駐車料ということですが、特段、少なくなった理由というのはございませんが、若干、県外の出張の関係かと思われまして。

修正させていただきます。島外の出張の関係で、若干、金額が減少かと思われまして。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市長の体調も悪くなったのも、ちょっと後半部分ということになるんですけども、かねてより、やはり直接市長が出かけていって事業費を獲得してくる、あるいはさまざまな人脈を活用して、市の行政に生かすという活動が、若干弱まっているのかなという印象を持ったんですけども、そういうことはないですね。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） 私からちょっと答弁させていただきます。蛭子委員さんは、何せマイナスの話ばかりが多いんです、はっきり言って。こちらは、そんなつもりでなしに、どんどん、この間も申し上げたとおり、これは27年度ですが、そういう動きは全然変わっておりません。まだ積極的に、きのうなんか2カ所も3カ所も行ってきたということでございますので、その辺を的確に私は理解して、質問していただきたいと思っております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 的確に理解するために質問しておるんです。数字の説明をいただければ、理解ができるということをお願いするんです。そのために委員会を開催するし、また、質疑がされると。理解を深めるために質問しているだけであって、誤解があったらいけないし、事実と違う認識であったらいけないから、今、確認をさせていただいているということではないですか。むしろ、そういうことに過敏に市長が反応することのほうが、

僕はおかしいと思う。

○森上祐治委員長 蛭子委員、よろしいか。

ほかに質疑ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 きょうは、おくれてきて大変申しわけございません。新しいルールでよくわかりませんが、間違っておったら委員長、指導してください。

33ページ、利子及び配当金、株式会社うずのくに南あわじ株式配当35万円、これ、うずのくにが始まって約十数年になるのかな。その中で、何回目の配当金をもらっておるんか、まずお答え願います。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 今、長船委員さんが言われました何回目というのは、ちょっと今はっきり申し上げることができませんが、今回、うずのくにの利益が多かったということで、持ち株140株のうち、35万の配当があったわけなので、以前にあったことは、次回、ちょっと調べさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、課長は、今期、好決算でと、そして、株式配当するというふうなことだったんですけども、たしか去年、非常に収益が上がらなかったというような記憶があるんですけども、昨年の決算はどのようになってましたか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） あわせまして、後ほど報告させていただきます。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 いや、ほんとに、去年たしか、決算が非常に悪い。僕、もともとうずのくには、減価償却費が非常に高くてついておって、それで経営不振であったというのが記憶にずっとあって。株式会社にしてから、かなりの収益、減価償却費が要らなくなって、収益が上がるようになったはずなんで、その間、配当も余りなかったような気がしており

ました。

そこへ持ってきて、今回こういうふうには140株あって、35万の配当。かなりの、1株について2,500円の配当というのは、これは非常に、僕も微々たる株を持つとねんけども、大手の株であればせいぜい1株5円、20円。20円いうたら大きいほうで、2,500円というのは、破格の配当だと思うんですけども、これ、どれぐらいの利益が上がったんでしょうか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 経常利益6,300万でございます。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 年間、すごい利益がありますよね。これ、ちなみに本当に、去年のを1回、調べて教えてください。多分、僕の記憶であれば、利益、上がってなかったような記憶があるんで。お願いしときます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 単純なことをお聞きするんですが、これ、互助会の負担金、互助会というのは大体理解しとんねけども、この互助会とは、どういう組織で、どういう意義があってやってるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 南あわじ市においては、一般財団法人兵庫県市町職員互助会に互助会業務を委託しております。その内容ですけれども、地方公務員法第42条の規定により、職員の福祉の増進を図るため実施するということで行っております。

事業としては、福利厚生、医療に関する資金の給付などの事業を行っており、市の負担が1,000分の2、職員の給料月額に対して1,000分の2で、職員の負担が1,000分の4となっております。26年度の決算では、負担金が355万930円ですので、この倍の金額を職員が負担しております。

以上でございます。

○森上祐治委員長           ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員           決算書の56ページから57ページのまつり補助金に関連してなんです  
が、これは、1,000万円を4地域で均等割する、プラスして寄附というふうな格好  
で、福良湾については若干プラスアルファがあったというふうに聞いておるんです  
が、ただ、こういう意見もあるんですね。市が出している補助金はこうだけれども、  
まつり開催に当たっての職員の動員であったり、そういう人件費というのには差が  
あるんじゃないかという意見があるんですけれども、実際にかかわる職員の数とい  
うのは、それは特に差はないか、そのあたりについての答えというのはどうなる  
のでしょうか。

○森上祐治委員長           商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介）       南あわじにはまつりが四つありますけれども、福良湾海上  
花火大会に出ている職員の数は、100名動員してます。

○森上祐治委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           で、その職員のかかわり方で強弱があるんじゃないか、その分の人件  
費というのは、実質的な補助金ということになるのでないのかという声がある  
んですが、その点についてはどうでしょうかという質問なんです。

○森上祐治委員長           商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介）       まつりの四つの中で、それぞれのまつりにおいて動員数は  
違います。確かに、福良湾海上花火大会が一番動員数が多いんですけども、  
その中に当然、職員の時間外が含まれるまつりもありますし、それぞれにお  
いて、土日にやる場合は振替休日となりますけれども、今現在のところでは、  
その補助金の中でそれを補っているものではありません。

○森上祐治委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           100名の人件費を計算すると、幾らになるんですか。

○森上祐治委員長           商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 現在の春の淡路だんじり祭、そして夏の慶野松原の花火大会、それと福良湾の海上花火大会と、それと秋の食と文化のまつり。福良湾の海上花火大会につきましては、日にちが8月14日ということで、ことしは平日でございましたけれども、土日になる場合もございます。その他の場合は、全部土日ということで、休みの日に当たってますので、職員の方は振替という形になりますが、唯一、福良湾の部分につきましては、平日になった場合は当然、職員、管理職以外は時間外が支払われるということになります。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、ざっとした数字ではあったんですが、福良湾には職員100名でかかわっておると。他の三つについてはどんなようになってるんでしょうかね。他の三つの催しですね。これに対しての職員の動員というのはどのようになっておったかなど。その準備から含めてですけれども。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 春のだんじり祭は、私も以前おったんで、ちょっと若干変わってるかもしれませんが、大体、70名ぐらい動員されていると思います。慶野松原につきましては、大体、商工観光課含めて、大体15名から20名ぐらいで対応できていると思っています。あと、食と文化のまつりにつきましては、これから、10月11日でございますけれども、約50名ということでございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その数字は、今、説明いただきましたので、また再度、正確なところを教えていただければというふうに思います。これを人件費換算した場合に、やはり差が若干出るのかなという印象をちょっと深めました。  
終わります。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 一つだけ。ページにすると66ページ、67ページの大学連携推進事業についてお聞きしたいと思います。



できるだけ私、事業的に見て、説明資料は52ページです。どんな成果があったか、どんな課題があるかということを中心的に見ていっていたんですけども、ちょっとここだけ、一つだけお聞きしたいんですけども、ここで成果があります。書いてます。100万円の予算でいろいろやってると。地域といろいろやってるということで、八つの研究会を立ち上げたというのが成果となっているんですけど、これ、もう少し具体的に、どの辺をどう立ち上げた結果、地域とどううまくいってるんか、地域の活性化にどのようにつながっていきこうとしつつあるんかというあたりを、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○森上祐治委員長            ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）            今言われた八つの研究会でございますけれども、今年度、学生が3年生ということになります。それで、3年生になりますと、専門分野に、コースが変わってまいります。それで、今までは市と住民と教授だけの連携とかが主だったんですけど、ゼミに入ることから、学生も交えたような連携をしていこうということで、この八つの研究会を立ち上げております。

それで、それぞれの分野で、鳥獣被害とかでしたら、馬回のほうで学生も含めて先生と一緒に、どうやったら鳥獣被害が少なくなっていくのかとか、食品加工の分野では、淡路特産の鳴門オレンジを使って新しい商品開発をしていこうとか、そういった分野、分野で学生も交えたということが今までと少し、ちょっと違ったところがございます。

○森上祐治委員長            柏木委員。

○柏木 剛委員            ちょっともうひとつわからなかったんですけども、八つの研究会を立ち上げて、教授と学生と地域が、何かリンクしとるような話かと思うんですけどね。その辺は、具体的にはどの辺、1番から8番まで、どんな格好で。全部でなくていいです。代表的なものでいいですけどね。

○森上祐治委員長            ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）            例えば、1番目の地域特産農作物栽培育種研究会でございますけれども、これは、上幡多営農組合のほうへ出向きまして、それで、微生物活性化という研究をしてる谷坂先生のルオールというものがございます。それを農家の方々と一緒にやっっていこうということでございます。そのルオールを使うことによって、作物が大きく立派に育つような研究でございます。

それから、2番目の植物クリニック研究会におきましては、今、南あわじ市で問題になっておりますレタスのビックベインとか根こぶとか、そういったものの研究でございます。

それから、6番目の森林資源保全研究会におきましては、先ほど言いましたように、馬回地区に入って、鳥獣被害のことをやっております。

それから、六次産業化に向けましては、今、3月から美菜恋来屋ができましたので、そこ連携しまして、六次産業化に向けて研究しているようなことでございます。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 最後です。今後の方向性ということで、いろいろとあるんですけども、これは、どんな形で発展していった地域の活性化につながっていくという感じになっていくんでしょうか。何か新しい産業を興してるとか、何かその辺のところで、今後の見込みですね、見通しですね。見解でいいです。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） この八つの研究会を立ち上げまして、今年度におきましては、地域ブランド食品創作研究会が5月に創作料理のコンテストをやりました。それにつきましては、地域住民から、それから、島外からも参加を得まして、たくさん盛況で終わっております。

それから、育種研究会のほうでは、地元の農家の方々と学生さん、それから先生方と一緒に先進地視察等も行ってきました。実際にやはり、そこの先進地を見てきますと参考になるようでございました。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 本当に100万円の決算でいろいろな事業に取り組んでいるということで、ぜひともこういうことがお金の使い方としては有効だと思いますので、ぜひとも頑張ってもらいたいと思います。

終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと大きな話になるんですけども、監査意見書の中で、これは何

ページだったか、義務的経費のことについて、こう書いてあるんですね。審査意見総括の中で、これは、53ページで総括として、生活保護世帯数の増加や少子高齢化の進行に伴う扶助費や公債費などの義務的経費が増加するなど、財政の硬直が高まっており、依然として厳しい状況にあるという指摘が審査意見書で出ております。

この附属資料のところを見ますと、これについては、5ページの附属資料を見ますと、義務的経費の比率が下がっておるんですね。25年度が義務的経費の比率が44.7%で、平成26年度のほうが41.9%ということで、比率に直しますと約3%、義務的経費が比率では下がっていると。審査意見書では、義務的経費が増加し、財政の硬直が高まっておるといふ指摘がある。これをそのまま読むと、何か矛盾しているような印象があるんですけども、この説明をいただけますか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 御指摘いただきました義務的経費の件なんですけれども、1点、決算附属資料につきましては、申しわけないんですが、これは科目の中で分類した中で、人件費、扶助費、公債費のみを義務的経費として分類しております。

ですから、経常収支の問題やと思うんですけども、決算統計で分析した結果、それぞれほかの費目についても義務的経費は発生しておりますので、経常的経費が去年84%、経常収支比率ですね、84%だったんですけども、ことし、決算統計で分析した中では、87.1ということで、やっぱり義務的経費の中身の中で分析した結果は、やっぱり義務的経費が増加しているというような分析になろうかと思えます。ちょっと紛らわしいので、次年度は考えたいと思えます。

以上です。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、この予算の附属資料の説明の中でも、そういうことは書いておくべきでないのかと。幾つか指標は出ておるんですけども、そういう硬直が進んでるといふ審査、監査委員からの指摘はあるんですけども、以前も、去年の決算審査の総括質疑の中で、自分の姿を鏡に写してみても見るべきだということとそのとき指摘したんですけども。やはり、客観的に出す分は出すということも必要ではないかというように思いますので、次年度にはそういう面も考慮していただければというふうに思います。

この点は終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 決算書の64から65になります。消費生活センターの職員に関する部分なのですが、ここにまず、「専門知識を有する相談員を設置し」ということなのですが、これ、どういう資格が要るんですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 今、3名います。資格というのは特にありませんが、研修を経て、その相談員としてのことに携わっていただいております。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、その研修というのは、後にも消費生活センター機能強化事業とかなんとかいうのがあるんですが、そういう研修を受けてから、この3名が配置されるんですか。先にもう3名を配置して、その人たちにそういう専門的な知識が要る研修等に参加をしていただくのか。この順番、どっちが先なんですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 3名配置と同時に、以前からいらっしゃる方もいらっしゃるんで、配置とともに研修も備えて、一緒に行っています。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、これ、3名というのは常時3名いるんですか。それとも、3名が交代でそういう相談業務に当たっているんですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 3名交代で行ってます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 としますと、その消費生活センターは、開業時間は何時から何時まで

ですか。開催日時、月曜日から金曜日までなのか、その点、お願いいたします。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 9時から5時までです。日時は月曜日から金曜日です。土日に関しましては、研修等が結構ありますけれども、常時なものではございません。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それと、その附属資料の中の49ページに書いてありますが、出前講座を年9回行って、受講者総数が420名だったと、これはどういう単位で出前講座を行ったんですか。地域ごととか、そういうのを教えていただけますか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 中央公民館を母体として、各公民館等へ出向いていき、それぞれの県・消費者庁から来ているテーマに沿って、講座を行っております。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、参加者というのはどのようにして募集されたんですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 更生保護女性会の方には全員案内しまして、180名とか、また、消費者協会の方の会員さんに声かけしまして、50名とか。また、老人大学等にも出向きまして、今回、50名ということで26年度、行っております。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 最後にしますけども、この相談件数172件ありましたすね。これで実際に被害を防げた件数とかは、市のほうで掌握できているんでしょうか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 実際、明らかに防げた相談件数というのが、今ちょっと把握しておりません。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それは、わかるんですか。わかるんだったら、また後日でも、その返事をいただけたらいいんですが。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 再度、調べて報告させていただきます。

○森上祐治委員長 ほかにございせんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算書62ページですが、防犯灯の維持管理補助金ということで、316万1,200円出ております。これは何灯分ですか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 危機管理課の藤本です。よろしくお願いいたします。  
防犯灯維持管理補助金につきましては、2,957灯に対して、3,161万2,000円を補助しております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは一般質問で、防犯灯、街灯のことも出ておったようですが、市の管理するものと自治会管理というのがあると。今、自治会管理は2,957と、市の管理するものは、幾らだったですかね。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 現在、市が管理しているものにつきましては、2,774でございます。失礼しました。市の管理につきましては、1,777灯でございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この市の管理する1,777灯に対する支出というのは、どこに出てくるんですか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） この維持管理につきましては、63ページの需用費の光熱費に出てきます。光熱費の596万6,750円が電気代ということになります。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、596万7,000円ということだったですね、ざっと約600万ということですが、これを1灯当たりの年間管理費用に直すと、幾らになりますか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 1灯当たりにつきましては、約3,360円になります。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの自治会管理のものが2,957灯ですから、今の3,360円を掛けますと、幾らになるのでしょうか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 3,360円に。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、1灯当たり市が管理する費用が、1灯当たり年間3,357円ということだったですね。自治会の管理のこの防犯灯が2,957灯あると。それを3,360円を掛けたら幾らになるかということで、ざっと990万ぐらいになるのかなと。トータルでね。概算ですけど。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 合計で約993万円になります。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これも、これまでも説明いただきましたように、防犯灯維持管理補助金ということで316万出てますけども、これは、自治会管理のものでいくと、3割の負担を市はして、あと7割は自治会が持っているということで、この補助率について、新しく考え直すというような考え方も出されておったわけですが、このあたりは実際どういう方向性で考えておられますか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） この部分につきましては、一般質問の熊田議員さんの質問にも部長のほうからお答えさせていただいた部分もあるんですが、地域の負担増という部分と、また、その部分でする部分と、それと、どうしてもそういう負担を少なくする、市の負担も、両方負担が少なくできる方法という中で、LEDのほうへの方向転換という部分も、その部分と、地域の負担という部分についてバランスよく、それから地域の格差等がなくなるような形で、現状、検討をずっとさせていただいております。

それで、今回、国のほうの来年度新規ということで、国のほうがそういう制度を出しております。そこらの部分も、今、詳細がわかっておりませんので、そこらの部分である程度、国のほうのそういう補助的な部分も含めて勘案しながら考えていけたらなど、現状、思っております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、総務常任委員会の委員長報告でもたしかあったかと思うんですね。熊田議員、このたび一般質問に取り上げていただきました。これまでも、総務常任委員会でこのことはたびたび出していることだろうと思うんです。そのことを反映して、このたびの初日に総務常任委員会委員長報告として、この街灯助成の問題についても格差をなくすということでの要望という形で、委員長報告をされていると思うんですね。これはもう、きのう、きょうということではなくて、かなり以前から問題になってきたし、委員長報告にも示されているとおりであります。今の担当課長のお話、非常に曖昧で、一体



何がどうなるのかというのが、ちょっと理解できないですね。

例えば、補助率をこうする、あるいはLEDについては、市の負担でかえていくというような、明確なものをやはり示していくべきでないか。議論しておりますということでは、やはりなかなかこの答えにはならないというふうに思うんですけども。非常に合併以来10年がたつわけですが、非常に取り残されている部分、市内の統一性ということを言いながら、非常に取り残されている部分という印象があるんですけども。再度、見解を述べていただけますでしょうか。

○森上祐治委員長            危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫）            ただいま御指摘いただいたように、この問題につきましては、合併以来、地域間格差があるという御指摘がございました。まず、補助金につきましては、現在、御指摘のように大体、3分の1程度ということでございますので、補助率を上げていきたいというのがまず1点。

それと、LEDにかえますと、もちろんその電気代が安くなるというのは当然のことです。ありますので、これにつきましても、先ほど課長が申したように、現在というか、平成28年度におきまして、環境省が、補助制度がございますので、それも検討した中でかえていくというのが今の現状でございます。

いずれにしましても、それにつきましては実現するように内部で十分協議をした中で、来年度予算に反映していきたいという考えでございます。

○森上祐治委員長            ほかにございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員            決算書の67ページの新庁舎建設の関係でお伺いいたします。これはこの決算、本格的な工事が、外構工事も含めて終わったというようなことになってます。中央庁舎も改造して、今現在、教育委員会などが使ってるわけですけども、先日も、らん・らんバスの待合所の件ですけれども、座るところがあるんですけども、雨が降ったときに、座った場合、吹き込むというような不便なというか、そこら辺、改善してほしいというような声も少しあったのと、駐車場についても、車椅子対応の部分もあるんですけども、障がい者用の駐車場が玄関の横でなしに、ちょっと植え込みがあってこちら側ということで遠いというような話もあったり、新庁舎開設に当たって、いろいろ改善していかなければならない点多々あるように思うんです。入って、トイレの表示なども少しわかりにくくなって、また、紙で女子用、男子用とか書いたり、いろいろ見直すべき点があるかと思うんですけども、そこら辺、やはり改善すべきところは早く改善していただきたいと

いうふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） トイレの表示につきましては、今現在、そのような形になっておりますけれども、これについてはまた改修していきたいと思っております。あと、その駐車場の件に際しましては、またちょっとこちらのほうで、そういうふうないいところがあるかどうか、また検討していきたいと思っております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 らん・らんバスがここをメインに離発着してるんですけども、今言ったのは、座ったときに、待合の、雨が吹き込むというようなことがあるんですけども、そこら辺は認識されてないんですかね。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） その件につきましても、雨が横から降ってきた場合については、その椅子がぬれている部分がございますので、またその部分については、専門家にちょっと相談して、何か方法がないか検討していきたいと思っております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、車椅子対応の駐車場が玄関からかなり離れてる部分があるんですけども、そこら辺もやはり、本来ならもっと玄関そばにそういうのが要ったのではないかなと思うんですけど、そこらはもう改善の余地はないのでしょうか。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） 今、車椅子専用の駐車場については、委員おっしゃられたような場所に今、ございます。場所的にはどこが、場所的についてはまた今後、できるのであれば、また検討していきたいと思っております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 部長、どうですか。

○森上祐治委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 駐車場があって、植え込みというか、そういうのもあって、障がい者の方でなくても、少し御不自由はあると思うんですけども、一番駐車場のレイアウトを考えたときは、安全性を重視しているということで、植え込みのところは今、またいで渡ってくる方もいるんですけども、それは本来、通行してはいけないところでございます。そういうことで、駐車場を設計するとき、私は携わってなかったんですけども、いろいろかなり熟慮してつくった結果だと思います。場所を変えるというのは、かなり今の段階では難しいのかなと思いますけど、一度、検討することは検討させていただきます。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 企画部長の橋本です。よろしくお願ひします。

開庁してからいろいろと御意見は聞いてます。やはり今、総務部長が言っていたように、やはり人間の動線、それから車の動線、そういったものを考えてます。やはり、植え込みをすぐ渡れば、それは確かに近いのは近いんです、人間の心理としてそういうのは理解できるんですが、やはり施設をこしらえる者、施設を管理する者としては、やはり動いていただくところをきちっとこういうふうに動いてくださいと、矢印でも書きながらそういうふうにしてますが、そうやっても事故というのは、なかなか起こり得るんですよ。

例えば一つ、ここからは車が入ってはいけないよということで、こんなポールみたいなものを置いてあっても、なかなか無理して通ろうとしたり、やはり人間、どうしても近道とかそういうのをされるんですが、やはり、施設管理者としては、できるだけ交通、通行の安全を重視したような格好で管理すべきかなというようなことで設計、そういうのがあったと思います。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、安全対策第一なんですけれども、やはり利用者に、特に障がい者の人たちにとっては、一旦、車で来て、本人をおろして、また駐車場へ行くと、かなり距離感があって、やっぱり使いづらいというような話もありますので、改善できる余地があるのであれば、ちょっとまたお願いしたいなというふうには思います。

スリムで機能的な行政経営のための新庁舎であったというふうには書かれてる

んですけども、そのスリムで機能的な行政運営というのは、どういうところでこの新庁舎ができて、感じられてるのでしょうか。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） スリムでというのが、いろんな意味であろうかと思います。コスト面であったり、また、一つの庁舎にすることによって、組織的なものもスリム化が図れるような庁舎ということで、例えば設計面でいいますと、柱間をロングスパン工法にして、いつでも組織が変わったときに、課を、面積を変えたりとか、そういうふうなこともできるようにしています。

機能というのも、確かに今おっしゃられたような、何もかもが近くであるとか、それは一番いいんですが、やはりまず安全面を考えた中で、その中で機能が発揮できるような設計をしたつもりであります。

以上です。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 設計はそういうことでしたらというふうに思われますけれども、使い勝手が悪い部分もあるかと思うんで、早急に改善もお願いしたいということを申し上げて、終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ないようですので、（１）の質疑はこれで終わりたいと思います。

審査の途中ですが、本日の審査はこれで終了したいと思います。

終了に際しまして、委員長のほうから一言、所感を申し上げたいと思います。

新庁舎になって初めての決算委員会でありました。狭い委員会室ということで、従来の全執行部の方に来ていただいて審議をするという形をとれませんでした、ブロック別に、説明員の交代という形での審査になっております。これについて、言論の府である議会において、委員の発言の機会を規制したり変更を求めたりと、委員長として非常に申しわけないなという思いでございます。

とにかく、この６３回の決算委員会、４日間は、この形で行かないきませんので、あすからの審査につきましては、お手元に配付されております形での、いわゆる歳出と歳入の

ページ数を踏まえていただいて、あすからの質疑を何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、次の審査は、あす9月11日金曜日午前10時より開催したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれで終了いたします。

本日は長時間、お疲れさんでございました。

(閉会 午後 4時01分)

# 決算審査特別委員会会議録

日 時 平成27年 9月11日  
午前10時00分 開会  
午後 3時57分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（15名）

|         |           |
|---------|-----------|
| 委 員 長   | 森 上 祐 治   |
| 副 委 員 長 | 印 部 久 信   |
| 委 員     | 阿 部 計 一   |
| 委 員     | 熊 田 司     |
| 委 員     | 原 口 育 大   |
| 委 員     | 長 船 吉 博   |
| 委 員     | 木 場 徹     |
| 委 員     | 蛭 子 智 彦   |
| 委 員     | 吉 田 良 子   |
| 委 員     | 小 島 一     |
| 委 員     | 柏 木 剛     |
| 委 員     | 川 上 命     |
| 委 員     | 登 里 伸 一   |
| 委 員     | 中 村 三 千 雄 |
| 委 員     | 谷 口 博 文   |
| 議 長     | 廣 内 孝 次   |

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 小 坂 利 夫 |
| 課 長     | 塔 下 佳 里 |

### 説明のために出席した者の職氏名

|                  |    |   |   |   |    |
|------------------|----|---|---|---|----|
| 市                | 長  | 中 | 田 | 勝 | 久  |
| 副                | 市長 | 川 | 野 | 四 | 朗  |
| 副                | 市長 | 矢 | 谷 | 浩 | 平  |
| 教                | 育  | 岡 | 田 | 昌 | 史  |
| 危                | 機  | 佃 |   | 信 | 夫  |
| 管                | 理  | 橋 | 本 | 浩 | 嗣  |
| 部                | 長  | 細 | 川 | 貴 | 弘  |
| 企                | 画  | 高 | 木 | 勝 | 啓  |
| 部                | 長  | 馬 | 部 | 総 | 一郎 |
| (うずしお世界遺産登録推進担当) |    | 神 | 代 | 充 | 広  |
| 総                | 務  | 岩 | 倉 | 正 | 典  |
| 部                | 長  | 藤 | 岡 | 崇 | 文  |
| 市                | 民  | 堤 |   | 省 | 司  |
| 部                | 長  | 藤 | 本 | 和 | 宏  |
| 福                | 祉  | 田 | 村 | 愛 | 子  |
| 部                | 長  | 北 | 川 | 真 | 由美 |
| 農                | 商  | 富 | 永 | 文 | 博  |
| 部                | 長  | 垣 |   | 光 | 弘  |
| 建                | 設  | 和 | 田 | 幸 | 三  |
| 部                | 長  | 土 | 肥 | 一 | 二m |
| 教                | 育  | 山 | 崎 | 稔 | 弘  |
| 委                | 員  | 榎 | 本 | 輝 | 夫  |
| 会                | 教  | 北 | 口 |   | 力  |
| 育                | 次  | 大 | 谷 | 武 | 司  |
| 長                |    | 児 | 玉 | 裕 | 仁  |
| 会                | 計  | 静 | 永 | 峯 | 雄  |
| 管                | 理  | 小 | 西 | 正 | 文  |
| 者                |    | 川 | 上 | 洋 | 介  |
| 危                | 機  | 原 | 口 | 久 | 司  |
| 管                | 理  | 村 | 本 |   | 透  |
| 課                | 長  | 柏 | 木 | 浩 | 一  |
| 企                | 画  | 松 | 本 | 典 | 浩  |
| 部                | 秘  | 片 | 山 | 雅 | 弘  |
| 書                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 企                | 画  |   |   |   |    |
| 部                | ふ  |   |   |   |    |
| る                | さ  |   |   |   |    |
| と                | 創  |   |   |   |    |
| 生                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 企                | 画  |   |   |   |    |
| 部                | 情  |   |   |   |    |
| 報                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 総                | 務  |   |   |   |    |
| 部                | 総  |   |   |   |    |
| 務                | 課  |   |   |   |    |
| 長                | 兼  |   |   |   |    |
| 選                | 挙  |   |   |   |    |
| 管                | 理  |   |   |   |    |
| 委                | 員  |   |   |   |    |
| 会                | 書  |   |   |   |    |
| 記                | 長  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 総                | 務  |   |   |   |    |
| 部                | 財  |   |   |   |    |
| 政                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 総                | 務  |   |   |   |    |
| 部                | 管  |   |   |   |    |
| 財                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 市                | 民  |   |   |   |    |
| 部                | 市  |   |   |   |    |
| 民                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 市                | 民  |   |   |   |    |
| 部                | 税  |   |   |   |    |
| 務                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 市                | 民  |   |   |   |    |
| 部                | 環  |   |   |   |    |
| 境                | 課  |   |   |   |    |
| 長                | 兼  |   |   |   |    |
| 衛                | 生  |   |   |   |    |
| セ                | ン  |   |   |   |    |
| タ                | ー  |   |   |   |    |
| 所                | 長  |   |   |   |    |
| 福                | 祉  |   |   |   |    |
| 部                | 福  |   |   |   |    |
| 祉                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 福                | 祉  |   |   |   |    |
| 部                | 子  |   |   |   |    |
| 育                | て  |   |   |   |    |
| 支                | 援  |   |   |   |    |
| 課                | 長  |   |   |   |    |
| 福                | 祉  |   |   |   |    |
| 部                | 長  |   |   |   |    |
| 寿                | 福  |   |   |   |    |
| 祉                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 福                | 祉  |   |   |   |    |
| 部                | 健  |   |   |   |    |
| 康                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 農                | 商  |   |   |   |    |
| 部                | 商  |   |   |   |    |
| 工                | 観  |   |   |   |    |
| 光                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 建                | 設  |   |   |   |    |
| 部                | 都  |   |   |   |    |
| 市                | 計  |   |   |   |    |
| 画                | 課  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 建                | 設  |   |   |   |    |
| 部                | 下  |   |   |   |    |
| 水                | 道  |   |   |   |    |
| 課                | 長  |   |   |   |    |
| 教                | 育  |   |   |   |    |
| 委                | 員  |   |   |   |    |
| 会                | 体  |   |   |   |    |
| 育                | 青  |   |   |   |    |
| 少                | 年  |   |   |   |    |
| 課                | 長  |   |   |   |    |
| 長                |    |   |   |   |    |
| 会                | 計  |   |   |   |    |
| 課                | 長  |   |   |   |    |
| 監                | 査  |   |   |   |    |
| 委                | 員  |   |   |   |    |
| 事                | 務  |   |   |   |    |
| 局                | 長  |   |   |   |    |
| 兼                |    |   |   |   |    |
| 固                | 定  |   |   |   |    |
| 資                | 産  |   |   |   |    |
| 評                | 価  |   |   |   |    |
| 審                | 査  |   |   |   |    |
| 委                | 員  |   |   |   |    |
| 会                | 書  |   |   |   |    |
| 記                | 長  |   |   |   |    |

## Ⅱ. 会議に付した事件

### 付託案件

|  |     |
|--|-----|
| 1. 認定第1号 平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………                               | 89  |
| (2) 歳出 款9 消防費及び関連する歳入……………   | 89  |
| (3) 歳出 款12・13・14 公債費・諸支出金・予備費及び関連する歳入<br>実質収支に関する調書<br>財産に関する調書…………… | 104 |
| (4) 歳出 款3 民生費及び関連する歳入<br>〃 款4 衛生費           〃           ……………        | 119 |

## Ⅲ. 会議録



# 決算審査特別委員会

平成27年 9月11日（金）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 3時57分）

○森上祐治委員長 おはようございます。

ただいまより、決算審査特別委員会を開きます。

谷口委員より、昨日の委員会における発言について、取り消しの申し出が、お配りしております別紙のとおりにあります。これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議なしと認めます。

よってさよう決しました。

昨日の委員からの質疑に対して、執行部からの答弁がございました。

商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） おはようございます。

昨日、各委員から御質問のあった件で、お答えできなかった部分を報告させていただきます。

まず、蛭子委員からの御質問でございますけれども、南あわじ市の温泉の湯量のことでございますが、昨日調べられた部分について報告させていただきます。26年度の湯量ですが、うずしお温泉5,921.4トンでございます。潮崎温泉、月平均大体600トンから700トンの湯量でございます。ただ、現在取水制限が行われておりますので、大体この間でおさまってるということでございます。あと、南淡温泉でございますが、2施設のほうから報告がありました。2つ合わせてですが、1つは月大体900トン。もう1施設は、月600トンでございます。あと、三原温泉につきましては、さんゆ〜館でございますが、大体1日20トンで、月600トンぐらいの湯量であるということでございます。それ以外については調べられておりませんので、御了承願いたいと思います。

あと、同じ蛭子委員さんからの御質問で、市民まつりの件でございますが、ことしの予定ということで御了承願いたいと思います。淡路だんじり祭、当日の出席数だけでお願いします、82名。慶野松原花火大会15名、福良湾海上花火大会75名、食と文化の市民まつり、予定でございますが51名。

以上でございます。

熊田委員からの御質問について報告させていただきます。消費者センターの相談件数のうち、相談があつて何件防げたかという質問でございますが、172件のうち65件が未

然に防ぐことができました。

長船委員からの御質問を報告させていただきます。うずのくにの売り上げでございますけれども、昨日経常利益を報告しましたけれども、税引き後の金額で、25年と26年報告させていただきます。25年、3,527万7,287円でございます。26年、4,421万3,018円でございます。また、株式配当の回数について報告させていただきます。26年度まで7回でございます。

以上、報告を終わります。

1. 認定第1号 平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について

(2) 歳出 款9. 消防費及び関連する歳入

○森上祐治委員長        それでは、昨日に引き続き、認定第1号、平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について審査を続けてまいります。

次第の(2)9款. 消防費及び関連する歳入についての質疑を行います。

決算書のページ数は、160ページから165ページまででございます。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員        まず、ちょっと2点ばかりお尋ねしたいわけで、歳出8ページの消防費についての、この9億4,700幾らやけど、これ交付税算入されとると思うねんけど、その辺大体交付税はどれぐらいですか。

○森上祐治委員長        財政課長。

○財政課長(和田幸三)        ちょっと調べるのに時間がかかるんですが。

○森上祐治委員長        暫時休憩します。

(休憩 午前10時06分)

(再開 午前10時06分)

○森上祐治委員長        再開します。

財政課長。

○財政課長（和田幸三） 済みません、ちょっと交付税の基礎数値、今、持ってないもので、あとで報告させていただいてよろしいでしょうか。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もうそれで結構なんで、大体市民一人当たり1万何ぼかというやつは、交付税で戻ってきよるといふ私はそういう認識があるんで、そのあたりあとで報告していただきたいのと、それともう1点、この不用額の2,974万何がしという、この不用額になったこの理由についてお尋ねをいたします。委員長、わからなんだらまたそれもあとで報告してもらったら。

○森上祐治委員長 ちょっと後で調べて。  
谷口委員。

○谷口博文委員 次、歳出のほうの163ページの、阿万小学校太陽光発電設備というやつ、これはどのようにこの太陽光発電したやつを利用しよんのですか。それについてお尋ねをいたします。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） この、今、決算に載ってる部分につきましては、阿万の小学校のほうで太陽光発電で、その蓄電した分については、避難所である体育館の照明という形で利用になっております。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、災害時において、そういうふうなライフラインの電力が停電した段階において、要は太陽光で蓄電設備も備えとるような形態になっておって、いざ非常時、災害時においては、その蓄電した電力を使用して避難所としての利活用できると、そういうことでよろしいんですか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） さようでございます。それで、今回26年度については実施設計ということで、27年度工事のほうに入る予定でございます。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それは結構な話なんで、要は昨日のテレビ報道見よったら、いつ本当に災害というのは起こってもおかしくない。当然停電というのは予想されると。そういう状況において、市内の避難所においてそういうふうなソーラーで蓄電池、自家発電機を備えた避難所というのは私は必要やと思うねん。その中でも、最も離島というか沼島地区が、要はあわじ環境未来島特区等々で、エネルギー100%とか言うもんねんけど、沼島地区もそういうふうな蓄電設備を備えたような、何かそういう非常電源というのはあるわけですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 沼島地区では、災害時における蓄電ということで、神戸大学とか兵庫県立技術センターとか共同して、実証実験を行いました。その実証が3カ年ということで、去年済んでおります。確かに直流はいいんですけども、なかなか家庭用までいくには費用がかかったりとか、家庭電化製品に直流を使うにはなかなかまだ先のことだと思ってます。それで、実証実験が終わりまして、太陽光発電を沼島の総合センターの屋根のところの部分については置いてもらっております。それを総合センターの電気代のほうに充当しております。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要はね、私は市内の災害避難所の拠点になるようなところへ、順次そういうような非常用の電力が供給できるような、ソーラーなり蓄電設備なり自家発電を順次整備していただきたいという思いがあるねんけど、その辺の今後の計画というのはどのようなようになっておられますか。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 現在におきましても、拠点避難所、市内約30カ所あるんですけども、発電機は配備しております。

○森上祐治委員長 ほかに。  
印部副委員長。

○印部久信副委員長 163ページの、備蓄用食糧費についてお伺いします。このたび私ども議運のメンバーが、岩手県の大船渡市へ視察に行ってきたわけなんですけど、東日本大震災で大きな被害を受けた市なんですけど、そこで私どもこの備蓄用食糧についてはどうなってるんかということを知りたいんです。行つとる議運のメンバーも、ちょっと唖然としたんですけど、市から各家庭の備蓄用食糧、これは配布してないと。備蓄用の食糧ほとんど持ってない。何でないというたら、震災きたときには、やっぱり地理的なこともあるかもしれませんが、あそこは海から山までこうなつとる地域らしいんで、高台のところで炊き出しをしよう。そういうようなことを聞いて、こんだけの被害を受けたところが割と悠長な考えを持つとるなと思つたんですけど、この備蓄用の食糧というのは、南あわじ市には実際どこに保管してあるのかということ、自治会とかそういう人にはまず周知はできとるんですか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 現在、その備蓄食糧につきましては、各拠点避難所等に分配をしております。その数量等については、機会があるときについては、そういう拠点避難所のほうに備蓄食糧を置いてるということは啓発はさせていただいておりますが、ちょっと周知という部分については、こちらとしてはもういつてるといふふうに思っております。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 やっぱり、これ災害があつたときに、一番この身近でそれに対応するのは当然市からの指示もあると思うんですけど、自治会の会長さんなんかは瞬時にその対応していかんといかんと思うんですね。やっぱり一番近くにおる人が。そのときに、この備蓄用の食糧はどこに、どういふように、どれぐらいのものが確保されとるかということ、やっぱり周知しとかんことにはいかんと思うんですね。我々誰でもそうだと思うんですけど、訓練とかそういうときには、例えば南あわじ市は、我々の知り得とるのは、サンライズにいろんな災害用の備蓄倉庫があつて、そこでいろいろあるということはわかつておつて、訓練のときにはそれを試食したりもしよるんですけど、もう訓練済んだら、どこに何があつて、どういふことかというのは、大体皆忘れがちがあると思うんです。この備蓄用食糧費172万4,000円ということなんですけど、これは備蓄用食糧品というのはどれぐらいの賞味期限があるんか、それをどれぐらいのことでサイクルしとるんか、その辺をお聞かせいただけますか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 代表ということで、アルファ化米については、今、各拠点避難所等のほうにばらかしてあります。全体として3万食を備蓄いたしております。賞味期限が5年となっております。それを、5年間で毎年6,000食を更新しながら、3万食を確保してるということでございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 そうしますと、何かみみっちい話になるんですが、6,000食でサイクルしとるということは、毎年6,000食が不要になっていくということなんです。この不要になっていくものは、全廃棄しとるんですか、それとも何らかの形で使っておるんですか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） これにつきましては、各総合防災訓練のときの備蓄食糧の試食。それと、あと各学校なり各自治会のほうで、そういう訓練をするときについて、ことし賞味期限が切れる分については、あっせんして使用していただいとるということで使用をしております。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、その年間6,000食のものについては、各自治会から訓練するので市のほうに要請があった場合、市の担当は「それはもうどうぞ使ってください」というようなことで、要請があればそれを配布するというようなシステムになっとるんですか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 今までの事例といたしましては、各小中学校が県の事業の学ぼう防災教育という部分で、毎年いろいろ授業をしていただいとる。それについては、1月17日を拠点にして、12月ぐらいからそれぞれ訓練をしたりとか、防災教育をしております。その中で使っていただくのを主にしております。あと、備蓄なんで、

ことし切れるよってどんどんというわけにもいかないんで、10月以降ぐらいの事業の中で、中学校に先要望をかけて、あと残った部分についてまた自治会等も通して、要望があれば配布をして、有効利用してるという状況です。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 現実的に、6,000食で足らんぐらい要望がきとるんですか、やっぱり余っていきよるんですか。現実はどうなってますか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） どのぐらいということは、ちょっとまだ確認しなくてはいけないんですが、何ぼか廃棄の部分は出てくるかと思います。要望があれば全部いけるときもあるし、廃棄の部分のときもあるかもわかりません。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
長船委員。

○長船吉博委員 63ページの屋外拡声放送設備。これ、確かこの南あわじ市全域が聞こえるように整備したと思うんですけども、この点まずお聞きします。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 屋外拡声につきましては、今、市内123カ所に設置をいたしております。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この123カ所で、この市内ほぼ全域行き渡るんですか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） そこの最終確認まではしてないんですが、当初その海岸線の部分からの発信やって、ある程度地域の中ではいけてるかなと思っております。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 やっぱり、音は聞こえるんよ。音は聞こえるけども、何を言ってるのかつつわかりしないという市民の声があるんですけども、そこらせっかくつくったもんやし、よく立証された形で補修なりしていかなぐあい悪いん違うかなと思うんやな。だから、実際これも福良の人やけども、そういう声があるわけよ。これ、夏場やからまだええわけやな。そやけども、冬場になると戸を閉めるんやな、寒いから。となると、より一層聞こえにくくなる、より一層そのつつわかりしにくい部分がある。そこらはどういうふうに設置するときには設定してあるのか、お聞きしたいんですけど。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 今、ケーブルのほうで宅内の告知端末がございます。中については、そこが主になるのかと。あと、中におらんと外におる方もおるだろうということで、屋外拡声という形になってきました。そういう形の中で、両刀遣いの中で整備が進んだと認識しております。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
谷口委員。

○谷口博文委員 この163ページの、全国瞬時警報システム委託料というやつが、Jアラートのことやと思うねんけど、この委託先と、このシステムについての概要をちょっとお願いいたします。概要説明。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） Jアラートということでございますけども、津波をはじめとする大規模災害や、例えば武力攻撃事態等が発生した場合に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市町村の防災行政無線や、有線放送電話を自動的に起動させて、サイレンや放送によって、市民の方々にその緊急情報を伝えるシステムということでございます。

○森上祐治委員長 谷口委員。



○谷口博文委員           この委託、保守管理委託先はどこですかという。

○森上祐治委員長           危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏）           これにつきましては、富士通ネットワークソリューションズに委託しております。

○森上祐治委員長           谷口委員。

○谷口博文委員           そこで市は、要は市内に整備されたこのJアラートのシステムの保守、富士通がこの46万円というやつは、この市内の庁舎の危機管理部にあるのけ。このシステム、機器は。

○森上祐治委員長           危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏）           端末については、危機管理課のほうにございます。消防庁のほうから、こういう情報の電波が飛んできて、それでそれを市が受けて、地震であればそれを受けて、各屋外拡声なりのほうに自動でそれを受けて流すという形になっております。

○森上祐治委員長           谷口委員。

○谷口博文委員           それは理解しとんねんけど、要はP波S波でないけど、地震が発生するときに、今から何十秒後か大きな地震が起こりますというやつを、そういう瞬時に国民に伝達する手段やけど、我々がそういうふうなやつを情報入手するためには、今、携帯電話とかいろいろさまざまな受信があるねんけど、今は市民がそういう情報入手する手段として、どういう手段で全国瞬時、Jアラートを受信できるので。テレビでもってやったりとか、さまざまな。あなた方は、そういう情報が入ったときには、どういうふうにして市民に情報を伝達して共有するかというやつは、どういうふうを考えてますか。

○森上祐治委員長           危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏）           1秒でも早くということになるかと思うんですが、現在そのJアラートで自動で鳴るといふ部分が早いのと、あとは各携帯電話の加入者については、名前があるんですけど、エリアメールという形の中で、そのJアラートと同じような

形での情報は入るようになっておりますので、早くとなれば、今のところはそのメール関係が一番早いのかなと思っております。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は携帯で、名前出したらまたあれやけれども、メーカーによって自動的にそういうやつが受信できるような、そういう通信機器会社のシステムを構築しとんねんかな。それと、私が言いたいのは、こういうやつをもっと市からエリアメールというか、防災メールいうやつをしよるやつを、多くの市民に登録してもうて、市内の情報共有してもうたらええかなということが今回の発言の一番肝なんや。そやから、そこらをもっとさまざまな情報を共有するためにも、そういうエリアメールなり、今の消防団とか、私も登録しとんねんけど、市内でどこどこで火災が発生しましたとかいうあれ、防災メールいうやつかな、あの辺をもっと市民に普及していただきたいと思うねんけど、今、何人ぐらい。また後で聞くさかい、調べといて。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 昨日とけさと、ずっと鬼怒川の決壊による災害の報道を見ておりますと、なかなか避難も大変だなということがよくわかったんですが、この避難における一番大変なのは、真っ暗なところで避難するということだと思います。それと日ごろの啓発に、私はこの海拔表示設置板の設置というのは非常に高く評価しとるんですが、日ごろ目にしているということが非常に大事なことだろうと思います。昨年度は新設が21カ所で、できるだけたくさんこういうのをしてほしいと思ってるんですが、張りかえが203カ所もありました。この辺の状況は、203カ所全部もう変えられないけなかつた状況はどんなだったかなと、まず聞きたいと思うんですけども。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） この分については、薄くなってきたとか、見にくくなってきた部分と合わせて、表示が10.5とか、10.56とか、表示の違う部分もありましたんで、県のほうも、今、国道についてもそういう表示高等がしておりますんで、ある程度その表現を合わさせていただいた部分も含めて、張りかえを26年度に203カ所させていただいたということです。

○森上祐治委員長 登里委員。

○登里伸一委員 この件に関しましては、できるだけほかに設置できる場所があれば、できるだけたくさんお願いしたいと考えております。

それと、逃げるために、やっぱり夜中に逃げるということが非常に大変なので、これを見ておきますと、津波避難路の太陽光発電式によるLEDの避難灯の設置が阿万と福良にあります。この下にある223ページの資料のところですが、カラー舗装とそれからLEDのポイントライト等を設置して誘導してるということで、これもこういう、今、一番主になっております阿万や福良のほうだけでなく、できるだけこちらの瀬戸内に面したほうも設置していただきたいと思っておりますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 現在、太陽光の避難灯につきましては、重点的には津波からの避難と、時間が少ないので、その経路において明かりという目印も含めて設置をさせていただいております。それで、今現在では、湊のほうにもそういうようなこともしております。それで、その部分につきましては、自治会等との協議の中で、そういう部分についてはいろいろ話を聞かせていただいた中で、整備を順次進めておりますので、またそういう要望があればいただけたらと思っております。

○森上祐治委員長 登里委員。

○登里伸一委員 最後ですけれども、松島町のところで、前の会派のときに、松島町の訓練が非常に行き届いって、松島町では一人も犠牲者がなくて、離れたところで、観光地のところは全然出なかったと。それは訓練のたまものですよとっておりました。この自主防災組織が、前にも一般質問等でお伺いしたんですけども、非常に機能が少ないだろうと今のところ考えております。それはもう自主防災ですから、各地域によっては一生懸命やるところと、非常に集まるだけで終わってしまうというところがございしますが、この165ページにある自主防災組織育成事業の補助金というのは、どんなことを補助したのかということをお聞きしておきます。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 全体的な中ですが、現在ちょっと多いのが各自主防災なりでの、兵庫県なり徳島とかいろいろなところで、そういう防災センターの視察というの

が今ふえております。そこについて、いろいろ体験型の施設でございますので、そこで災害というものを認識していただいているということで、そういうのが1点です。

あとは資機材等が、当初買っていたものが古くなってきたとかいう部分での買い換え、また新たに防災のほうに力を入れて、中には救助資機材的なものもちょっと蓄えていきたいとか、備蓄の倉庫をすとかいう部分で、各自主防災によって利用の仕方は違うんですけど、そういうような形の中で、それぞれ整備なり視察をして学習をしていただいている。それに対して、8割補助ということで出させていただいています。

以上です。

○森上祐治委員長 登里委員。

○登里伸一委員 大きな災害、地震の場合はまず大きな揺れがきて各自自覚しますので、これはどんなんかなということではあるんですから、先ほど言っとった拡声機で、どうなってるということが瞬時にわかれば、今度はいかに逃げるかということが、このたびの災害におけるインタビューを聞いておりましたも、やっぱり家が流されても自然の力にはかなわない、やはりいかに命を守るかが大事だということを言っておりますので、そのための啓発と逃げ方をうまく誘導できるように頑張ってください。その後は、いかに避難した人を大事に守っていけるかということになりますので、わかっていることですが、これからの精進もよろしくお願ひしたいということで終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
長船委員。

○長船吉博委員 165ページの学ぼう防災教育やけども、これ多分小学校の防災教育だと思うんで、教育委員会おらへんよって答えられへんのかなと思ったりもするんで、これ各校地域によって、防災教育の仕方もあるし防災のあり方も違ってくると思うのよな。各校にどういうふうな教育をしてるのか、まずお聞きしたいねんけども。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） この学ぼう防災につきましては、県の補助を受けて、それを私どもが受けて、各小学校に「どないですか」ということでしてる補助なんで、実績報告というのが上がってきております。まず、小学校においても、いろいろになります。最近であれば、ちょっと自主防災と同じような形で、視察と日帰りちょっと遠足がてらそういう人と防災未来センターへ行って体験をすとか、そういう部分の学校もあります

し、自分たちの通う中で危険箇所を、子供らが自分らの通学路の中でマーカーを入れて、そういう危険マップをつくったりとか、これは主に1・17を忘れないということで出てきた授業かと思しますので、地震についての被害というか、阪神淡路大震災やったら、こういうことが起こって大変なことがあったということのを忘れないようなことでの講話について授業をしております。これについては、各小中学校1校について4万円の補助という形なんで、できる範囲がちょっと限られてる部分があるので、有効利用しながら、そういう阪神淡路大震災であり、東日本大震災のことを、地震はこんなんですよということを含めながら、自分たちの土地での災害を把握したりとか、そういう防災教育という部分で使用しているように報告をいただいております。

○森上祐治委員長      長船委員。

○長船吉博委員      今、課長のほうから各校4万円というふうなことを言われましたけども、福良小学校では毎年結構大がかりな防災教育、それも講師まで招いて、そのあと子供らが教室へ帰って、自分らの通学路の、今、課長が言ったような危険箇所のポイントを地図上で示して、それで現地へ行って、ここはどういうふうにすべきかというような、かなり踏み込んだ教育をしております。今、4万円でそんなとでもとてもできるような部分でないんですよ。でもこれは、東日本大震災から本当に国民の防災意識、非常に高まりました。そして一昨日からのあの水害、関東東北の水害を見ても、より一層その水害に対しても防災意識は上がると思うんですけども、子供の防災教育というのは、市長も言っていましたよね、小さいときからこういう教育をしておかなあかんねやというふうなことを言っとったのに、これ各校4万円では、とてもじゃないけどもそういう勉強がでけへんのではないかなという思いがするんやけども、お金ではないかもわからんけども、でも私たちこの行政に立つ側の者は、やはり教育する分においては金をいとわず、子供たちの防災意識、防災知識を高めるには必要やと思うんですけども、これ市長、各校からこういう教育をしたいというふうなことがあれば、出したってもらえるような考えありますか。

○森上祐治委員長      市長。

○市長（中田勝久）      今、いろいろ議論されておりますが、確かに子供のときからのそういう教育、これは防災だけでなくして他の面もですが、今、議論してるのは防災ということ。これも、その学校によっていろいろ対応が違うと思います。ですので、教育委員会と学校と十分そういうのを議論してもうて、福良やったらやっぱり津波やと、違うとこやったら逆に言えば洪水やとか、がけ崩れやとかいう関係するところがそれぞれ違うと思うんで、その点教育委員会で、今、長船委員からお話があったことも私のほうからもお話

し申し上げて、そういう対応が必要である場合は検討していきたい。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 福良連合自治会でも独自の防災訓練、このたびまた夜間避難訓練もします。この小学校も独自で教育をしとるんですけども、小学校だけではないんですよ。小学校が主体となって、保育園また住民自治会も含めて、その教育というか防災意識を高めるための啓蒙に一役買ってくれとるわけです。そんなん、今後そういうときにはまた一つ御理解をよろしく願いしておきます。終わります。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 附属資料の222ページ、それから本体で163ページ。消防施設の整備備品購入費、いわゆる消防ポンプ自動車、小型ポンプということで、本年度6台の整備が地域にされた。これについては、ほぼ地域・地元負担というのがなくて済むような金額の設定になってるといふふうにも聞いとるんですが、その内容について説明いただけますか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 今回、整備をさせていただいた中で、地元負担があったかなかったかということかと思いますが、地元負担については出てきております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 金額はどうなってますか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 全体になりますけれど、全体で今回約536万円ほど地元で負担が出てきております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 全体が536万円ということですが、6台ですね整備されたのが。そ

れぞれについて、金額はわかりますか。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） 消防自動車については、地元負担が320万円。もう1つが、小型ポンプ付きの軽の積載車については、約54万7,000円。あと、それぞれポンプが78万7,000円、36万円、36万円で、計が536万3,000円という形になります。もう1台、10万7,000円です。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと誤解をしとったらなんですけれども、消防ポンプ自動車、いろんなオプションをつけたら高くなるけれども、ほぼ全額地元負担なしでいけるというようなこともあったんですが、実際はそうじゃないんですね。

○森上祐治委員長 危機管理課長。

○危機管理課長（藤本和宏） これにつきましては、当初これの入札というか予算が、大体前年の予算を立てるときに、各消防団と協議をさせていただいております。それで、消防団のほうからこういう自動車を入れてほしいとか、こういうポンプを入れてほしいというものを協議をいたします。その中で、最終的にこれでいこうということについては、どうしても上限を超えますと地元という形が出てきますので、各自治会等と十分協議をしていた中で出してきたいただきたいということで、事務を進めさせていただいております。その了解を得た中で、予算をつけて入札のほうをしてるという状況でございます。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） この消防自動車ですね、あと施設関係につきましては、補助金の交付要綱がございます。今回、消防ポンプ自動車につきましては、おっしゃったように補助率は10分の10なんですが、上限がございます。上限が1,300万円ということでございます。それを超えた分につきましては、やはり地元負担していただくというようなシステムでございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 必要な部分は、10分の10のことでいけるけれども、地元では、例えば水が出たらタイヤ浸ったら困るからちょっと上げてほしいとか、いろいろ要望があって、その部分がプラスアルファされていくというのは聞いてるんですけども、今の話大体わかったんですが、小型ポンプそれから小型ポンプ積載車も同様な考え方ですか。

○森上祐治委員長 危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 同様の考えでございます。ただ、上限額がそれぞれ違っておりまして、小型動力ポンプ積載車でございましたら上限額が200万円、小型動力ポンプ積載車、これが普通自動車でございましたら240万円というものでございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 スタンダードであれば、それで10分の10でいけるということですね。了解しました。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ないようですので、（2）の質疑はこれで終わります。  
暫時休憩します。  
再開は11時5分とします。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前11時05分）

○森上祐治委員長 再開します。  
財政課長。

○財政課長（和田幸三） 先ほどは、谷口委員のほうから、交付税の中で26年度基準財政需要額として算入されている消防費の額は幾らかという御質問についてお答えさせていただきたいと思っております。基準は国調人口になってまして、4万9,834人に対して6億3,684万3,000円ということは、一人当たり1万2,779円の措置額になって



ます。

以上です。

(3) 歳出 款12・13・14. 公債費・諸支出金・予備費及び関連する歳入  
実質収支に関する調書  
財産に関する調書

○森上祐治委員長        それでは、(3) 歳出、款12. 公債費、款13. 諸支出金、款14. 予備費及びこれらの歳出に関連する歳入について。実質収支に関する調書。財産に関する調書についてを審査いたします。

決算書のページ数は、206ページから220ページまででございます。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員        決算書の220ページの、水道事業調整基金についてお伺いいたします。

きのうの質疑で、この2,900万円余りの今年度中ふえたというのは、債権運用益というようなことで、残高が8億2,600万円ほどになっております。この水道基金条例を見てみますと、その設置に当たっては、水道事業の将来の健全経営及び水道水の安定供給を確保するために基金を設置するというふうになってます。今現在は、広域水道企業団で水道料金等、工事等いろいろ行われていってはいるわけですが、この基金については、これまで南あわじ市で独自のときに水道料金集めて工事して、その残った基金を積み立ててここになってるといふふうに理解してるわけですが、それでよろしいでしょうか。

○森上祐治委員長        財政課長。

○財政課長（和田幸三）        委員の言われとったとおりのものかと思いますが。

○森上祐治委員長        吉田委員。

○吉田良子委員        これまで、独自で水道事業を展開したときの基金が、こういうふうに残ってるということでもあります。今後、やはり集めた水道料金を、こういうふうにご今後活用していくかということが問われてくると思うんです。本来なら、水道料金の引き下げに私は使うべきだと思っておりますが、企業団のほうで水道料金を設定してるし、なかなか

難しい部分があると思うんですけども、市民の方にこれをどういうふうに使って、市民の利益につながってるかというところを明確にしていく必要があると思うんですけど、そこら辺は、今後の資金運用についてはどういうふう考えられてるんでしょうか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 水道企業団の経営に関する事だと思います。その部分、ちょっと私のほうから申し上げる件ではないかと思いますが、あと基金の活用につきましては、27年度高料金対策の2億幾らかふえましたんで、27年度予算について一般会計に影響しないように、増加分については、この基金を取り崩して高料金対策の負担金として広域のほうへ出させていただくような形で、予算措置させていただいたと思っております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 27年度はこの基金を使って、聞けば松帆のほうの関係の整備のためにそのお金を使うというふうな話もちょっと聞いてるんですけども、今の話ですと、高料金対策のために使われるんですか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 言われとる松帆の貯水場の配管の部分については、広域水道のほうで国庫で補助されてます。それに対しては、水源開発という形で繰り出しをする必要があります。その部分については、全体的な話になりますけども、一般財源で措置したと考えております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、今の説明からいうと、国からいわゆる資本費との関係で、高料金対策のお金が旧町ごとの計算式で今南あわじ市に入ってきて、それを水道企業団に渡してるというようなことでありますけれども、なかなかこれは見えにくい基金の取り崩しだというふうに思うんですけども、それ以外に還元するというようなことは考えられないんでしょうか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 具体的に広域水道の運営について、私どものほうは、財政としての方向性みたいなものは、広域水道企業団のほうで考えていただきたいものだと思います。ただ、こちらの予算の説明を受けた段階では、いろいろ資本のほうで使っていただくのが本来かなと思ってます。淡路広域水道企業団の中で、特に老朽管の部分が多うございまして、今後維持していくためには老朽管の改築等のほうへできるだけ資金を回して、利用資金を多く持つようなことでなしに、回して改修を進めて将来に備えていただきたいというようなことは申し上げております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 水道企業団が統合して、水道料金については5年間据え置くというような話があって、もうその期限もきてるのかなというふうに思います。ですから、そういうときに、やはり水道料金の引き上げにつながらないような形をとっていただきたいので、この基金をどう活用するかというところがそのときに問われてくると思うんですけども、市長の考えいかがでしょうか。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今、広域水道のお話になっておりますが、なかなか広域ということなので、南あわじ市だけ特別に広域水道企業団に出して、南あわじだけの料金を安くするというわけにはちょっといかないわけです。これから、当然今もお話あったとおり、老朽管の敷設がえ、これはかなりなお金が出てくると思う。そのときに、今、議論はしておりませんが、旧市すなわち洲本市、淡路市、南あわじ市の負担額をその企業団でそのままするか、その地域ごとにある程度加味した負担率にするんかとかいう問題が出てくると思います。先ほど申し上げたとおり、そこまでは、今、議論しておりませんが、そういう可能性もあるわけですね。ですから、そういうふうになったときは、やはり南あわじ市が水道の基金、約8億円近いものを持っておりますので、その辺をうまく活用は可能かなと思いますが、今の時点では、やはり広域ということで3市同じような、計算は違いますが、それぞれの決算の。それを持ち寄って一つにしとるわけなんですけど、そういう大きな投資・支出が必要な場合は、当然そういうものも可能かなと、これは私市長としての話で、企業長としての考えではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○森上祐治委員長 吉田委員、ちょっとお願いしますが、淡路の広域水道事業団については、他の地方公共団体がありますので、質疑について、あくまでも組合の構成団体として、負担金の支出という観点からの質疑をお願いしたいと思います。よろしくお願いま

す。

○吉田良子委員 市長から答弁いただきました。将来的な話になってきたような答弁でしたけども、今からどういうふうなあり方が必要なのかというのは、ぜひ検討課題にのせていただきたいということで、質問を終わります。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 212ページの、出資による権利という欄がありまして、上から7行目か8行目に、西淡まちづくり（株）の出資金1億円と書いてあるんですが、以前から聞きたいと思っと思ったんですが、この市はこの1億円出資したということになっとるんですが、これ恐らくシーパの関係だと思っんですが、どうかかわりになるんですか。役員派遣とか、何かそういう形もとってある出資ですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 現在、役員派遣というか、一応役員ということで副市長が入ってますが、それ以外はかかわっておりません。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、この決算書等については、市のほうへは当然出てきてる。役員で副市長がいておるということは、当然会社の内容についても議論されておると思うんですが、イングランドの丘とか、うずのくにとかいうのは、あれはまたいろんな施設利用料をいただいたり、売り上げに対して3%、ことしから5%になったりとか、いろんなかかわりがあるんですが、この西淡まちづくり（株）のこの会社で役員としていっとるんですが、これは役員報酬もなければ、この出資金に対する配当とか、そういうことは実際どうなっとるんですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 現在は、経営状態を行政のほうから見守ってるということで、営業状態を聞きながら、双方で売り上げ向上を目指しているところでございますが。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長　　これは、まちづくり株式会社になって、南あわじ市は1億円出資しておるんですが、出資金の合計はこれは幾らあるんですか。資本金。

○森上祐治委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介）　　現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきますか。

○森上祐治委員長　　印部副委員長。

○印部久信副委員長　　これ、今言われたように、副市長が役員で入っておるということなんですが、細々したことは、今、川上課長が言いましたように、今調べてもらってまた報告してもらったらいいんですが、役員会に行っておって、このまちづくり株式会社という会社のちょっと概要を、わかるとる範囲でありましたらちょっと報告していただけますか。全然これ我々はわからんので。

○森上祐治委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介）　　すいません、印部副委員長、概要といいますと、今のこの西淡まちづくりの会社の概要ということでよろしいでしょうか。

○森上祐治委員長　　印部副委員長。

○印部久信副委員長　　とにかく、我々も全然これわからんのですね。1億円の出資というのは結構大きい出資だと思うんですね。これ、今回の淡路島の恋来屋であっても、南あわじ市は3,000万円の出資ですか、1億2,010万円の資本金に対して3,000万円の出資ですわね。それも、25%以内に出資金を抑えとる。この1億円というのは、資本金の中にどれぐらいの割合を占めとる出資金なのかとか、そういうことを知りたいと思うんですが。副市長、役員会等には出席はあるんですか。

○森上祐治委員長　　川野副市長。

○副市長（川野四朗）　　取締役会は年に1回ぐらいなんでございますが、できるだけあいておれば出席するようにはいたしております。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 川上課長、また休んで調べてもうたらいいんですが、一遍我々にこの会社の概要をちょっと、わかるように資料ちょっと、まず出資金の総額は幾らかというのも我々にわからんので、出せる範囲内で結構ですんで、ちょっと一遍資料を、この決算委員会中に出してくれませんか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） はい、副委員長が申されましたように、会議中間に合うように報告させていただきます。

○森上祐治委員長 お諮りします。

ただいま、印部副委員長より資料提出要求がございましたけども、この資料について、本委員会で資料要求を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議なしと認めます。

よって、資料要求をお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 218ページから基金の状況で、前年度の現在高と決算期間中の増減とが書いてあるんですけど、これ繰り入れたり繰り出したり、利息が入ったりすると思うんです。その中で、増減がゼロの中で、例えば地域振興基金が27億円あって増減ゼロなんですけども、これは運用とかしてないということなんですか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 地域振興基金と地域福祉基金、それとふるさと・水と緑保全対策基金につきましては、決算中の増減はゼロということです。運用自体は多分預金運用やと思います。利子は発生しております、継ぐことなく一般会計の財源として充当させていただいております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、基金によってはそういうふう到此へ入れずにするということも理解しましたけども、この全体の運用に関してなんですけども、今市のほうはそれぞれの基金ごとに運用しとると思うんですけども、私は一括運用できるような形にしたほうが有効に使えると思うんですけども、その辺は考えてないんでしょうか。

○森上祐治委員長 会計管理者。

○会計管理者（堤 省司） 今、委員から御指摘ございましたそれぞれの基金につきましては、一部共有して運用しておるとというのが現実でございまして、一括運用というのは全ての基金、今この一般会計並びに特別会計を含めた基金の一括的な運用ということで、運用しておる先進的な自治体もございます。そういった自治体につきましては、全体的な運用益というのは非常に高い運用益を生み出しておりますので、そういった手法、南あわじ市もできたら取り入れたいと考えておりますので、そういったことを勉強しながら、これから進めて取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、今その勉強していく中で、一番ネックになるのはどんなことがあるんですか、その一括運用するために。

○森上祐治委員長 会計管理者。

○会計管理者（堤 省司） 今、ネックというのは、どれぐらいの期間、要は一括運用といたしまして、まず手法としては、債権の長い期間の債券を購入して利率のよいもので運用すれば、当然全体の運用益というか利率が上がってくるというふうなことでございますので、長い債権を購入するということは、それまで投資した債券が途中で解約、基本的にはしないという、基本的な考えですけどもありますので、そういったものを20年の債券を購入するに当たってどう理解していくか、途中での解約、また買いかえというふうなことも積極的に進めるというふうなことになろうと思っておりますけれども、そういったことをどういうふうに解釈していくかというふうなことかと私は考えてございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 確かにそのとおりやと思うんで、今、管財のほうで計画というか、28年度中かな、施設の総合管理計画か何かつくられると思うんですけども、それ来年度中には完成すると。そしたら、それが完成ぐらいをめどに、そういう基金運用も計画が立つんではないかと思うんですけども、できればその辺からでも始めていただきたいと思うんですが、その辺の見通しはどうか。

○森上祐治委員長 会計管理者。

○会計管理者（堤 省司） これは、早めにしていくことによって、利息も当然その時期から多く発生するというのでございますので、その公共施設の管理計画も見据えながら、なるべく早い時期に取り組んでいきたいと、そのように考えてます。

以上です。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 基金の運用という話が出ましたので、この218ページのふるさとまちづくり基金、これについて、合併当初は3億円ほどあったものが、いろいろ増減があったわけですが、これをどのようにこれまで使ってこられたかということの使途ですね、これについて説明いただけますか。経過ですね、歴史的な経過。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） しばらくお待ちください。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午前11時30分）

○森上祐治委員長 再開します。  
財政課長。



○財政課長（和田幸三） 取り崩した部分だけ、年度ごとに報告させていただくような形でよろしいのでしょうか。

○森上祐治委員長 はい、どうぞ。

○財政課長（和田幸三） ふるさとまちづくり基金につきましては、取り崩しの中で、17年度につきましては3,000万円。内容につきましては、通勤通学費補助金で2,000万円と、温泉郷足湯工事で1,000万円。18年度につきましては1億5,000万円。主なものでいいますと、ケーブルテレビの関係で2,450万円、通勤通学助成で1,200万円、コミュニティバス事業で3,700万円、あと災害対策事業で1,800万円、合計1億5,000万円。19年度につきましては5,000万円、自治振興費として2,750万円、いわゆる集会所の改修工事等の補助金にあてております。あと、少子対策事業で1,450万円、あと祭りの補助金として800万円をあてております。20年度につきましては3,000万円。少子対策として1,900万円と、国際交流事業で50万円、あと集会所の関係だと思えますけれども、自治振興事業で800万円。21年度につきましては6,900万円。企業誘致奨励金として5,000万円、少子対策で1,900万円。22年度がなく、23年度取り崩ししておりませんで、24年度につきましては、AEDの購入費として180万円程度取り崩しております。取り崩しの経過は以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 使い勝手がいいというような格好になつとるわけですが、そしたら26年度で1億2,000万円ほどの基金の積み上げをしとるわけですがけれども、これは財源に余裕ができて、今後こういう方向で使いたいというような一定の目的意識を持って積み上げたという経過があったのでしょうか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 26年度の積立額については、1億2,227万円積み立てております。財源といたしまして、若人の広場の整備事業補助金、県からいただきました分で1億1,513万9,000円、今後の維持管理の経費になろうかと思えますけれども、あとふるさと南あわじ応援寄附金として674万6,000円、あと基金利子とあと一般財源として8万2,000円という形で、基金利子が30万3,000円、一般財源が8万2,000円を積み立てております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 若人の広場の県の補助金を、そのままプールする場所としておいたというようなニュアンスですか。若人の広場の建設に対する国の補助金の一時預かりの場所、一次預けの場所として、このふるさとまちづくり基金という基金を利用したという理解ですか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 若人の広場の1億1,500万円につきましては、建設時の県の合併特例債の償還分も、3分の2を県のほうで補助金といただきました。その財源について、有効利用するがために基金のほうへ積み立てております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 有効利用というのは、どういう意味合いですか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 適切な目的に沿った事業に、充当するようになるかどうかと思います。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の若人の広場建設のための、県からの支援というような理解を今したんですけども、有効も無効も、とにかくそういうことに使うわけでしょ。建設費の補填ということに使うわけですね。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 建設費の補填というか、もともとは建設費に対して合併特例債の市の負担の3分の2を補填していただいたような形になってます。財源として1億1,000万円きておりますけども、一旦基金に積んで、今後ふるさとまちづくり基金条例の趣旨に沿ったような形で事業を行いながら、それに充当するというような形になるかどうか

思います。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと意味がもう一つ理解できないんですけども、県からは若人の広場の建設費の合併特例債借り入れ分の補填をするために、1億1,000万円という支援が県からきたというところまではわかりました。それは間違いないですよ。だからそれは、その建設費の仮に合併特例債で借りた分であっても、そのものを一旦返してしまえば利子分は要らないということになってきて、有効活用も何もないんじゃないんですか。その合併特例債借にだけ使いなさいということできると、何かちょっとわからないような話なんですけども。もう少しわかりやすく説明いただきたいんですが。聞かれたときにどう説明したらいいのか、ちょっと解釈できないんです。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 若人の広場の財源でございますが、工事費の2分の1が国庫補助金でございます。その50%を、合併特例債で95%借りております。それで、交付税で70%返ってくるんですけども、その市の負担分の県費分が3分の2県で持っていて、残り3分の1が市ということで、その分の26年度の県の補助金をこの基金に積んだというふうに理解しております。それで、その積んだ分から何年償還か私ちょっとわかりませんが、その償還分にあてていくというふうな理解をしております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、仮に10年の償還ということであれば、先に1億円もらって、間配って10年間払うんですけども、その間10年間資金運用ができると。先ほど質疑があったように、有効な活用をしてそこから果実を生み出して、一般財源の財源にもあてられると、そういう仕組みをつくったということですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 当初、若人の広場を整備するときに、県のほうが実質一般財源の3分の2を持っていただくということで話がありました。その中で、市としては残りの分を合併特例債で借りる分の実質負担がありますので、その分は県としては一括して先にいだけるということになっておりましたので、その分を基金に積んでおいたという

ことと思います。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わかりました。その使い方として、運用益で一般財源の財源にするというやり方もあれば、また違うやり方もあると。基金の目的が、運用益というのはそれを目的に基金を積んでるわけではなくて、基金条例にはそれぞれの設置目的があつて、その目的がより達成できるように使っていくというのが基本ではないかというふうに思つとるわけですね。今の考え方でいくと、運用益ありきの基金への預けという印象がちょっとぬぐえないんですけれども、そのあたり、財政課としてどのようなお考えですか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 当然、基金があれば運用益は出てきます。先ほどの3基金につきましても、運用益は一般会計の財源として積み立てることなく財源充当させていただいております。それぞれのときに、それぞれの形ですべきであるとは思いますが、財源充当せずにとりあえずという形をとれる基金はしれておまして、現実基金条例の中では、生まれたものについては一旦基金に積んで、それを目的に沿った形で取り崩していくというような条文の中で条例が決まっておりますので、運用につきましても一旦積んで、趣旨に応じた目的財源として執行させていただきたいというように考えております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 要は、このふるさとまちづくり基金とはいいいながらも、ひものついたお金であると、出先はもう決まると。その間余裕があるので、運用益を出すというような考え方なんでしょうけれども、何かふるさとまちづくり基金がふえて、いろんなことのできるのかなというイメージを一旦持つんですけどね、実はそうではないというところ辺りであれば、これはまた別の形で積み上げといたらよかつたのではないのかなと。ふるさとまちづくり基金というのは、人材の育成やふるさとの創生やというような、非常に志のある基金というふうに思うんですけども、運用益を出すということではまた違う積み上げ方もあつたのではないのかなと、ちょっと印象を持ちました。終わつときます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 決算書の206、207ページになりますが、公債費のところ、市債繰上償還金というのがあります。この、民間では大体利息の支払いを3カ月ぐらいにずっと先に支払っていくんですけども、抱えていく形になりますが、このこういう市債に関する事は、どのような方法をやっているかよくわからないんですが、普通繰上償還いたしますと、支払利息の戻り利息というんですかね、それが発生すると思うんですが、それはどのような形になっとなるのかお聞きしたいんですが。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 地方債の借り入れに関しましては、ほとんどのケースの場合半年賦償還というような形で、もう借り入れた段階で償還表ができておまして、いつの時点で、利子何ぼの元金何ぼというような形の償還計画がございます。それで、ある一定時期きとる分について、ここで繰上償還しますということになれば、その年度分の利子と分割した元金を償還して、その以降の分については、元金のみを繰上償還するというような形で、言われとったその利子の扱いについては、もう一旦そこで切れてしまいますんで、それ以後の分については利子は発生してないというような形です。

○森上祐治委員長 登里委員。

○登里伸一委員 例えば、1年分3月の予算委員会で決定して、それを例えば3月終わりか4月の初めに、1年分先に利息を支払うというようなことはないんですか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） そういう形ではございません。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 217ページの債権、住宅資金貸付金、この中身について説明いただけますか。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時47分)

(再開 午前11時48分)

○森上祐治委員長 再開します。  
市民部長。

○市民部長（高木勝啓） この債権につきましては、旧の地域改善事業による個人への住宅建築に関する貸付金でございます。毎年、この貸付金の元利と利子分をその貸付対象者から徴収いたしまして、その債権を返済しとるというようなことでございます。26年度の歳入につきましては、36ページ37ページのところで歳入として計上しております。対象件数といたしましては、昭和44年度からこの事業は始まりまして、最終は平成7年度が貸付対象者の最後となっております、平成7年度最後に借り入れされた方の返済期限は平成37年、20年間の返済となっております。対象者は、昭和44年までにさかのぼりますと240件ございまして、今、償還を続けておる件数は17件でございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 古いものもあって、例えば相続になっておったり、難しい問題もある部分があるのではないのかなど。そのあたりは整理もしていく必要がある、債権の整理も一定程度する必要があるのかなというようなことを思ったりするんですけども、考え方としてはどうですか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 確かに、240件の中の10件余りが残っておるというようなこと。また、平成7年に借りられた新しい借入者もおるというようなこともございます。ですから、これはまた県のほうとの制度の継続とか、調査・協議という機会もございまして、その援助といいますか、そういうような仕組みができるかどうかはまだちょっとわかっておりません。ただし、今、元金をきっちり償還してくださっている借入者もございまして、まずは担当が一生懸命徴収いたしまして、できるだけ返済していただけるように努めていきたいと考えております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 当然のことだと思うんですけども、私言ったのは、その事情もしつ

かりと見ながら、不可能な請求をずっとしておくというようなことであっても、それはなかなか実態としてはよくないのかなと。やっぱり、一定程度の整理期間も設けて、やり方もいろいろ考えながら、必要なこともしていくべきではないのかなという思いもしとるわけなんです。当然、しっかりとその返済に当たってる方の努力は努力として認めつつも、何か曖昧な形でただ残すというようなことではなくて、そのあたりの整理をつけるという意味合いを申し上げたんですけれども。県ともよく協議をしてもらって、いい方法を見つけてもらえばと思います。終わります。

○森上祐治委員長       ほかにございませんか。  
      吉田委員。

○吉田良子委員       先ほど出てました、ちょっと繰上償還の関係でお伺いいたしますが、附属資料の284ページでは、平成19年度からどういうふうに繰上償還をしてきたかということが載っております。ここの成果としては、将来にわたる市民負担の軽減を図ったということになってます。それはそれで事情としてはわかるんですけども、そしたら今現在の人たちの負担軽減はどうかということになってくるかと思うんですけども、今回9億円近いお金というのは、平成22年度8億8,000万円で、直近ではちょっと高い金額になってるかと思うんですけども、この金額の設定というのはどういうふうに決められたんでしょうか。

○森上祐治委員長       財政課長。

○財政課長（和田幸三）       繰上償還につきましては、書いてあるとおり、今後の財政運営の大きな柱だと思っております。新市建設計画の中での財政計画の中にも、何とか29年度までは繰上償還は実施できるんじゃないかというような考えをお示しさせていただいております。言われとるように、金額の根拠につきましては、当該年度26年度につきましては、25年度からの実質収支繰越の分が8億円以上あったかと思っております。剰余金処分の関係がありまして、1年間の中で3月の予算の段階でその財源をもとに、また交付税の増加分をもとに、繰上償還の財源として8億9,600万円の繰上償還をさせていただきました。

○森上祐治委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       監査委員の報告書の中でも、繰上償還の実施で公債費が減少したというふうに書いてあります。今後、大型公共事業としては火葬場というのが考えられますけ

れども、順調に実質公債比率も下がっていった中で、繰上償還をいかにしていくかというの大きな課題になってくるかというふうに思います。先ほど言った、将来にわたる市民負担軽減というのはわかるんですけども、今現在のサービスを充実させる、そのためには繰上償還の金額をどう見ていくかということが問われてくるかと思うんですけども、今、課長は平成29年度まで繰上償還を考えられてるということなんでしょうか。

○森上祐治委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 繰上償還といいますのは、その都度考えるべきものかと思いますが、新市建設計画の財政計画の中では、おおむね財政的な将来の姿としては29年度までの間は何とか繰上償還して、交付税の20億円の減額が31年度に合併算定がえが終わるときに、何とか財政的な安定的な運営ができるような形を目指して、償還をさせていただきたいと考えております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われたように、合併の期限が切られて、これから地方交付税も減ってくる中で、どういうふうな財政運営をするかというのことも問われてくると思うんですけども、今を生きてる人の分を考えていただきたいということを申し上げて終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、次の（4）に移ります。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後 1時00分）

（4）歳出 款3. 民生費及び関連する歳入

〃 款4. 衛生費 〃



○森上祐治委員長 再開します。

次に、(4)歳出、款3.民生費、款4.衛生費及びこれらの歳出に関する歳入についてを審査します。

決算書のページ数は、歳出が78ページから119ページまであります。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 衛生費の関係で、まず指定管理されてます、ゆーぷるとさんゆ〜館の26年度の事業報告の資料を出していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 お諮りします。

ただいま、原口委員より資料提出要求がございましたが、ゆーぷるとさんゆ〜館の26年度の事業報告についての資料について、本委員会で資料要求を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 御異議なしと認めます。

よって、資料を要求いたします。

原口委員。

○原口育大委員 86ページの養護老人ホーム費なんですけども、これさくら苑が26年度で民間のほうへ今度27年から移ったんですけど、その当時の職員、一般職で10人、臨時・パートで14人というふうに資料に載ってるんですけど、その人たちの27年度以降の次の進路というか、どういうふうになったんでしょうか。

○森上祐治委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(静永峯雄) 失礼いたします、長寿福祉課の静永と申します、よろしくお願いたします。

職員におきまして、10名正規職員おりましたけども、そのうち1名につきましては、3月末をもって退職されております。また、1名が6月末をもって退職ということになっております。あと、臨時職員パート職員につきましては、勤務を継続希望された方におきましては、全員勤務されております。さくら苑のほうで勤務されております。1名の方は、違った法人のほうで勤務されております。

以上です。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 一般職のほうは、専門職の人と現業の人と、それと一般の行政職とあったと思うんですけど、それぞれどういうふうなところへ配置されたんですか。

○森上祐治委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 現業職の方が2名ということで、あとは一般職ということで、8名の方のうち7名が一般職ということになっております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 次どこへ行かれたんですか。

○森上祐治委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 1名が文化体育館のほうへ行っております。1名が長寿福祉課のほうの調査員ということで、現業職でございましたけども、その方が6月に退職ということになっております。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
中村委員。

○中村三千雄委員 ページ、81ページ、それから附属資料の68ページの社会福祉協議会の補助金のことについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

2,450万円という、ずっと毎年補助を出しておるんですけども、その2,450万円の出す根拠は、何に基づいてこれだけ2,450万円を出しておるんですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 福祉課長の大谷です、よろしく願いいたします。座って失礼します。

この、社会福祉協議会への補助金の根拠ということにつきましては、福祉コミュニティ

の地域における醸成というようなことと、ボランティアということで、ボランティアの育成にかかる事業費として補助金を交付してるところでございます。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 というのは、この事業以外には、社会福祉協議会としては使ってないという認識でよろしいでしょうか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） この2,450万円につきましては、その目的に応じて事業を実施しております。またそれ以外にも、生活創造安定とかいう委託事業もございまして、全体額としてはもう少し大きな額となることになります。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 それでは、私のほうからも、26年度の社会福祉協議会の事業計画、それから実績については資料請求したいと思うんですけども、諮っていただけますか。

○森上祐治委員長 お諮りします。

ただいま、中村委員より資料提出要求がございました。

この資料提出要求について、本委員会で資料要求を行うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議なしと認めます。

よって、資料の要求をします。

中村委員。

○中村三千雄委員 それでは、もう少し突っ込んだお話をしたいと思うんですけども、現実に社会福祉協議会、職員は何人おる、今の段階では。課長わかっておりますか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） ことしの4月1日の状況でございますが、常勤ということで

25名、それから嘱託ということで8名、それからパートということで26名というようになっております。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 この常勤25名でございますけれども、これにつきましては、社会福祉協議会がそれぞれ雇用しておるわけでございますけれども、南あわじ市社会福祉協議会としての、国の基準に基づく常勤の定数というのは何人になっておるわけですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 常勤の定数というのはいません。事業に応じて、職種による雇用というのが発生いたしますので、事業の進め方に応じた人数となることから、この25名につきましては、決めということではございません。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 事業することによってですけども、それにつきましては、やはり予算というかつてくることですけども、そういうふうなことも含めた中で、市は2,450万円という補助金をそれに基づいて積算をして出しておるんですか。それとも、社会福祉協議会からこれだけいるんだというようなことでおるんですか、そこらどういうふうなはじめというか、きちりとした形で補助を出しておるわけですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 補助金の積み上げということにつきましては、私もよくわからないんですが、当初市が合併以来そのような額で、いわゆる地域のコミュニティにかかる費用ということで、ずっと交付してきた額でございまして、これにつきましては、やはり人件費も当然ですし、そういうふうなことで地域の発展につくされた対価であるというふうに思います。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 私も、かつて社会福祉協議会の旧南淡なんですけども、理事をしておったわけでございますけれども、今、課長から言われたように、社会福祉協議会の補助

については、市になって一つになって、そしてそういうふうな実績に基づいて、合併以来そういうふうな形で補助を出しておるんだということは、やはり根拠がこういうふうな事業をするからこういうふうな人件費がこれだけいるから、やっぱり補助を市が出すんだというところまでいかなかったら、今までの補助金の見直しいろいろあるんですけども、前年対比何%カットしてくれとか、そういうふうな、それはいろいろの団体とかそういうふうなことによって、かなりの金額が補助金出しておるん違うんですけども、ましてはやっぱりそういう活動する団体についての補助金は、やはりそういうふうな一つの計画に沿って市がチェックをして、そしてその中で補助金を出していくというのは、これは当たり前の、そうしなければいけないと思うんですけども、今までの経過を見ておりますと、ただ漠然とそういうふうな根拠なしにやってきたような気がするんです。というのは、やはり社会福祉協議会としても、今年度はこれでいったらいいということでなしに、自主的な運営をさせるためには、やっぱりそういうふうなところから行政指導もしていかなければ私はいけないと思うんですね。だから、やはり先ほど資料請求したんで、これは資料としてどうこうない、見せていただいて今後の参考にさせていただきたいと思うんですけども、やはりそういうふうな大きな金でございますよ、一般財源から2,450万円というのはね。そこから、有効に使って、今68ページの協議会補助金では、漠然と「コミュニティ事業のワーカーを配置して地域の活性化」と。もとはそれは地域の活性化につなぐような事業でございますけれども、片や半公共的な一つの団体であるという認識を私はしておるんですよ。そうなれば、やっぱり社会福祉協議会の職員自身もそういうふうな気持ちになってやってもらわないいけないんですけども、それは社会福祉協議会なりに監査もおいて、理事会で決定をしておるんですけども、やはり基本的に市がそれだけの補助を出すということは、市もやっぱりそういうふうな人事の活動とかそういうのも監督して指導する責任があると思うんですけども、それについて、部長どんな考えを持っていますか。

○森上祐治委員長            福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎）            福祉部長の馬部でございます、どうぞよろしくお願いたします。

今の中村委員の御質問ですが、その前に、先ほど課長も申し上げましたが、もう少しだけ詳しく説明をさせていただきたいと思います。2,400万円、26年度でいいますと2,450万円の補助金が出ております。そのうちの2,350万円といいますのは、福祉コミュニティ推進事業という事業でもって出しております。どういったことかと申しますと、ちょっと抽象的な話にはなってしまいますが、地域福祉の推進を図るために、コミュニティワーカーというのをおいております。それを、支部なり本部なりに配置をして、日常生活圏域での当事者ニーズの把握を、各種の事業や相談活動により行うことで、地域や

当事者に合わせたサービスの開発や多様な地域福祉拠点づくり、地域での福祉人材養成に取り組むと。そういったことを目的として、この事業を行っております。実質的には、コミュニティワーカーというのが10人おります。その10人の人件費というようなことで支出をいたしております。先ほども委員のお話にもありましたが、そしたらそれが何でこの金額になっているのかというのは、正直申し上げましてそこまで詳しくは存じておりません。

それからもう1つは、市町ボランティア活動支援事業という事業がございまして、それに対して100万円を支出をいたしております。これにつきましては、地域社会の共同利益の参画と協働の実現を図るため、ボランティア活動の拡大と地域ネットワークの拡充を推進するというようなことで、26年度につきましては、災害ボランティアセンターの常設化に向けて、情報収集に努めていくというような事業の内容になっております。前段ちょっと、今、事業の補助金の中身をちょっと説明をさせていただきました。

あと、社会福祉協議会のほうに、こういった補助金ですとか、あとは委託をしているものもありますし、別の形で補助を出しておるものもあります。それについてできるだけ、今後ですが、実際にきちんとできているかどうかというようなことを十分、今も一応はチェックしておりますし、課長が理事会の理事として入っておりますので、説明は一応受けておるわけですが、もう少し具体的に、市としてどこまでというのはちょっと微妙なところがありますけれども、もう少しこういったことについて関与していきたいというふうに思います。

○森上祐治委員長            中村委員。

○中村三千雄委員            ぜひそうしていただきたいと思うんです。それで関連してですけども、社会福祉協議会も、今まで事務所が別々であったんですけども、4月からというか、理事会でどう決まったのか知りませんが、一応聞いておりますところによりますと、旧緑庁舎のあとへ社会福祉協議会が入るんだというようなことを聞いたわけですけども、それはどういうふうになっておるわけですか。

○森上祐治委員長            福祉課長。

○福祉課長（大谷武司）        ただいまの状況につきましては、旧来の事務所のほうで、事務のほうをしているところでございます。

○森上祐治委員長            中村委員。

○中村三千雄委員 旧来というのは、どないやっと思ったんですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） それぞれの庁舎の事務所のほうにおいてしております。まず、南淡においては南淡庁舎の第2別館のところ、また三原のほうにつきましては、三原のほうの社協センター、もとあったところで行っております。それから、西淡につきましては万松園ということで、潰すまでの間につきましては事務をしております。ということで、その庁舎の今後の解体時期とかそういうところを見ながら、事務所移転になっていくのではないのかなというふうに思っております。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 これも半公共的な、市は無償で社会福祉協議会に貸し付けるという形をとっておるわけですか。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） そのとおりでございます。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 というのは、電気代とか、そういうような月光熱費を全部市が持つということになるわけですか。

○森上祐治委員長 管財課長。

○管財課長（土肥一二） 電気代とか水道代につきましては、いただきます。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 これは、行政は関与できないとはいいいながら、それだけの補助金出しておるといことになれば、今こういうふうな社会福祉を進めていかないかん、国の重要施策の一つとして福祉が言われとる中で、やっぱりこういうタコ足的にそういうふうな形で、今までどおりやっていっとるからいけるといよりも、やっぱり体制をきちっとし

た中で私はやるべきであると思うんですけども、課長、あんた理事会に行って、そういうふうな論議はなかったわけですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 管理面につきましては、そこまで突っ込んだ話はしておりません。経営の状況というところを協議したというようなところで、まだ1回だけなんですけど、そのときには事業の実施状況、いわゆる経営状況というところを協議させていただいた次第でございます。

○森上祐治委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 あくまでも外郭団体のことですので、市がどこまで突っ込んでいいかというようなことは、これはそれぞれの団体等との話でございますけれども、やはり行政指導していかなければというのは、市がやっぱりそういうような方向を出していかないといかんと思うんですけども、やはりこのような一つの状況の中で、4つが分かれてやるといかがなもんかなと。機能的にいけばいいんですけども、そういうふうなことを思います。これはあくまでも外郭団体のことでございますので、これ以上は言いませんけれども、今後市がそれだけのやはり支援をしてるということについての、運営とかそれについての監督責任をきちっとした中で、社会福祉協議会の運営がスムーズにいけるようにということをお願いしておきたいと思っておりますし、今後私もそれについては一つ関心を持って見守っていきたいと思っております。

以上、終わるときです。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 関連でお尋ねをします。私も、社会福祉法人という一つの独立した法人ということで、歴代の部長にも余りさわらんほうがええぞというようなことをお聞きしたことがあるんです。そういう中でこういう、私も勉強不足やったんですが、かなりの補助金もいっている、そしてもう相当な長い長期政権でやっておられるということで、人事面とか人の雇用とかいろいろな、それは、今、証拠ないよって、今、調査中やけども、言われへんわけですが、非常にかなりずさんな形で運営をしているように思います。

そこでお尋ねしたいんですが、先ほど中村委員からも質問がありました、当初これ、今、庁舎を建てる時分から南あわじは一本ということで、各種団体なるべく一本化という形で進んでおると。そういうことで、これは社協のほうは、合併したら緑のほうへ本部を置い



てそしていくんやと。それで、三原の庁舎でもええというようなことで進んでいきよった話が、この前もわしこの話したけども、課長の先ほどの答弁ですと、当初そういう社協から市のほうへ要望があって、まあいうたらトップダウンでいったことを、課長の答弁ですとこれは庁舎潰すまで今のまま行くと、これはどういうことですか。市が、そんなころと一旦決めたことを潰していくんだったら、今後の行政に差し支えますよ。どうですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 申しわけありません。ちょっと言葉が不足しておりまして、潰すという部分につきましては、西淡の万松園が今年度中に壊すことを予定しております。他の庁舎といたしますか、南淡庁舎でございますが、それにつきましては、三原・西淡の社協の。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、私は基本を聞きよんねん。初めは、そういう社協のほうからそういう話があったことをオジャンにして、それは工事中じゃ何や、それは仕方ないけども、今のさっきの答弁やったら、もうそこでいくということを課長言ってたでしょ。一旦決めたことを、まして社協から言いよったことを、また現状でいくんやったら、これは阿万のほうやって置いてもらわなぐあい悪いし、これ2,400万円もの補助金市が一般財源から出してやりよることを、福良ばかりに支局を置いて、それは本庁、緑とか三原へ来るんやったらそれでええけども、そういうことをくるくるを返すということはおかしいけ。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 社会福祉協議会に対して、事務所として市がお貸しするのはもとの緑庁舎ということで、これは決定をしておることでございます。今、阿部委員のほうからお話ございましたが、私も聞いてますのは、もともと社会福祉協議会についても一本化すると。そういうことでもって、最初は三原庁舎が希望であったけれども、これは市の都合ということになると思いますが、緑庁舎でどうですかという話をして、それで結構ですというようなことになっておったというふうに聞いております。そういうことですので、基本的に市として提供するの、その前の緑庁舎のところということでございます。

それと、一本化するという話であったんですが、社会福祉協議会の内部での事情で、事情といいますかいろいろな声が上がったんやと思いますが、やはり緑だけではぐあいが悪

いというような話がいろいろあったようで、そういったことで、社会福祉協議会としては緑のところの一本だけではなしに別の方法を考えると。実際にどこでどういうふうにするかというのは、これ具体的にはちょっとわかりませんが、社会福祉協議会としては1カ所だけではないということで、今、模索中といたしますか、そういうようなことであるというふうに思っております。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そやからね、長期政権によってそういうひずみが出て、いろいろな面でそういういろいろなことが、具体的なこと言われへんけども入ってくる。結局、社協のそういう気ままが、独裁的な気ままが今回行政にもあたってきとんのだ。それを認めるんかということをお願いねん。それやったら何ら示しがつけへんだな。一旦決めたことを、自分らから三原へ行く言うというて、ほなどこか、福良か賀集か知らんけど、そんなことするんやったら、阿万やったら皆各地区平等に、あんだけの従業員から職員抱えてやりよるのやったらそういうふうに、課長の答弁やったら、そういう形でいって言いよったやないか、違うけ。そやよって、部長。

どないするのよ、もうあっちの言いなりに、そない三原やって言いよったけども、こっちのほうがええよってもう今のままでずっといくんけ。そういうことを聞きよんねん、そんなことするんやったら、行政何のためにあるのということをお願いねん、トップダウンでやって決めたことを、それを矛盾にしていくんやったら、これから何や言うこと聞けへんでそなん。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） それは、前に委員会でもちょっとお話をさせていただきましたが、私のほうから社会福祉協議会のほうにお話をしておりますのは、1つは、今、経営状態が悪いということですので、何らかの経営改善をやっていただかないと、これだけ赤字になったから、市のほうにこれだけお金を出してくださいと言われても、市のほうとしてはなかなか対応しがたいですよというお話をまず1つはしています。

それともう1つは、市として事務所としてお貸しできるのは、旧の緑の庁舎ですよというお話もさせていただいております。それともう1つ加えまして、支部を例えば残すんやとすれば、どうして支部を残さないかんのかということについて説明が欲しいということ。それと、社会福祉協議会自体は独立した団体ですので、市がこういうふうにしなさいという命令みたいなことは実際できません。できませんが、市としてはいろいろな他の団体なんかにお願いをして、市一本で旧町単位の支部というのは、基本的には廃止をし

ていただいて、21カ所の地区でもってこれから充実していただくというような格好をとっております。したがって、その社会福祉協議会の地域福祉の活動につきましても、やはり旧町単位というような単位よりは、もっと身近なところでの活動をふやしていただくということがやはり大事ではないかということで、常駐するには人がたくさんいますので、そういうことはちょっと無理やとは思いますが、何らかの形で21カ所の、例えば市民交流センターを利用するとか、そういったことで、いろいろな地域にもう少し張りめぐらされたような細やかな福祉の体制がとれないかというようなお話もさせて、回答はいただいているわけではありませんが、そういったお話をさせていただいております。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 何や、そういう何か運営も厳しいやいうけど、これははっきり言うて、そういう職員にしても水膨れ状態みたいな形になってきて、恐らくこれ私の調べた範囲やったら、人件費がかなりふえてきとると。それと執行部も、はっきり言うて話聞きよったら、これまでの各部長でもそうや、一応役員として入ってるけども、何もそういう運営状態、そんなこと物言うたらいかんや知らんけど、何じゃチェック機能というのは働かしてないねんか、はっきり言うて。そういうことが、こういう形になってきとんねん。ほんで、もちろん私言いは、市からそんなふうには命令せんでええ、向こうのほうから、そうでしょ、一本になったら三原のほうでということ言いよったんでしょ。それを、そういう方針でいきよったものを、何でそういう方針に、何や運営状況が悪いよってもうこないする、これはばらばらにあるほうが、それは確かに社会福祉の事業からしたら効率はよろしいわ。それやったら、そんなふうには、例えば各地区においてやるとか、そういうような形であればそれは納得いきますけどね。今の状態の中で、当初言いよったことを覆して、それを市が今のままでいきますって、課長言うてましたやん。何も命令せえや言いよんの違うで。あっちから頼んできたきたことやないか、何言いよんねん。そんなことを許すんだったら、わしらも言うこと聞けへんで。我がの好きなようにしたらええねん。社会福祉協議会2,400万円からの毎年いきよんやないか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 今、阿部委員が言われることもわかりますが、もともと社会福祉協議会のほうがそういう考えであったというのはそのとおりやと思うんです。ただ、社会福祉協議会の考え方が変わってしもたということです。したがって、先ほども申し上げたようなことは、社会福祉協議会のほうに申し上げておりますけれども、決定するのはやはり社会福祉協議会ということになってしまいますので、先ほどちょっと申し上げ

ましたように、市としてはこういうふうにできればしてほしいという話はしてるということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 御理解できません、そんなこと。そんなんおかしいねえか、向こうのほうでそういう話を持ってきて、そういう形でいって、現状のままでおいたほうがええとか言うんだったら、初めからそんなんわかつとるはずだあな。問題言いよんのは、一旦そういうふうなことで市も一本化や何やいうてやりよることを、一旦決めたことをそんなんで、あっちがそない言いよんのもうそないしますやいうこと、ほな庁舎でもそうだ、建てる言いよったけどもういっそやめよかいうて、そんなことでやまらへんだなこれ、一旦決めたことは皆きちっといきよんだあな、交流センターにしてでも。何で社会福祉協議会だけ、法人だけで2,400万円も補助金出しとって、何でそんだけ遠慮せないかんのけ。もう従業員の水膨れぐらいになって、手当たり次第にそんな職員雇ったり、臨時雇ったりするよってそんな状態になっていきよんや。今、調査中やけど、そんな団体に何でそんな気ままをきかさないかんのけって言いよんよ。もっと市として。わし言いよること間違うとって、いやそれは阿部議員言うのは何やけど、うちはこうやって言うんだったら、これはもう言い切ってくれの。わしも今後そういう方針で執行部と対応するよって。そんな、一旦決めたことをだらだと覆して、何で社会福祉協議会にそんな遠慮せないかんのよ。長期政権のそういうひずみが出とんや。ええかげんなことしまいよんや、はっきり言うて。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 言い切るいうても、何を言い切ったらええのかようわかりません。先ほどからも申し上げておりますように。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、そういうことを、当初あっちから三原へ来る言いよったことをもうオジャンにして、わしはそない言いよるけど、もうそういう社会福祉法人という独立した組織ですんで、うちも余り物言えれへんので、もうあっちの言うとおりにしますと、そない言うんかよ。考慮して、それは言いよったとおりに、そういう形にいてもらうんか、その辺を答弁したらええねん。わし言いよること間違うとったらそうはしません、する、はっきり言うてもうたらええねん。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 別に市のほうの考え方が変わったんではありませんので、市として今までは本部それから支部と場所を提供してきたわけですが、旧の緑の庁舎にだけ事務所として提供するという事なので、市が特別考え方が変わったということではありません。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや部長な、方針が変わらへんのやったら、もとのとおりしたらええでねえか、そんだけの話違うけ。市が変わらへんのだ、けんどあっちが何やかんや言うてくるよって、市が変わりつつあるのか、違うの。市が変わらへんのやったら、もとのとおりやったらええでねえか。そんなん、福良に現状、また賀集行くや言うたって、そんなん一緒やないか。

○森上祐治委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 阿部委員の言うのとおりでございまして、私どもも社会福祉協議会は大事な団体でございますので、庁舎をつくる時には社会福祉協議会ともよく話をして、今後どうするかということをよく相談させていただきました。それで、先ほど来お話があったように、各種団体のものを三原の庁舎で集めたいということ、最初これは我々のほうからもお願いをしたところであったんですが、逆にこちらでいいと、緑でいいという話が社会福祉協議会から出てきたり、商工会は今のままでいいと、シルバー人材センターは三原がよかったんですけど、社会福祉協議会がそういうことならばこちらでいくということで、各団体ともいろいろ話した結果、緑庁舎に一本化をするということで話が決着をいたしておりますので、私どもはその決着したとおり今後もやっていきたいと。社会福祉協議会には、そのときの約束をきっちり果たしていただくように、今後も私のほうからも社会福祉協議会には申し伝えたいと思っております。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 よくわかりました。私も何も社協に恨みがあって言いよんのと違うねんけど、やっぱり長期政権の中でいろいろのことが耳に入って、特に職員の採用とかそういう面でいろいろと耳に入ってきます。そういう中で、何もこういうふうにはせないかんの

でなしに、社協がもっと場所をかわして、例えば南淡に2つおくとか何とかいうような、そういう話であればまた別な話であって、それ以外に今まで話したような形で、当初言いよったことを翻すのであればいかなもんかということと言いよったんで、副市長の答弁、そういうことで一つよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○森上祐治委員長 川上委員。

○川上 命委員 関連で。決算の81ページ、民生。それと、資料の70ページ。民生のことについてお聞きしますが、この民生と社会福祉協議会というのは、役員は交差しとると思うんです。そういった中で、民生が総額1,966万1,000円出とりまして、国県が931万4,000円、一般財源から1,034万7,000円出とるわけで、その資料の下に、内容としてそれぞれの地域におけるイベントや交流会の実践、こんなことあんまり見たことないねんけど、視察の研修会各種フォーラムへの参加という、予算の使い方については説明をしとりますが、その下に1,900万何がしの予算を971万4,000円が活動委託料として載っておりまして、それと大きなのが運営補助金として955万1,000円出しております。この内容について、いろいろとここで成果とか載っておりますが、我々はそういった民生の活動の中でイベントや交流会の実践とか、そういったこと肌を感じたことがないんです。そういったことで、内容的に実際この旧4町に分けられておりますが、この協力委員委託料、これはよくわかっております。うちの家内もしたことがあるんでよくわかってますが、この上下、1と3との予算の使い方、配分方法、これはどういう方法でどういう根拠でこのように分けられたのか、そして活動がどのようにそれぞれ旧町単位でやってそれぞれ違うのか、統一した見解でやとるのか、それを一つ説明をお願ひしたいと思ひます。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 今の質問には2点あったかと思ひます。まず1点は、社会福祉協議会との役員のかかわりというところと、いわゆるもう1点は、民生委員の活動というようなことだと思うんですが、それでよろしいでしょうか。社会福祉協議会の役員と兼務しているというのが1点と。

○森上祐治委員長 川上委員。

○川上 命委員 本当に交差しとる、そやから関連性のある中で、福祉のことについて聞きますよということ。それは社会福祉協議会のことは関係ないけど。要は、福祉につい

ては関連しとんねんから。ほんで、この使い方というものはどないなん、内容をもう少し教えて下さいと言いよんねん。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 民生委員の活動ということで、説明なんですけど、ちょっと今1番3番というのがよくわからなかったんですが、委託料と補助金につきましては、まず委託料というものにつきましては、一人一人の民生委員活動に対しての対価というか、弁償金でございます。ですから、弱者の方々のおうちに通ったり、いろいろするためのガソリンであったり、それにかかわる経費を補償するというようなものでございます。

もう一方の補助金につきましては、民生委員につきましては、その中学校区単位ぐらいで規模を持つことが望ましいということで、その中で協議会が設置されております。その協議会の中で、さらに民生委員さんが知識を上げて、なお地域のコミュニティにつくせるように、資質を向上させていくというような研修活動に使っていただきたいというようなことで出しております。それによって民生委員さんは地域の活動に顔を出したり、また神戸のほうに研修に行ったり、そういうふうなところに使っているというようなことで聞いております。

○森上祐治委員長 川上委員。

○川上 命委員 実際に、内容的な具体的に挙げてほしいと思います。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 民生委員さんの活動についてですが、1つはこの市レベルの中で研修会をするということで、研修会には行政の福祉のエキスパートであったり、また大学の講師だったり、そういう方々を招いて講義をいただくというようなことと、また神戸のほうで兵庫県の民生委員会がございまして、そこが何回か民生委員の質を上げるということで、研修を開催していただいております。そういうところにも参加をさせていただきまして、そういうふうなものの旅費であったり、そういう経費に使わせていただいているところでございます。

○森上祐治委員長 川上委員。

○川上 命委員 その上の971万4,000円というのは、これは個人に振り分けた

中で委託金やけど、報酬のかわりに渡すということですね、これ。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 趣旨的には、そのような形でございます。

○森上祐治委員長 川上委員。

○川上 命委員 これ、そしたら委託金でありながら、そのまま個人で大体何ぼになりますか、渡したら。6万円ほど違いますか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 6万1,200円が一人当たりの費用弁償に当たる額でございませう。

○森上祐治委員長 川上委員。

○川上 命委員 6万1,000円というのは、これは委託金でありながら、これはもう個人に渡してしまうということは報酬ですか、これ民生報酬どうこう言いよったんですけど、これはもう報酬として渡しよんのか、委託金として渡しよんのか、これどちらが正しいんですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 今、委託金でお渡ししているところです。先ほども申し上げたとおり、費用弁償的な要素がございまして、出す部分がそこからというような、委託ということで県から受けておりまして、その費用科目を使っているということでございます。

○森上祐治委員長 川上委員。

○川上 命委員 ということは、費用弁償のかわりに渡すということで、委託金ということと、その兼ね合いの中で、結局書類を出させた中で、それだけ費用弁償が使わなかった場合には戻すという意味ですか。



○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） この委託金につきましては、まず民生委員につきましては、県がそういうような民生委員活動を強化する意味で、委託金として送ってくれているものでございまして、ですからいわゆる清算ということではなくて、これの範囲内においてやってくださいということで、返還というのは発生することはありません。

○森上祐治委員長 川上委員。

○川上 命委員 ということは、委託金でないわけでしょ。全部使ってください、これはもう全部費用として、報酬でないけど費用。ということは、収入にはならんということかな。税金に関係ないのかな。どういう意味ですか、これは委託金で渡して収入にならんのか、それとも報酬か、これちょっと難しいと思うねん、これな。公金の補助金の中で渡しよって、どう解釈するんですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） これ、せんだっての6月の議会のときにもちょっとお話をさせていただきましたが、今申し上げましたように、民生委員・児童委員といいますのは、非常勤の特別職、地方公務員ということになっております。一応無報酬ということになっておりますので、先ほど申し上げた活動費ということで、一人当たり6万1,200円なんですけど、それを委託料として支出をさせていただいておりますが、それで実際に十分な活動費に充当できるかという、現実はどうでないというふうに思っております。やはり、ガソリン代でありますとか、電話代でありますとか、地域にもよるのかもわかりませんが、実際には地域の方が亡くなられたら葬儀・告別式にも大半行かれてると思いますし、そういったことは特別に手当として出るわけではございませんので、とてもこの金額では現実には賄えないのかなというふうに思っておりますが、一応はこういった決まりの中でこの金額でということで、お願いをしているという状況でございます。

○森上祐治委員長 川上委員。

○川上 命委員 主な費用については、活動委託料については民生は報酬はないということで、そのかわり費用弁償として出されると、これ6万円ではまだ足らんという見解ですな。それはそれでええとして、ほなこの運営補助金について説明してください。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） この運営補助金につきましては、旧町の単位で協議会をつくってございまして、その協議会の中において、先ほども申し上げましたが、研修にかかる費用に対して充当して、活動をしているというようなことございまして、その活動に対する旅費であったり、そういうところに支弁させていただいておるようなことございまして。

○森上祐治委員長 川上委員。

○川上 命委員 ということは、この各旧4町に渡してある金額、総額が955万1,000円ということの中で、これは西淡支部に渡した場合には、西淡支部が自由に使ってもいいということで、決裁はいらんということですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） まず、その西淡の経費につきましては、決裁というようなものは必要はございません。西淡の民生委員協議会の中で十分協議されて、適当であるという研修を積み上げていただくというような費用でございまして、そのようにやっていただいていると思っております。

○森上祐治委員長 川上委員。

○川上 命委員 社会奉仕してくれてる人に余り酷なことは言いたくないんですけど、課長も大分答弁の内容は大まかで、なかなかごまかしの点が大分あると思うんですが、実際言うて、正当に使われてれば我々も余り言いませんが、ちょっと話を民生委員の方に聞いても、いろいろ聞いても内容的にあんまりいい内容ではなさそうなことも感じるわけですので、一つそういった点十分、せっかくの社会奉仕をしてる人に傷のつかんように、一つ十分この補助金の使い方については気をつけて使っていただきたい、かように思うわけです。終わります。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 委員さんのお話もいただきまして、私ともども民生委員さんとともに学びまして、さらに地域のほうに貢献させていただきたいというふうに思っております。

○森上祐治委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。  
再開は2時10分とします。

(休憩 午後 1時54分)

(再開 午後 2時10分)

○森上祐治委員長 それでは、再開します。

(4)の歳出、款3. 民生費、款4. 衛生費及びこれらの歳出に関する歳入について。  
決算書のページ数は、歳出が78ページから119ページまででございます。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 保育所の関係でお尋ねいたします。決算書は96から99ページ。附属資料では102ページになります。

102ページでは、各施設の入所状況というのが一覧表で出てまして、定員に対して児童数がどうということが書いてあります。その中で、広田保育園なり複列保育所、それに八木保育所、際立って多いのが市保育所が150人のところ157名ということになっております。この定員オーバーについてお伺いするわけですが、市保育所の場合、特に年長さんのクラスはそのクラスの部屋がない。遊戯室で一緒に保育を受けてるといようなことで、大変不便を感じてるし、園庭も狭いということから、これも懸案事項になってるんですけれども、これからの出生状況もあったりして、よく今後入る保育所の方の人数もわかると思うんですけれども、特に市保育所なり複列保育所は地理的なものもあって、市とか複列以外の方も入所されている現状があると思うんですけれども、ここら辺の解消策も必要かと思うんですけれども、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

○森上祐治委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長(児玉裕仁) 子育て支援課長の児玉です、よろしくお願いいたします。

先ほど紹介していただきました広田・八木・市・複列におきましては、定員より入所児童がオーバーしている状況でございます。この原因につきましては、昨今やはり親の共働きによる児童の、特に低年齢、ゼロ・2歳児の入所の方がふえてきたというような状況になっております。その中で、今も御指摘ありましたように、市保育所におきましては、特

に低年齢の方の入所が平成25年度から急激にふえたというふうなことで、その部屋の部分について、年長さんを今2クラス制になってるんですけども、遊戯室のほうに一時的にそこで保育をしている状況でございます。そういったことが、この複数年続いている状況の中で、やはり市保育所の入所する希望の方がまだまだ多いという状況もありますので、今後はその市保育所の部屋の増改築等も視野に入れた、今後の計画を考えていきたいと思っております。昨年来から、その近隣の土地の部分についても、ちょっと協議をしていくという状況の環境も少しずつできてきていますので、今後はそういう計画も含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○森上祐治委員長      吉田委員。

○吉田良子委員      そしたら、市はそういうふうな少し見通しがあるような答弁でありましたけれども、広田保育園についてはこの間も一般質問がありましたので、あと榎列と八木、今後二宮保育所が榎列へ統合されるということもあって、改築もされてるわけですけども、そこらで改築で、この定員オーバーというところは解消にもつながっていくようなことで、今、整備が進められているんでしょうか。

○森上祐治委員長      子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁）      今お話合った榎列保育所におきましても、委員会のほうでも行程の説明もさせていただきましたですけども、来年の4月1日をもって、榎列保育所と二宮保育所を統合して、そして随時保護者なり地域のほうにも説明を今しているところでございますけども、この9月には工事のほうも発注させていただきました、3月末には完成して、榎列のほうで入所という形になってます。その中で、榎列保育所のほうの児童の入所する部屋の大きさも、今回の工事でふやしていくような形にとっております。

以上です。

○森上祐治委員長      吉田委員。

○吉田良子委員      そしたら、八木保育所のほうはどういう計画なんでしょうか。

○森上祐治委員長      子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁）      八木保育所のほうでは、平成22年、23年から定員

のほうは数人オーバーしているというような状況です。同じように低年齢、ゼロ・2歳児の子の入所の人数がふえてきているわけなんですけど、最近の出生のほうがちよっと伸びというのがないので、今の状況を見ながら、今後ふえてきそうでしたら、増築のほうの部分については検討していきたいというふうに考えております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、この101ページには、正規職員と嘱託・臨時職員の人件費が計上されておりますけれども、これまでも議会で、それぞれの議員が何度となくこの臨時・嘱託の問題は取り上げられてきたんですけれども、各保育所ごとに正規職員、臨時・嘱託職員がどういうふうに配置されてるかというところは、ぜひ資料としていただきたいと思うんですけど、委員長のほうで諮らいお願いします。

○森上祐治委員長 ただいま、吉田委員のほうから資料請求がございました。各保育所ごとの臨時職員・嘱託職員の配置状況の資料要求してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議なしと認めます。

資料の要求をします。

先ほどの質疑の中で、資料請求がございました2件について、お手元に配付しておりますので、よろしくをお願いします。

阿部委員。

○阿部計一委員 97ページの、婦人共励会補助金についてお尋ねいたします。

これは旧町時代からあったことなんですけども、この補助金、27年度は私見てないんですけども、この45万円というのは大体いつごろから45万円に、その推移についてちょっとお尋ねします。共励会補助金。

○森上祐治委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長(児玉裕仁) 従来の活動補助金については、毎年30万円の補助金を出しております。ただ、平成26年度におきましては、昨年11月に県の共励会の大会がございまして、その大会の準備するための補助金という形で15万円を計上させていただきました。27年度におきましては、通常どおり30万円の活動補助金として予算を

つけております。

以上です。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今どんな活動をされとんのか、御存じやないんですけど、旧町時代でも旧南淡町で大方30万円ぐらいの予算ついたと思うんですけども、今はこの共励会はどうな活動をされておられるんですか。

○森上祐治委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁） 主に、会員につきましては、一人親家庭、特に母子、寡婦の方々がその会員100人という形で、メンバーとして活動しているわけなんですけども、活動の中には主に親子の親睦を高めるためというふうなことで、特に母子家庭におきましては、お母さんの日常の就労によって、子供とのコミュニケーションが少ないというふうなこともあります。そういう日帰りツアーというような形で、親子の思い出づくりをしていただく活動をしております。それと、やはり日常の悩みの相談というようなことで、母子・父子家庭自立支援員の方が、その活動の中で相談業務を役員さんと一緒になって活動をしておるところでございます。そしてまた、そういう母子に関する研修についても、それぞれ参加を募って、研修などを行っているというような状況でございます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは、旧町時代から随分会員さんもふえているのが現状やと思うんです。それで、これは旧町の話をして恐縮なんですけど、旧町時代は年に一度市長、町長が公務であれば助役、それと議長、文教委員長が出席をされて、そういう懇談会を定期的に毎年やっておったわけですが、今はそういうことはやってないんですか。

○森上祐治委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁） 今のところは、そういう交流は行っておりません。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今も言ったように、最近そういう共励会の会員が随分ふえてると思う

し、いろいろな市に対する要望とか、またそういう市政に対する興味を持つての方多いと思うんで、私はこれ30万円というのは本当に少ないなと思うんですけども、そういうやはり年に一度ぐらいは会を持って、共励会の会員の皆さんと懇親を深めていくということも、市政にとっては非常に大事でないかと思うんですが、そういう年に一度の会員との懇談会、そしてあと懇親会というような形はぜひ必要やと思うんですが、そういうことに対してどう思われますか。これは、課長より部長に答弁求めます。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 一度、会長なり役員さんなりに、議員さんの方からこういう提案がありましたよというお話を一度させていただきたいと思います。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 議員さん言うて、議員より提案があったよというより、私言いよんのは、市としてそういう、旧町は旧町やけども、恐らく各4町も共励会というのはあったと思うんで、やっぱりそういうことは非常に市政に興味を持つという意味で大事なんで、市としてそういうことを一度真剣に検討したらどうですかということをお願いするので、その点もう一回答弁を願います。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 検討してみます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
木場委員。

○木場 徹委員 決算書の106ページから107ページ、3目の健康づくり推進事業費、これの中で町ぐるみ健診の委託料の関係について。決算書の資料では116ページになります。

ここで、健康診査をやつとるんですが、まずこの特定健康診査から、歯周病の関係とかの項目まで、まず受診率をお願いいたします。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 健康課長の小西といいます、どうぞよろしく申し上げます。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 2時26分）

（再開 午後 2時30分）

○森上祐治委員長 再開します。

マイク不調の関係で15分ほど休憩します。

（休憩 午後 2時30分）

（再開 午後 2時45分）

○森上祐治委員長 再開します。

先ほど、原口委員から請求がありました、ゆーぷる、さんゆ〜館の実績報告書、お手元に届いております。ごらん願います。吉田委員からの資料請求も、一緒に配付されております。

健康課長。

○健康課長（小西正文） それでは、座って失礼いたします。

先ほどの木場委員さんからの質問ですが、特定健康診査につきましては、市・国保の分ですが、39.3%でございます。それから、主だったもので報告させていただきます。後期高齢者の健康診査ですが、16.1%となっております。肺がん検診につきましては36.4%、胃がん検診16.7%、大腸がん検診31.0%、子宮頸がん健診23.7%、乳がん検診25.5%、主なものは以上です。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 この中で、がんが死亡原因になっている死亡者の中で、がんの種類別に何か統計とったものがありますか。

○森上祐治委員長 健康課長。



○健康課長（小西正文） 胃がん検診でございます。それにつきましては、25年度で  
ございますが、受診者数が3,178人で、要精密検査の通知が146件ありまして、1  
30件が受診されております。胃がんの発見は3人でありました。それ以外にも、胃潰瘍、  
胃炎、胃ポリープ、十二指腸潰瘍等があります。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ここです、特にこの胃がんの健診なんですけども、先ほど課長が  
言われたように16.7%と低いんですが、これは理由は何ですか。どういうこと考えら  
れますか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 兵庫県の平均でいきますと、6.3%が平均になっておりま  
して、順位では南あわじ市は5位ということで、数字的に見れば低いわけですけども、そ  
んなに低いということじゃないと考えております。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 私が今低い理由を聞いてんけど、低くないということで、話がかみ合  
わんですけども、これは県下で高いんかもわからんけども、この胃がん検診の中では低  
いということを言うたわけです。それでですね、課長からみずからちょっと聞いたかった  
んやけど、そういうことは分析してないみたいなんで、私の考えでは、胃がん検診は、今、  
透視というて、いわゆるバリウムを飲んでやる方法ですわね。そやから、朝からその日は  
もちろん朝食抜き、前日の大体9時ぐらいまでにいろいろ済まして、次の日の準備せなあ  
かんと、そういうことで手間がかかるということなんです。ことしも、私も受けたんです  
けども、待合室のところでいろいろ話とったら、やっぱりそういう手間がかかるという  
ことで、これは面倒なということで一つ原因あると思うんです。そこでですね、ある医療  
関係の人から聞いたんですが、胃がんの前兆といいますか、そういう確立からいいますと、  
胃の中にピロリ菌という菌があるそうです、これがあると、胃がんになる確立がぐっと上  
がると。それで、県下ではもう三十何市町、それから淡路島内では洲本市・淡路市がそう  
いうピロリ菌のABCという検査をやっていると、そういうことを聞いたんですが、課長、  
その辺詳しく説明をお願いします。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今、委員さんがおっしゃられたとおり、兵庫県下におきましては、こちらのほうは厚生連といたしまして、農協の上部団体に委託しております。そこへ委託されているのは31市町ありまして、27年度になります。ABC検査は13市町で実施しております。これについては、国のほうですが、厚労省のほうはこれについての積極的な勧奨は進めてはおりませんが、先ほど委員さんのおっしゃられたとおり、淡路島内におきましても、洲本市と淡路市が実施しております。そのような状況の中で、ピロリ菌とペプシノーゲンの2つの血液検査ですけれども、それを組み合わせて胃がんのリスクを判定するという事なんで、それによりましてABCの3段階に分かれておりまして、その結果によりましても、やはり胃カメラとか胃バリウム検査は受けなくてはならないということですので、南あわじ市といたしましては、今のところ積極的には進めておりません。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、洲本市とか淡路市は、これやっとなるんは無駄なこととるんですか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 医者の判断といたしますか、医者によりましては、やはりABC検査をしてリスクを調べてもらったほうがいいというお医者さんもおられます。その辺はいろいろでございますが、一応皆さん方も御存じのとおり、高齢者になれば胃がんリスクは上がるというのは当然のことになっております。しかしながらも、若年の方にもこういう形で受けてもらうのも一つの手かなと、また来年以降についても、ABC検査についてもするかしないか、検討してまいりたいと思います。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 要は検討の中で、障害というのは予算ですか、それともこのピロリ菌のこの検査体制が国の指針ではまだ確立されていないということで、医学的にはやっても無駄というか、余り意味がないということでやらないのか、どちらですか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 医学的には、非常に有効だとは言われておるのも御存じのとおりかと思えます。しかしながら、最終的には胃部の検査という形で、バリウム検査なり胃カメラとか内視鏡の検査が必要になってくるということですので、二重手間的なことも若干あるのかなと考えております。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 要は、私が言いたいのは、淡路市・洲本市は無駄なことをしているかどうかを聞きよんのです。あんたの見解でよろしいんで、お答えください。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 無駄とは思っておりません、決して。バリウムでいろんな事故等も発生することもありますので、それについてはまた検討させていただきたいと思えます。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 市長、一遍、この件についてどういう考えをお持ちですか。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今、木場委員言われたように、淡路市・洲本市はどのような状態でやってるか、果たしてそれも受診率が何%あるんか、その成果もどんなんか、これはやっぱりちょっと参考のために調べないと、そういう事業だけをやってるといふ一部分であつたら、どこまでの効果があるんか、私も最近は年1回ですが、やっぱり高齢になると年2回の健診を受けるべきやと思えます。当然、それだけいろいろな体の変調があるんで。ですから、やっぱり市としても、どれだけどういうものにそういう特典を与えたり、市が負担する分するかというのは、これは一つ一つ一遍よく検証していきたいと思えます。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら検証していただいて、ぜひ28年度からこの項目を加えていただけるよう要望して、終わります。

○森上祐治委員長           ほかにございませんか。  
谷口委員。

○谷口博文委員           87ページの救急用病床確保負担金ということで、私はこの事業あんまり市民に認知されていないと思うんですけど、その辺どういうふうな見解をお持ちですか。

○森上祐治委員長           市民課長。

○市民課長（山崎稔弘）       市民課の山崎でございます、どうぞよろしく申し上げます。  
この事業につきましては、病床を年間に300床400床を確保するというものでございますけれども、委員がおっしゃるように、周知のほうは余りできてないのかなと認識しております。

○森上祐治委員長           谷口委員。

○谷口博文委員           これ、南あわじ市ではもうかなり昔から、やはり医療機関が充実していない段階で、やっぱり急患等々の受け入れ体制するために、医療機関に対してさまざまな支援を求めながら実施した事業や思うんですわね。小児救急医療に関しては、それへの小児救急輪番制等々は確立された上で、保護者の皆さん方はそういうふうな認知をしてそういうふうな体制で、これはもうかなりの3市協力した体制の中でそういうふうな小児救急医療に対しては体制をとられとると。これは、南あわじ市独自の施策や思うんですが、いかがですか。

○森上祐治委員長           市民課長。

○市民課長（山崎稔弘）       南あわじ市独自の施策と認識しておりますけれども、依頼します病院につきましては、翠鳳、中林、八木、平成、南淡路病院の5病院でございます。

○森上祐治委員長           谷口委員。

○谷口博文委員           そこでね、せっかくこういうふうに、夜間大人の方が救急診ていただくために、そういうふうな提携した病院で、ベッドも確保した上で受診できるような体制を整備しとると、私はそういう認識を持つとるんやね。そやけど、多くの市民がそういう認識なしに、これはこのごろ近年救急車等々での搬送がふえてきたんで、医療機関への困

ったときには、私はもう小児救急のほうは当然島民の個々が認識した上で、新聞等々にも掲載された上で周知徹底できてる思うねんけど、この病床の確保というのは、これは市民に対して何か周知するような広報的なものはやられとるんですか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 市の広報で、毎月ですけども、医療機関を上げて掲載しております。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これも、今後ともまだ継続というか、その辺の検証を私はすべきやと思うんやけど、一度十分そういうふうな、せっかく病床をあけていただいて、1日1ベッドに5,000円弱のお金の支出はされとると思うんやね。その辺、しっかりとした事業効果というか、費用対効果を一度検証して、これ南あわじ市独自でやられとる施策なんで、私はええかなと思ってんけど、このごろもうこれあんまり知らんの違うかなと、職員でも知らん人が多いんじゃないかなというような思いがありますんで、その辺継続するんやったら、もっともっとその小児救急の輪番と同じような状況で、きょうは病気になったときにはこの病院受けてくれますよぐらいの、そういうふうな体制を整備していただきたいと思いますが、いかがですか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 委員おっしゃるように、この実績を見ましても、実働率といえますのはここ数年一けたでございますので、皆さん方に十分周知しまして、利用いただけるように広報したいと思います。

以上でございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
廣内議長。

○廣内孝次議長 先ほど、木場委員のABC判定について、A判定・B判定・C判定、そこらはどういう意味をしとるか、ちょっとそこらを教えていただきたいと思うんですけど。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） A B Cの3つのパターンに区分されます。それについては、ヘリコバクターピロリ抗体検査と、ペプシノーゲン検査の陰性・陽性で3つのタイプに分類しております。Aタイプにつきましては、ピロリ菌の陰性、ペプシノーゲンの陰性ということで、健康的な胃粘膜であるという結果でございます。それからB判定につきましては、ピロリ菌が陽性でございます。ペプシノーゲンが陰性ということで、この場合はB判定で、少し弱った胃粘膜ということで、胃潰瘍とか十二指腸潰瘍のことに注意しましょうということになっております。C判定につきましては、ピロリ菌が陽性で、ペプシノーゲンも陽性であるということで、弱った胃粘膜であると、胃の病気がかなりの可能性であるということで、3つのパターンになっております。

○森上祐治委員長 廣内議長。

○廣内孝次議長 これ、Aであればバリウム検査何年に一遍とか、Bであれば何年に一遍とか、そういう規定があったと思うんですけども、そこらちょっと詳しく説明願えますか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） A判定については、定期的に胃部健診、バリウム検査ですけど受けましょうということしかちょっと理解しておりません。

○森上祐治委員長 廣内議長。

○廣内孝次議長 確か、私が聞いた話では、A判定であれば確か3年ぐらいごとに受ければよろしいという話で、ということは2年間バリウム検査せんでもええという話で、コストが下がるという認識で僕らなんかも思ってたんですけども、その点いかがですか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 僕のほうも、書物等で、確か3年に1回程度のバリウム検査でいいというような感覚であったかなと、ちょっと定かではありませんけども、そう思っております。

○森上祐治委員長 廣内議長。

○廣内孝次議長 それであれば、ABC判定を導入したら、バリウム検査はこれ省かれるわけですね、要するに。ということは、健診料が安くなるという意味違いますの。その点いかがですか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ABC健診につきましては、厚生連のほうでもやられております。2,057円の、税込みでございますが、それだけの費用で済みます。それで、バリウム検査につきましては、確かバリウム検査は3,000幾らであったと思います。費用的にも、少しピロリ菌検査のほうが安いのかなと思います。

○森上祐治委員長 廣内議長。

○廣内孝次議長 そういうのであれば、やはりちょっと前向きに検討してもいいんじゃないかと。ということは、血液検査やったら簡単に誰でも受けられますわ。バリウム検査であれば、やはり嫌がる人も多いし、あと下剤とか云々という話もありますんで、やはり受診率が低くなって当たり前やと考えますんで、ぜひ一度前向きにちょっと検討していただきたいと思います。終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の100ページ、101ページの放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育についてお尋ねいたします。

ここでは、各施設の状況ということで、ここも定員オーバー、登録者イコール利用者になるのかなというふうに思うんですけども、ここも広田なり市、松帆で定員を超えてる登録者がおって、それで利用があるということなんですけども、市の場合ですと、現在35人ぐらい利用してるように聞いたわけですけども、それでこの子ども・子育て支援制度の事業計画というのが27年3月にできてるということは、26年度にいろいろ計画がされたわけですけども、その中で利用の見込みというのがあるんですけども、46ページに。市の場合30人ということで、これ実態とは大きくかけ離れた子ども・子育ての計画になってるんじゃないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○森上祐治委員長            体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一）            体育青少年課長の柏木です、どうぞよろしくお願いたします。

今、吉田委員さんから御質問のございました、子ども・子育て支援事業計画におけます量の見込みと、確保の内容をもとにしました御質問なんですけれども、まず現状といたしましては、ここに人数の記載がありますとおり、運営基準からいきましたら、児童1人につきおおむね1.65平米以上のスペースというふうになっております。そういった形で、26年度のベースなんですけれども、各学童保育の部屋面積を1.65平米で割りましたら、26年度におきましては八木が1.48平米というふうなことになります、おおむね1.65平米以上なんですけれども、八木を除くほかはこの基準はクリアはしております。

それで、この量の見込みと確保の内容、平成27年度にから31年度にかけて確保して行って、31年度には結局ゼロというふうな計画でございます。それで、自分らとしては、学童保育については学校の教室、また余裕教室等を利用させていただいておりますので、長期休暇の夏季休暇時の人数がふえることとかも含めまして、各学校の校長先生とか教頭先生に御相談をさせていただきまして、例えば八木の小学校とかでは、隣接して図書室がございますので、そういった話をしたら快く了解してくれましてそこを使ったり、また市小学校とかでも、学校の先生にお願いしましたら、これも快く協力してくれるんです。それで、そういった形でスペースを確保しながらやっていると状況なんです。それで、この量の見込み、確保につきましては、当然未開設校区もございます。未開設校区につきましては、このたび御承知のとおり、学童保育にはやっぱり入所要件というのがございますので、そういった入所要件を示した中で、学童保育を希望される方が何人ぐらいいるか、このたびちょっとアンケート調査をさせていただいております。それで、その集計結果を見まして、精査する中で今後の対応について考えていくと同時に、この27年度の量の確保につきましても、合わせて検討していきたいなと思っているところでございます。

○森上祐治委員長            吉田委員。

○吉田良子委員            市なり八木なりは、学校の協力もあって、隣の部屋を確保するという話でありましたけれども、八木もそうだと思うんですけれども、夏休みも利用するというので、それぞれの部屋にクーラー設置というのがされてると思うんですけれども、市の場合は、横の部屋を使いたいというふうな思いもあってもクーラー設置がないとか、そういうこともあってなかなか使い勝手が悪いという、熱中症の問題も深刻になってきてますので、そこら辺の改善もしないと、なかなか利用につながらないのかなというふうに思い



ますので、そこら辺もぜひお願いしたいのと、特に市はここでは指導員が4人というふうになってますけれども、現在は3人というふう聞いてます。今、軽度障害児の方もいるようなんですけれども、この指導員の基準というのは、どういうふうにして決められてるんでしょうか。

○森上祐治委員長 体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一） 指導員さんにつきましては、1つは名称があれなんです、支援員さんといひまして、保育士さんとか小学校・中学校の教員免許をお持ちの方が、この指導員という形でおられるのと、あとは1学童保育所当たり、必ず2人以上はおかないといけないという基準がございまして、ただその2人のうち1人は補助員さん、ヘルプさんと言ってるんですけれども、そういった方でいけますよというふうな法令がございまして。それで、基準としましては、一応子供さん10人について1人というふうなことで考えております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、市の考え方が変わって、今現在35人近くいるようなんですけれども、10人に1人ということは、そしたらもう切り捨てていってるわけですか。35人で3人ということになれば。

○森上祐治委員長 体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一） 切り捨てということではないんですけれども、この支援員さんにつきましては、昨年度もそうなんです、やはり人数がやっぱり少ないということで、昨年度も募集するなり、いろんな手立てというか、知り合いを通じてとか、いろいろと資格を持たれとる方で、なおかつ学童保育へ来ていただけるような方をいろいろ探したんですが、結果として余り見つからなかったというふうなことで、こういった人数にはなとるんですけれども、その人数がふえた分については、その補助員の方で、例えばいつの日時都合がいいとか、都合を聞いた中で来ていただける分については、できるだけ来ていただくようにはしております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今の話ですと、この介護も同じようなんですけれども、保育の関係も人材

不足で人が集まらないと。それを、こういう臨時・パートの関係もあって、正規職員であれば保育士さんでもたくさん集まるというふうに思うんですけど、そういう条件ではないのでなかなか人材確保ができないという話で、今言われた補助の方も市の場合いないようですので、実際切り捨てられてるのかなというふうに思うんですけども、そこら辺やはり改善策を早くしないと、厳しいことになってくるのではないかと思いますので、いかがですか。

○森上祐治委員長 体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一） 指導員さんの確保につきましては、引き続き努めてまいりたいと思っております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ほかの所も同じような状況にあるのかなと思うんですけども、ぜひお願いしたいというふうに思います。終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
印部副委員長。

○印部久信副委員長 103ページの、新婚世帯家賃補助金について伺いたいと思います。

これは、附属資料を見とったんですが、出てないんですが、出とるんですかどっかに。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 失礼しました、附属資料は107ページでございます。

（2）の定住促進の一番下のほうです。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、今現在この229というのは、1年目2年目3年目の方のトータルをして出してあるんですね。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） そのとおりでございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 1年目2年目3年目のちょっと内訳聞かしてくれますか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 内訳までは出しておりません。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 内訳出してないのはともかく、これは3年間で打ち切りでしょ。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） そのとおりでございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 となりますと、出してないとはいえ、ことしが3年目の方が何組で、2年目の方が何組で、1年目の方が何組で、トータル229ということになると思うんですが、それはそれとして。これ、毎年結婚されて婚姻届を出されてると思うんですが、その婚姻届が出してる方に対して、これ何割ぐらいの方がこの家賃補助を要望しておるようになるんですか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） そこまでは、ちょっとわかりません。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 そうしますと、26年度25年度24年度の婚姻届けの提出件数

は何件になってますか。

○森上祐治委員長          ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）          年間平均で200組ほどです。

○森上祐治委員長          印部副委員長。

○印部久信副委員長          200組であるということで、これ229の数が毎年ならしてということになりますと、70組ずつが順繰り順繰りいっとると思うんですが、ということは、婚姻された方の3分の1程度がこの制度を利用しとるというように解釈できると思うんです。それで、これ市長にお聞きしたいんですが、南あわじ市の市長は、少子化対策に対して先進的に当初から取り組んでるのはよくわかってるんですが、この新婚世帯の家賃補助を受けとる方が、新たにいわゆるローンを組んで家を建てるんですわ。そのときに一番困るのは、ローンを組んでやってるような関係ですんで、何とか市長に固定資産税の軽減できらんだらうと、何年間でも。それをぜひ市長にお願いしてくれいうて、よく家建てた人に言われるんです。毎年毎年、新規に少子化対策で市も結構お金つぎ込んでますわね。その上にまたつぎ込んでいくようになると思うんですが、どれぐらいの方が、若い世代の方が新築の家を建てておるんかわかりませんが、何とか何年かでも固定資産税の軽減を、何とか市長考えてくれへんかなということと言われるんですが、ちょっとこれ市長見解をお聞かせ願います。

○森上祐治委員長          市長。

○市長（中田勝久）          いろいろと、南あわじ市は少子対策、子育て等々に予算をつけております。私自身は、なかなかこれはというヒット的な施策はないんですが、今、印部副委員長さんが言われたように、やっぱりそういう要望を一つ一つ積み上げていくことが、やはり今後の、新しい南あわじ市来て、家建てて生活しようかとか、また長男であっても次男坊であっても、実家はあっても外でそういう取り組みをしようかという人が最近ふえてるように思います。一度どれぐらいの、今言われたトータル的な中身なり、またその固定資産減免にした場合どれだけの金額になるか、一遍検証してみたいと思います。

○森上祐治委員長          印部副委員長。

○印部久信副委員長          とにかく、今どこの市町村も移住・定住をどんどん促進しとると

ということで、特に家を建てて市に住んでくれるというのはこれはもう定住ということで、一番いいことであると思うんで、今、市長言われたように、財政的とかいろんなことがあると思うんですが、一度ぜひ考えていただきたいと思います。終わるときです。

○森上祐治委員長           ほかに、質疑ございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員           使用料の関係で、14ページなんですけど、民生使用料の市立保育所の保育料ですね、これについてはざっと1億7,000万円、26年度決算で出ております。それから、幼稚園のこれの使用料が550万円というふうになっております。25年度と比較して、どういう変化があったかわかりますか。

○森上祐治委員長           子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁）           平成25年度と比較しまして、児童の入所数については、全体では人数は減少しています。保育料につきましても、幾分かの減少はなっております。ただ、第2子無料化というふうなことも26年度やりましたので、そこら辺のかげんによっては、変動もあるというふうな状況です。

○森上祐治委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           実数でわかりますか、減少数。

○森上祐治委員長           子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁）           25年度4月1日現在の、13施設に入っている児童数ですけど1,059人です。26年の4月の児童数ですけども、13園で1,046人です。

○森上祐治委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           先ほど市長は、これといったものがないというようなこと、謙虚におっしゃったんですが、保育に関しても少子化対策にしても、かなり他市に先駆けて積極的にやってるという面では、これは市長、お世辞じゃなくて評価をしとるんです。ただ、それにつけてもなかなかやはり児童数、画期的にはふえていかないということがあります。

先日、我々会派で海士町というところに行ってきましたけれども、ここでもいろいろ取り組みをして、いろんな変化が生まれてるということなんですが、私はここで一つ、先ほどの資料請求であったんですけども、例えば女性の働く場所として、医療・福祉の現場というのはよくいわれるわけですが、特に学童保育であったり、保育所であったりというところ、潜在的にといいますか、安定した職を求めている女性が結構多いのかなど。女性の職場収入が安定していくと、やはり子供たちの数にも、あるいは結婚・出産ということにもいい影響が出るのでないかなという、かねてから思っただけなんですけれども、そういった面で、先ほど新婚世帯への固定資産の減免とか、いろいろプラスアルファの提案もあるわけなんですけれども、こうしたところにも着目をして取り組んでいかれるということも、意味のあることだというふうに私は考えたくはありますが、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長            子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁）            今現在、保育所の入所におきましても、やはりゼロ・二歳児、特に未満児の入所数が年々増加している現象がございます。先ほども、吉田委員さんのほうからも、その施設に対して入所がふえとるというようなお話もありましたように、やはり働く親、核家族化に伴って、やはり両親が働く場面がふえてきてるというような状況ですので、そういう環境の中で、やはり親支援という部分については、いろんな場面の中で支援していくことが、今後市として示された部分かなというふうに感じております。

○森上祐治委員長            ほかにございませんか。  
熊田委員。

○熊田 司委員            ページの、107ページになります。高齢者の、肺炎球菌の予防接種のことについてお聞きいたします。  
附属資料の114ページで、10月より定期接種に移ったということなんです、48.7%の接種率があったと、こういう結果になっております。この残りの方に対して、どのような対応、接種されてない方に対してどのような対応をされたのでしょうか。その点をお聞きいたします。

○森上祐治委員長            健康課長。

○健康課長（小西正文）            島内の3市におきまして、23年の秋口ぐらいから、高齢者の肺炎球菌ワクチンの任意接種についての助成を行ってきました。このたび、熊田委員さ

ん言われたとおり、26年の10月から、高齢者肺炎球菌B類ということで、定期接種になっております。これにつきましては、節目の方ということで、65歳70歳75歳といったような形での接種になります。それで、5年間待ってまた打つというような形になっていきますので、80歳前後の人であれば5年待たなくてはいけないということになりますので、継続して3市ともこの接種に対してフォローしていくということで、一回限りですけれどもやっております。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 私が言いたいのは、要するにそのときに受けてなくても、また次受けようと思えば補助があるとかいうことじゃなしに、65歳でそういう通知が来てた、それでも本当なら接種に行くべきなんやけども受けてない。そういう方に対して、市は何か個別で推奨するなり、そういうことの行為はしたのかどうか、それをお聞きしたかったんです。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、65歳といわれたらそれはちょっとやってないんですけども、行政措置として、23年からは、75歳の方については一回だけ定期の接種と同じ料金で打てるような形をとっております。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 私の説明が悪いのかどうか、要は例えば定期接種をしてくださいという通知が来るでしょ、その人本当は1年間猶予があるかどうかわかりませんが、受けに行くべきなんやけども受けてないと、そういうときに、例えばもう1年間余裕があるんやったら、3カ月ぐらいでもう一度お知らせをするなり、また何らかの個別で電話をするなり、そういったことはしてるのかどうかということをお聞きしたかったんです。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 失礼いたしました。一応、個別接種ということで、通知はいたしております。受けてくださいよという。再通知はちょっとやっておりません。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 御協力を得まして、見事な答弁をいただきました、ありがとうございます。そこで問題になってくるのが、そういうことをすれば、やっぱりその方、次接種するまでの間にやっぱり肺炎等の心配が遠ざかることができますので、そういったことの個別勧奨、再度のそういうことを考えてみられる考えはありませんか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 接種率等見ながら、当然低いということであれば、再勧奨通知をしていきたいと思います。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 48.何%出てるんですよ。これをどう捉えます、多い、少ない。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 市独自でやってた行政措置でも、大体四、五十%いったので、PR等もテレビ等でやられてますけども、いいんじゃないかなと、いいほうだと思います。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 確かに、その48.7%の中には、要するに何年か前に予防接種受けてるという方もきっといらっしゃると思うんですよ。だから、たまたまこういうような形でのパーセントやから、本体はもっと高いんかもわかりませんが、市から考えればそういった方にもやっぱりいろんな通知出して、できたら5年5年の節目に受けていただくというような形での通知をしたほうがいいのではないかなという思いがありますので、そこら辺1度考えていただけたらと思います。

以上です。

○森上祐治委員長 ほかに、質疑ございませんか。  
原口委員。

○原口育大委員 歳入の14ページと41ページに、附属資料で、監査の意見のほうで



すね、18ページに収入未済の中で生活保護返還金と保育所給食費負担金、それぞれ収入未済があつて上がつてゐるんですけど、これはどういう状況で上がつてゐるのでしょうか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 生活保護費の収入未済ということなんでございますが、この返還金の発生につきましては、保護法の68条ということで、急迫した場合に資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、速やかにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において実施機関に返還するということが出ております。また、もう一方で73条では、不実の申請その他不正な手段により保護費を受けた場合に返還するというようなことで、このような条件がございます。そういうことで、年金の最低が、改訂があつて、支給されたときにもう既に保護決定をしておることによって時間的なものが逆転いたしまして、過支給というようなこととなります。そういうものについて返還をいただく部分と、もう一方で、収入があるんですが申請がおくれたということで、故意というか、ちょっとよくない形の中で返済がおくれたというようなことで発生したものでございます。そういうことで、この保護費の返還につきましては、一括で返していただいたらいいんですが、これは生活のかなり逼迫した中においての少し余裕を返していただくというようなことで、このように返還未収額が積み上がつてきたものでございます。

○森上祐治委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁） 市立保育所での未済につきまして、説明させていただきます。未済額の26年の現年で、27万2,670円となっております。その内訳の中で、保育料の滞納につきましては26万670円となっております。これにつきましては、一、二カ月滞納しましたら、その都度保護者の方に電話なり、そして文書での早期納付というふうに郵送してゐるわけなんですけども、やはり経済的な理由によって保育料を納めることができない方につきましては、分割納付の推奨、それと児童手当が年3回ございますので、その中での充当を保護者の了解をいただいた中で納付していただいておりますけども、ただ26万円ほどの滞納が発生したというような状況です。

それと、過年度の滞納者におきます未済の24万3,500円のうち、23万1,500円が保育料となっておりますけども、これも25年度以前の金額というようなことで、それ以来から継続的に分割納付のお願いをして、少しずつ納めていってもらつてゐるのが現状でございます。

○森上祐治委員長 質疑の途中ですが、お諮りいたします。

休憩の時間がまいておるんですけども、当初から私午後4時と、審議終了計画しておりますので、もう20分間審査を継続してよろしゅうございますか、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議なしと認めます。

質疑を続行します。

原口委員。

○原口育大委員 今、2つ報告いただいたんですけど、まず生活保護のほうは、途中で年金額が変わったりとかで、過支給になったというのはよくわかりました。その不実のほうというか、不正受給みたいなものというのは結構あるもんなんですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長(大谷武司) 現年でいいますと、78条の不正というほうですが、これにつきましては280万円程度でございます。過年度分のほうにつきましては、これも275万円程度でございます。というようなことで、不正のほうが若干多いというようなことでございます。失礼しました、不正ということではなくって、申告漏れというようなことでございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 支給して、その民生委員さんとかもいろいろ現況調査とかする中で、これは不正受給やなというのがわかる場合も当然あると思うんですよね。全国的な数字で見ると、結構日本はまだそれは低いけども、それでも数%は出とるようですし、南あわじでも、今言われた不実の分については、認めたときはそれで通ったやろうけども、あとで実態を調べると、ちょっと収入が隠されていたとかいうこともあるのかなというふうに思いますので、そういうのはきちっと対応していただけたらなと思います。ただ、生活に困ってる人であるのは間違いないと思うんで、そこら辺はまた新しい困窮者自立支援のほうでもカバーをしながら、やっていただけたらというふうに思います。

児童福祉の使用料のほうというか、保育料とかについては、これは件数からいうたら何件ぐらいの件数があるんですか。結構無料化とかしてるんで、無料化してたらこういうの

は発生しないと思うんですけど、どういう状況で発生しとるんですか。

○森上祐治委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁） 使用料の中で、26年現年につきましては5件ほどございます。ただ、その対象については、ゼロ・2歳児の未満児の方が多いということで、その理由としては、やっぱり保育料が未満児のほうが少し3歳以上に比べて高いですので、そこら辺で支払いについてちょっと遅延になっているというのが現状でございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 そういう人も当然出てくるのかなとは思いますが、市立保育所の保育料については、極端に言えば強制徴収もできるわけなんで、それを分納とかしていただいとるんで、それをしろというわけではないねんけども、やっぱりそれは払える人からはきちっととってもらわなあかんで、そういうのはきちっとやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○森上祐治委員長 ほかに、質疑ございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の114ページから115ページで、附属資料の129ページですけども、さんゆ〜館について伺いたします。

今、資料も配付されたわけですけども、26年度19万4,813人の利用があるということで、25年4月からいげつのほうで指定管理になってるわけですけども、平成20年度はアクアプロが指定管理受けておりました。そのときの利用者の人数は、どうなってるでしょうか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 平成20年度のさんゆ〜館の利用者数ですが、22万8,915名でございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員      アクアプロは5年間指定管理で、平成24年まで受けておりましたけれども、その間の利用者数の増減というのはどうなってるでしょうか。

○森上祐治委員長      健康課長。

○健康課長（小西正文）      21年度が23万2,636人で、前年度比101.6%。22年度が22万277人で、前年度比94.7%。23年度が22万5,114人で102.2%。24年度が20万9,555人で93.1%です。

○森上祐治委員長      吉田委員。

○吉田良子委員      それで、26年度は19万4,000人ということで、3万人近く平成20年度から比べますと利用者が減ってるということになってます。平成25年4月からかいげつが受けたときに、年会員さんについては年会費を払ってもらって、利用者ごとに100円徴収するというように新たに変わったわけですがけれども、この影響というのが出てるといふふうに思われるんですけど、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長      健康課長。

○健康課長（小西正文）      確かに、25年度からの入場料につきましては、会員さん入るごとに100円徴収させていただいてます。それによって利用者が減ったかということは、多分その要因も一理はあると思います。

○森上祐治委員長      吉田委員。

○吉田良子委員      このさんゆ〜館というのは、健康増進施設ということで出発して、最初のごろは送迎バスもあったり、曜日を決めて保健師さんが入り口で高齢者の血圧をはかったり、いろいろサービスをしておりました。それは町の直営時代でありましたけれども、そういうサービスがどんどん少なくなって、指定管理という制度に変わっていったわけですがけれども、やはり健康増進施設というのは変わらないことだといふふうに思います。それで、今はもう課長が言われたように、減った要因は100円の行くたびにいうのが実感として、答弁としてあったわけですがけれども、やはり健康増進施設としては、やはりそういう障害を除くということが必要ではないでしょうか。副市長ですか答弁は、答弁は副市長になるのでしょうか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、健康増進施設ということで、さんゆ〜館とゆ一ふるがあるわけですが、やはり余り開きのあるのもおかしいということで、料金ちょっと上げさせてもらったわけなんですけども、それとやはり指定管理業者の赤字体質が大きかったということで、次の受け手がないという心配もされておりました。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いろんな要因はあったとしても、こういうせっかくの施設で利用者が減っていくというのは大変残念なことなんで、そこら辺の制度の見直しを考えてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、今回指定管理につきましては、29年度で終わります。それで、また新たに次の指定管理をお願いするのかどうかも含めまして、よく皆さん方も御存じのとおりと思いますが、老朽化が非常に著しく、施設の傷みが激しいわけでございまして、その辺も考えていかななくてはいけないので、市内に4つのケア施設があるわけですが、トータル的にどうあるべきかをまた検討させていただきたいと思います。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市長もこの施設については思い入れが深いというふうに思います。こういうふうに減ってくる要因の1つとして、そういう100円券の話がありましたけれども、平成29年の指定管理まではちょっと無理みたいな話があったわけですけど、市長としてはどうでしょうか。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） 当然、吉田委員さんは当時の旧町の同じ三原町におったんで、そういう経緯はよく御存じやと思います。しかし、ほかのいろいろな施設においても、合併という一つの大きな自治体になった状況の中で、あの施設だけが福祉やということで言い切れない、見直しをせないかん部分も、これは当然あの施設だけでなくして、ほかの部分も平準化するという歩みできております。ですから、その辺も利用者の人が、そういう合

併という中でマイナスやないのというような思いがあるかわかりませんが、やはりこれから一体化するということでの御理解もいただきながら、今度、当然指定管理のまた応募するわけでございまして、やはりその辺も、その受けた人が十分PRもしてほしいなと思います。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それともう1点は、さんゆ〜館に対して指定管理料として2,200万円余りを支給してるわけですが、先ほどもらった資料の中では、この中で日常点検、定期点検、特別点検、いろいろ実施するというふうになっております。施設整備の適切な維持管理の取り組みとして、頻繁に日常点検と定期点検を行うというふうになっております。しかし利用者の中からは、大変夏休み、観光客の利用もあって混雑したような話も聞いておりますけれども、その中でシャワーが4つも5つも壊れてたというような話も聞いております。ですから、これ本当に日常点検頻繁に行われて、改修がすぐにできてるのかどうかというのは、この協定書なりの中では不十分な点が多いのではないかというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） こちらの所管ということで、指定管理業者につきましては、突発的な事故等も含めてですが、早急に修繕するようには伝えております。しかしながら、原因によりましては、なかなかもとに戻らないというか、修繕期間を要するものもありますし、高額な機械類等もございます。そういうことは言いわけになってしまいますので、これ以上言いませんけども、利用者の方にはできるだけ迷惑かけないようにとは努めておるつもりでございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 利用者の人は、そういう言いわけは聞きたくない話であって、今言ったのは洗い場のシャワーの話で、そういうお金がたくさんいるわけでなしに、私ゆーぷる行ったときも壊れてたこともあったんですよね。ですが、そんなんはすぐに改修できる話であるんで、やはり日常点検、ここに書いてあるようなことはちゃんとするように、やはり2,200万円余りの指定管理料払ってるんですから、ぜひ強力に言うべきではないでしょうか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） そのように努めてまいります。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、せつかくの施設で、老朽化というのはよくわかるんですけども、利用者が、特に観光客とか外から来た人が首をかしげるような施設であってはならないと思いますので、ぜひお願いします。

○森上祐治委員長 お諮りします。

審査の途中ですが、本日の審査はこれまでとし、次の審査は週明け、9月14日月曜日午前10時より開催したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれで終了します。

長時間お疲れさんでございました。

（閉会 午後 3時57分）

# 決算審査特別委員会会議録

日 時 平成27年 9月14日  
午前10時00分 開会  
午後 3時57分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（15名）

|         |           |
|---------|-----------|
| 委 員 長   | 森 上 祐 治   |
| 副 委 員 長 | 印 部 久 信   |
| 委 員     | 阿 部 計 一   |
| 委 員     | 熊 田 司     |
| 委 員     | 原 口 育 大   |
| 委 員     | 長 船 吉 博   |
| 委 員     | 木 場 徹     |
| 委 員     | 蛭 子 智 彦   |
| 委 員     | 吉 田 良 子   |
| 委 員     | 小 島 一     |
| 委 員     | 柏 木 剛     |
| 委 員     | 川 上 命     |
| 委 員     | 登 里 伸 一   |
| 委 員     | 中 村 三 千 雄 |
| 委 員     | 谷 口 博 文   |
| 議 長     | 廣 内 孝 次   |

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 小 坂 利 夫 |
| 課 長     | 塔 下 佳 里 |

### 説明のために出席した者の職氏名



|                  |         |   |   |   |    |
|------------------|---------|---|---|---|----|
| 市                | 長       | 中 | 田 | 勝 | 久  |
| 副                | 市長      | 川 | 野 | 四 | 朗  |
| 副                | 市長      | 矢 | 谷 | 浩 | 平  |
| 教                | 育       | 岡 | 田 | 昌 | 史  |
| 企                | 画       | 橋 | 本 | 浩 | 嗣  |
| (うずしお世界遺産登録推進担当) | 長       | 細 | 川 | 貴 | 弘  |
| 総                | 務       | 高 | 木 | 勝 | 啓  |
| 市                | 民       | 馬 | 部 | 総 | 一郎 |
| 福                | 祉       | 神 | 代 | 充 | 広  |
| 農                | 商       | 岩 | 倉 | 正 | 典  |
| 建                | 設       | 藤 | 岡 | 崇 | 文  |
| 教育委員会            | 教育次長    | 堤 |   | 省 | 司  |
| 会                | 計       | 北 | 川 | 真 | 由美 |
| 企画部              | ふるさと創生課 | 阿 | 部 | 員 | 久  |
| 企画部              | うずしお世界  | 垣 |   | 光 | 弘  |
| 遺産推進課            | 長       | 和 | 田 | 幸 | 三  |
| 総務部              | 総務課     | 土 | 肥 | 一 | 二  |
| 兼                | 兼       | 山 | 崎 | 稔 | 弘  |
| 選挙管理委員会          | 書記      | 北 | 口 |   | 力  |
| 長                | 長       | 大 | 谷 | 武 | 司  |
| 総務部              | 財政課     | 児 | 玉 | 裕 | 仁  |
| 長                | 長       | 静 | 永 | 峯 | 雄  |
| 総務部              | 管財課     | 小 | 西 | 正 | 文  |
| 長                | 長       | 川 | 上 | 洋 | 介  |
| 市民部              | 市民課     | 宮 | 崎 | 須 | 次  |
| 市民部              | 環境課     | 喜 | 田 | 憲 | 和  |
| 兼                | 兼       | 和 | 田 | 昌 | 治  |
| 衛生センター           | 所       | 赤 | 松 | 啓 | 二  |
| 長                | 長       | 原 | 口 | 久 | 司  |
| 福祉部              | 福祉課     | 村 | 本 |   | 透  |
| 長                | 長       | 福 | 原 | 敬 | 二  |
| 福祉部              | 子育て支援課  | 柏 | 木 | 浩 | 一  |
| 長                | 長       |   |   |   |    |
| 福祉部              | 長寿福祉課   |   |   |   |    |
| 長                | 長       |   |   |   |    |
| 福祉部              | 健康課     |   |   |   |    |
| 長                | 長       |   |   |   |    |
| 農商部              | 商工観光課   |   |   |   |    |
| 長                | 長       |   |   |   |    |
| 農商部              | 農林水産課   |   |   |   |    |
| 長                | 長       |   |   |   |    |
| 農商部              | 食の拠点推進課 |   |   |   |    |
| 長                | 長       |   |   |   |    |
| 農商部              | 農地整備課   |   |   |   |    |
| 長                | 長       |   |   |   |    |
| 建設部              | 建設課     |   |   |   |    |
| 長                | 長       |   |   |   |    |
| 建設部              | 都市計画課   |   |   |   |    |
| 長                | 長       |   |   |   |    |
| 建設部              | 下水道課    |   |   |   |    |
| 長                | 長       |   |   |   |    |
| 教育委員会            | 社会教育課   |   |   |   |    |
| 長                | 長       |   |   |   |    |
| 教育委員会            | 体育青少年課  |   |   |   |    |
| 長                | 長       |   |   |   |    |

監査委員事務局長兼  
固定資産評価審査委員会書記長  
農業委員会事務局長

片 山 雅 弘  
小 谷 雅 信

## Ⅱ. 会議に付した事件

### 付託案件

|  |     |
|--|-----|
| 1. 認定第1号 平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………                 | 171 |
| (4) 歳出 款3 民生費及び関連する歳入                                  |     |
| " 款4 衛生費                    "                    …………… | 171 |
| (5) 歳出 款5 労働費及び関連する歳入                                  |     |
| " 款6 農林水産業費          "                                 |     |
| " 款7 商工費                  "                            |     |
| " 款8 土木費                  "                    ……………   | 200 |

## Ⅲ. 会議録

# 決算審査特別委員会

平成27年 9月14日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時57分)

○森上祐治委員長 おはようございます。  
ただいまより3日目の決算審査特別委員会を開きます。

1. 認定第1号 平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について

(4) 歳出 款3. 民生費及び関連する歳入

〃 款4. 衛生費 〃

○森上祐治委員長 昨日に引き続き、認定第1号、平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について。

(4) 歳出、款3. 民生費、款4. 衛生費及びこれらの歳出に関する歳入についてを、決算書のページ数は、歳出が78ページから119ページまででございます。

質疑はございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 決算書の106、107ページになりますが、予防費のところ、特に委託料で576万7,000円少しの不用額が出ておりますが、これはなぜこういった不用額が出てきたのか、その理由を説明していただきたいと思います。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長(小西正文) この不用額につきましては、医師会のほうから請求がありまして、3カ月に1回という感じでの請求でございます。あと、支払いにおきまして、内容の確認等をしなくちゃいけないので、恐れ入りますけれども、不用額を補正で落とすまでには至らなかったということでございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この予防費の内容をいろいろと見てみますと、特に行政措置予防接種事業の状況ということで、市のほうでこの間、金曜日にも言いました高齢者の肺炎球菌、それとおたふく風邪、水ぼうそうと、こういった形での補助をしています。特に、おたふく風邪につきましては、任意接種のうちの一つに入っていると思うんですが、あと、B型肝炎

炎とかロタウイルスも任意接種の小児ワクチンの中に入っております。その中で、27年度から市はB型肝炎のほうをまた補助するというふう聞いておりますが、ロタウイルスのほう補助に入っていない、これ、聞きましたら、淡路市さんのほうはロタウイルスのほう補助を出していると、こういう、ちょっと足並みが違うんですが、この点はなぜ違うのか教えていただけますか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ロタウイルスにつきましては、二つのワクチンがございまして、それについては接種回数も2回、3回と違っております。それで、これは輸入ワクチンということで、安全性にも若干問題があるんじゃないかなということ、B型肝炎ワクチンのほうを行政措置として市が推奨する接種ということで決めさせていただきました。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 ロタウイルスによる症状、これ、どういった症状を起こすんですか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 嘔吐、下痢によりまして、それが非常に激しいということで、重症化して死亡される方もいるというので、今、国のほうでも定期の予防接種について検討されているところでございます。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、先ほどの不用額がこれほどあるという中で、今後、この不用額の分をそういうロタウイルスの補助等に回すこともできるんじゃないかなと思うんですが、それは可能か不可能か、お聞きしたいと思います。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 先ほども言いましたとおり、年度末を過ぎてからでないという不用額がちょっと不明であるということと、要綱等の設置もしなくちゃいけないので、その辺は明確にしなくちゃいけないということですので、ちょっと接種には至っておりません。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 せめて、こういった子供に関する予防については、やっぱり淡路3市で足並みをそろえるほうがいいのではないかと、あそこの市ではこれができて、ここの市はこれができないというのは、その点ではちょっと残念な気がするんですが、市長、こちら辺、どないですかね。3市で足並みをそろえてやるというのも一つの手ではないかなと思うたりもするんですが。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） 具体的な今のお話の中身は、私も十分承知はしていないんですが、できるだけいろいろなそういう3市、足並みをそろえてということには、絶えず、担当部局も今の問題だけでなしに話はしておりますが、やはり、少しその担当部局で今、課長から説明したとおり、捉まえ方がちょっと違う部分がどうしても出てこようと思います。

できるだけ今、委員おっしゃられたように、足並みはそろえるほうが、市民にとってはなぜかなというクエスチョンが少しでも解消できるのかなと思いますので、この問題も含めて、できるだけ今後、そういう取り組みについては3市足並みをそろえた方向性は、市長会でも提案していきたいと思います。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 114ページの健康増進施設管理運営費で、前回、資料をいただいたんですけども、その中でさんゆ〜館について、ちょっとお伺いしたいと思います。

さんゆ〜館の損益計算書を見ますと、平成26年度の指定管理料が2,221万円で、最終的な税引き前の当期純利益が385万円となっています。25年度はどういう状況であったか、指定管理料と純損益について教えてください。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 25年度の指定管理料につきましては、2,160万円でございます。それで、純損益につきましては、税抜き前でございますが、372万円の黒字ということでございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 2年間、かいげつさんに移ってからは、372万と385万の黒字になっているようですが、それ前の、アクアプロが5年間、20年から24年まで指定管理を受けてましたけれども、このときは平均すると22万人程度の利用者がありました。その間の純損益というのはどういうふうになってますか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 平成20年度はマイナス880万円、21年度がマイナス742万円でございます。22年度がマイナス364万円、23年度がマイナス840万円、24年度がマイナス1,863万円となっております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 これで見ると、アクアプロが受けてた20年から24年については、税引き前ですけども、かなりの赤字が出ていたということですけども、これは当然、最初のプロポーザルというか、指定管理を受けるときの協定に基づいたことだと思うんですけども、いろいろ見直しをして、新しくかいげつさんになんて変わって、2年間は黒字になってると、372万円と385万円の黒字になっていると。

これも当然、企業ですので、いろいろ努力されて、利用客は減ってるけども、利益を出しておるということは、それでいいと思うんですけども、ただ、協定の中で、例えばそういう利益剰余金が出たときに、もうちょっとサービス向上とか集客力のアップとか、そういうふうな投資をしてほしいというように私は思うんですけど、今、そういうふうなことについて要請というか、企業に対して要請をすべきだというふうに思うんですけども、そういうことはされているんでしょうか。

○森上祐治委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ふだんからですが、利用者の接客とかサービスの向上に努めると、また、最近では施設の不備等が発見されておりますが、早急に修理をするようには伝えております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員      利用者の数を見てますと、23年度までは22万人を超えて、24年度からは20万人前後ということで、先日もちょっと質問ありましたけど、年間パスの利用料見直しと、1人1回100円ですか、とるようになったということも影響はしてるとは思うんですけども、何とかかいげつさんになってから黒字で続いていると。

ただ、補修等については、なかなか間に合わないというか、1カ所直すと次々とまた別のところが壊れるような状況ということは、かなり年数がたってるんで、抜本的なリニューアルというか、それをしないと、もう限界が来てるんでないかなというふうに感じたりするんですけども、そのいろんな修繕が次々と発生する要因というのはそういうところにあるような気がするんですけど、違いますか。

○森上祐治委員長      健康課長。

○健康課長（小西正文）      施設は、平成14年にオープンしたわけございまして、今現在、13年目ということになっております。それで、機械とか施設の老朽化が激しくなってきたりまして、現在、修繕計画を立てまして、計画的に修繕できるように今現在、見直しをしております。

○森上祐治委員長      原口委員。

○原口育大委員      修繕の計画を立てるのはええんですけど、もう根本的に各温浴施設等、合併前にそれぞれ整備されて、13年、14年たってるということからしたら、全体をどういうふうにするかということについて、もうぼつぼつ検討せんといかんのと違うかなと。ほんまに続けるのであれば、きちっとリニューアルをしてやらないと、いつまでたってもいちごっこになるというふうな気がするんですけども。

もう今回、指定管理がもう3年ほどあるんですけど、それぐらいの時期になってきたら、私はこの前の慶野松原荘の質疑がありましたけども、そういうふうなことも踏まえて、根本的に市内の温浴施設全体をどういうふうにするかという見直しも必要だというふうに思うんですけども、その辺はどうですか。

○森上祐治委員長      健康課長。

○健康課長（小西正文）      施設の老朽化ということですので、修繕計画は今しておりますけれども、将来を見通して、今、市内に4カ所のケア施設がございまして、そのあり方につきまして、また検討を加えていきたいと思っております。



○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 最後に、その点で市長にお伺いしたいんですけども、今の指定管理が終了するのが29年ですけども、今、管財のほうでやられている公共施設等総合管理計画というところでは、公共設備について、もう抜本的な見直しを図られると思うんですけども、今の温浴施設について、総合管理計画の中でどういうふうな位置づけをしようと、それは今から検討されるんですけども、その辺についてちょっと考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） 当然、今、市の中には委員のおっしゃったように、いろいろな公共施設がございます。当然、福祉の関係、スポーツの関係、その他の関係の施設が、やはり合併前の各旧町で整備したものが主でありまして、新しくはほとんど改修等々で乗り切っているということがございます。ですから、一遍に何もかも、これはやれるはずもないし、できたらいいんですが、私はやれるはずはないというふうに思ってます。ですから、どういう優先順位をつけて取り組んでいくかということが非常に大事でございます。

早急に今、改修、また、時には大規模ということも考えたり、先般も申し上げたように、ただ、市が今、指定管理だけで乗り切っていくのか、もう抜本的に民間にお願いを、売却という言葉がどうかわかりませんが、そういうところまで突っ込んだ計画をしないと、またぞろ何年かたったら同じようなことになりますので、できるだけそういうところは明確にして、また、議員の先生方にもお知恵をかりたりしながら、早急に立てていきたいと思っています。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 保育所の関係で、先日も資料をいただきました。それで、この正規保育士と正規調理師、嘱託という形で、各保育所ごとの正規と嘱託、臨時の一覧表をもらったわけですけども、この中で、臨時という方は、多分、早朝とか午後とか、一時的なものだと思うんですけども、嘱託の方で、ここでクラスを担当してる方がいると思うんですけども、その保育所名と人数をお願いしたいと思います。

○森上祐治委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁） 大変申しわけございません。今ちょっと、手元に資料を用意していないので、今ちょっと、この場では言えません。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、また資料が整った時点で、また質問させていただきます。

○森上祐治委員長 そしたら、課長、また資料のほう、準備をよろしくお願いします。ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算書の81ページ、附属資料では71ページになりますけれども、人生80年いきいき住宅補助金ということなんですけど、これは見ると、1件しかないというようなことなんですけども。これ、いわゆる県が進めている80年いきいき住宅制度に基づくもので、市の随伴というような事業であったかに思うんですけども、その辺、まず確認いただけますか。

○森上祐治委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） おっしゃるとおり、県からの補助がございます。県からの事業ということで、この件につきましては、介護保険で住宅改修を行った方が、それ以上の部分について利用できるというような状況になっております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 介護保険に関連することなんですけれども、障がい者向けのこういう制度というのはなかったですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 福祉いきいき住宅につきましては、高齢者も障がい者も同様の制度にのっとって改修をするというようなことでございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員       この制度そのものを知らないというのか、ちょっと利用数が低過ぎるというか。知らない方が多いというふうに聞いておるんですけども、これはどのようにして周知をされているんですか。

○森上祐治委員長       福祉課長。

○福祉課長（大谷武司）       周知につきましては、ホームページ等でしてはございますが、なかなか浸透するというのは、それぞれ一人一人に通知していくことではないので、委員おっしゃるとおり、周知については若干弱いかもしれませんが、ただ、今、先ほど長寿福祉課長のほうからも申し上げたように、介護保険制度の利用が高いので、障がい者のほうにつきましては、なかなか利用が少ない、それとまた、いきいき住宅の改修条件というのが相談員等々で説明させていただくときに、なかなか合致しないのではないのかなというふうに感じております。ですから、利用のほうは、障がい者のほうは今、ないというようなことでございます。

○森上祐治委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       例えば、こんな例もあるんですが、和式トイレを洋式に変えたいと、それが視覚障害の方であって、介護保険を受けていないというときに使えなかったというような例を聞いたことがあるんですけども。その要件というのはどうなっているんでしょうか。

○森上祐治委員長       福祉課長。

○福祉課長（大谷武司）       申請があって、使えなかったということ、ちょっと私のほうには聞いてはないんですが、障がい者の日常生活の便利を提供するというような改修でございますので、トイレの改修についてはできるというふうに思っております。

○森上祐治委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       つまり、視覚障害、全盲あるいは1級程度、あるいは2級程度であれば、その段差をなくしたりして、和式では使いにくいので洋式にしようと思えば、それは十分可能であるということですか。

○森上祐治委員長       福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 障がい者の結局、バリアフリー化、それから手すり、それと便器の利便性というようなところの改修については、これはできるものだと思っております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えば、それが古い市営住宅に住まわれている方だったら、どうなりますか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 市営と申しますか、借家である場合は、やはり管理者の方と協議をしながら、そういうような申請を進めなければならないのではないのかなというふうに思っております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 具体的に今、言うたんですけれども、古い市営住宅の場合はどうなるんでしょう。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 市営住宅については、市営住宅の担当課と協議をして進めていかなければならないというように思っています。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、ならないじゃなくて、可能なのか無理なのかということを知りたいんです。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 市営住宅の改修につきましては、また確認させていただいて、後ほど答えさせていただきたいと思っております。

○森上祐治委員長           ほかにございませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員           社会福祉協議会についてお尋ねをいたします。81ページ関連ですけれども、前のときにはその拠点づくりについて、路線を変更するのかということで質問して、副市長から、旧来の本来の路線をそのとおりやっていくという御答弁をいただいております。

私、何で社会福祉協議会について、こういう質問をしていくかといいますと、非常に雇用面とか、いろいろな面で非常に、特に阿万地区等でも、私のところでも、ちょいちょい電話がかかってくると。何か、正当な運営がされてないんかという、私は疑念を持っているから、この前の拠点についてもああいう拠点を変更するというのは、言いなりになつたのと違うかというようなことで質問をしたわけでありませう。

私、今ここに、この前も懇談会を持ったんですが、社会福祉協議会の役員名簿を持っております。これ、役員47名出ております。評議会、また役員名簿含めて、その中で、私も懇談会のときも言ったんです。各地区からそれぞれ社協は非常に幅広い事業を展開しておられるということで、これは人数も、47名ですか。

そこでね、ずっと私もチェックしたんですけども、阿万から1人もこういう役員の中に入っていない。この会長を含めて南淡は11名、三原9名、西淡14名、緑9名。そういう中で、1人もそういう阿万地区から、それはまあ、人材がないから選んどれへんのか、そんなことはないと思う、阿万には立派な人材はおりますしね。

ただ、この前もちょっと言いましたけども、2代目ぐらい前の部長からも、今の部長もそうやと思うんやけど、何か弱腰というかね。社協という法人、社会福祉法人、独立した施設やから、行政も余りそういう口出しはせんほうがええという、今の部長はそんなこと言わなんだけれども、これまでの部長はそういう遠慮ぎみの発言で、余り触らんほうがええぞというようなことであつたわけです。

これ見よつたら、行政からは田村課長が入ってますけども、これは、懇談会のときも質問したけれども、はっきりとした答弁はもろうてない。ほんで、やはり仮にもそういう、ほとんど法人というような、そういう税金で運営をされておるわけで、市からもこれだけの一般財源を投入してやっておる。やはり、こういう役員構成の中でも、何も物を言わんのかと。これ、部長、どうなんですか。47人もおる中で、入っていないのは沼島と阿万だけなんです。こんなことで公平な福祉事業が行われるかと。絶対こんなこと、阿万地区を全く無視しとる。こんなところへ補助金2,500万か2,600万、これは国や県からも入りよるわけや。その点、どない思いますか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 阿万の方が入られてないというのは、どういうことでそういうふうになっているのか、ちょっと承知しておりませんので、その辺についてはどういうことかといいますか、一度、確認はしてみたいと思います。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、そやから、今の部長、たまたま今、部長やいうことで、部長を責めるみたいになるんですけどね。やはり、市からもこれ、行政で入っていったわけよな。どんな会をしてやりよるのか、それは知りませんが、そんなのおかしいだ。はっきり言って。人口、阿万は三千二、三百の人口があるんですよ。1人もそういう、47人の中に評議会、役員の中に1人も入ったらへんって、そんなことが、どない考えても不自然でしょう。

社会福祉協議会というような大きなそういう福祉団体、面積的にも、南あわじというのは大変、県下でも広いほうですよ。そういう中で、そういう形であるから、私も偏見を持つとるというか。特に、阿万のほうからそういう、何か臨時職員、職員の採用にしたって偏つとると。これ、どないなつとるんだと。これは、私は議会でまた発言しますということになつとんのやけども。

ほんでこれ、役員名簿、懇親会のときももろうて見たら、はっきり言うて、阿万のほうでもの言うもの、誰もおれへん。役職が入とったって、これ、物が言えへんと思うぞ、はっきり言うて。誰見たって、こんな、そうでしょう。阿万より遥かに人口が少ないところ、これ見たら、福良3、賀集3、旧南淡ね。潮美台2人、北阿万3人、灘1人。阿万と沼島が抜けとんねん。

こんなことで、社協は社会のためにボランティアや何やいうて一生懸命やりよると言いよるけ。ほんなことは、やっぱり市が部長として行きよる以上は、こういう役員名簿を作成するやいうときには、それはどんな、何ですか、出てきたそのままなんですか。全然こういうのには、田村課長がおるのかおれへんのかわからんけども。その点、ちょっと教えてください。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 実際にどういうことかというと、はっきりはわかりませんが、ただ、その役員にも理事の方、それから評議員の方おられますが、それぞれが社会福祉協議会の支部の推薦であるとか、連合自治会の推薦であるとか、民生委員・児童委員連

合会の推薦であるとか、福祉施設からとか、行政機関は福祉課長が入っておりますが、あと、財務知識の経験者、福祉知識の経験者、それから同じような知識の経験者、これ今、申し上げましたのは幹事も含んでますけども、そういったことで役員が選ばれてます。

評議員のほうについても、同じように連合自治会の推薦ですとか、民生・児童委員の連合会の推薦ですとか、ボランティア関係、教育関係とか、社会福祉の関係の施設の関係者ですとか、そういったことで選ばれておるようですので、たまたまという言い方をしたら怒られるかもわかりませんが、たまたまではないかなというふうには思ってます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、これはたまたまでないと思うねん。協議会の役員名簿、これは会長は谷口ですわね、福良。副会長は山添ですわね、阿那賀、十一ヶ所、志知、倭文の長田、津井、松帆脇田、それから、市市、倭文安住寺、伊加利、北阿万伊賀野、八木養宜、広田広田、市福永、広田中筋、賀集。これ皆、これもう、南あわじ市の肝心なところは全部入っとんねん。これが役員。これは、評議会もこれ、ずっと見よったら、大概のところは皆、複数入ってますわ。阿万だけ入っとれへん。これ、意識して抜いとると言われたってしゃあないだ。そんなところへ、市が何でそんだけの税金を投入して、こんな臨時の職員から偏ったことしてやいうて、そんなこと言われよんねん。

第一、そういう阿万でも役員が入っとれば、それは、そういう役員が発言もして、それは平等な運営ができると思うけども、こういうような47人、沼島以外は全部入っとんねん。人口三千二、三百ある地区で、1人もそういう名簿に入っとらへんやいうような、そんなところに市として、もう少し物を言うて、はっきりとそういう幅広い社会福祉事業をやっとるんであれば、誰かが入って発言する機会を与えて当たり前の話と違いますか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） それぞれの地域からという観点から見ればそうかもわかりません。ただ、社会福祉協議会のほうは、理事さんなんかの役員については、その役員の選任規定というのがあって、いろいろなところから推薦をしていただいていると、評議員についても同じように、評議員の選任規定というのがあって、それに基づいて行われているということだと思います。

ただ、南あわじ市全体の福祉を考えていくという観点から見ますと、一つの地域から出てないというのも、今言われることもわかりますので、その辺については、そういったことをある程度意識してされてるのかどうかについては、一度確認をしたいというふうに思います。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういう意識をしとるととられても仕方のないような状況やないか。これは、部長も名簿を持つとと思います。それでね、こういう、私もこれ、懇談会をして初めてこれ、名簿をもろうて、懇談会でも発言しました。けれども、もう結論は出んままにそのまま終わったんですけども。これは、私は議員として、住民の代表として、やはり阿万地区から誰も出てないやいうことについて、これは、このまま引っ込むわけにもいかんわけや。

それで、これは、相手は社協という一つの団体、社会福祉法人という組織であって、これは私もわかりますし、そない中に介入してどうこうというようなことは言われないかもわかりませんが、やはり、そういう市としての公金をつぎ込んでいるという中において、やはりそれぐらいのことははっきりと言うべきやと思う。

これ、市長としても、それは介入できるかでけへんかわかりませんが、何でこういう偏った人選をするのかということは、一回、市長の口からお聞きしたいと思うんですが、市長、いかがですか。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） 私も、理事が誰で、評議員が誰でという把握はしておりません。今、部長も言うたとおり、一度、どういう選考方法でしてるんかということを確認することですので、私からは今、それをどうこうするという事はちょっと申し上げにくいんで、とりあえずは部長のほうで、今、委員のおっしゃられたような中身について、一度調べたり、また、関係者に聞き取りをしてもらうようにします。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そしたら部長、私が谷口さんに、委員会でこういうふうには、何で阿万がこういう差別的な人事をしとるのかと、阿万を。私が言いよったということで、はっきりと理事長に言うてもろうて、私に理事長から答弁もらうように言ってください。どうですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） そのようにお伝えします。



○森上祐治委員長           ほかにございませんか。  
原口委員。

○原口育大委員           107ページで、附属資料113の小児救急について伺います。これは島内の医師による輪番制で、附属資料なんかを見ましても、大変有効に機能しとるというふうに思うんですけど、これに協力いただいている医師の実人数、それと延べ人数というのは幾らになりますか。

○森上祐治委員長           健康課長。

○健康課長（小西正文）       小児救急の協力医師ですが、島内の医師ですが、夜間が島内12人でございます。休日が8人になっております。それから、夜間の島外の医師ですけれども、1年間で330日余り出役をしていただいております。

○森上祐治委員長           原口委員。

○原口育大委員           これは、夜中とか休日とかにまず電話をして、トリアージというか受けた後で、当番のところを紹介して、そこへ行ってもらうという形やと思うんですけど、市内での協力医師というのは何人ぐらいいるんですか。

○森上祐治委員長           健康課長。

○健康課長（小西正文）       夜間のほうですが、南あわじ市は6人になっております。日曜祝日のほうが、2人が出役しております。

○森上祐治委員長           原口委員。

○原口育大委員           そうしたら、市内の医師が担当のときは、市内で発生した場合に、そこに行ってもらおうと。島外の医師の場合は、これはどこで受診するようになるんでしょうか。

○森上祐治委員長           健康課長。

○健康課長（小西正文）       洲本市応急診療所のほうへ出役していただいております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 最初に言いましたように、利用者も多いですし、トリアージも結構ちゃんとはっきりできているような気がするので、継続して頑張っていただきたいと思います。ちょっと島外のウエートが高いような気がするんですけど、これもなかなか負担の大きいことなので、仕方がないかなというふうに思います。  
終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっとこの102ページの生活保護について、ちょっと基本的なことをお尋ねしたいのやけど。全国的な傾向としては、保護世帯が増加の傾向にあると。市内はある程度、一定の横ばいで推移しとるような状況やいう認識を持つとんのやけど、これ実際、受給の要件というか。例えば、これは一つの具体的な例で申し上げましたら、自分で持ち家を持っておると。ほんで、高齢者の女性、身寄りがないひとり住まいの方が、年金で年間3万円ちょっとしかもろうてないような人というたら、この生活保護受給の要件というのは満たしてないんですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 生活保護の要件につきましては、それぞれの扶助料という基準の額がございます。それで、今、委員さんがおっしゃられたように、持ち家があればだめなのかということをおっしゃられたけれども、持ち家を持たれておっても、それは可能でございます。他制度の優先というようなのがございますので、活用できるものについてはそのようにお願いしているところでございますが、基本的に、生活に困窮している場合は対象となります。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、ひとり住まいのおばあちゃんが、自分の持ち家で住んでおって、わずかばかりの、ほんまに国民年金の支給が著しく低くて、生活保護を申請したら、そういうふうな要件を満たした上で、何らかの差別的な支給はしていただけるというような理解でよろしいんですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 例えばなんですが、保護の手引きのほうに、68歳の基準でございまして、ここは3級地の2というところの基準額になっております。この金額を全て当てはめることはできませんが、基本的には7万3,120円というような、国の出した手引きですが、その金額に満たない場合はそのようになるということでございます。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） やはり、実際に相談をまずはしていただきたいと。収入がない方でも、例えばですが、預貯金とか株とかを持っておられる方もおりますし、その方を扶養できる方がいらっしゃる場合もありますし、いろいろなことがありますので、まずは、困られているということでありましたら、生活困窮者の支援というような事業も実際今、行っておりますので、まずは相談をしていただきたいということでございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 関連なんですが、今、谷口委員が言われた、そういう対象になって、例えば、そういう身内の中で、割と裕福な家庭があるとした場合は、そういうのは関係ないわけですか。今、谷口委員が質問された内容の中で、その身内の中で、割と生活豊かに暮らしておられるというような場合は、そういうことはやっぱり、そういう生活保護を受ける上での何か材料になるわけですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 保護の申請がございましたら、今言われましたように、三親等以内の方々につきましては、応援をお願いするというような照会で依頼させていただきます。それで、余裕があってしていただける場合は、その部分も収入認定いたしますので、その場合は額として基準以上であれば、対象とはならないというようなこととなります。  
一方で、応援していただいても満たないというようなときについては、その不足分が対象になるというようなことで、そのケースごとに積み上げた額によって判断させていただくようなこととなります。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 お聞きしとるのは、課長、それはなかなか兄弟親子といえども、金銭的にはなかなかそういう場合にいろいろなしがらみもあって難しいと思うんで、法的に、ということは、聞きよったら、別に、そういう三親等以内に裕福な家庭があっても、その方々がタッチをせんということは、法的に問題はないと思うんですけども、その点どうなんでしょうか。必ずそんな、三親等以内やから、自分のところは裕福やないか、助けたれというような、そんな強制的な措置はできないという、その点はどうなんですか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 今の委員さんおっしゃったとおりでございます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 108ページ、環境衛生費のところの19節に、住宅用の太陽光発電システムの設置補助金というのが、予算が700万をとっておったんですけども、支出が381万4,000円で、四十七、八%が不用になったという状況でございますが、これについてどういう状況なのか、この件に関して、それだけ承りたいと思いますが。

○森上祐治委員長 環境課長。

○環境課長（北口 力） 環境課長兼衛生センター所長の北口でございます。よろしくお願ひします。

今、太陽光発電のシステム設置補助金の不用額があったということで、太陽光発電につきましては、平成24年度から本制度を実施しておりまして、平成24年度は、決算額ですが830万で、平成25年度が849万7,000円ということで、26年度につきましては、決算額381万4,000円となっております。当初予算では、前年度、前々年度の決算を見込みまして、1,000万の予算を計上しておりました。補正予算において300万減額しまして、700万の予算現額となっております。

これらにつきましては、減額となった理由ですが、一番大きいのは、売電価格の値下げでございます。平成21年度は48円、キロワット当たり。それと、平成27年度には35円というような、13円もの減少となっておりますので、設置数が減少したということでございます。

○森上祐治委員長 休憩の後に、蛭子委員から。  
暫時休憩します。  
再開は11時5分とします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時05分)

○森上祐治委員長 再開します。  
子育て支援課長。

○子育て支援課長(児玉裕仁) 先ほど、吉田委員さんからの質問で、保育所職員の正規保育士、それと嘱託の保育士さんのそれぞれ担任されている人数を教えてくださいという質問でございまして、手元に資料がございませんでしたので、今、資料を取り寄せてきましたので、ここで報告させていただきたいと思います。

先週の14日に委員さん、皆さん方のほうに平成27年度保育所職員配置数という資料を配付させていただきました。そのうちの資料の一番上に、正規保育士というようなことで、計57名の人数を配置しております。

その内訳としましては、所長が13、そして現場職員39、そして、プラス育休の職員が5人ということで、57人、そのうちの39人というのが正規では担任をしていただいております。そして、嘱託保育士、表でいう3行目なんですけれども、合計で62人というふうにあらわしているわけなんですけれども、その内訳として、担任が35人という形になっております。

以上で報告を終わります。

○森上祐治委員長 再開後は蛭子委員の質問からとさっき申し上げたんですけれども、今、報告がございましたので、吉田委員の質問を先にさせていただいて、蛭子委員、よろしゅうございますか。

○蛭子智彦委員 どうぞ。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 嘱託職員で担任を持っている方が35人ということで、正規職員の3

9名とほぼ変わらない人数で責任をとっていると。嘱託保育士については、月5,000円ですか、担任手当的なものを支給しているというふうに聞いておりますけれども、やはりこの負担感というのはすごく大きいと思うんです。

決算書の附属資料で、101ページで、人件費で正規職員と嘱託・臨時職員の給料の割合も書いてあるんですけども、これから行けば、嘱託・臨時職員の給料、人数からして大変低い額になってくるかと思うんですけども、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

○森上祐治委員長          子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁）          正規職員の人数につきましては、定年退職等によりまして人数は減っている状況の中で、児童の入所に関しては、先週でも資料でもってさせてもらいましたが、ある程度、低年齢の中で入所数がふえているという状況になっております。

その中で、嘱託職員の方にやはり応援、担任という形の中で職務についていってもらえないと保育ができない状況となっておりますので、給与面については、採用の中での基準の中でやっておりますので、先ほど言いました決算での人件費の中での差というのは、そういうところで差が出ているかと思えます。

○森上祐治委員長          吉田委員。

○吉田良子委員          それで、正規職員の採用というのもしばらくなくて、近年、2人とか3人とか採用されておりますけれども、採用するというその人数をどういうふうな形で決められているんでしょうか。やめる保育士さんが、定年でやめる方もいると思うんですけども、市の職員でありますと、やめられる方の何割とかいう基準をもって採用していると思うんですけども、保育士に関してはどのような基準があるんでしょうか。

○森上祐治委員長          総務課長。

○総務課長（垣 光弘）          このたび、平成27年度採用試験に当たってですけれども、保育士、幼稚園、4名の方が退職予定でございます。職員の採用に当たっては、4人、保育士、幼稚園教諭の採用に当たっては、4人の採用を予定しております。これは、昨年も多数の方が、保育士さんなりが退職された後、4名補充しておるんですけども、また来年度以降も保育士さんの退職が見込まれる中、やめられる方4人に対して、新任の採用、4人採用することに決定しました。

以上でございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 近年はそういう形で進んでいるかと思いますが、合併後、かなりの空白期間で保育士の採用がなかったというところで、こういうふうな嘱託保育士がふえてきている現状があると思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 今まで合併以降、長らく保育士の採用は行ってきてなかったんですけれども、先ほど来、委員のほうから指摘のあります正規職員に対して嘱託職員なりがふえてきている、そういうふうなことのある中で、職員の採用を若干始めております。ただし、保育所なりの保育士さんについても、保育所のあり方検討委員会なりで保育所の統合なり進められていく中で、職員の採用についても、現状、様子を見ながらというふうな形になるのかなと思います。以上でございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この南あわじ市子ども・子育て支援事業計画の中では、36ページに就学前児童の人口推計ということで、現在、26年では2,241人が10年後には1,995人になると、人数が減ってくる中で、どういうふうな保育所のあり方をするかということについて、この事業計画の中では、職員の配置なり、そういうことについては一言も触れられていないように思うんですけれども、そこら辺も見通して、やっぱり安全で保育所に預けられるような体制をどうするかというのは、この中ではほとんど触れられてないというようなことになってるかと思うんですけれども、今、あり方検討会の中で統廃合とかいう話もありますけれども、やはり、こういうふうな負担感が強い、親にとってはちょっと正規の方でない、一生懸命頑張らせていただいているのはよくわかるんですけれども、市の体制として、やはりもっと解消する方策を見つけるべきではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁） 子ども・子育て支援事業計画のほうについては、あく

までも児童に対するサービスの受け入れの量というものを基本的に計画を上げております。ですので、職員の配置についてまでは、おっしゃるとおり明記はしてありませんが、平成25年度のあり方検討委員会の答申の中では、職員の処遇改善についての部分、これはもちろん、私立、民間さんの分も含めての意味を持ってるんですけども、そこら辺のそれぞれの施設なり、状況に応じた対応をするようにという形で提言してますので、市としても先ほど総務課長が申しましたように、今は職員の採用もしておりますので、それを踏まえて、小学校区1園の統合なり、それぞれのサービスを公共施設の適正化との総合を見ながら、職員の採用についても総務課と協議していきたいと考えております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、今言われた保育所等処遇改善臨時特例事業補助金として、決算で531万7,000円組まれておりますけれども、これはいわゆる民間事業者に対しての処遇改善の補助金だというふうに理解してるんですけど、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁） おっしゃるとおり、民間の事業者に対する補助金でございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これで、少し民間の方々のパート賃金とかが若干上がってきてるのかなど、全体も含めてですけれども。そこで、市とのバランスというところでは、少し市のほうがおくれている状況もあるんじゃないんでしょうか。

○森上祐治委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁） 職員の給与に関しては、ちょっと私もそこら辺は所管ではないのですけども、人勧等による中で、今の市の職員の給与の体系については決められているかと思えます。

嘱託職員の給与についても、その職員との給与ということ、それぞれ嘱託職員、臨時職員の規則がございますので、それに見合った形の給与という形で、今は処遇的な形になっています。

ただ、民間との格差についてなんですけども、幾分か民間のほうが、阪神間ではありま



すけども、高い基準ではあるというふうな情報は聞いているんですけども、具体的にちよっとそこら辺を整理している状況ではございません。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 民間のほう若干上がってきている話も聞いておりますし、保育士の人材というところでは、他市へ流れているという話も実際、聞いてると思いますので、そこらは精査していただきたいと思います。

市長に、こういうふうに担任が35人と非正規がこのような39人と、ほぼ同じようなことで、近年、先ほど答弁があったように採用もあるんですけども、そこら辺も、採用枠も今後ふやすというようなことも、ぜひお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） 確かに、委員おっしゃるように、正規職員をふやすのが理想ではあります。理想であります。二遍、言うときます。ですから、やはり保育料は上げない、そういう正規の職員をふやせ、これは、どっちを取るかです。保育料が上がってもええ、せやから、そういう対応をしてほしいというのであれば、また考え方もございますが、そして、先ほど来、吉田委員おっしゃってるように、そういうこれからの保育所、幼稚園のあり方、これもそういう関係する人たちからの意見を取りまとめて、そういう方向性を立てているわけでございます。

何としても、いつも私、申し上げているとおり、子供は宝でございますので、改善できる、財政的に、また、いろいろな諸般の中で、改善できる可能な限りは、今後も取り組んでいきたい。特に今、嘱託職員だった人たちにも、何とか窓口を広げたいということで、そういう方向性は打ち出して、現実に採用はいたしております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市長の答弁がありましたけれども、保育料か正規職員をふやすんか、どっちかという話ではなくて、やはり子育てを重視するのであれば、保育料のこともあるし、施設、さらに職員の体制の充実、やはりそれらを総合的に踏まえて、やっぱり子育て推進のまちと言えるのではないかというふうに思っております。

嘱託職員の方にも正規保育士の道を広げたというのは大きな前進ではありますけれども、正規保育士の採用、特に若い人たちは、そういう希望を持って保育士になりたいというて

も、なかなか採用枠が少ないというところで、他市に流れてるという話も聞いておりますので、ぜひそこら辺の実態も踏まえて、今後、検討をお願いしたいというふうに思います。終わります。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと本題に入る前に、今の関連で確認をさせていただきたいんですが、正規職員と嘱託職員、臨時職員、これは条例上で規定があるというふうにおっしゃってました。この同一経験、同一労働による違いというか、どのようになっているかということについて、まずそれだけ聞かせていただけますか。同一経験年数、同一労働でどうなっているか。正規、嘱託、臨時。条例上で規定があるということですので、説明いただけますか。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 正規職員と臨時職員、嘱託、それぞれ任用が、委員も知っておられるとおり、違ってきております。その正規職員は正規職員の任用、臨時職員は地方公務員法第22条、嘱託職員は17条に基づいて採用されているものであって、同一労働、同一条件は採用の段階で異なってきたのかなと思っております。以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、だから、同一職種と言いかえてもいいんだけど。保育士であって、ここで表が出てるでしょう。正規、嘱託、臨時と書いてあるわけですね。保育士、調理師と書いてある。これの賃金、年齢、同一経験であればどうなるのかということ聞いておるんですけども。嘱託や臨時職員は、経験年数は加味されないんですかね。

○森上祐治委員長 総務課長。

○総務課長（垣 光弘） 嘱託の保育士の月給については、嘱託の賃金については、南あわじ市嘱託職員の任用等に関する規則により定められております。臨時職員の賃金についても、南あわじ市臨時職員の任用等に関する規則において定められております。以上でございます。



以上でございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大分、時間がかかったんですけど、これはこれで終わっておきます。

本来のほうに。よろしいですか。障がい者の関係のことで、幾つかお伺いしたいことがあります。一つは、決算書の74ページ、外出移動支援ということで出とると思うんですね。この外出の移動支援に関連してなんですが、済みません、参考資料が74ページですね、本体は83ページです。

この件数が出とったと思うんですが、217人の89万9,000円というふうになってますが、大体、1人当たり4,100円というようなことになっておるんですけども、この移動支援事業の仕組みをちょっと説明いただきたいんですが。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 障がい者の移動支援につきましては、障害者区分認定というように、認定制度がございます。そういった制度の中において、利用する回数とか金額的なところが示されるわけでございますが、それで、移動支援につきましては、社会参加であったり、医療であったり、そういうようなところに出かけるときに支援をさせていただくような制度でございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、例えばタクシーチケットの支給であったりとか、ガイドヘルパーに対する支援だったりとか、何ぼかメニューがあったかに思うんですけども、そのメニューを少し説明いただけますか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） 外出支援につきましては、障害者介護タクシーといいますか、距離に応じて負担金をいただくというような制度でございます。もう一方のガイドヘルパーという部分につきましては、移動のサポートをする介助員さんがついて移動をお手伝いさせていただくというようなことでございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　そうしますと、これはタクシーだけであると。いわゆるガイドヘルパーというのは、委託事業として外出支援の事業委託をしている部分、これがガイドヘルパーというふうになるのでしょうか。

○森上祐治委員長　　福祉課長。

○福祉課長（大谷武司）　　ガイドヘルパーに移動の委託をいたしまして、それで、例えば医療機関であったり、大会会場であったりというところにサポートしていただくということでございます。

○森上祐治委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　この金額を少し拾っておるんですが、まず、外出支援サービス事業委託料というのが83ページの656万2,380円、これはそれに該当しますね。今のガイドヘルパーについては。外出支援サービス委託料、656万2,380円というのが、83ページに出てますね。決算本体の。

○森上祐治委員長　　福祉課長。

○福祉課長（大谷武司）　　そうでございます。

○森上祐治委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　これが一つですね。それとあと、老人福祉のほうで外出支援サービス事業委託料というのが857万出ておるんですけども、これとは大分違う中身なのか。

○森上祐治委員長　　福祉課長。

○福祉課長（大谷武司）　　この外出支援につきましては、障がい者につきましては、障害者制度の中で行うものでございまして、高齢者の部分につきましては、介護保険法の中で制度として利用していただくものでございます。

○森上祐治委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 外出支援のほう、高齢者のほうも同じように、病院への通院の補助、または、社会参加への補助というようなことでなっております。対象としては、介護度4、5という形になっております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは車で、中身なんですけども、よくガイドヘルプということで、ちょいちょいボランティアで私も、ボランティアというのか、一緒に行ったりするんですけども、そしたらバス代が要らないとかあるんですけども。今の高齢者の方の外出支援、ガイドヘルプということと、障がい者の方のガイドヘルプということで、使える中身というのは違いがあるんですか。

○森上祐治委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 基本的には違いがないと考えております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それでなんですけれども、外出支援、ガイドヘルプを受けようと思って、ヘルパーがないということで行けない場合というのがちょいちょいあるようなんですね。この要望、ニーズに見合った形で事業者というのは、南あわじ市内にちゃんとあるか、それとも不足をしておるのか。その実態はどうなっているか、説明いただけますか。

○森上祐治委員長 福祉課長。

○福祉課長（大谷武司） ガイドヘルパーの状況、それと、事業所についてはちょっとまだ調べてございませんので、調べた時点でまたお答えさせていただきたいと思います。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 実態としては、そういうことがあるというふうに聞いておりますので、よく調べてください。

この件は終わります。

○森上祐治委員長       ほかにございませんか。  
      蛭子委員。

○蛭子智彦委員       そしたら、次は、日常生活用具のことを少しお尋ねいたします。これも、介護保険と障がい者の関係でも重なっておる部分が結構あるというふうに聞いておるんですが、この日常生活用具の給付費が83ページに出ております。いろんな種類があるということなんです、どのようなものが多かったのか、説明いただけますでしょうか。

○森上祐治委員長       福祉課長。

○福祉課長（大谷武司）       日常生活用具については、かなり品数がございます。その中で多いものは、蓄便・蓄尿袋というのがかなりの数、大半を占めております。そういうことで、全体の数字以外はちょっとわからないんですが、それぞれの数字につきましては、まだちょっと整理できておりませんので、また整理でき次第、させていただきたいと思っております。

○森上祐治委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       日常生活用具というのがいろいろあるということなんですけれども、障がい者の方々がどんなものが使えるか、あるいは使いたい、便利なものがあるというような情報について、なかなか得られない。特に、視覚障害を持っている方々は、情報アクセスが非常にしにくいということで、非常に困っている方が結構多いと。障がい者同士の横の連携というの、情報の流通というのがなかなかなくて、本来受けられるものが受けられないというようなことが結構多いように聞いておるんですね。

      そういう意味では、できたら、淡路の島内でも3市合わせて、こういう生活用具、福祉用具についての展示会であったり説明会であったりというのを、もっと頻回に取り組んでいただくというようなことをお願いしたいなと思っておるんですけども、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長       福祉課長。

○福祉課長（大谷武司）       障害の場所に応じて、移動相談というのでしていただいているものもございます。例えば、聴覚障害関係の補聴器の移動相談なんかは、市のほうにも回ってきていただいております。ただ、下肢であったり上肢であったり、運動機能をサポートするようなものにつきましては、なかなか難しいというようなことがございまして、

今は移動相談のほうに来てごさいませんので、またそのあたりにつきましては、肢体障がい者の意見を聞きながら、検討してまいりたいと思います。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、阿部さんじゃないんですけれども、本当によく聞くんです。聴覚障害の方々の組織というのは、割としっかりとした組織があって、南あわじでも耳の日とかいうような取り組みをやったりとかしながら、結構、横の連携をとれてるんですけれども、この視覚障害の方々、本当に情報から離れてるというか、なかなか情報が入りにくい、つかみにくいというのが実態なんですね。

だから、そういう機会を、こういう展示会をやりますよというような案内を通じてでも、紹介していくことも可能になると思いますので、これはぜひ、大いに取り組んでいただけたらというふうに思います。

3市合わせて、例えば、ちょっと聞いた話では、淡路市の看護学校、福祉リハビリ専門学校というのがあるので、そういう施設であれば、よくやれるんでないかというような話もよく聞くんですね。リハビリ関係、福祉の関係の専門家を養成する機関ですので、非常にマッチをした中身でもあると思いますので、これは非常に現実性のある話でないかと。非常に期待されている取り組みですので、ぜひその点はよく考慮して、連絡をとり合いながら実現を求めたいというふうに思います。

この件については終わります。

○森上祐治委員長 ほかにごさいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 ないようですので、福祉課長の資料の提示以外、質疑を終わりたいと思います。

福祉課長にお伺いします。すぐに資料を持参できますか。

福祉課長。

○福祉課長(大谷武司) ちょっと、しばらく時間をいただきたいと思います。ちょっと全体の数で254というのは決算資料のほうにも出てるんですが、なかなかこの内訳というのは、ちょっとデータで拾わなければならないので、しばらく時間を。

○森上祐治委員長 わかりました。それでは、資料を蛭子委員に出していただいて、こ



の件についての質疑は終了したいと思います。

それでは、質疑がございませんので、次の（５）の審査に移ります。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

再開は、午後１時といたします。

（休憩 午前 11 時 41 分）

（再開 午後 1 時 00 分）

○森上祐治委員長 再開します。

まず、商工観光課長より、11日の印部委員の質疑の関係で、西淡まちづくり株式会社の事業報告書が各委員さんの机上に配付してございます。ごらん願いたいと思います。

それから二つ目、午前中の質疑で子育て支援課長の答弁、一部訂正がございますので、発言を許可します。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（児玉裕仁） 失礼いたします。先ほど、午前中に民生費の中で、吉田委員からの質問に対しまして、一部、誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

平成27年度保育所（園）職員配置数の中で、嘱託職員保育士のクラス担任の人数で、35人と申し上げましたが、29人の数字が正解になってますので、報告させていただきます。集計には、先ほど慌てていましたので、今後はこういうことのないよう、十分精査して報告させていただきます。深くおわび申し上げて、報告とさせていただきます。

（５）歳出 款５．労働費及び関連する歳入

〃 款６．農林水産業費 〃

〃 款７．商工費 〃

〃 款８．土木費 〃

○森上祐治委員長 それでは、決算審査（５）歳出、款５．労働費、款６．農林水産業費、款７．商工費、款８．土木費及びこれらの歳出に関する歳入について、決算書のページ数は、歳出118ページから161ページまででございます。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 129ページの酪農振興会の補助金について伺います。最近、飼育頭数が減ってると思うんですけども、現在の飼育頭数と酪農家の戸数というのは幾らになってますか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 農林水産課、宮崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

乳牛、酪農につきましては、戸数ですけれども、97戸でございます。飼育頭数は3,127頭でございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 それで、酪農振興会の補助金76万円出てるんですけども、これ、例年変わってないと思うんですけど、この補助金の目的と積算の根拠はどうやって決めているんですか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） これは、振興会の補助金ですけども、先進地の視察研修なり、事例発表の開催、それと、いろいろと飼育技術の向上もあるんですけども、組合活動なりで酪農振興に関する会の相互援助精神の向上など、経済的地位の向上に資するものでございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、これは、どこに対してお金が出ているんでしょうか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） これは、南あわじ市の酪農振興会に対して出ております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 わかりました。そしたら、この件は終わりで、資料請求をまたお願い

したいんですけど、バイオマスの施設の事業報告と、サンライズ淡路とサイクリングターミナルの事業報告、26年度について、資料要求をお願いしたいと思います。

○森上祐治委員長 お諮りします。

ただいま、原口委員より、資料提出要求がございました。原口委員の要求する資料について、本委員会で資料要求を行うことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議なしと認めます。

よって、資料を要求いたします。

ほかにごございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の158から159、住宅管理についてお伺いたします。この決算では、広田市営住宅の新築事業というのと、この中で、湊B団地解体撤去工事というのがありますけれども、この解体撤去については、古い住宅が目立ってきておりますけれども、こういう優先順位というのはあるのでしょうか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長(原口久司) 市営住宅の解体については、特に優先順位というのはないんですけども、古い、30年代、40年代の木造住宅であれば、二戸一で一つの棟、例えば、5戸、6戸で一つの棟というのがございますので、その棟というか、現に住まわれている入居者に影響がなければ、順次、解体していくというふうで計画をしております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この住宅マスタープラン、これ、平成21年3月にできておりますけれども、この中で整備方針の目安ということで、整備順位というのもあります。古い住宅もふえてきて、1棟がもう空き家になっている、特に上八木の住宅の一番奥側なんかも、もう既に入居者がいないというふうに思いますけれども、そこで何か動物が出入りするとか、衛生上、特に周辺の人、心配する人もいるんですけど、そういうふうに1棟が全部いなくなれば、もう長屋方式の住宅だったら、そういうのは目立っていけば、いち早く解体というふうにしていくべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 今、委員おっしゃられた上八木住宅については、今年度既に設計を終わって、今月入札で、今年度に解体する計画でおります。先ほど言いましたように、そういう空き家になった場合、いろいろな面で住民から不安に思われることもありますので、できる限りそういう形で、1棟ごとで空き家になった場合、解体するというふうな方針ではおります。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、周辺の農家の人からそういうふうな話があって、そういう人は解体するとかいうのを知らなかったもので、そういう話が出てきたのかなというふうに思うんですけども、この整備順位から見ますと、少し順番が違う部分もあるのかなというふうに思うんですけども。

今後、これの附属資料の219ページに、住宅マスタープランに基づき建てかえを今後進めていくという話があります。そのことで広田のほうもしてると思うんですけども、今後、どういうふうな考え方、また、壊すというか、撤去の方針とかは、今、どういうふうになっているんでしょうか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 住宅マスタープランでの集約建てかえについては、順次、このたび広田をしますし、次は、三原西淡で20戸、その後、南淡のほうで20戸というふうな、32年までですか、計画を立てております。取り壊しについては、その集約で空き家になった住宅の国の補助金をもって取り壊しを行いますし、それに該当しない、先ほど言いました退去されて空き家になった住宅については、順次、解体等をしていく予定でございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この西淡三原で20戸というのは、かなり幅広いエリアでの考え方なんですけれども、やはりそれぞれ地域差があると思うんですけど、民間住宅の進出等もあるんですけども、こういう広いエリアに区切るということでなしに、やはりもう少し弾力的運用というのは考えられないんでしょうか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 先ほど言いましたように、22年3月に策定しました住宅マスタープラン時のときに、現在の市営住宅の戸数、それから、民間の賃貸住宅の戸数、それから、今後の人口等を含めまして、そういう計画を立てております。ただ、比較的、旧の三原地域、緑地域については、新しい住宅があったと。それと、南淡地域については、戸数も全体的に多くございましたし、古い住宅が多くあったということで、そういう計画になりました。西淡についても、比較的新しい住宅があったのかなというふうな感じでございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この平成21年3月ということになってますけれども、かなり年数もたってきて、今言われたように、三原なんかですと、民間の賃貸住宅もかなりふえてきております。そこら辺では、一度、計画の見直しというのが必要ではないかと思うんですけど。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 今、マスタープランに基づいて、国・県の補助金をいただいて、集約建てかえということを実施してますので、その後については見直しなり、もう一遍、マスタープランの策定ということになろうかと思えます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと答弁で、見直しというのはいつごろされるということだったんですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 今の段階では、見直しというよりも、10年後のマスタープランで計画を立て直すと、10年先のマスタープランを立てるという考えでございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど言ったように、かなり社会情勢が変わってきてますので、その10年間をこの計画で行くということになしに、何か、新市計画も見直しもされるようですけども、そこら辺も総合的に考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけど。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） この今の計画で行けば31年に改正ということで、今現に、集約建てかえがまだ60戸ですか、残っているような建てかえ中でございますので、その状況を見ながら、次回のマスタープランで検討というか、考えていきたいと思っております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど言ったように、新市計画も見直すような話があったので、そこら辺の整合性もあると思うんですよ。ですから、今からマスタープランの計画の見直しというのは、もう今から入っていくんですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） いや、今はまだ考えておりません。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ですから、やっぱり社会状況の変化というのをリアルに見ていかないと、この西淡三原だけで20戸というのは、数が少ないというふうに思うので、そこら辺もっと事業を精査、お願いしたいんですけども。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 吉田委員の言うこともよくわかります。ただ、先ほどからうちの課長が言ってますように、マスタープランはこの31年でまた新たな向こう10年をつくるという、今、動きであります。そういった中で、今、福良住宅と広田住宅、これが事業実施、完了して今、動いています。先ほどから何回も言っておりますように、残ってお

るのが三原西淡で1カ所、南淡の賀集、阿万で1カ所というふうな大枠の中で、国のほうで認めていただいています。

だから、建設に当たりましては当然、今、吉田委員が言うように、今の社会状況というんですか、今の現況等も確認しながら、それを西淡でつくるのか、三原でつくるのかというのは、今後、検討して決定していきたいということですので、今、マスタープランのほうは、さっきから何回も言っておりますように、国のほうで認めていただいている事業でございまして、それを有効に利用していくというのが、今後の私どもの仕事かなというふうに思っています。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、西淡三原というところでは、どういうふうな形で決められていくんですか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） ですから、今から検討させていただくということでございます。

○森上祐治委員長 ほかに質疑ございませんか。  
木場委員。

○木場 徹委員 附属資料の181ページから182ページ、決算書138ページから139ページの、水産振興について、何点かお聞きします。

それでは、まず最初に、資料の181ページの湊港の海底清掃で、漁協に委託してヘドロとかしゅんせつにより、堆積ごみを陸上にて処分した結果、漁場の回復が図られたという、これは何か根拠、数字的なものを持っておるんですか。まずお答えください。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） この湊港のところの海底なんですけども、これの44万6,000円なんですけども、そのところの清掃はこういう形で。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、数字的なものを言うてもらえたらええんや。中身は大体、ここに書いて、説明してくれてあるんでわかっとんのやけど、数字的なものをつかんでおるかどうかを今、お聞きしたいんです。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） この湊港のところは、次の下、三原川の河口ということでの水質調査をしております。その点についてのことで回答にさせていただきます。

水質判定基準がございまして、油膜とかCOD、有機物とかですけども、そういうところで、CODは、これは結果なんですけども、AAということございまして。それと、油膜に対してもAAということ、これに基づきましては、海水浴場なりにも適しているというような形の結果であります。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 結局、今のは、松原の海水浴場の水質検査の数値を言うと思うのやけど。今聞いたのは、湊港の海底に堆積した漁場のヘドロ等の除去ということを書いてある、漁場の回復のことを聞いたんやな。課長、海水浴場の水質検査のことを聞きよると違うねん。ここにも説明してくれてあるから、数字的につかんでおるかどうかをお聞きしよったわけや。場所も全然違うねん。湊港の、三原川で上がって、松原は右側、湊港は左側にあるわけ。どこのことかちょっと。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） これは、湊の地先になるんですけども、今の結果なんですけども、それは、三原川河口ということでの形で水質結果が出ているわけなんですけども、この海底の清掃委託料でどういうふうな形になったかという結果は、ちょっと持ち合わせてはおりません。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 次、行きます。そしたら、次のページの補助金の関係、これも、附属資料の次のページ、182ページの補助金の関係で、4の補助金の中で、産卵用蛸壺を160万円で合併から何年かですと継続してやられとるんですが、この中で、説明では、産卵用蛸壺を継続することにより、稚ダコの増殖及びタコの漁獲量の維持増大が図られた



と、どのぐらいふえてますか、お聞きします。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） ちょっと、タコの結果があるんですけども、25年度から比べますと、タコ自体はちょっと減になっております。これは真ダコなんですけども。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、これも訂正するわけですか、この文章。「漁獲量の増大が図られた」ということは、「減少が図られた」というふうになるんですか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） まことに申しわけないんですけども、私の持ち合わせている結果なんですけども、ちょっとタコに関しては減ということになっております。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたらこれ、うそを書いてあるんやね。わかりました。

次に続けて、3のアオリイカの増大事業も140万円ですずっとやられとるんで、これも増大が図られたと書いてあります。これも何か資料的につかんでおるんですか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 大変申しわけないんですけども、アオリイカについても結局、25年度では漁獲高485万2,000ということで、26年度については、ちょっと167万1,000ということになりますので、減となっております。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、こういう数字を信用してこういうことで聞きよるわけよな。今、タコとアオリイカは減っているということは、こういう表現はおかしいと思うんで、どない思うか知らんけども、もうちょっと現実に合わせたような書き方がいいと思うんで、ほんなら、次に行きます。これはちょっと考えておいてください。

それで、次に、第6の漁場環境の改良事業で66万円、これは福良湾の海底改良剤を数回散布することにより、養殖トラフグの白点病を予防することができたとあるんですが、まず、海底改良剤、どういう薬を使うてるか、説明をお願いします。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 大変申しわけないんですけども、ちょっとこちらのほうで把握はしておりません。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それでは、一番究極に行きます。トラフグの白点病いうて、白くなる病気やと思うんですけども、これをやることによって、このトラフグの養殖の中で、この白点病はどのくらい減ってますか。ちょっと、匹数で言うてください。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 大変申しわけないんですけども、これもちょっと、資料のほうを持ち合わせておりません。

○森上祐治委員長 今、先ほど来の木場委員の質問に対する執行部の答弁、不十分だと思いますので、農商部長、見解をお伺いしたいと思います。  
農商部長。

○農商部長（神代充広） 大変申しわけございません。資料を持ち合わせていない分については、調べて報告をさせていただきたいと思います。それと、蛸壺、それからアオリイカの補助金につきましては、これ、宮崎課長のほうは、単年度の比較でございましたけれども、かなり以前から実施をしている事業でございますので、単に単年度だけの比較では不十分だと思いますので、何年かのスパンでもって比較するのが適当であろうというふうに思いますので、それらについても、可能であれば、ちょっと調査をさせていただきたいというふうに思います。

○森上祐治委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時28分）

(再開 午後 1時29分)

○森上祐治委員長 再開します。  
市長。

○市長(中田勝久) 私自身、数値的なものは持っておりませんが、漁協の関係者からは、タコがそのまま放っておくと、どんどん減っていったらという、蛸壺を入れることによって、同じ減る場合であっても次の、今、部長が言ったように、単年度でなくして、次の年度というんですか、それを入れることによって、減る率が減少したり、またふえてくる。

だから、これはもう、私どもはもう3年か、せいぜい5年ということでの漁協との約束事でした。当然、アオリイカも一緒のようなことでもあります。トラフグのことは、私は把握しておりませんが、そういう漁協の組合長さん初め役員の方から強い要望がございまして、その数値を私も確認せないかんわけですが、そういうような強い要望の中でそういうことも耳を傾けないかんということ、継続を延ばしてきたところでございます。

○森上祐治委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時30分)

(再開 午後 1時37分)

○森上祐治委員長 再開します。  
木場委員。

○木場 徹委員 それでは、7の海底耕うんの50万円あるんですけども、ここでは、水質総量規制等によって栄養塩類が減少したと、そういうふうな表現で漁獲が減少している中で、海底耕うんを実施したと。それで、環境の改善が図られたとあるんですけども、水質の総量規制によって、栄養塩がどういうふうになりましたか。まず、説明してください。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 海底耕うんをすることによりまして、海底のヘドロや泥  
ということを広散するわけでございますけども、それを酸素等供給をしていって、生物が  
住みやすくなるということで、栄養分がふえているというような形でございます。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 栄養塩がふえていると、こちらのほうは認識しておりま  
す。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、課長、栄養塩がふえとるよってと今、言うたけど、減ったから  
それをどうかしようということで、今、こういう海底耕うんなりをしよんのだ。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 私も確かな知識はないんですが、近年、下水道整備とかによ  
りまして、海の栄養物が減ってきたと、そういうことで、海底耕うんをすることによって  
それを高めていくと、そういうことだというふうに理解しております。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それで、部長、今、効果が出たという、かなり水質は改善されてます  
か。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） データ的にちょっと今、整理したものがないようございま  
すので、また調べておきたいというふうに思います。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、後で資料をまた配付してください。  
一旦終わります。

○森上祐治委員長 先ほど来の関連の資料、また農商部のほうから提出をよろしくお願  
いいたします。

ほかに。

長船委員。

○長船吉博委員 水産なんですけども、今、この南浦水交會に補助金を出しております。  
この南浦の全体の平成26年の漁業者の数字、それと、漁獲高の金額がどのようになって  
いるか、お聞きいたします。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 組合員数なんですけども、26年度で566人となって  
おります。それで、漁船の漁獲高なんですけども、15億9,421万1,000円となっております。  
それと、漁獲量なんですけども、2,887トンということになっております。  
以上です。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 平成5年では、1,036人おったわけですよ。もう組合員が半減、  
566人ということは、約半減しとるわけですよ。それから、この漁獲高においても、  
平成5年で49億あったのが、ガタ減りですよ。これ、本当に今、物すごく海が荒れて  
る、海底が荒れてる、これ、本当に切実な問題になってきていると思うんですよ。

先ほど部長が言ったように、本当に下水道が整備されて、余りにも海の水がきれいにな  
ったと、えさになるものがなくなったというようなものも、本当にこれ、一つの大きな原  
因にもなっております。そんな中で、もう少し、いつも言うんですけども、陸のものは何  
ぼでも目に見えるけども、海の底は見えん、そやから、整備ができらん。それに手当てを  
しようとしないう、国、県、市もそうやし。

もつともつと、先ほども言いましたけども、福良湾に砂地が少なくなってきて、砂地と  
いうのは、産卵したりするのに大変必要なところなんです。そこへ持ってきて、藻場  
がないと。磯焼けで藻場がない。藻場がなければ、産卵した稚魚が隠れるところもない。  
また、栄養、稚魚のえさもない。

そんな中で、本当に今、漁業の現実というたら、物すごく厳しい。若い漁業者がどんど  
ん陸に上がってしまっているというのが現状なんです。ことしも、福良のハモに行ってる  
漁師が2人やめたんですよ。そしたら、この淡路の夏の特産物のハモが今、よそから、  
ほとんど韓国とか、今、結構、徳島のほうからも買ってきとるんですけども。地場の地産

地消というのがなくなってくる可能性があるんです。そんなのも、よく課長、漁業組合に足を運んで、そこらの現状が、できたらよく把握していただきたいと思いますので、よろしく頼んでおきます。

終わります。

○森上祐治委員長 答弁よろしいか。

ほかにございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 鳥獣害対策の関係でちょっとお伺いしますが、気の毒なぐらい農林水産が多いんで、全部これ、的確な答弁をせなあかんので、頑張っていたかんとあかんのですけども。

ページは、附属資料で言えば176ですか、それから、本体は137ですね。この鳥獣害の状況ですけども、前回、一般質問か何かで聞いたときには、ちょっと場所を変えているけれども、急激な拡大ではないというか、現状維持程度になっているというような、たしかそんな説明を聞いたように思うんですけども。平成26年での被害状況、どうなってるか、説明いただけますか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 26年度の鳥獣害の被害なんですけども、獣害、イノシシ、シカが主なんですけども、これは共済のほうの関係ですけども、3割以上の被害があった分ですが、145筆ございました。79戸の145筆ということでございます。

以上です。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 イノシシとシカを合わせて79頭ということですか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 鳥獣害ということで、獣害のほう為主で、イノシシ、シカを合わせてです。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員           これは、25年度に比べてどうなんですか。

○森上祐治委員長           農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次）           25年度につきましては、193筆ということで、108戸、25年度と比べましたら、若干、約50筆ほど減ってるということでございます。

○森上祐治委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           これも、対策が進んでいるところでは減っているけれども、対策が十分できていないところではふえているというような、前、神田部長だったか、そんなような説明があったんですけども、傾向はどうでしょうか。

○森上祐治委員長           農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次）           対策というのは、防護柵なりして、のり網などをしているところかとは思いますが、その辺のところの、対策をしているところとかのその辺はわからないんですけども、25年度に比べたら、若干減ってるということが今の値で出ているかとは思いますが。

○森上祐治委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           前任者の部長はそういう説明で、移動しているというようなことがあったと思うんですね。対策はそれなりにやってきていると、減っているという。

きのう、おとといたったか、これは洲本市のことなんですけども、ちょうど堺小学校から札の辻へ抜ける道で、田んぼのほうからイノシシが飛び出してきたと。それで、軽乗用車でタイヤがバーストすると、イノシシの牙に突かれてバーストすると。前のフェンダーとかがすごく被害があって、10万ぐらいかかったと。ぶつかったイノシシは、しばらくけいれんしとったけども、すぐ死んだという話だったんですね。これ、夜の9時半ごろなんです。

確かに、軽乗用車とかであればガードされとるんで、車が強いんですけども、これが二輪とか、私もよく二輪に乗るんですが、だったら非常に危ないと。こういう鳥獣害の農作物の被害だけではなくて、人的な被害、物損というようなことがもし仮に多発しておるようであれば、そういうことについても対策をしていかないかん、これはどこの事業にな

るかわからんのですけれども、そういうような被害ですね、そういう報告はつかんでおられますか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 国道にシカが出ているとか、町の中に、近くまでシカが来ているとかいうのは、何件かこちらのほうでは把握しております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 車両なり、人間なりの被害が今のところなかったんだったら、それがこれからも起こらないように対策をしていただきたいということがあるんですけども。よそごとではないというか、結構そういうイノシシに襲われてとかいう、神戸でもこの間ありましたし、やはり今、こうやって捕獲頭数がふえてきて、農作物の被害、柵をしてあるところでは被害が減ってるということであるんだけど、実際にそこに生息する頭数というのが余り減ってないというような印象もあるんですね。

道路に出てきて二輪にぶつかって、人身で不幸にも亡くなるというようなことがあったら、大変なことになるのかなということなので、そうした面での対策についても、今後、いろいろ関係機関と相談をしながら考えていただきたいというふうに思っておるわけですが、その点いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） そういうふうな、これからもそういうことがあり得るといことの中でございますので、そういうことが起こった場合は、猟友会なりとまた協力しながらもありますし、町の中であれば警察なりにも声をかけていかなければならないというところもありますけども、獣害対策については、猟友会だけでなしに集落も、これも含めて、集落ぐるみで取り組んでいくということで、ことしからまたそういう形の対策といたしますか、方針で、獣害の捕獲を行っております。

以上です。

○森上祐治委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は、午後2時10分とします。

（休憩 午後 1時52分）



(再開 午後 2時10分)

○森上祐治委員長 再開いたします。

先ほどの質疑に基づきまして、農商部長からお話がありました。先ほどの質疑の中で決算書、一部訂正、差しかえをしたいということで、ただ、時間がかかりますので、あさっての朝に差しかえさせていただきたいということでございますが、これで御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議なしと認めます。

では、農商部長、そのようによろしく願いいたします。

質疑を再開いたします。

ほかにご覧いませんか。

印部副委員長。

○印部久信副委員長 先ほどの蛭子委員が言っておりました鳥獣被害について、ちょっと私なりの質疑をさせていただきたいと思います。

被害とかその他云々についてはそれでいいんですが、実は、今まで賀集地区でイノシシとかそういうものが出ていなかった地域に突如、1週間ぐらい前にイノシシが出没しまして、そこで急遽、農家の方たちは、自費で網を買ってきて、支柱を立ててやっておるんですね。そういうことで、市のほうに要請しましたら、市の担当者も早速来てくれまして、農家のほうに指導していただいて、防御ネット等についてをやっていくということなんです。それはそれでいいんです。

ところが、その地域の端が、南淡中学へ行く通学路になっておるんですね。特に御存じの方もいるかと思うんですが、賀集地区から南淡中学へ行く通学路は、山の周辺を通過して、谷間を通過して、この南淡中学に行くという地域なんです。そこで、自治会のほうからも教育委員会のほうへ、通学路の安全確保ということでお願いに行くとおもうんです。

私は、この行政の一番の欠陥は縦割り行政で、農商部、教育委員会というように、こういう形でやっておるとおもうんですが、たまたま今回の場合、賀集地区の場合、農業地帯と通学の道路が一緒になっておるようなところなんです。この点について、教育委員会のほうへ地域から要請がありましたか。

○森上祐治委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 教育委員会教育次長の藤岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの印部副委員長からの御質問でございますけれども、私のほうではそういったお話は聞いておりませんが、学校教育課のほうで確認をさせていただきたいと思えます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 とにかくこれ、私どもは、地域の方々、どこの部署がやろうが安全地帯をつくってくれたら、もうそれでいいんですね。ですから、これ、農商部と教育委員会とか、これはもう横の連携をとりながら、ぜひこれはそっちの部会、これはうちのというようなことは、もう絶対にならないように、とにかく、鳥獣被害から農作物を守るというのも大きな仕事、それから、通学している子供たちの安全を確保するのも、これも大きな仕事なんで、そこらは連携してやっていただきたいと思うんです。

予算がどっちやあっちやということも当然あると思うんですが、そこらは十分、部長同士が話し合せて対応していただきたいと思いますと思うんですが、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○森上祐治委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 通学路の安全対策につきましては、一番大きいのは交通安全とかいう部分やと思うんですけども、年に何回か会議を持ちながら、関係機関とも協議しながら、学校現場から出していただいたそういう防犯とか交通安全とか、また、水路があったりとかで危険な箇所とかも含めて現場を確認しておりますので、そういった中で今、印部副委員長のほうから出されたお話が出てくるかもしれませんので、そういった場合は、それをどんなふうに対策するかということも含めて協議していく会議やと思うてますので、その辺は、学校、地域、関係機関含めて、そういう問題には対応していきたいというふうに思っております。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 先ほど、蛭子委員からもありましたように、いわゆる交通事故ですね。これ、私どももよく聞くんですが、私自身も体験したことがあるんですが、ゆづるは荘からオニオンを運んで賀集に抜けていくときに、もう夜の7時、8時になってきたら、

シカの目がヘッドライトに浮かんで、恐ろしいぐらいの数がおるんですね。聞くところによりますと、車のボンネットに当たってきたとかいうことで、あそこでも結構、物損事故が起こっておるんですね。

ですから、これはもう、市は部門というよりも、総合安全対策課か何か知らんけれども、そういうようなちょっと各部をまたいどのような対策室をつくってもらって対応したほうがいいんじゃないかなと、私自身が思うんですが、市長、どうですか。そういうことが可能なら、そういうような対策もとるべきでないかと思うんですが、いかがですか。

○森上祐治委員長            市長。

○市長（中田勝久）            これはもう、かなり前からこの鳥獣被害、特にシカ、イノシシ、この被害が、これはもう、私どもでなくして、島内あちこちで非常に今、副委員長が言われたような事例も聞いております。

総合的な形ということを提案されたんですが、とりあえずは今、一番県なり国なりのそういう筋から言えば、やはり、農林の関係なので、そこにできるだけ、その縦割りだけでなくして、今、通学路の問題、また地域との問題、これはもう、どこかがやっぱり主にならんと、一つの新しいそういう組織が今すぐつくれるかといったら、なかなか行きませんので、やはり農林のほうで主になっていただいて、枝葉をちゃんと取りまとめていく、そういう動きをとっていきたいなと思います。

○森上祐治委員長            ほかに。  
谷口委員。

○谷口博文委員            145ページの学生用共同住宅整備事業補助金800万というやつでお尋ねすんのやけど、その前に、ちょっと私も鳥獣被害、市内の電柵事故というて、先般亡くなられたやつで、あれは市内はどのような対応をしていただいとるのか、それだけちょっと先に教えてください。

○森上祐治委員長            農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次）            先般の事故を受けまして、私ども南あわじ市についても電気柵につきましては、農家に対してですけども、62戸の農家に対して、注意喚起を行っております。それと同時に、またアンケートのほうも、漏電遮断器をつけているかどうかというようなところのアンケートも一緒に送って、その注意喚起に努めております。  
以上です。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 何年か前、湊地区で、結局、一般電源か何かで1名犠牲になられた事故も、市内でも当然、発生したという私は記憶があるので、その辺、二度とそういう類似事故のないように、注意喚起だけでなしに、積極的な行政指導をやっていただきたいという思いがありますので、その辺よろしくお願いします。

そしたら、この学生用の共同住宅補助金800万なんやけども、これは当然、市内に、吉備国際大学に入学される方々に対する住宅供給サイドの施主に対しての補助金やと思うんやけども、この辺、今まで3年間ほど、27年度でしまいやと思うのやけども、今までの実績をまず教えてください。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 今、委員さんおっしゃったように、3年間の事業でございます。目標としましては、単年度に50戸、3年ということで、150戸を目標にしておりましてけれども、25年度は15戸、26年度は16戸、計31戸ということでございます。今の現況です。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、27年度で最終年度やと思うのやけど、27年度のこの申請が上がっとる件数、わかれば教えてくださいませんか。

○森上祐治委員長 ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美） 大学のほうにおきましても、やはり生徒さんが住むところが余り芳しくなくて、やめられたということで、共同住宅をこしらえてほしいということを要請されておりました。それで、こういう補助があるということを広報等でかなりPRしてきました。今年度は、申請が50戸ございます。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ちなみに、市内であったら、例えば吉備国際大学からの距離の規制とか、そういう規制というか、要件は何かあるわけですか。もう市内どこで建設しても、学

生用のある程度、施主の家賃とか何かあるのだけど、その要件について、どういう要件の場合はこの補助金の活用ができるのか。

○森上祐治委員長          ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）          場所につきましては特段ございません。南あわじ市内ということで、ある意味、事業主さんに判断していただきたいと。余り遠くでしたら学生さんもちよっと控えるところがあるのかなというところでございます。

家賃につきましては、木造で4万円、非木造で4万5,000円、これは上限でございます。あと、1戸当たりの部屋数の面積だとか、バス、トイレが別だとかいったような要件がございます。それから、補助金を交付するためには、学生さんが3分の2以上、入っていただくというのが要件でございます。

ちなみに、25年度も26年度におきましては、全部、学生さん満室でございます。

○森上祐治委員長          谷口委員。

○谷口博文委員          もう最後なんやけども、ちなみに差しさわりなかったら、27年度で50戸建設予定なんやけど、大体、エリア的には大学周辺なのか、そのあたり、差しさわりのない程度でちょっと答弁願えますか。

○森上祐治委員長          ふるさと創生課長。

○ふるさと創生課長（北川真由美）          地域におきましては、市地域、それから神代、それから賀集地域でございます。

○森上祐治委員長          ほかにございませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員          市営住宅についてお尋ねをします。今、市営住宅は公平・公正ということで、入居するには全部抽せんになっておるわけですが、旧町時代は、かなりでたらめな方法で入ったことも、そういうことも聞くわけですが、ただ、抽せん、例えば身障者の場合に特別に身障者用の市営住宅というようなものはあるんですか。

○森上祐治委員長          都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 南あわじ市では、特にその優先ということは設けておりません。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、私の知り合いで、今、民間のマンションに、阿万ですけど3階におるんですけども、結局、下半身が悪くなって車椅子生活を送っておられます。それで、奥さんと2人、息子さんは南あわじ市に在住しておるんですけども、いざというときにはそういう息子が来て、かいておろしていっておるわけです。そして、それが結局、奥さんのほうは仕事をしておるんですが、車によろ乗らないということで、四季の丘があいた場合に、もう何回も抽せんに行っておるんですが、なかなか運がないというか、当たらないわけなんですよね。

それで、課長にもそういう特別な事情の場合は、特別な配慮の仕方はないのかなというようなことをお聞きしたんですけども、いや、それは、身障者の方も数多くおられるし、そういうのはできないということなんです。あれ、条例等にはほとんどのものに、市長の権限においてその条例がある程度、市長の権限で変えられるようなことが書いてありますよね。そういうような特別な事情よな、そういうようなことは、やはりそういう特別な枠には入らないわけですか。その点、どうなんですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 今の南あわじ市の制度では、特定入居といたしまして、災害とかそういう場合においては、優先的に入居ということが可能でございますけども、障がい者、高齢者、母子については、特定入居といたしますか、優先して入居するという制度はとっておりません。

ただ、今、委員おっしゃられるように、市長が認めた場合という文言は条例の中にはあるかと思えます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、私も窓口に行って、そういう話をするんですが、今までそういう特別な市長権限において、そういう市営住宅に限らず、市長権限によって、事情によって変えられたというようなことは、今までないですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 私の知る限りでは、東北大震災の関係で、それは国のほうからの方針等でありまして、そういう方を一時的に入居というのはございました。旧町のときでも、火事であるということもあったように聞いております。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 なかなか答弁しにくいところもあると思いますが、今回も2部屋あいているということですが、既に聞いたら、もう6名ほど来ているということで、恐らく申し込んでおるとは思うんですけど。そういうようなことで、生活もできない、そういう急遽、そういう事情があると。

それはそれとして、公平・公正ということだと思います。ただ、市営住宅に入るのは公平・公正なんよね。それで、入って今、課長、市営住宅の家賃の滞納というのは、この状況についてどうですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 平成26年度の住宅使用料の収納状況でございますけども、収納率93.3%と、25年度に比べまして1%の増、滞納額で155万4,690円の減少ということになっております。それで、駐車場を除いた全体としましても、収納率で93.47%と1%の増、前年度に比べて1%の増。滞納金額にしまして161万円余りの減少となっております。

平成24年度より徐々ではありますけれども、滞納者数、滞納額は減少しているような状況であります。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやいや、いろいろ数字を言うたんやけども、26年度現在で滞納額は幾らですか。パーセントでなしに。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 26年度で滞納額が1,103万9,580円でございます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そこで、公平・公正にそういうような状況で生活もでけへんような形ででも、なかなかそういう例がでけへん、それはもうそういう条例で決めてそういう方針で行くのはええんですが、これ、あそこ、市営住宅に入ると、これは恐らく、住宅は強制執行とか、何ぼ滞納しようが、出ていけへん。これは、法的に守られとると、私はそない思うんですけど、いかがですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 平成24年に南あわじ市においては、家賃の滞納整理事務処理規定というのを設けております。その規定によりまして。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやいや、法的によ。私が言いよるのは、住宅は、これは私の解釈ですけども、市営住宅に一旦入ったら、金を払おうが払うまいが、はっきり言って、出ていってくれということは、法的にできないんと違いますかということをお願いねん。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 明け渡し請求ができます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、明け渡し請求ができるのに、今、こんな1千何ぼもの滞納がたまっとなのやな。入るのは公平・公正、入った人は、もう何や、家賃を滞納しようがどないしようが、もう出ていかんでええというような感覚でおるわけよな。

そやから、まず、抽せんで公平・公正やいうんだったら、まず、何かそういう滞納せんように、何ぼでも入る人はおんねやから。滞納したらすぐ出ていってもらおうとか、そういう処置をせんと、入るんは公平・公正、ほんで、入ったら、こんだけの滞納額を放っておいてやで。こんな市政運営というのはいかがなもんかと思うんですよ。ほんなの、もっと厳しく、1千何ぼも滞納やいうて、そんな、ちょっと今も聞いてびっくりしとなのやけどな。課長、その点どうですか。おかしいんと違うの。



○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 公営住宅というのは、もともと低所得者、それから、住宅困窮者に提供しておるといことで、経済の不況等によって、いろいろな、収入が少なくて支払えないような状況の方もおられます、たくさん。ただ、今、滞納しておる方については、長期滞納者返済計画を立てまして、現年度プラス、その滞納過年度のほうも計画的に支払ってもらっていると。それから、一部退去者についても、保証人等でも返済計画を立てて支払ってってもらっているような計画を立てております。

そういうことで、24年度から徐々にではありますけども、減少しているような状況であります。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、これはもう個人情報で言われへんけども、最高で一番ためてる人で幾らなんですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 120万円台の方が、100万円を超えた方が2名おられます。ただ、その2名のうち1人は退去された方でありまして、毎月、保証人で支払いをしていただいております。

もう一方については、今年度中には全額とはいきませんが、ほぼ支払っていただけるような確約というか、とっております。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 120万円というのは、これは、期間はどのくらいで、こんなにたまったんですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 120万の方は、もう退去されて、残りが17カ月というふうになっております。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員　　まあこれ、一般社会で考えますと、かつて、17カ月も家賃を払わんと、それは、そういう市営住宅というのは、そういう低所得者というか、そういうかなり弱い立場の方に優先的にという、そういう趣旨はわかるんですけども、それにしても、そんな17カ月も滞納して、そういう、言うたらでたらめですわね。そんなことが通って、入るときは抽せんやと、そんなもん、例えば、入るときに誰か保証人をつけて、何ぼ滞納したらもう出ていってもらいますよというぐらいの、そのぐらいのことはやってるんですか。

○森上祐治委員長　　都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司）　　条例では、3カ月以上したら明け渡し請求をできるということで、先ほど言いましたように、25年ですか、事務規定をつくって、要は、悪質な入居者、お金があるのに支払われない、返済計画にも乗らないというような方については法的に明け渡し請求ということで行っております。

○森上祐治委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　いや、そうしたら、抽せんして、公平・公正にやりよる、そんなら、何ぼ当たった人は、そういう支払い能力、そりゃ、所得が低かっても、それはそういう支払い能力があるから抽せんに行ってるんでしょう。そういうようなことをちゃんと調べた上でやっとするんですか。

ただ抽せんに入ったなら入れる、今も言いよるように、17カ月も家賃を払わんと、どないもようせんと、そんなことは、これは何でも、公平・公正やいうことは、ほんまに実際に、入りたくてほんまにしよる人が入れんと、ほんで、入った人は家賃滞納でいうて、17カ月も、そんな、120万もためて、今努力してますやいうて、そんなことは、これはちょっと一般社会では通用せんと思うねん。

ほんで、そんなら、保証人もとらんと、何の調査もせんと、抽せんして当たったら、もうそのまま入れると、今言うたとおりにですか。

○森上祐治委員長　　都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司）　　入居のときには保証人は2名とっております。それで、先ほどの100万以上の方については、保証人、退去はしておるんですけども、本人と連絡がとれないので、保証人に毎月、支払いをしてもらっているということでございます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、今、答弁で、入るときは保証人をとっているということですね。ということは、滞納にはなれへんだ。保証人をとっとったら、保証人からもろうたらええことであって。どうですか。

○森上祐治委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 当然そういうことでございます。3カ月以上たまれば、長期滞納の方については、当然、保証人とも相談なりして、支払い義務が生じてきますので、そういうふうに行っております。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 もう最後にしますけど、公平・公正という、窓口行ったら言うのであれば、そういう家賃も公平・公正に、まして、保証人までとっとったら、これはもう一般社会だったら保証人がこれ全部、責任持って払うのが、やっぱり何ぼ弱い立場の人であつたって、それは、ほんまにけがしてどないして、歩けへんとかいう中で、そんなんでも入られへんのや。これが、心身の状態が健康な人間が、抽せんで当たったいうだけで、それで、そんだけ滞納がたまって、市が何ともようせんやということが、こんな不条理なことはほんまに私、情けないと思う。

やっぱり、そやから今後は、これはやっぱりそういう抽せんで当たった人の、ある程度は保証人をとっても支払い能力がある、そしてやっぱり3カ月以上したら、これはもう出ていってもらいますよというぐらいのきっちりしたことをやってもらわななら。もう、入った以上、例えば今言いよるように、百何万もたまつたってどないもようせん、はっきり言って、市はどないもようせんへんわな、これは。はっきり言って、解放同盟にしたってそや、旧町からでもそんなもん、市は一銭もよう取れへんと思うし、しまいには時効みたいなもんで。

それと一緒に、入ったらもう、永久的にそこにおれると、そんなんではやっぱり、公平・公正な行政とは言われへんと思うんで、課長、どうですか。今後、抽せんで当たった人については、保証人をとつとんのやったら、保証人が責任持って3カ月以上滞納した場合は出て行ってもらおうと、これは当たり前の話やと思うけど、その点どうですか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 委員のおっしゃること、ごもっともだと思っております。ただ、委員にもちょっと理解していただきたい点もあるんです。先ほど、うちの課長のほうから説明もありましたように、滞納しておる方につきましては、とりあえず3カ月以上の滞納者については、返済計画を盛り込んだ誓約書を作成して、完納を目指しておるといのが今の現状でございます。実際には、平成23年度、当時は現年分といたしまして、ことし、実際に支払う分ですね。現年の収納率については95%程度であったものが、今、平成26年では99.41%、ほぼ完済に近いような状態で今、収納のほうをしてございます。

ただ、今現在、滞納が1,103万9,000円あるというような報告をさせていただきましたけども、これにつきましても、平成23年度におきまして、1,755万円あったやつを、返済計画等を協議いたしました中で、今、分納しながら支払いをしていただいております結果、今現在、1,100万ということで、約650万ほど滞納額のほうも減っております。

本来でしたら、委員のおっしゃるとおり、全て一気に1,100万、ずっと集めればええんですけれども、そういうようなことのできない事情の方々もおられるということの中で、返済計画なり誓約書により、徐々に減していつておるとい、しかもなおかつ、現年分についてはほぼ、99%を超える収納率を確保しておりますので、もうしばらくそのような目で見ていただければというふうに思っております。

なかなかいい答弁ではありませんけど、これが今の現状でございます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、そやけど部長、これは、努力されとるのは、一般指定にしても、それは皆、努力されとんのやけども、現実は何億ものになってきて、しまいには不納欠損とかなんとかいって落としていきよるわけ。恐らく、努力は私、してないこと言いやらへんからな。それは、職員も一生懸命やとんのやけども、公平・公正に、そういう入れるんであれば、やはり家賃の徴収、税の徴収とまた違うんよ、どない言うといて、抽せんで当たって入とんねから、そんな、家賃払うて当たり前の話や。それで、保証人までとってやとったらやな。

けど、現実、普通の税金でも、ちょいちょいスナックや行くと、「おまえら、税金払いよるの、あほちゃうか」というような、そんな市民もおるわけや。市営住宅でもない、こんなこと言うといつか、「ほんなもん、市営住宅は入ったらしまいや」と、「どないも市はようせんで」と、現実、こういう声があるんですよ。だから、私もここで言いよんねん。

やっぱり、そやから、公平・公正に入れるんであれば、家賃の徴収も公平・公正に、保



○森上祐治委員長 小島委員。

○小島 一委員 恐らく1年、2年でないのと、これの結果というか、どんな効果が、この説明書では「行った」としか書いてないんですけども、行った結果、どういうふうな効果があったのか、ちょっと説明をお願いしたいんですけども。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） まことに申しわけございませんが、今、その結果についての資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただければと思います。

○森上祐治委員長 小島委員。

○小島 一委員 これ、それがなかったら、質問でけへんのよの。ちょっと資料を出してもろうてからにしましょうか。

ついでに、瓦工業組合、これ、毎年質疑も出ることですけども、本体への補助金と同じように手延素麺の補助金も出るんですけど、これの補助金というのは、まず、その金額の根拠、それから、何に充当されておるというのを把握しておるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 瓦組合につきましては、人件費でございます。手延素麺につきましては、組合員等を含めまして、手延そうめんの普及事業に補助しています。

○森上祐治委員長 小島委員。

○小島 一委員 いや、その数字の根拠というのはあるんですか。補助金の。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 補助金の根拠は、今ちょっと持ってきておりませんので、人件費の部分につきましては、ちょっと根拠を調べてきます。

○森上祐治委員長 小島委員。

○小島 一委員 人件費に対して、この団体が多分、民間、瓦産業の事業所、また、会社の、そういう窓口である団体やとは思いますが、やはりそれに、事業に対して補助金を出すというならわかるんですけども、人件費に対して補助金を出すというのは、もうひとつ、ちょっと違うんじゃないかなというふうな気が常々しております。

本来、これは瓦の構成しておる団体が、その運営費を出すべきでなかろうかなというふうに思うんですけども、どないですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 全体を通しまして、瓦の普及につきましての補助でございますけれども、その中にも一部、そういった経費も含まれてますので、総額で見れば、瓦の地場産業の普及の部分大きいかと思います。

○森上祐治委員長 小島委員。

○小島 一委員 今、けど、はっきり人件費に関するものやと言うたんやけど。これ、予算のときにも、毎年の決算のときでも必ずどなたかが発言されとる部分だと思います。後ほど資料も出してもらいますけれども、やはり補助金を出すということは、どういう効果があったのか、それはきちんと把握をしておいてもらわんと、毎年、去年出したからことしもというふうなことでは、やはりちょっとぐあいが悪いんでないかなというふうに思います。

終わっておきます。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
長船委員。

○長船吉博委員 決算書の145、それから、収入の部で、ページ41、大鳴門橋記念館の改修工事費3,381万2,000円、それから、収入で3,561万5,000円。まず、この昨日か、課長に26年度の純利益はと言うたら、6,800万と言ったんですけども、後から、26年度は4,400万の純利益やと。

25年度は、僕はもう少し何か悪いように思うとったんですけども、純利益が3,527万やったというふうなことなんですけども、この改修、まず改修は、ここに書いてあるんですけども、多目的室の舞台等撤去費、これは設計監理委託109万3,000円。その工事費が3,381万3,000円となっておるんですけども、これは、人形のところ

なんですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 委員さんの言われましたとおり、淡路人形座の移転に伴い、人形座の部分を撤去しまして、多目的ホールに改修した部分でございます。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 改修した後、どういうふうな施設として今、利用されておるんですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 現在、2回目のトリックアートということで、いろいろ見え方が違う部分の、絵で人を欺いた絵という形ですけども、トリックアートで人を呼んでおります。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 使用料が3%から5%に上がりましたよね。これは、この施設使用面積がふえたから5%に上げたわけですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 昭和60年にオープンしまして、もう30年たちます。いろいろなところに老朽化も目立ってきておりますので、その改修を含めて、施設利用料を3から5に上げた次第でございます。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これから、やはり老朽化になって、改修していかないかということ、3から5%に上げたというふうな今、答弁だったんですけども、そしたら、あれだけ人形会館として使っておった舞台のところまで全部、結構広い面積が新たにトリックアート等に集客施設として使用するわけですよ。そしたら、その分、余分なやはり使用料が発生してくるんじゃないですか。そしたら、5からまた上に上げられないかんのではないで



すか。どうですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 先ほど、今後の改修のための基金の積み立てというところで5%に上げたところでございますけれども、今のトリックアートの部分につきましても結構、高額なレンタル料がかかっておりますが、それによって生み出す営業も若干あって、それに関連する施設も、土産物とかも売り上げてますので、人形座がなくなってからの多目的ホールにつきましては、それなりの成果をおさめているので、今、こういった基金の積み立てが今後、できるんじゃないかということで考えております。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 基金の積み立てというのはわかるんです。老朽化になってきて、今後改修するのに3から5に基金を積み立てるのに上げましたという課長の答弁だったんですよ。それだったら、また今まで以上に使用するところがふえたんやから、使用料はふえて当然ではないんですかという質問なんです。だから、5からまだその上へ上げられないかんじゃないんですかと。何でもそうでしょう。占有することによって、市でも占有したら市の占有面積に値して、占有する金額が決まってくるわけじゃないですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 指定管理の決めた際に、その10年後に3から5に上げるという予定を組んでおったわけで、人形会館の移転についての話は、その後に行われたことなので、今の占有率はふえても、その形で行っております。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 課長、それはええんやけども、やはり、これだけ純利益を上げておるわけでねえか。ほんなら、利益を上げてないんだったら、支払い能力がないんで、それはやむを得んという部分があんねん。そやけども、これだけ毎年、3,500万から4,400万、純利益を上げておるわけですよ。そんなら、支払い能力は十分あるわけなんですよ。ですから、これひとつ、今後、交渉していくべきではないんですか。どうですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 長船委員さんの言うとおりに、できる分でもちよつと話に入って、上に提案できることがあれば提案させていただきたいと思います。

○森上祐治委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これも一つの交渉事でもありますので、できる限り、これ、もし僕らでも赤字だったら、そんなこと言いません。これだけの純利益を上げておるんで、あるんやから、要は、使用面積があれだけふえてんよって、こういうことを言ってるんであつて。今後ひとつ、うまく交渉した中で、前へ進んでいってほしい。また、先ほど、老朽化になってきとるんやから、向こうからの改修もかなりまた要求してくると思うんで、そんなことも含めた中で交渉していく必要があると思いますので、鋭意努力してください。

○森上祐治委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩します。  
再開は3時15分とします。

（休憩 午後 2時59分）

（再開 午後 3時15分）

○森上祐治委員長 再開します。

各委員の机の上に、先ほど、原口委員から資料要求がございました平成26年度バイオマス利活用施設事業報告書等の関連資料、それから、農林水産課長のほうから、平成26年度南あわじ市酪農振興会収支決算書が配付されておりますので、ごらん願います。

それでは、商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 先ほど、小島委員から御質問のありました件で報告させていただきます。先ほどは失礼いたしました。

まず、地場産業活性化支援事業の100万円の件ですけれども、平成20年から補助をしております。これにつきましては、結果としまして、いぶし瓦にかわる黒いぶしというのを作りまして、寒冷地とかに今、販路拡大しておるところでございますので、結果としては、新しいものが開発できて、販路が拡大したのかなというところでございます。

また、瓦組合の件でございますけれども、大変、端的に言いまして、申しわけございませんでしたが、瓦工業組合の運営についての、地場産業を含めた部分の、当然、人件費を含む補助金で、旧町時代からの定額補助となっておりますので、今回としましては、ちよつ

と今、探してきたところでございますけれども、定額補助ということでお許しを賜りたいと思います。

また、素麺組合につきましては、地場産業のそうめんを普及するために、各種イベントで無料配布等をしながら、そうめんの産業を守っているところでございます。

以上でございます。

○森上祐治委員長 小島委員。

○小島 一委員 今、説明を受けたんですけども、旧町からの定額補助ということで、何の疑いもなしに、ずっと合併後のこの方、出してきたということでございます。ただ、その中身がやはり、これは民間の事業所、会社の団体の集まりの組合でございますので、やはりそういう補助金という性質から行きますと、やはりもうちょっと精査して、中身を検討していかないかんと違うのかなというふうには思います。

その後の活性化支援事業補助金、平成20年から続いておると、その下の海外展開支援事業等も同じぐらい続いとると思いますけども、新しい瓦を開発して、また販路が開拓されたというけれども、果たしてそれが売り上げに対してどのぐらいアップしたとか、そういうふうな部分については、全然わからないというか、どういうふうに捉まえておるのかちょっと教えてください。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 私も、新しいいぶし瓦、黒いぶしがこの近くの店にもふえておりますけれども、どれだけ販路が拡大して売り上げがそれに伴って伸びたかというのを把握しておりませんので、先ほど、小島委員さんが言いましたように、その補助金とあわせて、調査を十分していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森上祐治委員長 小島委員。

○小島 一委員 これについて、こういう事業の補助金を出したものについて、当然、報告書というのが市のほうに来てないんですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 報告書は上がってきております。効果という形で向こう

から上がってきてますが、今現在では、その売り上げの数字というのをちょっと持っておりません。

○森上祐治委員長 小島委員。

○小島 一委員 やはりそこらを相手に対して、何がどんなふうに効果があったのかということ、やはり求めていかんと、ただ効果があったというだけでは、全然説得力もないし。効果があって、どこまでしたら、この事業に対して補助金を続けていくのかということも非常に、ある程度来たら、やはり自立していつまでも市で補助金を延々と出し続けるというのはいかがなものかなと思うんですけども。部長、どうですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 委員おっしゃられること、ごもっともだと思います。市の補助金については、事業補助金でございますけども、原則的には3年を限度に補助のほうを行っております。3年間が終わりまして、まだ途中であると、実績がまだ必ずしも完全に上がってこないというようなことで、3年間また延長して継続するような場合もございます。その場合でも、おっしゃられるように、成果等をよく検証しながら、補助事業を続けていくべきかどうか、今後、さらに公営団体とも話し合いながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○森上祐治委員長 小島委員。

○小島 一委員 3年というのは、もう倍以上続いとるわけですし、やはり、その前に言いました組合そのものに対する補助についても、やはりきちんと内容を精査して、続けるなら続ける、やめるならやめるで、判断するべきじゃないかなと思います。

以上で、質問を終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

印部副委員長。

○印部久信副委員長 ページ、143ページの西淡まちづくり（株）高度化資金返済負担金についてお伺いします。これ、先ほど課長からも資料をいただいたと思うんですが、

これにも関連があるんかとは思いますが、まず、この返済負担金の300万余りについての説明をお願いします。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） この312万1,217円につきましては、今年度終了なんですけども、シーパの前に通っておりますあの入り口から、県道の入り口から前に通ってます平石線の工事の部分を西淡まちづくりのほうに出している分でございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 わかりました。ほんで、先ほど課長から西淡まちづくり株式会社に市から1億円の出資をしておる資料を出していただいたんですが、これ、課長、設立は何年ですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 設立は平成4年ですが、開業は平成7年でございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 これ、今、資料をもらって見せてもらっておるんですが、資本金のトータルが3億9,965万円と。うち、南あわじ市からの出資が1億円ということなんです。これ、課長、大体、南あわじ市の今までの関連の会社の出資割合は、例えば、うずの丘に対しては、資本金3,000万円で南あわじ市が700万円、パーセントにして23.3%ですね。これ、25%を切っておるんです。このたびつくっております美菜恋来屋の出資金は、トータルで1億2,010万円であったと思うんです。で、南あわじ市からの出資金が3,000万円。これは、24.979%で、25%を切っておるんですね。あえて25%を切っておるんです。南淡路農業公園株式会社は、1,000万円の出資金で、南あわじ市が500万円で、南あわじ市の今、副市長が社長をやっておるわけですね。

この西淡まちづくりの株式会社は、今言うたように3億9,965万で、南あわじ市が1億円ということは、25%をわずかに超えるようにしてあるんだ、あえて。これ、25%を出資金が超えた場合と、25%を出資金が下回った場合と、株主としての権利の違いはおわかりですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 詳しくは存じないですけども、25%を超えた場合は、役員として入って経営者と。25%を切れば、株主のほうに出席をして、意見等が言えるということ聞いてます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ほぼ正解です。なかなかこれを理解しとる人はほんまに少ない。ほんまにこれ、なかなかこの25%のボーダーを理解しとる人は極めて少ないんですよ。この25%を切つとるということは、株主総会において、市がどんどん株主総会で発言できるんですね。25%を超えとる場合は、市は、いわゆる経営者側になって、株主総会で発言が抑制されるというふうになっておるんですね。

ほんなら、なぜ、この西淡まちづくり株式会社は、あえて25%を超えたようにしたんですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） この点におきましては、私も深くちょっと掘り下げたことをまだしておりませんで、今、25%というところを超えています。ということで、役員というところになっておりますが、合併前にはそういった部分を、役員に入るか入らないかという、何か話もあったみたいですけども、今の印部副委員長さんが言われた部分については、ちょっとわかりません。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 まあ、このことについてはまた何らかの機会によく調べといってもらええと思うんですがね。これ、市長にお伺いしますが、このたびの有線の問題もあり、この西淡まちづくり、これも皆、旧町がやっていたやつを合併のときに持ち込んできとるんですね、ケーブルにしても。

結局これ、10年前に合併協議会というのは、各町でできて、それぞれ調整しながら合併協議会から新市合併に持ち込んできたと思うんですが、今、10年たった今、このことについて詳しく理解しとる人がおらんと思うんですね。市長、これ、市長と副市長ぐらいしかもう詳しい、まあ、岡田教育長なんかもずっとおりますからわかると思うんですが、

一遍、この辺をきちっとしたことを精査して、市民にといいますか、南あわじ市の内部でもきちっと理解するようにしとかんといかんでないかと思うんですね。

私が思うのは、これ、今この決算書を見ておりますと、単年度で127万円の赤を出しておるんですね。そんで、累積の赤がその他利益剰余金が△の、2億5,000万の△を出しておるんですね。うちが3億9,000万余りのうち1億円出資しとる。これ、仮にきちっとしたことを話してないと、もし、この会社がパンクしたときに、その負債が1億円分かぶってくる可能性があるんでないかという、私は単純な心配をするんですが。

市長、この合併のときに各町から持ち込んできたやつ、事業、私は幾らあるんか知りませんが、そこらもわかっている人が少なくなってきたおるので、今、わかっている人がきちっとしておいていく必要があると思うんですが、市長、いかがですか。

○森上祐治委員長          市長。

○市長（中田勝久）          合併時には、一つ一つの事業のそこまではしてません。やはり、大きな四つの町がどういう形で新市計画を組むか、そして、庁舎の位置とか、そういう主たるものの協議はちゃんとしました。私の聞いている範囲では、西淡の1億円、これは当時、旧西淡町が1億円を出し切りやと、後、どういう状態になろうと、これは、1億円については、当時の西淡町が万一の場合も、それはなくなっても仕方ないと、しかし、それはその時点で終わりやというふうに伺ってますが、書き物自身も見てません。

そういう話であって、一度、今、お話があったとおり、どのような契約内容で、それもそういう表現をしたのかどうか、また、ほかのものについても一応、そういう心配のあるものについては当然、それぞれの担当で資料を引き出してきて、内部で検討もしたいと思います。

○森上祐治委員長          印部副委員長。

○印部久信副委員長          今、市長が言われましたように、西淡の場合は1億円は、これはもういたきりみたいなことを言いますけど、実際、市にも1億円という数字が残っておりますし、この決算書を見ても1億円というのが残っておるんですね。ですからやっぱりこれ、もし万一のときがあったときに、1億円出し切りやから、うちの市は関係ない、火の粉はうちに飛んでこないとも言えらんところが、商法であるんかもわからんんですね。僕らわかりませんが。

いずれにいたしましても、旧町から持ち込んだ事業も幾らかあると思うんですが、今、やっぱり知っておる人がおるときにきちっと、いつまでもわかるようにだけはお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） 当然、それも重要なことですので。やはり、そういう協定書なりがちゃんとあると思うので、やはりその中身、精査してみたいと思います。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 155ページの河川管理費のこの排水ポンプ借上料121万7,160円について、これ、どういう事業なのかお尋ねをいたします。

○森上祐治委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 建設課長の赤松です。よろしく申し上げます。

この121万何がしですけど、これは非常時、主に台風時のときのポンプの借り上げ料でございます。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先般か、鬼怒川でないけど、国交省のああいうポンプでの排水作業を私も見とるわけですね。ほんで、要は、低地の内水対策として、西淡庁舎前等々でも、当市においても、消防団のそういう団の方々が出て、三原川へ排水作業を実施しとるような状況下において、内水対策に従事しとるのやけど、私は、この国交省が持ったようなああいうポンプ車、内水の排水ポンプ車というようなやつを、市としても1台ぐらいあってもええんでないかなという思いがあるのと、このポンプ借上料というのは、どこにこういうポンプがあるわけですか。

○森上祐治委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） これは、福良地区です。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、福良地区でどないしよんの。ポンプ借り上げというのは、何か水中ポンプみたいなやつ、どこか福良地区だけでどこかから借りよるのけ、業者から。も



うちちょっと赤松課長、もうちょっと親切丁寧に説明してもらわな、私もわかれへんねん。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） このポンプ借上料については、今、課長言いましたように、台風時、特に昨年でしたら、台風時で大潮等々の危険があるような場合のときに配置した分でございます。設置しとるのは、福良の原田川というて、御存じでしょうか。それと、旧の福良小学校があった仁尾地区、ここに排水ポンプがございませんので、それに対応するために、ポンプのほうを設置してます。

もう一つは、湊の第2排水ポンプ、すなわち、三原川から下流側手のほうで、大型のポンプでどンドン流しますね、あそこのポンプなんですけど、あれがちょうど停電等になりますと電源がないということで、発電機のほうを常に予備で設置しております。

したがって、3カ所に設置するわけなんですけども、その借り上げ料として120万円を使ってございます。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 赤松課長、もっと親切に答弁してくれ。

○森上祐治委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 先ほどの質問の前段の部分ですけれども、せんだって、県の理事さんと別件で会う機会がございまして、その人は、国交省から出向されている方なんですけれども、その中で、国交省が持っている移動式のポンプの話が出ました。この間の災害のときに、私もテレビで映像を見たときに、これがあの理事さんの言っていたポンプかなというようなことで見てたんですけれども。

あれは、国交省が直接購入して、全国に配置しているようでございます。兵庫県下に国交省なり県がそういったポンプを配置しているのかどうかについては、ちょっとまた調べたいと思っております。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、課長、御存じやと思うのやけど、要は、豪雨災害のときに西淡庁舎前とかあの辺で、地区の消防団がポンプで排水作業したりしながら、道路の冠水なり、そういうような作業にも従事しとるのよね。

掘岸にしる、それは櫛田地区、北阿万、あの辺に対しても、ああいう、私も国交省がああいうような特殊車両を持つとというのは私も認識なかったのやけど、先般からテレビ見とったら、かなりの排水能力があるなど。内水対策として、ほんまに実際、これは有効に活用できるのでないかなというような思いがあったんで、一度、あの車両は大体どれぐらいするもんか、一遍、価格調査してもらうて、何だったら南あわじ市に1台ぐらい、そういう非常災害時の内水対策の排水ポンプとして配置しても、私はええような気がすんねけど。その辺、一度調査して、一遍、市として保有できるかどうかというやつを、一遍ちょっと検討していただきたいと思うんですが、どうですか。

○森上祐治委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 恐らく、1台、四、五千万すると思います。私の立場で今言えることは、購入の予定はないので、今後、先ほど言いましたように、県下で配置されているかどうかの調査と、また、今おっしゃられたような性能なり価格については調査したいと思います。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、国交省に数十台か数百台近いかわらんのやけど、国交省の、例えば洲本の国道の国土事務所でしたか、あの辺にでもあるのだったら、貸してもらえるか、あの辺、一遍ちょっと調べてください。淡路島にも配置せえというてください。これはもう、これで終わりますわ。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
熊田委員。

○熊田 司委員 145ページの南あわじ市特産物品等販売拡大支援事業補助金の100万円についてお聞きいたします。これは、商工会のほうへの補助金という形になってますが、ここで「関東方面に8社が参加し」と書いてありますが、この8社の業種、どういう業種が参加したかわかりますでしょうか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 今、熊田委員から御質問がありました南あわじ特産物の販路拡大なんですけども、商工会に出てるんですけども、8社というところで関東方面に

出てるんですけども、8社の企業名というのは私のほうで把握しておりません。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 会社名でなくても、大体、どういった業種が参加してるのか、ちょっと聞きたかったんですが。4社の商談が成立したと、こういうことになりますが、この商談の金額は、どれぐらいの金額の商談が成立したのかというのはわかりますか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） まことに恥ずかしながら、今、把握しておりませんですて、もしうちのほうで調べて報告できるのであれば、今の4社の部分と8社の部分並びに商談した部分を後ほど報告できればと思います。

○森上祐治委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そしたら、金額的にどうこうわからないとしたら、この100万円の事業に対して、これ、効果があったかどうかというのは、商工観光課のほうで把握はしておりますか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 商工会のほうから改めてちょっと聞いた上で、御報告したいと思います。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
木場委員。

○木場 徹委員 決算書の152ページから153ページの中で、道路橋梁維持管理費、これ、市の市民もしくは自治会からの要望でいろいろと修繕なりやっと思ってるんですけども、今、赤松課長、年間どのぐらいの要望があつて、どのぐらいのそれに対する執行率といいますか、ありますか。

○森上祐治委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 要望数については、かなりの量なんですけども、その箇所数で言うと数百になると思います。というのは、要望書の内容によっては、地区によっては旧村単位で出てきたり、一つの自治会でも1カ所の場合もあるし、何カ所もありますので、そういう数で、トータルは今、資料持ってませんけども、修繕を昨年した実施の数で言うと204カ所、これは道路関連の修繕の件数でございます。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、道路の204カ所あったんですけど、排水とか水道関係はどないですか。これに入っておるんですか。

○森上祐治委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 道路だけでございます。済みません、排水関係、河川も含めてですけど、ちょっと時間をもらえますか。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時44分）

（再開 午後 3時45分）

○森上祐治委員長 再開します。  
建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 59カ所です。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 結局、積み残しというか、執行できなかった箇所は、主な要因としては予算やと思うんですけど、やっぱり予算の関係で積み残しが出てきてるんですか。

○森上祐治委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 以前にも回答させてもらいましたけども、修繕については2

0万以下ということでございますので、今、去年までのいなりこ予算も合わせて、建設課のほうで執行しておりますので、修繕レベルについては、ほぼ完了できているかなという思いです。

ただ、それ以上の請負工事になるような規模のものについては、なかなかすぐには対応できてないというのが現状です。

○森上祐治委員長　　木場委員。

○木場　徹委員　　要は、予算が財務との交渉でつかないということで、その予算の範囲内でやっているということで理解してよろしいですか。

○森上祐治委員長　　建設課長。

○建設課長（赤松啓二）　　そういうこともございますけども、なかなか地区からの要望が上がってきても、それは所管でない事業もかなりありますし、当然、道路の新設なんかでしたら用地交渉、用地買収というのが伴ってきますので、時間もかかったりしますので、排水の工事についてもなかなか下流の同意が得られなかったりと、そういった対外的な交渉も含むような工事については、かなりの時間を要してしまうというふうなこともあります。

○森上祐治委員長　　木場委員。

○木場　徹委員　　市長、これ、ことし、決算を今、やっとするんですけども、かなり市長の努力で黒字の決算が出るとんですけど、この辺にもう少し来年度、市長、予算的に考慮するような考えはありませんか。

○森上祐治委員長　　市長。

○市長（中田勝久）　　当然、前段で今、委員言われたように、財政との一つ一つについて項目をかなり予算折衝のときには突っ込んだ協議はしております。ですから、必ずしも満杯の予算づけはできているとは申しませんが、やはりそういう段階を踏んでくるものですから、私どもにしたら、どの部分がどうというのがなかなかつかめないところがあるので、極力私も、これはもうぜひやという、そういう順位をつけてくれというふうに言うております。その辺も考慮しながら、一遍、また担当部局が財政と十分折衝して、これはもうどうしてもというのは、また私のほうに上げてきてもらえば、可能な限りは取り組んで

いきたい。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 赤松課長、今、市長がそういう話を、考えを述べられたんで、来年度頑張ってください。  
終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
原口委員。

○原口育大委員 バイオマスの関係で、127ページ、バイオマス利用補助金14万6,025円が出てるんですけど、これは農家からの持ち込みに対する補助金かなと思うんですけど、幾らぐらいの数量の持ち込みがあったんでしょうか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 持ち込みにつきましては、19.47トンでございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 次に、炭化物ができてくるわけですが、その生産量、袋数でいいんですけど、それと、その売り上げ等は幾らになったんでしょうか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 生産量につきましては、袋数なんですけども、9,296袋となっております。金額につきましては、袋数は8,855袋なんですけども、265万6,500円となっております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、収支決算書をもらってるんですけども、それは収入に入ってくると思うんで、これは、そしたら自主事業収入の中に入ってるということになるんですかね。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） そのとおりでございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 別の参考資料の中に、試験田で360袋、堆肥組合に2,640袋と  
なってるんですけども、これは売り上げとして計上されとることになるんですか。有償と  
いうことになるわけですか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） この合計の3,000袋でございますけども、これが市  
のほうで買い上げて、希望者の農家の方に、先ほど言った360袋を無料配布ということ  
で行っております。それで、後の2,640につきましては、堆肥組合のほうに行ってお  
ります。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 その堆肥組合に行ってるやつというのは、市が買い上げて、無償で渡  
してるということなんですか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） そのとおりでございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 その3,000袋というのは、全部で経費としては幾らになってるん  
でしょうか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 90万円でございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 次に、指定管理料の内訳を聞きたいんですけども、ダイオキシンの調査費、施設点検費というのは、指定管理料に含まれると思うんですけども、それぞれ幾らになってるんでしょうか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） これは、修繕費の中に入ってるかと思うんですけども。ちょっと時間いただけますか。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時54分）

（再開 午後 3時55分）

○森上祐治委員長 それでは、再開いたします。

審査の途中でございますが、本日の審査はこれまでにしたいと委員長として思います。

ここで、委員長のほうから執行部の皆さん方、また、委員の皆さん方に若干、お願いをしたいと思います。

この決算委員会も、4日間の日程でございますけれども、残り1日となりました。例年の進行状況と比べますと、若干おくれているようであります。昨日までは予定よりもよかったです。きょうは、かなりもたついたような進行になりました。その一つの原因の一端は、はっきり申し上げて、執行部の皆さん方の答弁の不手際であろうと思います。

この委員会には、本会議と違って、課長の方々も大勢参加しておられます。何で、課長が参加しているか。この委員会は、昨年の26年度の南あわじ市の市民の血税がどのようなものにどのように使われて、どういう効果があったのか、市民の代表である議員は、非常に一生懸命調べ上げて、厳しい質問をしております。それに対して、執行部の答弁は、数字がわからないとか、資料の持ち合わせがないというようなこともございました。

私は、これは非常にゆゆしき問題であると思います。課長の立場というのは、やっぱり所管の内容の事業、それから、数値、徹底的に頭にかち込んで、議場に臨んでいただきたい。そのことを切にお願いしておきたいと思います。

それから、議員の皆さん方に、またお願いいたします。残り、後1日あります。後1日



の夕刻には無事に終わるように、ペース配分のほう、コンパクトな質疑を御協力よろしく  
お願いしたいと思います。

そこでお諮りします。

次の審査は、明後日、9月16日水曜日、午前10時より開会したいと思います。これ  
に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれで終了いたします。長時間お疲れさまでございました。

(閉会 午後 3時57分)

# 決算審査特別委員会会議録

日 時 平成27年 9月16日  
午前10時00分 開会  
午後 4時30分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（15名）

|         |           |
|---------|-----------|
| 委 員 長   | 森 上 祐 治   |
| 副 委 員 長 | 印 部 久 信   |
| 委 員     | 阿 部 計 一   |
| 委 員     | 熊 田 司     |
| 委 員     | 原 口 育 大   |
| 委 員     | 長 船 吉 博   |
| 委 員     | 木 場 徹     |
| 委 員     | 蛭 子 智 彦   |
| 委 員     | 吉 田 良 子   |
| 委 員     | 小 島 一     |
| 委 員     | 柏 木 剛     |
| 委 員     | 川 上 命     |
| 委 員     | 登 里 伸 一   |
| 委 員     | 中 村 三 千 雄 |
| 委 員     | 谷 口 博 文   |
| 議 長     | 廣 内 孝 次   |

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 小 坂 利 夫 |
| 課 長     | 塔 下 佳 里 |

### 説明のために出席した者の職氏名



|                             |   |   |   |   |
|-----------------------------|---|---|---|---|
| 教育委員会社会教育課長                 | 福 | 原 | 敬 | 二 |
| 教育委員会体育青少年課長                | 柏 | 木 | 浩 | 一 |
| 監査委員事務局長兼<br>固定資産評価審査委員会書記長 | 片 | 山 | 雅 | 弘 |
| 農業委員会事務局長                   | 小 | 谷 | 正 | 信 |

## II. 会議に付した事件

### 付託案件

1. 認定第1号 平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について…………… 2 5 6
  - (5) 歳出 款5 労働費及び関連する歳入
    - 〃 款6 農林水産業費 〃
    - 〃 款7 商工費 〃
    - 〃 款8 土木費 〃 …………… 2 5 6
  - (6) 歳出 款10 教育費及び関連する歳入
    - 〃 款11 災害復旧費 〃 …………… 2 7 0
  - (7) 総括質疑…………… 2 8 1
2. 認定第2号 平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について…………… 2 9 3
3. 認定第3号 平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について…………… 2 9 9
4. 認定第4号 平成26年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について…… 3 0 3
5. 認定第5号 平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について…………… 3 0 7
6. 認定第6号 平成26年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について…………… 3 0 8
7. 認定第7号 平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について…………… 3 0 9
8. 認定第8号 平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について…………… 3 1 0
9. 認定第9号 平成26年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 3 2 3
10. 認定第10号 平成26年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 3 2 4
11. 認定第11号 平成26年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 3 2 5
12. 認定第12号 平成26年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 3 2 6
13. 認定第13号 平成26年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について…… 3 2 6
14. 認定第14号 平成26年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について…… 3 3 5
15. 認定第15号 平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について…… 3 3 6

### Ⅲ. 会議録

# 決算審査特別委員会

平成27年 9月16日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時30分)

○森上祐治委員長 おはようございます。

ただいまより、決算審査特別委員会を開きます。

過日の質疑で福祉課長から答弁が求められておりますので、許可します。

福祉課長。

○福祉課長(大谷武司) おはようございます。

先日、民生費の質疑の折ですが、印部委員のほうから、いきいき住宅の市営住宅の改修ということで質問のあった件についてでございますが、市営住宅の担当部局と協議しました結果、市営住宅につきましては、模様がえというのは基本的にはしてはならないということにはなっておりますが、原状回復とか撤去が容易である場合においては、福祉部の判断において可能となるというふうなことでございますので、その内容を精査した上での結果になるかということになります。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長(宮崎順次) まず、先般の委員会で決算附属資料の訂正をお願いしたいと思います。

お配りしております182ページの決算附属資料をごらんいただきたいと思います。

4番の補助金の(2)産卵用蛸壺設置事業補助金でございますけれども、当初、「南あわじ市の各海域に産卵用蛸壺を継続的に設置することにより、稚ダコの増殖及びタコの漁獲量の維持増大が図られている」ということになっておりましたが、先般の委員会で、増大が図られているということで、平成25年度との比較を申しましたが、それが漁獲量が減っておるということの中でマッチしてないということでございますので、そこら辺の文言がおかしいということで、訂正をするものでございます。

変更となった訂正でございますけれども、文言を少し変えまして、「タコの漁獲量減少を抑えるため、市内各漁協が各海域で産卵用蛸壺の設置に継続的に取り組むことにより漁獲量の維持に努めた」ということでございます。

漁業に関しましては、まず単年度で評価することは大変難しゅうございます。それで、過去5年間を見てもみますと、やはり浮き沈みがあるということでございます。そういうところから、平均をしてみますと維持ができていけるのかなということでございます。

それと、(3)アオリイカ資源増大事業補助金でございますけれども、これにつきまして

は、中途の「アオリイカの他の水産資源の維持増大が図られる」というところの点でございますけれども、こちらのほうも増大が図られるということで平成25年度と比べまして漁獲量が減っているということで、この場所で「水産資源の漁獲量の維持に努める」ということに直しております。

これも、先ほど申しましたとおり、漁業を単年度で確認することは評価はなかなか難しいというところで、過去においての5年間というところで、平均というところでふえておりますので、それで維持されてるというところでございます。

続いて、その同じページなんですけれども、(6) 漁場環境改良事業補助金でございますけれども、こちらの点で木場委員から御質問ありました点でございますけれども、トラフグの白点病が漁協でいつごろ、どれぐらいの数でかかったかということでの御質問でございますけれども、漁協のほうに聞きますと、白点病については、平成17年ごろに、数量のほうはわからないんですけれども、7割ぐらいかかったということでございます。

その平成17年以降につきましては、それは聞いておりませんので、白点病の予防については効果があるということで考えております。

それと、続きまして、(7) の木場委員からの御質問があった丸山海底耕耘補助金でございますけれども、これについての環境調査なりをしてないかというようなところの質問でございます。

環境調査というのも行っておりませんが、この事業も3年間この事業を継続しております。その点で、また環境調査ということで、また来年なりでも検討していきたいと思っております。

以上で終わります。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 月曜日に、熊田委員から御質問ありました南あわじ市特産物等の販路拡大支援事業でございますけれども、8社参画ですが、8社の内訳は食料品5社、海産物1社、そうめん業者2社でございます。

そして、4社が契約されました内訳なんですけれども、そうめんが1社、食料品が4社でございます。どちらも北陸地方の卸売業者なりスーパーマーケット等に取り扱いを得ております。

また、その他インターネット販売業者とも取引ができております。

販路の取引金額につきましては、公表を差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。



1. 認定第1号 平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について

(5) 歳出 款5. 労働費及び関連する歳入

〃 款6. 農林水産業費 〃

〃 款7. 商工費 〃

〃 款8. 土木費 〃

○森上祐治委員長 一昨日に引き続き、認定第1号、平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について、(5)歳出、款5.労働費、款6.農林水産業費、款7.商工費、款8.土木費及びこれらの歳出に関連する歳入について、決算書のページ数は、歳出が118ページから161ページまででございます。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 前回終わるときに答弁が保留になってたんですけど、それから始めていただけたらと思うんですけど。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長(宮崎須次) 先般の委員会で御質問があった答弁なんですけども、ダイオキシン検査がどちらに入ってるかということでございます。

それは、修繕費のほうに入ってるということでございます。

以上です。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 幾らだったか聞いたと思うんですけど。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長(宮崎須次) 108万円となっております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 施設点検費というのは幾ら計上しておりますか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） こちらの収支計算書の業務委託費になるわけなんですけども、設備の任意点検でございますけども、26万2,500円と、リフトの定期点検がございます。それが70万2,434円となっております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 決算書の中でいうと、今の施設点検の分は業務委託費の中に含まれておるといふことのようにですけど、ダイオキシンの調査費というのは、やっぱり保守点検とか維持管理費という項目がゼロになっておるんですけど、その辺にやっぱり分類すべきでないのかなと思うんですけど。

それと、月曜日答弁のあった炭化物を市が買い上げて堆肥センターのほうに無償提供しているという分が自主事業収入になってますけども、これ自主事業と言えるかどうか、ちょっと疑問を感じます。

分類の仕方が雑でないかなというふうに、それは指摘にとどめますけども、そういうふうに思います。

ダイオキシンの点検なんかは法定検査なんで、きちっと保守点検費のところ本来計上すべきでないんですか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 委員おっしゃるとおり、修繕費というところに入ってございますので、今後、保守点検というふうなところへの移行を考えていきたいと思っております。

それと、堆肥センターのことですけども、市が買い上げて管理組合に入ってるということで、こちらのほうへ収入ということで上げさせていただいております。

以上です。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 使用料手数料の中に294万円が入ってるんですけど、これはどういうものの支出なんでしょうか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） これは、土地の借上料になっております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 平成26年度、294万円ですけど、それ以前に滞納があったように思うんですけども、その分は解消したんですか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 神代の施設なんですけども、平成22年度から平成24年度までなんですけども、148万5,000円滞納となっております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 それは滞納のまま、不納欠損になってしまうということですか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） これにつきましては、これから少しでも入れてもらうように努力しながら徴収のほうもしていきたいと思っております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 最後に、この指定管理者からこの決算書なりの報告が出ておると思うんですけども、その今後に向けた取り組みのところを見てますと、処理量は計画数量に達しており、安定的になったが、引き続き適正な残渣処理の啓発に努めるというふうに書いてありますが、この収支状況を見てますと、指定管理料1,270万円をつぎ込んでも約500万円の赤字になっていると。

さらに、今後は修繕費がかさみそうな状況というような報告でありますけれども、これは指定管理者の意見でしょうけども、現状の5基をそのまま継続して指定管理するという事はかなり経費が今からふえたりすると思うんですけど、その辺についてどういうふう考えておるんでしょうか。

これは、指定管理者は続けたいという意向のように、この文章見てたら思うんですけど、これについて、市はどういうふう考えてますか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 今、委員おっしゃられたとおり、赤字となっているのが事実でございます。

今後につきましては、この5施設、これも御存じのとおり補助事業で行っている施設でございますので、10年たっているというところから、順次、国のほうへ申請もしていきながら、認められれば廃止の方向へ持っていきたいというふうに考えております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 民間でバイオマスというか、処理をされている、炭化やなしに堆肥化の方法で処理されている施設もあるわけですので、私は適化法が終了すれば、市も全部なくするのは難しいか知りませんが、ある程度集約して、きちっと採算とかいろいろ考えながら、そこで処理できなくなる部分は民間に引き取ってやってもらうとか、そういう方向を考えるべきやと思いますけど、いかがですか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 委員おっしゃるとおり、この施設がなくなれば、その残渣をどうすればいいのかというようなところで、今、一つの民間企業がありますので、その企業は余裕もございます。そういうところから、そちらのほうに移行していきたいと考えております。

以上です。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
木場委員。

○木場 徹委員 資料の183ページ、栽培漁業について説明をお願いします。

この中で、中間育成をいろんなことで取り組んでおるようですが、まず、受け入れのサイズと放流のサイズ、ちょっと説明してください。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 少しお時間いただけますでしょうか。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時14分)

(再開 午前10時14分)

○森上祐治委員長 再開します。

今の質問調べていただいている間に、ほかの質問よろしいか。

谷口委員。

○谷口博文委員 125ページの食の拠点について、食の拠点課長せっかく来ていただいているので、簡単に今の現状というか、そこらを教えてほしいねんけど。

今、花みどりフェアが開催されて何カ月かたっておると。出店者というか、生産者もかなりしとんねんけど、その辺の今の現状だけちょっと教えてください。

○森上祐治委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和） 産業厚生常任委員会でもたびたび申し上げさせていただいておるんですが、非常に苦戦をしております。

要因としては、やはり品ぞろえがどうしてもなかなかうまくいかないというところもあります。計画の半分弱というような収益というような形になっております。

しかしながら、今後、今、350名余りの登録があつて、220名余りの方が少しでもお金にしているわけなんですけれども、例えばスイカ、2週間で200個出した人がいらっしやいまして、完売したわけですけども、通常であれば600円で売れてるところを800円から1,000円で売って、ことしは非常に所得が上がったという事例もあります。

売れ筋もいっぱいありますので、今後、売れ筋をいかにふやすか。あわせて県、国の事業を今、再度取りに行きながらPRも含めて進めていこうとしております。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 当時の計画より半分ぐらいしか売り上げが進んでないと。それに対する対策を今後取り組んでいくというような方向で、何か具体的に、私は今回も地方創生の事業である程度の情報発信というか、あの辺に対する宣伝というか、もっと積極的にやるべきやというような思いがあるねんけど、今から、せっかくあれだけの施設で、南あわ

じ市のほんまに豊かな食材を販売しておる事業やから、私はぜひ頑張っしてほしいというエールの意味を込めて言うとなんねんけど。

そこで、今言よった当初の計画に行っていない、抜本的な改革というか、何か施策が必要やと思うねんけど、その辺何かええ智恵というか、今後の取り組みについて、どういうふうな事業展開をされていこうと思っておるのか。

○森上祐治委員長          食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和）          御指摘のとおりでありまして、まずは出荷者さんにいろいろと他品目を出していただくためにどうするかというところに最大のポイントを置いております。

今、種を配布したり、苗を配布したり、それから、現在はハウス、やはり苗床であったり、季節外れのものを生産してもらうために簡易ハウスであります、地域創生事業を活用して募集をして、今、30名ほど手を挙げていただいております。

あわせて、3月の補正予算で通していただきました繰り越しております100%国の地域創生事業で今現在、プロポーザルで、3,000万円ほどなんですけども、大手広告代理店とあわせていろんな映像等、市内全域を捉まえて、最終的には「美菜恋来屋」に来ていただくような方向で調整しておりますし、このたび補正で上げさせていただいてる国100%、これも国で受付はさせていただいておるんですが、最終決定はまだ内示をいただいておりますけども、決定次第、宿泊と加味して何とか「美菜恋来屋」に寄っていただくような方向で、商工観光課等々と調整しながら進めていきたいというふうに思っております。

○森上祐治委員長          谷口委員。

○谷口博文委員          今、道の駅というか、そういうような感じで、兵庫県の北部のほうでも、かなり、全国的に2位になったような道の駅とかいうようなことで報道もされておるわけですか。

私は、せっかく南あわじ市、あれだけの施設のPRというか、道路標識なり、もっと積極的な事業展開をやっていただきたいというような思いがあるのと、それと、あの2階のレストランは、私らは地元の食材を使って、かなりそういうふうなことをやっていただくというような思いがあっけんけど、今ちょっと当初の計画と若干違うような方向に行っとなんやないかなというような思いがあんねんけんけど、あの2階というのは飲食というか、あの辺は、今の稼働率といたらどういいう状況なんですか。

○森上祐治委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和） 今現在、稼働率としては提示はしにくい状況で、金額であわせると、3月14日オープン以来、約2,000万円の売り上げになっております。

座席が四十数席ということで、ちょっと余裕を持ちながら真ん中にサラダバーをこしらえて、今、「美菜恋来屋」のトップ3の中に売り上げが2階のレストラン入っておりますので、下のほうから、買って、上で提供してるということなんです、やはり品ぞろえがちょっと薄いものですので、そこら辺をどうフォローしていくか。

特に、トマトとか、非常に売れ筋の分もありますので、それをどう確保していくかというところが今、ポイントになっております。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 最後やけど、あれ、もうちょっと入りやすいような形態、2階への案内もわかりにくいとか。

先般も、ある市から視察に来ておった方々があそこに立ち寄ってんけど、何か、若干、商品の陳列状況等々、その辺、苦言を呈して言っとったんで、せっかくあれやから、もうちょっと頑張って努力してもうて、ほんまに南あわじ市を元気にしていただくための施設なんで頑張っていたきたいと思えますんで、これはこれで終わります。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 先ほどの魚の大きさなんですけども、マコガレイでしたら、種苗を引き取ったときには大きさは21.6ミリございます。

それで、8カ月ほど育成をするんですけども、それで大きさが52ミリから60ミリの部分と、それと70ミリから90ミリの間、70ミリから150ミリの間の大きさになったときには放流していくというような形で三つに分かれております。

ヒラメに関しては、種苗の引き取りのときには26.1ミリということになります。これは3カ月ほどの育成となります。それで、65ミリから70ミリと、70ミリから80ミリになったときに放流というような形になっております。

カサゴについては種苗は29.1ミリの大きさで、1カ月ほどで、50ミリから70ミリの大きさになったときに放流することになります。

マダイですけども、27.8ミリで種苗の大きさになっており、2カ月ぐらいで80ミリから100ミリと、90ミリと110ミリで放流ということになっております。

キジハタにつきましては、大きさが50ミリ、2カ月ほどで80ミリから115ミリと、85ミリから120ミリの二つで放流ということになっております。

それと、オニオコゼですけれども、これは23.6ミリで、これは4カ月ぐらい育成をして50ミリから70ミリと、55ミリから75ミリということの二つで放流ということになっております。

ガザミやサザエとかアワビについては、直接放流となっております。  
以上です。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 クルマエビは。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） これは、中間のところではないんですけども、湊漁協の水槽のところでの育成になりますけれども、14.2ミリで種苗を引き取って、30ミリから45ミリの大きさを放流ということになっております。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、聞いたんですけども、これ、兵庫県が示している栽培漁業の基本計画からいうと、かなり大きなサイズということで、大きいほど確かに放流の魚が外敵に強くなるというように一般的に言われるんですけども、経費面でいいますと、かなり余計に経費がかかるわけで、その辺を勘案して放流というようなことは考えてますか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） これは、今、中間育成では、今のところ稚魚の種苗に関しましては県のほうでいただいて、育成と放流ということになっております。その予算でございます。

県との関連はこれからもあるかとは思いますが。  
以上です。

○森上祐治委員長 木場委員。



○木場 徹委員       これ、結局、放流サイズは漁協と南あわじ市で決めてやっておると思うんで、その辺、要は経済的なことを考えて、これから効率のええサイズで放流するというのを聞きよったんです。

それで、県の放流サイズというのはいろいろと指針は示されとうわけで、それを基準にやるべきではないかということを知っておったわけです。

○森上祐治委員長       農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次）       今のことで、県のほうと市と漁協という、三者でその辺のところを確認しながら、これからも大きさを考えながら放流のほうに持っていきたいと思います。

○森上祐治委員長       蛭子委員。

○蛭子智彦委員       先ほど、農業公園といいますか、食の拠点との関連でいろいろ話があったかに思うんですが、それに関連してなんですけれども、食の拠点の今後の経営を黒字にしていくという意味で、売れ筋を見つけていく、その中にトマトというような話もあったわけなんですけれども、ほかに何か考えられていることがあるんでしょうか。

○森上祐治委員長       食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和）       今まで、非常に、特に土・日売れたのがタマネギの早生タマネギ、3月、4月、1日20万円、1人の農家が売れたときもありました。

それから、トウモロコシ、トマト、イチゴですね、イチゴも非常に強かった印象がございます。

それから、季節外れのキュウリ、4月、5月、連休明けから6月のキュウリ、トウモロコシ、スイカのある程度の形のあるもの、ブドウ、イチジクというところが、やはり土・日に一気になくなるときが多かった。

その中で、やはり、そういう売れ筋をいかに集めていくか。今、沼島漁協は干物を出し始めております。肉についても、先般、イイニクの日ということで、毎月11日と29日を肉の日にしようということで、今後、定着させていこうということで、先般、8月29日には108万円、肉だけで売れたというようなところもありますので、そこら辺の売れ筋を充実しながら品ぞろえをして、今後、一気に売り上げを上げていきたいというふうに考えております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その中で、ちょっと注目するのはイチゴとトマトなんですけれども、あそこの農業公園の中にも体験農園というか、自分で採取するようなイチゴ園、トマト園、ハウスがあるんですが、かねてより、あの施設をもう少し拡充をするなりをして、もっと大勢の方に来てもらったり、あるいは安定的な確保をするというようなことももっと考えたらいいのかなというようにことを思っておったんですね。

農業公園というのは、やはり市の三セクの会社であって、ある意味で資金調達能力もあると。それから、栽培的な技術も農業改良普及センターなどの支援もあったり、あるいは農協には、そういう技術的な能力を持つものもいると、もっとそれを生かしていくのがいいんでないかと。何か宝の持ちぐされみたいな感じがしておるんですけども、その点、どのようにお考えですか。

○森上祐治委員長 食の拠点推進課長。

○食の拠点推進課長（喜田憲和） まさに委員御指摘のとおりでありまして、イチゴは特にイチゴ狩り、「美菜恋来屋」に来られるお客さんから問い合わせを幾度もお伺いして、すぐにイングランドの丘、なくなってしまうというようなことがあります。

所管は商工観光課ですけども、2期工事において温室1,000平米というところも視野に入っております。そこら辺も、調整、協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうことで、一気に大きくということではなくて、売れ筋を探りながら徐々に広げていきながら、いろんな品目の戦略を練るということは非常にいいことだと思いますので、大いに努力していただければというふうに思います。

もう1点、それに関連するようなことで、今、タマネギの話が出たんですけども、これは農業振興との関連がありますので、農林水産課にちょっとお伺いしたいんですが、やはりタマネギをつくっていくということで、野菜の産地としての努力がもっと必要でないかという思いをしておるんですね。

売れ筋として、やっぱりタマネギが今、全国的にでもブランド化をしておるということ考えたときに、堆肥の関係なんですね。これを少し説明いただきたいと思うんですが、これは附属説明資料で110ページ、本体では127ページ、野菜産地振興事業補助金ということで723万何がしかのお金が出ておるわけですけども、そのうちの堆肥が1万

1,140トンに対する助成であったということですのでけれども、この中身をもう少し詳しく説明いただけますか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） この堆肥につきましては、JAのほうで指定する良質堆肥を利用する耕種農家ということで支援をしております。

市は、トン240円を出しております。

それで、戸数のほうが1,032戸ということで、先ほど言いました1万1,140トンというようなところでの実績の金額となっておりますのでございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 1反当たり、大体標準的にどれぐらい使うんですか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 約2トンぐらいかとは思いますが。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すると、この1万1,140トンというのはどれぐらいの面積に使ってるんでしょうか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 延べ550町ぐらいかと思えます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、この野菜産地としてのレタス、あるいはタマネギの栽培面積は一体どうなってるんでしょうか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 　　少し時間いただけますか。

○森上祐治委員長 　　暫時休憩します。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時35分）

○森上祐治委員長 　　再開します。  
農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 　　これは平成25年度の資料しかないんですけども、レタスで作付面積が1,120ヘクタール、白菜でしたら平成25年度で230ヘクタールというふうになっております。

○森上祐治委員長 　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員 　　タマネギでは大体300ヘクタールぐらいというのは、種子の助成出てますね。これ、一部だろうと思うんですけども。

すると、必要な面積に対しての量というのはちょっとまだ十分確保できておらんということになるかと思えます。

それから、この間、酪農の状況もお聞きしましたら、非常に組合員が減っておることになってきたときに、今後、堆肥の確保ということについて、いろいろ考えていかなければいけないことがたくさんあるように思うんですけども、そのあたり、どのようにお考えですか。

○森上祐治委員長 　　農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） 　　委員おっしゃるとおり、農家も減っております。農業のほうも就業する人も減ってきておりますので、耕種農家と酪農家、畜産農家との連携というのがまず来るかと、耕畜連携が図られなければならないということがまずあるかと思えますので、そういうところから、こういう補助とかも今後も考えて、検討していきたいと思っております。

○森上祐治委員長 　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員 補助するにしても、供給量が圧倒的に足りないということが課題になってくるのかと思うんですね。

今後、やはり供給量をどう確保していくかということについて、もっと真剣な取り組みが必要でないかということを指摘したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎須次） この辺の補助の関係につきましては、今後、そういうところも課内でも検討して、また考えていきたいと思っております。

以上です。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっとかみ合わないんですけど、これで終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 142ページの施設使用料で、監査の意見で18ページに、過年度のサイクリングターミナル使用料と過年度のサンライズ淡路使用料が収入未済になっておるんですけども、これはサンマックスの滞納と考えていいんですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） サンマックスの滞納額です。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 サンマックス自体はもう清算されて、財産が存在しないで破産手続が終了したというふうに私は思ってるんですけど、そうした場合は不納欠損になるんでないんですか。

○森上祐治委員長 農商部長。

○農商部長（神代充広） 今、御指摘のございましたサンマックスについてはもう既に破産処理が完了いたしまして、会社ももう消滅しております。

この会社を運営しておりました個人に対して、本市のほうに債権を有しておるということで、裁判所のほうに請求をしておりました。

昨年9月に破産処理が終わりまして、配分金として市のほうに30万円余りのお金が入ってきております。

残っておる債権が2,100万円余りということでございます。この債権については、平成26年度から平成27年度に繰り越しをしております、未収ということで繰り越しをした状況になってます。

破産の処理は終わってるんですけども、破産処理が終わって、債務が自動的に免除されるのか、そこらあたり、ちょっと法的にもまだ確認しておりません。

免除されて、イコール市の債権がなくなるのか、それによって不納欠損ができるのか、そういったこともございますので、そこらあたり、一度顧問弁護士のほうにも相談をして、今後の事務処理を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 私もよう知らんですけど、使用料とかやったら時効の援用があれば不納欠損になってしまうような気がするんですけど、そこら辺、調べて、いつまでも取れないものは残しておいてもしょうがないかなというふうに思います。

終わります。

○森上祐治委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ないようですので、次の（6）の審査に移ります。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

再開は10時55分とします。

（休憩 午前10時39分）

（再開 午前10時55分）

○森上祐治委員長 再開いたします。

委員の皆さん方をお願いします。

質疑の途中、特に執行部の答弁中に私語が見受けられますので、私語は極力慎んでいただきたいと思います。

(6) 歳出 款 10. 教育費及び関連する歳入

〃 款 11. 災害復旧費 〃

○森上祐治委員長 それでは再開して、次に(6)歳出、款10.教育費、款11.災害復旧費及びこれらの歳出に関連する歳入について、決算書のページ数は、歳出が164ページから205ページまででございます。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 169ページ、まなび資金利子補給のことなんですけれども、今年度98万8,200円ということなんですけれども、平成21年からのことになってると思うんですが、それぞれの年度の執行率というのは出せますか。

○森上祐治委員長 学校教育課長。

○学校教育課長(廣地由幸) まなび資金利子補給金の実績でございますが、平成21年からスタートしております。

執行率ということなんですけれども、平成21年新規及び継続の金額ですけれども、16万1,437円。平成22年度が29万4,307円、平成23年度が39万6,415円、平成24年度が63万6,861円、平成25年度が91万1,828円、平成26年度が決算書に出ておりますように98万8,200円となっております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、執行率。

○森上祐治委員長 調べておいていただいて、先にほかの質問を受け付けます。

阿部委員。

○阿部計一委員 177ページ、中学校校長会負担金について、これはもちろん小学校

のは見てないんですが、小学校も出てると思うんですが、校長会負担金にまず金額、これ36万円。小学校のほうも出てるわけですか。まず、その点をお聞きします。

○森上祐治委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 出ております。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 この負担金ということは、どういう形で、内容をお聞きしたいと思います。

それと、教頭の負担金も出てますよね、12万4,250円ですか。大体、議会でも議長とか委員長にしても、副というのは出とらへんのやけど、教頭の負担金というのが出とんのやけど、何に使いよるのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○森上祐治委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 基本的には、校長会が県に属しますそういう部分での負担金、並びに校長会独自に研修等々を行うための費用等、これらにつきましては教頭会も同様でございます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これはうわさですけど、懇親会とか、そんなんにも出よるやいうことを聞くんですけど、そんなことは絶対ないですわね。どうですか、はっきり言ってください。

○森上祐治委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） そういうことはございません。

○森上祐治委員長 教育次長。

○教育次長（藤岡崇文） 今の質問並びに、先ほどのまなび資金の利子補給金の実績の割合等につきまして計算させていただきましたので、報告をさせていただきたいと思いま



す。

まず、平成21年度につきましては8%、平成22年度につきましては15%、平成23年度につきましては20%、平成24年度につきましては32%、平成25年度につきましては46%、平成26年度につきましては50%。これ、全て当初予算額200万円に対しての利子補給の実績率でございます。

それと、人数でございますが、これも年度別に報告をさせていただきたいと思えます。

まず、新規並びに継続も含めた人数でございます。

平成21年度が12名、平成22年度が19名、平成23年度が28名、平成24年度が47名、平成25年度が66名、平成26年度が83名となっております。

平成21年度対比で、金額で申しますと約2倍程度になっております。

以上で報告を終わります。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 多くは高校卒業時に、受ける方が大半であろうと思うんですけれども、例えば平成26年度の淡路三原高校の卒業生を見ましたら、今、7学級ですか、280名になるのかな、単年度で言えばね。4年間でいえば1,200名ぐらいになるのかと思うんですけれども、淡路三原高校4年間で卒業される方が1,200名。当然、淡路三原高校だけじゃなくて、実業高校だったり、洲本高校であったり、進学というのは高校生、それぞれに通っておられると思うんですけれども、その実数に比べてやや少ない。しかも、執行率が平成26年50%ということでしたけれども、200万円に対して決算で98万8,000円ですから、50%切ってますね。

これも、何回も指摘させていただいてますけれども、こういう執行率の悪い状態というのが続いているということはよくないのではないかといいたいわけなんです。

いろんな事業というのがあろうと思うんですが、予算を立てて6年になるわけですけれども、継続の中で執行が5割を切るというような予算、そういうのが恒常的に続いているという予算というのはほかに何か事業としてあるんですか。

教育部だけじゃなくて、ほかの、これはどこに聞けばいいのかわからんのですけれども、そういう6年間、予算を置く中で、執行率が5割に満たない状態が続いておると、継続しておるといふ事業はほかにもいろいろあるんですか。どんなような事業があるんですか。

○森上祐治委員長 先ほど、学校教育課長、挙手をされてましたが、答弁ございますか。学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） これらの実績を踏まえて学校教育課のほうでもこれらに

ついてさまざまな努力をさせていただいております。

今現在もさんさんネット、ケーブルテレビの文字放送で呼びかけをさせていただいてますし、今度の広報で後期の募集、10月30日までですが、これらに載せる予定もしております。

それと同時に、このたびから高等専門学校、5年通う学校であります。そういうところの保護者のほうからも、ぜひまなび資金のほうを利用したいということで、新たにそういったところも入れておりますし、専門学校等、そういった対応にも臨むように対応をして努力を続けているところでございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 プレミアムつきの地域振興券などであれば、それは飛ぶように事業として人気があったものだったですね。

このまなび資金利子補給という制度に魅力が乏しいということがあって、こういうことになってるんじゃないかということ指摘をしておきたいわけです。

いろいろ枠を広げていくという努力もあるわけですがけれども、平均しての執行率を見た場合、3割切るぐらいかなというふうに思うんですね。

やはり、見直しをして、もっと魅力のある制度に変えていくべきであると。その中身については、それは担当課として真剣に考えてもらい、また、こうした奨学金というようなふれ込みの中につくられている制度ということであれば、これは学校教育だけじゃなくて、少子対策とかの関連も当然出てくると。我々も隠岐の島のほうに視察に行きまして、そういうふるさとに帰ってくる、医者であったり、看護師であったり、福祉従事者であったりという、ふるさとに呼び戻してくるような政策として返還免除の奨学金制度つくってるというような自治体も結構多いと。そういうものは非常に魅力のあるものになってるということはこれまでも幾度となく指摘をしてきました。

ですから、やはり市民が非常に利用のしやすいといいますか、魅力があつて、予算が足りないというぐらいのものにぜひしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 177ページ、島外選手派遣補助金についてお尋ねをいたします。

これ、中学校の部活等の島外派遣費やと思うんですけども、今、部活というのは教育の一環ということで先生方が熱心にやられておられるわけですが、今は御承知のように10月1日からスポーツ庁ができて水泳のアスリート鈴木大地さんが就任すると、また、

兵庫県においてもスポーツの憲章をというようなことで井戸知事も大変力を入れておられるわけです。

そういう中で、問題は、今、中学校の部活がだんだんなくなっていってると。その点、そういう部活というのは教育の一環であるにもかかわらず、生徒数がないいないというでも、小学校みたいなことはないんであって、数字的になくなると先生方が何の努力もしないでその部活を廃部に追い込んでいっていると。これは、国の方針や県の方針、また、その辺に逆行しているように思うんですよね。

そういう、教育の一環であるということ踏まえた中で、そういう人数はもう足らんよって廃部とか、そう簡単にするものでないと思うんですけども、その点についてどういう指導をされておるのかお聞きしたいと思います。

○森上祐治委員長          学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸）          部活動につきましては、南あわじ市それぞれの学校でさまざまな種目について取り組んでおりますが、児童生徒数、特に生徒数がこれから先少なくなってくるという学校につきましては、4年先、5年先を見越して、どの部活動が、現在ある部活動が継続できるかどうか、そういったことも視野に入れながら校内で、また教育委員会とも協議しながら検討をせざるを得ないような状況も現実にはございます。

今現在は、それぞれの部活動でそれぞれ生徒指導面も含めて指導をしていただいているというところでございます。

○森上祐治委員長          阿部委員。

○阿部計一委員          例えば、南中を例にとれば、もう廃部した、ソフトボールにしても、野球にしても、今度入る人の人数によって廃部にするとか、卓球にしても、これ努力されとるのか知らんけど、我々見よったら、生徒数も統合当時から減っているのはわかってるんですが、何か教育の一環やいうてやってる割にはそういう部活を何とか継続していくというような、そういう努力してないと思うんですよね。

言葉悪いですけど、一つ仕事減ったなというような、私はそういう感覚。今、保護者の間でも、そういう言葉が出てるんですよ。なくなったらこれで終わりになしに、それなりの生徒数はおるのやから、やはり、それをいかに継続していくか。特に教育の一環ということをうたわれとんねん、スポーツ庁までできてやってる。これはオリンピックに向けての入るかもわからんけども。

やはり、文科省も、そういう教育の一環として部活や、スポーツというのは大事だということやっておると思うんで、その辺をやはり市の教育委員会としても力を入れて、先

生に発破をかけていただいて、そういう部活がなくらんように努力していかなんたら、それはもう、はっきり言うて我々見よったら、これはええこっちゃとか、なくなったら世話せんでもええわというような、私もそんなふうにとるわけですよ、一般のそういう保護者にしてもね。

その点、教育長、一回この点について答弁願います。

○森上祐治委員長          教育長。

○教育長（岡田昌史）          この中学校のクラブ活動、確かにおっしゃるように、いわゆる学習指導要領では入ってないんですけども、部活の活用というのは本当に今までの中で大変重要であるということであります。

一方で、今、やはり生徒数の減少というところがどうしても学校現場では、いわゆる懸案であります。一般的にですけども、学校でクラブ活動の状況を3年後、4年後見通したときにどうするかというときには、本当に先生方かなり議論がされております。やっぱり、数年かけての結論で進めていくような話になります。

今おっしゃってますように、学校現場では一つなくなったらどうのというのをできるだけ避けたいために皆さん努力されております。

4年ぐらい前だったんですけども、ある中学校で一つのクラブがなくなるという話になったときに、やっぱり、小学校あたりの保護者の皆さんとかもそれは困るよというような話がありました。いろいろ検討したところ、子供たちの、そのクラブに入りたいという強いあれに学校もその旨を受けて今もそのクラブは存続されております。

ですから、今、委員おっしゃってますように、クラブの存続というのは学校現場では何とか継続したいという強い思いがあるんですけども、やっぱりクラブ活動に加入する生徒がある程度の人数にならないと、これはなかなか難しいんかなと、その辺があります。

ですから、学校現場にも我々も申していきたいと思えますけども、できるだけ継続するというのは大切なことなんで、今後ともその方向では努力していきたいとこのように思います。

○森上祐治委員長          阿部委員。

○阿部計一委員          学校教育のそういう要領の中で入ってないということですけども、スポーツは教育の一環やということのはっきり明記されてますわね。

そういう中で、これは、そういうことで島外派遣補助金というようなことがこの予算として計上されておると思うんですよね。

先生は努力してませんやいうことは言わんと思う。そういうふうな形で先生方が行くん

であれば、確か、一般からでもそういう指導者があればやれるということも可能やと思うんですけども。

例えば、そういうことも教育委員会として、そんなこと考えたことあるんですか。何かそういうことやると、先生方とうまいこといかんというようなこともあって、なかなか難しいというんですけども、今の話、聞きよったら、生徒数も少ないし、そういうことがあったら廃部もやむなしというように私は取っておるんやけど、そんなことでは、私はどうも具合が悪いと思うねんけども、その点どうですか。

先生方以外で、そういう熱心な人がおれば、そういう指導者を募って部活を復活させていくと。その点について、どうですか。

○森上祐治委員長          教育長。

○教育長（岡田昌史）          確かに、一般の方でそういう、あるスポーツにたけた方を指導者として招くというところは当然今、議論されております。

ただ、いわゆる淡路の大会であるとか、県の大会であるとかというような場合には、どうしても今の状況で言いますと、先生が引率をしていかないところの一つの課題があります。

ですから、このあたりについては、今後、さまざまところで議論されていくのかなと、このように思います。

○森上祐治委員長          阿部委員。

○阿部計一委員          もう最後です。

教育長、確かに先生方も努力、私はされてないと思っとんねんけど、されとると言われるんですけども、そういう、生徒数は少なくなってるけども、小学校みたいなことはないんですから、やっぱりある部活を廃部に追い込むということは決して私は褒められたことでないと思うんですよ。仮にも教育の一環やということで長年続いてきた部活を廃部にするということは、これはやっぱり先生方も教育委員会もよく考えてもらわないかんと思うんで、どうか、これ何とか、そういう廃部に追い込まないように、今後とも教育委員会初め先生方にもお願いして、そういうことを一回徹底してやってほしいと思うんですが、もう一回答弁お願いしたいと思います。

○森上祐治委員長          教育長。

○教育長（岡田昌史）          その思いで取り組んでいきたいと思います。

要は、生徒をいかにクラブに加入していただくか、魅力あるクラブであるかということがやっぱり第一かなと、このように思います。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 歳入の17ページの美術館入館料の46万一千九百何がしというやつやけど、この辺の入館者数、それと、ここの施設の年間の維持管理経費、それと先般、銅鐸の特別展示会されたときにどれぐらいの方が入館されたか、まずそれについてお尋ねをいたします。

○森上祐治委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） まず、昨年度の美術館の人数ですけども、入館者数につきましては2,142名でございます。歳入につきましては41万1,582円ということになっております。

続きまして、銅鐸の展示期間中の人数ですけども、前も委員会で報告させていただきましたけども、30日間で5,860名。その間に、美術館のほうに入っていた方が946名、金額については22万9,590円ございました。

経費につきましては、決算書にあるとおり2,798万5,000円になっております。以上です。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、年間2,798万円、維持管理経費が要ると。その段階で、歳入のほうでしたら、この端数というのは、あそこは300円とか、切りのええ値段の単価で入館料というか、なっとると思うねんけど、このような端数というのはどこから出とんのですか。

○森上祐治委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） この施設につきましては、減免をしている団体等があります。それにつきましては、例えば宿泊に伴うサービス。それから、当然、ツーリストが利用する場合、そういうふうな形。あとは、商工会のJカード、そういうのを持ってる方の割引制度もやっております。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、美術館の入館者が年間2,142名で、特別展示会、やっぱり興味のあるやつだったら1カ月で5,860名、それだけの方が来ていただけると。年間、大方2,800万円近い経費を入れておると。このあたり、今後、美術館の運営に対してある程度、多くの文化人が魅力あるような、そういう展示に努めてやっていただきたいという思いがありますんで。

継続した一緒のようなことばかりしよるさかいに年間、銅鐸したら1カ月でこんなに入る。魅力ある施設整備に努めていただきたいと思いますんで。終わります。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の187ページの図書館についてお伺いいたします。

附属資料で、図書館のそれぞれの資料の配分数、図書室も含めて出てるんですけども、図書購入費が決算書では約1,500万円というふうになっております。

この図書購入費の1,500万円というのはどういう基準で決められていってるんでしょうか。

○森上祐治委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 少々お待ちいただきたいと思います。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算書では歳出が199ページ。それから、歳入にもかかわるんですけども、社会教育施設、これに関連することでありまして。

今、社会教育課長いろいろ調べておる最中ですので、部長にもちょっと聞いておいていただきたいんですが、例えば社教センターですね、これの利用者が2万6,847人と、これの維持費、経常経費が673万何がしというふうになっております。

文化体育館では、利用者が3万7,000人ほどであると。その需用費、経常経費が5,039万円かかっておると。

それぞれの利用者数及び利用収入、維持費、それぞれを換算したときに、利用するべきコスト負担、利用者のコスト負担という考え方があるかと思うんですけども、これにかなり差が出てきてると。

社教センターを使う人は利用費の負担率が高い。それから、文化体育館の場合は1人当

たりのコストが、利用負担ですね、実数的に考えたときには負担率が低いというようなことになってると思うんですね。

そのあたりの考え方についてお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 体育青少年課長。

○体育青少年課長（柏木浩一） ただいま御質問のございました社会体育施設にかかります行政コストの件でございますが、体育青少年課といたしましても、このたびの監査委員さんからの決算審査意見をいただきまして、初めて認識したところでございます。

それで、受益者負担割合を見ましたところ、委員さんおっしゃいますように、西淡社会教育センターが45%ほどございます。

それで、一番低いところでは阿万のスポーツセンターが4.8%ということでございます。

また、これはちょっと特別になるかと思いますが、南淡B&G海洋センターの艇庫のほうにつきましては、ちょっと80%超えてまして、大変高い割になっております。

南淡B&G海洋センターの艇庫につきましては、6月下旬から9月までの使用期間ということで、利用者も見てみましたところ、ほとんど市内の小学生とかの生徒さんの分につきましては使用料はいただいでなくて、ほとんどが市外からの修学旅行で来られる生徒さんで、しかも、2時間で300円のところを1.5倍の450円となっております。そういった特別の事情があるのかなと思います。

それで、また西淡社会教育センターにつきましては、大変テニスコートの使用が多いということで、この分についての使用料もかなり入ってると思います。

施設ごとの事情はあるかと思うんですけれども、受益者負担割合がこんなふうにはばらつきがあるのはよくないことと思いますので、今後、定期監査でも指導いただけるということでございますので、御指導いただきながら適正な料金設定にできたらなと思っております。

○森上祐治委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 大変申しわけございませんでした。

平成26年度の1,500万円に対しての配当金額なんですけども、南淡が655万円。例年新しい本を購入していくので1,500万円を計上させていただいております。

○森上祐治委員長 吉田委員。



○吉田良子委員       それはそうだと思うんですけども、1,500万円に金額を設定した理由をお伺いしたわけですけども。

○森上祐治委員長       社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二）       合併当初、協議の中で決めてきたことだと思います。  
      大体、それにつきましては、その当時の持ち寄りの金額をそのまま計上しているというふうに考えております。

○森上祐治委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       特に、市民の人たちに図書を提供するためにはどれぐらいの予算が必要とかいう計算ではなしに、合併のときの行きがかり上というか、そういうふうな答弁に受けとめられたんですけども。

      それと、緑、西淡の図書室、今は三原は図書室になってるんですけども、決算での配分はどのような形で決められてるのでしょうか。

○森上祐治委員長       社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二）       一応、大体の目安なんですけれども、1,500万円に対しまして、先ほど言いましたとおり、約656万円を南淡、三原が472万円、緑が256万円、西淡が110万円ということで、大体40%、30%、20%、10%というような感じの配分率を担当のほうでしているようでございます。

○森上祐治委員長       吉田委員。

○吉田良子委員       この40%、30%というのは、何を根拠にこういうふうに決められたのでしょうか。

○森上祐治委員長       社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二）       これは、図書並びに図書室の担当等が集まったときに協議をしてるわけなんですけど、やはり利用者数、それから、特に多いのは書架の大きさ、施設に応じて大体決定をしております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 なかなか、この図書室なり図書館の蔵書の問題では、利用者からまだ新刊本とかそういうのが少ないというような意見も聞いておりますので、予算の設定が何か曖昧なように思いますので、そこら辺、再度検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 社会教育課長。

○社会教育課長（福原敬二） 担当のほうに検討するように申したいと思います。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ないようですので、次の（7）総括質疑に移ります。

説明員入れかえのため、暫時休憩します。

再開は午後1時といたします。

（休憩 午前11時32分）

（再開 午後 1時00分）

## （7）総括質疑

○森上祐治委員長 再開します。

次に、（7）総括質疑に移ります。

危機管理部長。

○危機管理部長（佃 信夫） 9月11日の委員会で谷口委員からいただきました、9款、消防費の不用額に関する御質問に対しまして、大変遅くなりましたけれども、このお時間を頂戴いたしましてお答えをさせていただきます。

不用額の内訳ということでございますが、予算現額9億4,748万7,000円に対しまして、不用額が2,974万7,000円で、予算の執行率が約97%、約3%の不用額が出ております。この不用額の要因につきまして、影響が大きいものについて、ただいま

から御説明申し上げます。

まず、2目の非常備消防費において、もしよろしければ決算書の161ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、全体で約1,350万円の不用額が出ております。

この目で、主なものとしましては、5節、災害補償費で不用額が236万1,000円、これは消防団員の公務災害補償の予算で、不測の事態に備えるために年度末まで予算を残したものでございます。

同じく2目の15節、工事請負費で不用額が668万8,000円。この主なものとしましては、平成25年度の予算で平成26年度に明許繰越をさせていただいた消防ポンプの操法場の新設工事費において、入札の結果、予定していた金額を下回る金額で落札がございまして、契約できたことによる不用額でございます。

同じく、2目の19節、負担金補助及び交付金において、決算書の163ページでございますが、不用額が290万6,000円出ております。これは、淡路広域水道企業団に負担する消火栓維持管理負担金において余裕を持って計上していたものが、年度末になって、予定より少なく請求がございまして不用額が生じたものでございます。

次に、4目の災害対策費において、決算書の同じく163ページでございますが、全体として約1,420万円の不用額が生じておりますが、この目で主なものとしましては、13節、委託料で不用額が158万9,000円。これは、分庁舎に設置していたJ-ALERT関連や屋外拡声器の移設を当初、専門家に委託して実施する予定であったものを、本課の職員により順次対応したため、これらの経費が節約できたものでございます。

同じく、4目の15節、工事請負費で、決算書では165ページでございますが、不用額が665万8,000円。これは、避難路整備において1件地元調整が整わず、約300万円が不用額となったもの。また、その他の工事費では入札の結果、予定していた金額を下回る金額で落札があり、契約できたことによる不用額でございます。

同じく4目の19節、負担金補助及び交付金において不用額が460万4,000円。これは、主に避難路整備補助金と自主防災組織育成補助金での不用額でございまして、予定より申請が少なかったことにより生じたものでございます。

以上、内訳を申し上げましたが、不用額を多く取ることが予算執行上、非効率で決して好ましいことではございませんので、今後、予算を精査し、適切に算定計上するとともに予算の執行に当たっても改善、工夫を加え、また、経費の節約に努めつつ、限られた財源を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森上祐治委員長 一般会計全般についての総括的な質疑について、ございませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 単純な質問で恐縮なんやけども、勉強不足でちょっとお尋ねしたいんですが、16歳未満の控除額について、確か4年前ですか、それまでは1人控除、子供3人おれば3人分、38万円の控除を受けられておったと、奥さんも仕事してなかったら奥さんも入るわけですが、それが、この前、テレビでちょっとやってたんです。

今回、今まではそれでやってたのが、来年の4月1日からその控除がなくなって、5人子供おっても2人分しか控除されないと。1人でも2人分、38万円控除されると、そういうふうな制度になるということで、テレビで、「ちちんぷいぷい」ですか、やってて、私もえっというような、昔の感覚で考えておったんやけども、この点について、ちょっと教えていただけませんか。

今回、4月1日からどんなふうになるんか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） その件につきましては、正確にはお答えできかねると思うんですけど。

○森上祐治委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 1時07分）

（再開 午後 1時09分）

○森上祐治委員長 再開します。  
福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 先ほど言われておったのはどこの市の話か、ちょっとよくわからないんですが、南あわじ市が特別なことはしてないはずですが。

ただ、あんまり自信がありませんので、確認はします。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 うちも息子4人子供おるので、そんなんって言よったら、何か児童手当でもらいよるよって、それは、まだそのほうがええやいう話も聞いてんけども、テレビで言よったんは、今、保育料の分やって言よんねんけども、4月1日からそういう基礎控除の対象が変わると違うんですか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 実は、ぼんやりですが、私もその「ちちんぷいぷい」を見ました。

ただ、一生懸命見てなかったんで、きちっと覚えてないんですが、確か、税制上はもう既に変更してるけども、その市は急にそういうことをしたら大きく変わるからということで、子供が1人であっても2人分の控除をし、4人、5人おっても2人分の何か控除をするとかいうようなことを、国なりの考え方に反してしてるというようなことを確か言うておったように思います。

南あわじ市は、別に国に逆らうようなことはしておりませんから。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 平成24年度より、年少者、つまり16歳未満の扶養控除が廃止されております。

そのことだと私は思っております。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そのとおりなんやけど、福祉部長も言よった、テレビで言よったんはそのとおりなんですけど、そやから、今、部長、そういう基礎控除も変わるということは、結局、5人家族で、奥さんも仕事してない、旦那さんだけ仕事しよると、その5人の、38万円ですか、基礎控除は。今までそうやったと思うねんけど、それは適用されんようになるということですか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 平成24年に制度改正がなされたのは、16歳未満は扶養控除が廃止されますと。また、特定扶養控除として45万円の適用を受けられるのは、扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の方ですということですから、兄弟がたくさんおったら、その控除の対象になったり、ならなかったりするような御家族がいてはると、そのように思います。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員            ということは、来年4月1日から別に変わらんと、そういう形でいく  
  ということですか。

○森上祐治委員長        市民部長。

○市民部長（高木勝啓）       この制度、平成24年度より廃止されたということでござい  
  ますので、既に年少者、つまり16歳未満の扶養控除が廃止されておりますので、平成2  
  6年度、平成27年度、平成28年度はそういう控除は変わりがないと認識しております。

○森上祐治委員長        長船委員。

○長船吉博委員        183ページの人形会館改修工事、これ市長、人形会館だけ違うんで  
  すよ。食の拠点も僕ら、うちの家内や知り合いでも、食の拠点に行ったら、玄関どこや、  
  ようわからんと。

  そんなんで、僕も設計は非常にコンセプトが悪いなと思とって、たまたま農協の組合長  
  と話す機会があって、組合長、これ、あんた設計の段階で入ったんかって聞いたら、  
  わしら、何じゃ相談もしてくれへんかった。

  この人形会館においても、集客施設なんですよ。やっぱり、お客さんに来てもらうに  
  は安全でなければいかん。より、入りやすいところでなければいかん。

  本当に、この二つの施設、僕ら、設計等についても非常に集客施設においてふつり合い、  
  不都合が多過ぎたということで、もう少しこういう集客施設、観光施設等においてはもっ  
  ともっと深い専門的な方の設計なり、そんなんが今後大事じゃないかという強い思いがあ  
  るんですよ。

  本当に、これ人形会館なんて、あんなもの、こんな亀の甲みたいなんで、ヒールではと  
  ても入れんような。中入ったら、中入ったで、段差に気をつけてくださいいうような、さ  
  まざまな看板出してありますよね。

  今後、そういうことのないように、もう少ししっかりしたコンセプトで、設計をやって  
  いってほしいなと思うんですけど、市長、いかがでしょう。

○森上祐治委員長        市長。

○市長（中田勝久）       確かに、今、新しいそういう施設がややもすると、委員おっしゃ  
  るような施設の設計が多いです。

  こんなこと言うたら何ですが、この庁舎については県のまちづくり技術センターから1

人、毎日ではないですけど、そういう手当を予算化させてもうて来ていただいたんです。

ですから、N T Tの技師の方と対等に話ししていただいたので、一々議員の先生方にもできてきた設計図を見ていただいていたのですが、やはり、そういう前段の取り組みが多少功を奏したのかなど。

私も、毎日こうして来てますが、やっぱり、外から見ても中へ入っても、まあまあ満足のいく庁舎ができたというふうに思っています。

ほかのところは、どうしても関係者だけでやるものですから、技術的にも、知識的にも、やはり指摘されるような部分があるので、私は以前から、やっぱり合併したら、これは余分な話になるんですが、そういうプロパーというのが、ほかのところで、福祉でも何でも、そういう庁舎内でできなかつたら、外からお願いして、その期間、そういう重要なときはお金が仮に500万円要っても私はするべきやという、一つの考え方を持っております。庁舎につけては、そういう取り組みをしました。

今後、その辺も十分、また担当関係者と相談していきたいと思います。

○森上祐治委員長          長船委員。

○長船吉博委員          やっぱり、もちはもち屋なんですね。ビジネスセンスのある設計士さん、そういう得意分野、また、特養の得意な分野の設計士さん、また、こういう庁舎とか、そういう、いろいろおると思うんですよ。

ですから、今も市長が言ったように、そういう専門的な知識を持った人を新たにアドバイザーで契約したらええわけであって、この人形会館のような、本当に兵庫県の安全基準に合っていない設計士さん、これは甚だ話になりませんよ、これね。すぐに補修せないかん。

この庁舎において、僕は一つだけあるんですよ。電気、LEDに全部せえ言うのに、結局はせえへんかった。

ここ数年先には、もうほとんど100%LEDになるかな。もしくは有機ELに変わってくる可能性もあるんで、今後、CO<sub>2</sub>の排出問題、環境問題においても、今後、そういう部分も大いに出てくると思いますので、今回は済んだことなんですけども、やはり過去の過ちをただしていくことが未来への足掛けになることでもありますので、一つ苦言ですけども聞いておいていただきたかった。

終わります。

○森上祐治委員長          ほかにございませんか。

原口委員。

○原口育大委員          決算書の59ページで、資料は39ページなんですけど、デマンドの

利用者数なんですけど、平成25年度は400人であったのが、平成26年度170人ということで半減してあるんですけど、これはどういう要因で半減したんでしょうか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 私どものほうで確認しておりますのは、いつも使っておられた方が1人お亡くなりになられたということで、利用数のほうが減っておるといふふうに伺っております。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、平成25年度と平成26年度、乗客1人当たりの経費というのは幾らになるんでしょうか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 平成26年度におきまして、バスの運行業務委託料は7,713万3,000円でございます。

そして、運賃収入が992万8,000円ありましたので、それを差し引きまして、利用者数6万9,085人で割りますと、約970円というふうなことになってございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 全体はそうなんですけど、このデマンドエリアでいくと、デマンドについて平成25年度、平成26年度は1人当たり幾らかかったことになるんですか。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 大体概算になりますけども、デマンドの利用者1人に対して、約1万7,900円程度かかっているというふうに試算してございます。

○森上祐治委員長 原口委員。

○原口育大委員 それはそれでまた見直す機会があると思うんですけど、ホームページでちょっと検索してみたら、平成26年度の9月時点で利用数、報告してるページがとま



ってしまっていて、それ以降更新されてないんで、それ以後の利用状況がホームページに載ってないんです。これはちょっといかなんと思うので、ぜひ直しておいていただきたいのと、これもういいですけど、平成27年度に入ってからこの状況というのは改善されていきよるのかどうかお伺いします。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 平成27年度につきましては、今持っていますデータによりますと、4月、5月、6月と3カ月間だけのデータなんですけども、利用者は3カ月で42名でございます。

したがいまして、年間、このペースでいきますと、大体250名程度ぐらいになるのかなというふうに試算してございます。

○森上祐治委員長 ほかに。  
吉田委員。

○吉田良子委員 監査委員の意見書の中で、54ページ、補助金について書かれております。

補助金については交付要項等を設置しというふうに書いてあるんですけど、監査委員の報告書の中で。これは、平成27年度補助金一覧表というのは、議会に配られて、どういふところに幾ら予算を出しているかというような表をもらったんですけども、平成27年度ですから新しい事業もあるわけですけども、大体、新しい事業を除くと、補助金出しているのは200近く、平成26年度あるんですけども、その中でも国の補助金と市単独の分とあるようになってます。

補助金については、新年度では敬老会なり女性団体等の補助金があるんですけども、この女性団体補助金については、申請書が役員なり、どういう活動をするか、そして決算なんかも出すような書類になってるんですけども、監査委員の指摘では補助金要項がつけられてないところもあるようなんですけども、それは全体としてどういうふうになってるんでしょうか。

○森上祐治委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 過大なメニューについては交付要項は定めてあると思います。

ただ、ワンポイントといったらおかしいんですけども、毎年毎年継続的に出ないものであったり、そのようなケースについては補助要項が定められてない、規則等でカバーして

るというようなものもあるとは思いますが。

ちょっと何%の分がつくって、何%の部分がつくられてないのか、そういうような分析の仕方はできておりません。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、規則と要項の違いというのはどういうふうになってるんでしょうか。

○森上祐治委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 規則といたしますのは市長の権限でルールを定めて、広報もしております。

要項といたしますのは、拘束力というよりも、手順書というか、マニュアル的な、そのような意味合いでございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうすると、規則でカバーできてる分と要項でカバーできてる分と2種類あるというようなことでありますけれども、ここではより透明性の高い運用のために補助金要項をつくるべきだというふうな指摘があるんですけども、やはり、これらはこういうところでは、これまでの慣習で出してる分もあるのかなというふうに思うんですけど、そこら辺はやはり今後きっちりしていくべきと思うんですけど、考え方はどうでしょうか。

○森上祐治委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 先ほども申しあげましたように、ケース・バイ・ケースの部分もあると思います。

ただ、要項あるにこしたことはないといえますか、一目瞭然でありますし、担当者がかわっても要項どおりすればいいわけでございますので、どの程度つくるかは別にいたしまして、財政課のほうでももう少し検証といえますか、見直しも図ってきたいというように思います。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員            ぜひ、補助金要項はつくって、ここに指摘するように、透明性が高いように図りたいというふうに思います。

それとあわせて、敬老会のことも質問させていただいたんですけども、こういう新しい事業に対する補助金というのは、やはり、もう予算の段階でそういうことをするというのがわかってますから、もっと早い段階でなぜできなかったのか。後出しじゃんけ的な要素がかなりあったんですけども、こういう新しい事業についての補助金要項というのは原則としていつ公布するような考え方なんでしょうか。

○森上祐治委員長            総務部長。

○総務部長（細川貴弘）            要項というのは、基本的には一部を除いて公布というのはし  
ないです。先ほども言いましたように、手順書というか、マニュアル的な要素があります  
ので。

そういうことですので、要項を定めることが適当なものであるものについては、それは  
できるだけ早い時期に定めておくにこしたことはないと思います。

○森上祐治委員長            吉田委員。

○吉田良子委員            執行部は適当ということで判断されると思うんですけども、私がそう  
いうふうに、それが適当なんかどうかというのはなかなか判断ができないので、やはり、  
そこら辺はどういうところには補助金要項が、規則なりが要って、ケース・バイ・ケース  
ということになると弾力的運用で、どこまで広がるかわからないような、そういう曖昧さ  
を残すというのは余りよくないのではないんですか。

○森上祐治委員長            総務部長。

○総務部長（細川貴弘）            先ほども申し上げましたように、単発的な補助金というのも  
ございますので、そこら辺のところは、どういう種別のものについて要項を定めるのがい  
いか、定めなくてもいい場合があるのかというのは、これからもう少し精査していき  
たいと思います。

○森上祐治委員長            吉田委員。

○吉田良子委員            税金で補助金、各団体なりいろんなところに出すわけですから、そこ  
ら辺はやっぱり明確にさせていただきたいということを書いて終わります。

○森上祐治委員長           ほかにございませんか。  
柏木委員。

○柏木 剛委員           総括質疑になるかどうかわからないんですけども、実は今回の実績報告書で、私、前と大分変わってるなど。

これ、実は去年の委員長だった蛭子委員がうまいこと言われたんで、私は拍手したんですけども、やっぱり実績報告ですから、それに対して、補助金出すほどの成果があったのかどうかという成果欄が明確に出てます。これは非常にいいことやと。これ、どこが指導したかわからないんですけど。

それから、じゃあ、どんな課題があって、それは次にどうつながっていくかという話の一つの独立した今後の方向性ということで出とんですね。これは、非常に私はいいいことやと思うんです。

ただし、残念ながら、私は主に今回、実績の成果と課題ということはずっと追っかけてたんですけども、残念ながら余り具体性があるようなものはなかったんですよ。

ただ、非常にこれはいいなと思ったのは、実績報告書の49ページですけど、熊田委員が質問した件がありました。

これは、消費者センターに対してどういう相談件数がありましたかという話があったんですけど、ここの成果では、消費者被害の未然防止に寄与したとあるんですよ。これを質問すると、答えが返ってきて、65件未然防止しましたと。

だから、できる限り、こういう成果というのは、これだけ相談件数ありましたの実績だけじゃなくて、成果がありました、未然防止、単純に。どれだけの分があったかということがわかった、これ非常にいいなと思うんです。

今後の方向性ということについては、どっちかといったら精神論が多いんですけど、本当は何に困ってて、じゃあ、それを次年度にどうしようかという言葉が入ったら、非常に説得があるし、読む側にとってもわかりやすいなど。それをぜひとも次回、そういうことを含めて、このレイアウトを期待したいんですけども、その辺、もし答弁できればお願いします。

○森上祐治委員長           総務部長。

○総務部長（細川貴弘）       よくごらんいただきましてありがとうございます。

委員言われましたとおり、このたび、新しい試みというんですか、改善として、今後の方向性と評価、課題等という欄をつくらせていただきました。

この件についてはかなり効果的といいますか、インパクトのあるものだと思うんですけど

ども、ずっとここ数日来、実績報告、各担当部署のほうからもさせていただくときに、この中身の表現が違ってましたり、できるだけ1年間頑張った成果を評価してもらうための委員会でもございますので、そこら辺のところは各部署で、これ財政課のほうもここ何年か非常に力を入れまして、以前の附属資料よりも中身的にもかなり充実はさせてきていただいたつもりではおります。

ただ、取りまとめは財政でするんですけども、各部署部署でやはり数字の積み上げであったり、実績であったり、どのような効果があったのかというようなアピールできるものは、各部署でもう少し工夫して出していきたいなということで、次期の部長会の中でもその件については注意していきたいと思います。

委員おっしゃいました評価の欄につきましても、今後、ことし初めての取り組みでございますので、工夫して、できるだけわかりやすい、アピールできるような内容に改善していきたいというように考えております。

○森上祐治委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。改善されてるということはわかりました。

私が言いたいのは、その成果について、もし制度化できるものがあれば制度化してやってもらおうと非常にわかりやすい点と、課題というのは、頑張ります、何とかしますというのではなくて、具体的な課題が見えるような格好になって、それを来年どうしようかというのができるだけリアルに見えるような形になれば非常にわかりやすいなというふうに思いました。

これは質問じゃないですので、終わります。

○森上祐治委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 ないようですので、質疑を終結します。

これより、一般会計全般について委員間討議を行いたいと思います。

挙手の上、よろしく願いいたします。

何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第1号、平成26年度南あわじ市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数です。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、一般会計決算の審査は終了いたしました。

次に、特別会計の審査に入りますが、説明員入れかえのため暫時休憩します。

再開は1時55分といたします。

(休憩 午後 1時40分)

(再開 午後 1時55分)

## 2. 認定第2号 平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について

○森上祐治委員長 再開いたします。

認定第2号、平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは1ページから50ページまででございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 お尋ねいたします。

国民健康保険の所得が前年に比べて減少したというふうに書いてありますけれども、どの程度減少してるんでしょうか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 住民税ベースによります所得比較をさせていただきますと、平成25年度で所得で言いますと、515億1,500万円でございます。平成26年度が497億5,000万円ぐらいの所得になっておりまして、対前年度比較をいたしますと、17億6,100万円の減となっております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国保加入者の所得が17億円減ったということであります。

それで、前、原口委員の一般質問で、滞納の関係の質問をしておりましたけれども、200万円以下で滞納してる方が62.3%程度あるというような答弁があったかと思いません。

なかなか厳しい状況になってるかと思うんですけど、そこら辺の認識はどうでしょうか。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 一般会計でお答えさせていただいたのは一般会計分でございます。国保税につきましても階層別の滞納状況を見ますと、大体200万円未満で同じように、大方60%近く滞納がございます。

失礼しました、済みません。

今の現年分でございます。現年と過年分を合わせますと、大体54%ぐらいの滞納率になろうかと思えます。

失礼しました。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 現年分というのは、その年の国保税を払わないという方がいると。今のは、滞納分も合わせてという率だったと思うんですけども、現年度分も払えないというのはなかなか厳しい状況であって、国保は所得だけでなしに、加入世帯の人数というところで、所得と関係のないところで税額も決まってくるというので負担感が大きいものがあるって滞納になってくるのではないかと思うんですけど、そこら辺どうなんでしょうか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 世帯の所得に加算されるということなんですけども、その加算されるのは、軽減判定のときが加算されますけども、課税の所得としては対象外となり

ます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 質問してるのは、国保は所得だけでなしに、世帯人数によっても国保税が決まってくるという、給与所得者とは違う構造的な部分があるのではないかという質問だったんですけども。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 失礼いたしました。

当然、均等割というのがございますので、医療、介護、後期分につきまして、それぞれ均等割というのが人数分加算されます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やっぱり、その負担感というのは所得だけで計算する給与所得者とは違う部分があって、より負担感が大きくなってくるのではないかと思うんですけど。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 当然、社会保険のほうは所得だけで見ますけども、国保のほうはその分で所得に課税される率というのが低うございます。

ただ、均等割、平等割につきましては世帯でも所得で判定しまして、7割、5割、2割という軽減対象にもなりますので、その辺はカバーできているのかと思います。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 カバーができてたら、現年分の滞納というのは少なくなってくると思うんですけども、なかなかそういうところで解消できないという要因はどういうふう判断してるんでしょうか。

○森上祐治委員長 市民部長。

○市民部長（高木勝啓） 一概には言えないかもわかりませんが、やはり、過年の



繰り越し分と現年の保険税がありましたら、やはり古いものから払っていただくということで、ことしの傾向としましては、現年は払えないけれども過年度の分をお支払いしていただいと、そのように認識しております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 答弁がちょっと違うというか、現年分でもそういうふうにかかってくる大変さというのがあるということの質問だったんですけども、結局はこれまでいろいろ質問の中で、給与所得者との違いとか、そういう人数によって違うとか、いろんな制度的な矛盾があって、そこら辺の解決もしていかなければならないし、もともとは国の補助金を大幅にふやさないとなかなか解決のめどがないし、広域になっても国の補助金がふえる可能性もないので、なかなか厳しい話になるかと思うんですけども、やはり、市独自の軽減策というのが見えない中で、やはり、そういう所得が減ってるときは軽減策が必要ではなかったのかと思いますが、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 国保の税金を決める際には、応能益割というのがありますので、ルールに基づいて行っているわけなんですけども、市独自の軽減というお話なんですけど、当然、国庫対象、国庫の補助をいただいたりする中で、特別な軽減をしますと、国庫の補助対象のペナルティーという形にもなりますので、やっぱりある程度は国の制度に基づいた中で運営をしなければならないものと思っております。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 もう繰り返しになりますんで、加入者の所得が減ってる中で税をお願いするというのはなかなか厳しい話でありますんで、市独自の軽減策が今回見られなかったというのは大変残念な思いをしております。

以上です。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 国保税の滞納がふえるというのは、国保についてはかなり収入のある人でもある程度理解できると思うんですけども、国保、今、資格証明というのを発行して

と思うんですが、先ほど滞納率を言われてましたけど、この資格証明発行するの、今、どのぐらい出てますか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 資格証明書につきましては、159世帯でございます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 この資格証明については、一旦診察受けると、病院のほうへ支払って、それで病院の証明書をもうて、また市のほうから還付するという形やけども、この点に159件あるけども、うまいことってますか。

この中でも、なかなかいろいろ聞くわけですけども。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 資格証明書を持って診察される方も、当然、病気にかかった場合、いらっしゃいます。

その部分、10割負担いただいておりますので、後から、こちらのほうから7割分お返しするという形になりますが、残っている税金がありましたら、その7割分を税のほうに充当いただくという形になります。

また、資格証明書で10割負担が大変だという方につきまして、納付相談、分納相談とかに応じていただけました場合には、その証が短期証という形で証の種類が変わるという形になっております。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 短期証の説明をしてもらえますか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 短期証は、保険の効力が普通の保険証と同じでございます、有効期限が短いという形のものでございます。

今、うちが発行してますのは2カ月の短期証でございます、子供さんにつきましては国のほうで法的にも6カ月の交付ということが決められておりますので、2カ月と6カ月

の2種類がございます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それと、もう1点、これはかなり前からなんですが、国民健康保険、後期高齢者、これ9回ですわね。9回いうたら、毎月来ることになっとなんねんけども、こんなふうに、前は確かもっと回数が少なかったと思うのやな。

それで、9回にしたもとの理由というのはどういうことなんですか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 委員おっしゃられますように、確か、この9期に変わったのが2年前だったかと思うんですが、それまで保険料を5期だったと思うんですが、で分けて納付いただいておったんですけども、その意見の中で、やっぱりどうしても1回の納付額が高いという方が非常に多うございましたし、その辺から、それと、ほかの税金と重なった場合に負担がきつくなるという面から、9回に分けさせていただいたところでございます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 2年前と現状を比較して効果はありましたか。9回にしたほうが納付しやすいというようなことで9回にしたんやと思うねんけども、以前と、9回にした効果というのはありましたかということをお聞きしておるんです。

○森上祐治委員長 税務課長。

○税務課長（榎本輝夫） 効果といたしますか、収納率でお答えさせていただきますと、2年前といたしますと、平成24年度の現年分が92.49%の収納率でございます。

平成25年度が93.1%、そして平成26年度が92.74%となっておりますので、少しではございますけれども、収納率も上がっておろうかというふうに考えております。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは一長一短あると思うんですけども、何か毎月そういう納付書が回ってくるというような苦情も聞くんですけども、それはそれとして、わかりました。

以上で終わります。

○森上祐治委員長　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　質疑ございませんので質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第2号、平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長　挙手多数です。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

### 3. 認定第3号 平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○森上祐治委員長　次に、認定第3号、平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは51ページから64ページまででございます。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 1点だけ伺います。

後期高齢者医療保険料の保険料算定基礎となる所得額が全体で減少したために減ってるというふうになっておりますけれども、保険料算定基礎となる所得額が減ってるというのはどういうことなんでしょうか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 対象者となります方の所得は大半が年金の所得でございます。

その年金の所得が市民税ベースなんですけれども、前年度比で9,000万円ほど下がっておりますので、所得のほうが下がっているということでございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 75歳以上の方の保険ですので、ほとんどが年金収入の方が多いのかなと思うんですけれども、そうしたら、年金収入が昨年比べて9,000万円減ってるということになれば、1人大体どれぐらい減ってるということになるんでしょうか。

割ったら、いいんでしょうか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） ただいまの9,000万円という数字なんですけれども、その数字を今現在、後期高齢者の加入者数が8,392名ということでございますので、その数字で割りますと、1人当たり1万円ぐらいの減額になっておるのかなというような計算になります。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これからも年金引き下げということが視野に入ってきてるんで、なかなか税率というか、あんまり変わらない中で、ちょっと負担感というのは、後期高齢の医療保険払ってる人からよく聞くんですけれども、これも国の補助金をふやしてもらわん限りなかなか厳しい制度だと思うんですけど、そこら辺どうなんでしょうか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 当然、後期高齢の医療につきましても、国民健康保険と同様

に、医療費のほう年々平均的に3%ぐらいの医療費の伸びがあります。

それに基づいて、その財源と申しますのは、国のほうが幾らと、それで若い世代から幾らというような形で、保険料のほうは12分の1ですけども、その分の負担を負わなければならないということは、医療費が伸びれば、当然、保険料のほうも上がるという形になります。

委員おっしゃるように、そのもとの財源が国であったり、若い世代の層から支え合っておりますが、その部分を充実しないと、当然、後期高齢者自身の保険料は高くなっていくと想像されます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 75歳以上で医療関係にかからない人って、なかなか少ないと思います。いろんな形で目医者行ったり、歯医者行ったり、いろいろするわけで、これからも医療費がふえてくるのは当然になりますけれども、それに受益者負担的に引き上げていけば、本当に後期高齢の名前が決まったときから、高齢者からこの名前について異論が噴出するような事態がありました。

ですから、やはり国の制度の抜本的な見直しというのが必要だというふうに思いますが、市長も折々言うてくれてると思うんですけど、その点、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） 折々言っていたらいるというのは、どこへ。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国なり、県なり。

○森上祐治委員長 市長。

○市長（中田勝久） いや、なかなかそういう機会は市長会ではありますが、私が南あわじ市長として今まで直接強力にした覚えはございません。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ですから、市長会ででも、また大きな声を上げていただきたいという

ことをお願いして終わります。

○森上祐治委員長 登里委員。

○登里伸一委員 資料の305ページですが、特別徴収は100%以上、きちっと入っています。

普通徴収の現年分は230万円ぐらいですか、98.4%になるんです。これは、何人ぐらいこんな方がいるんでしょうか。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 現年分の滞納分234万2,000円につきましては95名。滞納繰越分の方につきましては57名ということで、単純に足しますと152名ということになりますけども、現年、過年を兼ねている方がおりますので、その現年、過年ダブルで人数を言いますと121名の方が滞納という形になっております。

○森上祐治委員長 登里委員。

○登里伸一委員 この121名の方は医療をきちっと受けられる状況にあるんでしょうか、それだけ。

○森上祐治委員長 市民課長。

○市民課長（山崎稔弘） 国民健康保険につきましては、先ほど阿部委員のほうから質問ありましたが、資格証明書というのが発行されております。ただ、後期高齢者につきましては、資格証明書というのは現実的には発行されておられません。短期証で対応させていただく、後期高齢でも滞納期間の多い人とか少ない人によって、3カ月と6カ月の短期証が出ております。医療のほうは受けれる形になっております。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がございませぬので、質疑を終結します。  
これより、委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がありませんので、これより採決を行います。  
認定第3号、平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数です。  
よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

#### 4. 認定第4号 平成26年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について

○森上祐治委員長 次に、認定第4号、平成26年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは65ページから112ページまででございます。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
吉田委員。

○吉田良子委員 決算書の85ページに、施設介護サービス給付費で不用額が2,776万497円ありますけれども、これは、なぜこのような不用額が出たのでしょうか。

○森上祐治委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(静永峯雄) 施設介護サービス給付費の中で、当初見込んでおりましたけれども、結局、特養護老人ホームの部分は施設入所はあるんですけども、老健のほうとか、また療養型が思ったよりも伸びていないという部分で、施設部分、3施設という中で特養以外の部分については利用が伸びてないというのがあるということでございます。



○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 今の答弁にちょっとつけ加えさせていただきます。

平成26年8月に、八木病院にありました療養型病床というのが廃止をしております。その関係もかなり影響してるということでございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた八木病院の、いわゆる入院施設の中で介護保険対応型があったのがなくなったと、普通の病棟に変わったということで。

そしたら、前もちょっと委員会でもこの話出たと思うんですけども、その方々の受入先は十分対応できたということになってるんでしょうか。

○森上祐治委員長 福祉部長。

○福祉部長（馬部総一郎） 以前、何かの委員会でしたかで質問があって、担当課長からお答えをさせていただいたように思いますが、記憶では、ちょっと間違ってるかもわかりませんが、20名対象者がいらっやって、そのうち17名が病院で、あと3人の方は、どこの施設だったかちょっと忘れましたが、別のところに入られたと、確かそういう記憶がございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この分は5期の介護保険の決算だと思うんですけども、5期の計画を立てる時点では、そういう八木病院が療養型に変わるというのは見込んでなかったということなんですか。

○森上祐治委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 以前より、療養型病床は廃止というようなことで国のほうは動いていました。

ということで、市としても、そういうような働きかけはしてたものの、先ほど言われたように、受け入れが難しいという中で、市のほうでも見込んでなかったということでございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、ほかの病院で今、こういう療養型というのは南あわじ市でまだあるんでしょうか。

○森上祐治委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） あと、一つの病院あります。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やはり、介護保険の保険料を決めるときは、やはりサービス料というのが根底にあると思うんですけれども、やっぱりサービス料によって保険料が、大まかに言えば決まるというところで、今回、1億円余りの基金を積み上げるということで、第6期にそれを反映させていくということになるわけですけれども、やはり1億円余りの基金というのは想定していたものだったんでしょうか。

○森上祐治委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） もちろん、想定はしておりません。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 保険料にはね返るサービスですので、やはり、どういう状況がというところ辺も視野に入れていかないと、1億円もお金が余るというようなことになれば、なかなか市民に理解しにくい部分があると思うので、サービス料を的確に見込んでいただいて、予算、決算つくっていただきたい、計画もつくっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） おっしゃるとおり、その見込みのほうはしっかりしていきたいと思っております。

○森上祐治委員長           ほかにございませんか。  
谷口委員。

○谷口博文委員           基本的なことをお尋ねしたいねんけど、介護施設に、近年、虐待とか  
転落死亡事故とかいうようなことが報道されておるような状況下にあるわけですね。

当然、市内にもそういう介護施設あるねんけど、行政が定期的に立入り検査というか、  
市内の場合は、そういうふうな施設に対する権限というのは、どこまでいけるのですか、  
今の行政のあなた方に対して、そういう施設の立入り検査的な権限というのはあなた方は  
お持ちなんですか。

○森上祐治委員長           長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄）       施設のほうは県と一緒に、そういった監査のほうは行っ  
ております。

今後、市が単独で行うような状況になってきております。

○森上祐治委員長           谷口委員。

○谷口博文委員           私、当市の市内の施設でそういうところはないと思うねんけど、今、  
ちょうどほんまに転落死亡事故とか、ほんま民間の有償のそういう介護施設で虐待という  
か、そういうようなことが今、報道されとるので、市内ではないと思うねんけど、定期的  
に私はそういう施設を巡回したり、入居者の家族からの声を聞くとかいうようなことは、  
行政としてそういう権限は今から付与されてくると。

○森上祐治委員長           長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄）       そういった利用者に対しての相談窓口ということで、市  
のほうはなっております。そうした相談は入ってこようかと思っております。

○森上祐治委員長           谷口委員。

○谷口博文委員           ちなみに、市内ではそういう施設は今のところはないでしょう。

○森上祐治委員長           長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（静永峯雄） 今のところ入ってきておりません。

○森上祐治委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ないようですので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第4号、平成26年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○森上祐治委員長 挙手多数です。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

#### 5. 認定第5号 平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について

次に、認定第5号、平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは113ページから123ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより、委員間討議を行いたいと思います。  
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
認定第5号、平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数です。  
よって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

#### 6. 認定第6号 平成26年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について

○森上祐治委員長 次に、認定第6号、平成26年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは124ページから145ページまででございます。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより、委員間討議を行いたいと思います。  
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がありませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
認定第6号、平成26年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数です。  
よって、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

7. 認定第7号 平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について

○森上祐治委員長 次に、認定第7号、平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは146ページから158ページまででございます。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより、委員間討議を行いたいと思います。  
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第7号、平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数です。

よって、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 休憩動議が出ておりますので、暫時休憩いたします。

再開は2時45分といたします。

(休憩 午後 2時32分)

(再開 午後 2時45分)

8. 認定第8号 平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について

○森上祐治委員長 再開します。

次に、認定第8号、平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは159ページから174ページまででございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部副委員長。

○印部久信副委員長 済みません、質問をさせていただきたいと思います。

ケーブルテレビの平成26年度の歳入歳出決算書なのですが、この間の一般質問で質疑をさせていただきましたところ、平成26年度から消費税を内税として8%が使用料の中に入っておるといふことなんですね。

聞いておりますと、私どもは平成17年度からのことしかわからんのですが、その後、

ずっと10年間にわたって使用料は使用料であって、消費税は一切入っていないという答弁であったのが、なぜ平成26年度になって、一応、消費税が5%から8%に上がったんですが、今まで使用料の中に消費税が入ってなかったのが、突如として平成26年度に8%の内税として消費税が入ったのか、まず、そこから伺いたいと思うんです。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 一般質問のときに、私の答弁の仕方が悪かったのかもわかりませんが、まず、根本的には消費税が入っていないということでずっときております。

平成26年度も4月の時点では入っていないつもりです。ただ、6月に税務署と話をして、これは消費税が入っておるとみなされたというところで、6月以降は1,575円には消費税が入っておるとみなされたんで、そういうふうに認めたということでございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 その6月というのは、平成26年ですか、平成27年ですか。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） このたびですので、平成27年6月です。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 平成27年6月にそういうことの指摘があったということですね。

私が言いよるのは、平成26年度の決算や、これ。今、部長が言われたのは平成27年の5月、6月においてそういう懸念があったということで税務署と話し合いしたということです。

私が言よんのは、平成26年度、消費税が5%から8%に上がった時点でどうでしたかと言ったときに、部長は答弁において、平成26年度のものについては1,575円の中に8%の消費税が内税として入っておりますと答弁しておるんです。1年、部長、ずれとんねん。そうでしょう。

問題が起こったのは平成27年6月や。私が言よんのは平成26年のことを言よんねん。5%から8%に上がったときどうになりましたかと言ったら、部長は、平成26年度は1,575円の中に消費税が内税として8%入っておりますという答弁しとるねん。そうだろう。



だから、何で平成26年には今まで消費税を取ってなかったというのが、8%の消費税が平成26年度に入ったんですかということ聞きよるんです。平成27年度のことを聞きよるん違うんです。

あなたがそういう答弁したんです。私は、部長は4月にかわって、こんな過去のいきさつ知らん者が答弁せんと、知つとる副市長に答弁してくれ言うたら、私は担当部長やからしますということやったんや。そうだろう。

そやから、平成26年度に何で、今まで消費税というものは1,575円に入っていないというのに、平成26年度は8%内税入ってますと言い切つとるのや。そんなもの、ないいうねん、そうだろう。

○森上祐治委員長 企画部長。

○企画部長（橋本浩嗣） 私の一般質問のときの副委員長さんの質問を勘違いしておりました。

先ほど申しましたように、平成27年6月からそういう税務署にみなされたので、平成26年度分は入っておるといような答弁でした。

私の勘違いでございました。申しわけございませんでした。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 しかし、私は一般質問で、今、済んだ後、1年間勘違いしてましたや言われて、ああそうですかと、これ一般質問で口から泡飛ばして言よつたん、何じゃ意味ないねんか。後で、あれ勘違いでした、これ勘違いでした。そんなこと言よつたら質疑になれへんのや。

そやから、私は、部長がそういう答弁したさかい、この決算書を見て、平成26年の8%がどこに入ってるのか目を皿にして見よんねん。

そやさかい、今まで言よつたように、1,575円は普通考えたら利用料1,500円掛ける消費税5%の75円の1,575円と見るのが常識的なんや、普通なんや。

しかし、市は、そんなもの消費税は一切入ってないと突っ張つたんや。突っ張つたけど、今度、平成26年度になったら5%から8%に上がったときに、8%は平成26年度分から内税にして入れてやってますと言うたやん。そやから、私はそうかなと思って、きょう、決算委員会でもあらゆること調べて、何でこんなことが出てきたんか。何もわからん部長が私に言わせてくださいや言うて、何でそんなことを言うて、今、間違つておりましたや言われたら、こんなこと言われたら質疑になれへん。

そんなこと言よつたら、我々、この決算書、何を信じて質疑したらええんですか。質疑

しよって、答え出て、1週間後に、あれ言うこと違うとったや、そんなこと言われて、我々審議できるんですか。

私は、今回の決算委員会の冒頭に、小林監査委員に出席を求めて、監査委員と言えども、ただ、出てきた資料を監査して間違いございませんでしたと言うのと、資料そのものが根本的に間違ってたやつを監査して、後で、出てきた資料は間違いなかったけれども、出していた根本的なものが間違っておって、それに対して、何でペナルティーをみずから課さんといかんのですかというの。そうだろう。

正しいもの出してて、この資料に基づいて監査しておる人が監査で何でペナルティー出さなんのですか。もともと出した資料が間違うとんのに、そうだ。そないなるねん。

そんなことしたら、誰も監査委員受けてくれへんで。そうでしょう。

我々は市から出てきたこの原案というものは正しいという前提のもとで質疑させてもらいよるねん。監査委員も恐らく今ここにおる人の名前出して悪いんですが、2年前にやめた中村監査委員だったって、今、現職の北村監査委員であっても、小林監査委員やことはこの間の冒頭の質疑に対して、私は監査をしたことは間違いのないと思いますが、結果的にこの監査が間違っておったということは、税理士をしておる私として自分の身の恥があったということでペナルティーを課したという。正しいこれが出ておるのやったら、そんなことせえでええねん。違うんですか。

この間、本会議で言うたやつと1年間言うのが間違うておりました言われて、そんなこと言われて、ああそうですかって前に行けへんねん。そうでしょう。そんなばかなことはない。

市長、そうでしょう。市長は副市長からどんな報告を受けとるのか知らんけど、市長は、そしたら、この平成26年度から8%に上がって、部長が内税入ってますというようなことで違うとったや言いますけど、副市長から市長はどんな報告受けとったんですか。こんな報告受けとって、市長が決裁するはずないぞ。そういうことやから、決裁しとるの違うんですか。

こんなことになったら、副市長と部長は市長に対して正確な報告をしてないというか、これはえらいことになっとなねん。俗な言い方をしたら、市長をないがしろにしとんの違うん。ある意味では、裸の王様にしとんの違うの。

副市長と部長だけでやりよるとみなされてもしゃあないぞ、こんなこと。そんなばかなことありますか。どないよ。

この間のやつ、1年前と間違うとったやつて、そんなこと言われて、これ10年間間違い通したやつ、きとるの、こんなどないする気よ、一体執行部はよ。

そんなこと言われたら、一般質問してやかましい言うて質疑して出てきた答えがこの間言うたやつは1年違うとった言われたら、話にならん。

委員長、どない思いますか。こんなことで質疑できへん。

○森上祐治委員長　　今の印部副委員長の発言に対して、部長ではちょっと答弁しにくいと思うんで、副市長、見解答弁をお願いしたいと思います。

副市長。

○副市長（川野四朗）　　私どもも企画部長が言ったとおり、消費税は取っておるつもりはございませんでした。

ただ、税務署と相談をした結果、納税義務者であるということでございますので、納税義務者として納税をするということになってきますと、消費税を取っておったとみなされるということでございますので、1,575円が内税として入っておったと税務署のほうはみなして申告してくださいということでございます。

○森上祐治委員長　　印部副委員長。

○印部久信副委員長　　そしたら、ここに、申告に至らなかった経緯というのを、これは市から出てる経緯が書いてあるんですけど、一般会計と何ら変わらない状態と解釈し、消費税法第60条第6項の規定により申告をしておりますませんでした。消費税はもろてるんだけど、消費税を一般会計と何ら変わらない状態なので、消費税は申告しておりますませんでした。

消費税は申告しておりますませんでしたということは、消費税は取っていたということや。消費税を取らんといかんのを忘れておって消費税を取らなくて申告しておりますませんでした正しい。そうだ。

消費税として取っておたらええけども、一般会計と何ら変わらないから申告しなくていいというような解釈をしておったわけや。

そやから、市も、もっと正しくは、消費税を料に対して取らなくてはいけないのを、それを取っておりますませんでした。よって、国に対して国税としての消費税が未納になっておりましたが正しい。

この文章見たら、消費税という認識は持ってたけれども、一般会計とみなして消費税を申告しなかったということや。一般会計やから消費税は取っていても申告しなかったということや。そうでしょう。もっと正確な言葉使わんとあかんよ。取ってないんなら取ってなかったと、消費税は取ってませんでしたけれども、税務署の指導によって、これは消費税とみなされた。よって、納付の義務があるということで申告したということや。そうでしょう。

これ見たら、消費税は取りよったけども、一般会計と同レベルやから国に申告しなくていいと思って申告してませんでしたということや。ということは、消費税というのは1,

575円の中に5%であろうが8%であろうが入っておったということを認めるとということや、まず。そこはどういうことよ。

そこら、もっと発言はきちっとせんとあかんよ、こんな大事なことを。違うの。消費税取ってなかったんだったら、取ってなかった。それを取らんといかんのを我々市は取ってませんでした。よって、納付をしてませんでした。そう違うの。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 消費税のことにつきましては、大変皆さんに御迷惑をおかけして申しわけございません。

この文章によりますと、今、印部副委員長のおっしゃったような解釈にも取れますけれども、我々としては、開設当時より消費税を含んでるという考えは持っておりませんでした。

ことし、平成27年6月3日に税務署のほうと協議をしたところ、特別会計である以上、法令に従って納税の必要がありますというふうな指導を受けました。

その時点から、この1,575円に税が入ってるかどうかと問われれば、そのようにお答えするより仕方がないということで我々は理解しております。

以上でございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ということは、課長が一番よう知っとるのか、誰か知らんけど、課長は今言うたように1,575円は5%であろうが8%であろうが、消費税は取ってなかったということやな。

ということは、申告に至らなかった経緯は市として、この利用料について、本来取らなくてはならない消費税を市としては取ってませんでしたと。よって、納付をする必要がないと思っとったわけや、取ってないねんから。

しかし、税務署の指摘により、これは料である以上、消費税はついて回るわけや。一般会計であつたら納付しなくてよろしいという大前提はあるらしいけれども、料というものについては、あらゆるものについて消費税は取っていかんとかんわけ。それを市は怠っていたと。

そんなら、消費税を取ってないものは納付する必要がなかったんだろう。しかし、税務署の指摘によって、これは消費税ですよということになって、市は渋々認めたんか、説得されたんか、そんなこと知らんけど、結局これを消費税と認めたんでしょ。そうなるんと違うの。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 先ほど申し上げたように、6月3日までは入っていないと考えておりました。

その根拠は、特別会計でありますけれども一般会計と一体のものとして考えていたというのがその考えのもとであります。

今申し上げたような形になりました。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 課長、よう聞いてよ。

今、世の中は料というものでもらいよるものは全て消費税というのはつくんでしょ、まず。

答えてください。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 消費税法で決められたもの以外であれば、利用料という形で、言葉はいろいろあると思いますけれども、特別会計であってやっている以上、納付は必要であるというふうに考えております。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 課長、私のいうこと正確に聞いてよ。

利用者から料というお金を取っている限り、一般会計であろうが特別会計であろうが、国に国税として納付する義務があろうがなかろうが、消費税というのは料を取っている限りついて回るんでしょということと言よんのや。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 一般会計の中での利用料というのがもしあるとすれば、それは価格を決める時点で消費税のことを考えずに設定すると思います。

で、そのような答えとなってしまっていました。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 そしたら、課長、聞いてってください。165ページの中段に、ケーブルテレビ基本使用料、セットトップボックス使用料、インターネット使用料、有料番組使用料、何々と、皆、料がついてますね。

料がついてる、これには消費税がついておるんですか、ついてないんですか。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 出ている各使用料についても、基本使用料と同じで、当初は税が入っていないと考えておりました。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 そして、ちょっと私言おうと思っと思ったんですが、何も採決で通っておることに対してとやかく言うんでないんですが、産業廃棄物の最終処分場のこの決算書を見ておりましたも、決算書の中に消費税と、国税を納めておるというのがここに書いてあるんですね。

これ、恐らく消費税の仮受金と仮払金があって差し引きしてやっておると思うんですよ、当然。

このケーブルテレビの今回のいろいろの料について、税務署は結局これを消費税とみなしたんでしょう。ということは、この169ページの中段に書いてる料は、税務署はこれに対して何ぼの消費税とみなしたんですか、言ってください。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 幾らが税かという分につきましては、我々自主申告するために、消費税の説明書、解説書を読みまして、それから決算を起こしたわけでございます。

その検査の過程が間違えてないかということを税務署のほうに確認をいたしました。

以上でございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ですから、私が質問したんと答弁違う。私は、ここに消費税として8%として幾ら入っておるんですかと。

何でそういうこと聞くかということ、市から出ておる平成21年度から平成26年度分、ケーブルテレビ消費税納税額一覧表に、平成26年度分として一千三十何万円のお金が出ておるわけ。

出ておるといことは、仮受消費税と仮払消費税との差額がこれでしょうと言うねん。

これに出てきたということは、ここの料の中に消費税が皆入っておるの計算したんでしよう。計算せんと、この1,000万円という積算数字は出てきえへん。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 消費税の計算の仕方の中で、いわゆる課税売り上げ、我々言うところの収入、課税分が入っていると想定されてる売り上げから108分の100をして、税抜きを価格を求めて、それに8%掛けた、その数字が元の消費税になります。

控除するほうといいますか、課税仕入れで、我々は普通課税仕入れと申しませんが、課税仕入れと想定される分についても同じように税を計算をして、それを差し引くというふうに行っております。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ですから、課長、何回言わすんよ。

この1,000万円余りの平成26年度納付額というのは、その積み上げを計算して仮受けした消費税、支払った仮払いの消費税の差し引きしたのがこの1,000万円になったんでしよう言うねん。

ですから、個々の消費税は何ぼ入ってますかいうて聞きよんねん。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） この間もちょっと外税と内税のお話があつて。

○印部久信副委員長 そんなことは関係ない。何ぼ入っとるか言よんねん。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 税額ということの、個々の単価での割り戻しにつきましては端数の関係がございますので、若干ずれがあると思いますので、最終的な合計額としてしか今、計算としては持っておりません。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 だから、仮受消費税と仮払消費税があるんでしょう言うねん。その辺を言うてください。ほんまは、この細々したことが皆消費税入っとるんや、8%。

そこまで言よったらあれやから、そやから、仮受けの消費税、仮払いの消費税、差額が一千万何がしかになってこんといかんねん。

これは、あなた方計算したんと違うの。誰、計算したん。税務署へ持って行って計算してもらたんか。市で計算しとるのだろ。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） まず、仮受消費税に該当する数字でございますけれども、計算上1,000円未満切り捨ててますので。3億3,977万4,000円でございます。

これが仮受消費税のもとになる数字でございます。それに6.3%を掛けまして、これが国の消費税分でございますけれども、2,140万。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 ちょっと待ってくれ。課長、おまはん難しそうにそんなこと言よるけど、とにかく国の8%のうち国税は6.3%、地方消費税は1.7%になるねん。それはわかる。

そんなこと、わしは聞きよるん違うねん。市として8%払うんでしょう。わし、そんないいわけ聞きよるのと違うねん。後は8%のやつは国が6.3%と1.7%に国税と地方消費税に分けるのやと、そんなことどないでもかまわんねん。

うちから支払う金額を言よんねん。細々したこと言わんと、単純に言うてよ。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 申しわけありません。

この計算では、国税と地方消費税を別にしておりますので御了承願います。

○森上祐治委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時09分)



(再開 午後 3時10分)

○森上祐治委員長 再開いたします。  
市長。

○市長(中田勝久) 先ほど来、印部委員が望んでおるような回答が印部委員から見て取れてないということで、いろいろと執行部側もそのところに焦点を合わせてしてるんですが、やっぱり委員から見ると焦点がちょっと違うとるということでございます。

何と言っても、私が一番の市の行政の中でのトップでございますので、数字的には私自身も全部腹にも入っておりませんが、先ほど来、橋本企画部長なりが説明をしたところでございますが、なかなかそれも、私自身もあの一般質問の中で、橋本部長が平成26年度のことについて委員がおっしゃってるように、その中に入ってるという記憶が案外ないんです。それは、当時の記録を見ればわかるんですが。

要は、先ほど申し上げたとおり、いずれにいたしましても、そういう発言なり中身なりは全て私が全部承知している、していないは別にして、責任者として責任がでございます。

本当に申しわけない、この一言しかございません。

今後、こういうことが二度と起きらんように、私も徹底して、副市長以下に厳しく指導していきたいと思っておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 市長がそういうことを言われて、私は市長に対して、それ以上のことをどうこう言う気はないんです。

ただ、今回、平成26年度分の一応1,000万円余りの国に納税する内訳を知りたい。今、課長が言よったように、国税として我々は8%払いよるんや。国は、その8%の6.3%は国税、1.7%は地方消費税、都道府県に行った地方消費税、1億円なら1億円行った場合、兵庫県は5,000万円取り、29市12町は案分して、その5,000万円を我々市町村に案分してきよるねん。

平成27年度の当初予算には、その地方消費税が8億3,000万円や入ってくる。去年は5億何ぼであったと思う。正確な数字はわからんけども、話は大きっぱでも構わんねん。私は何円までのことを言よるの違うんや。

そやから、この1,000万円を国に納付するのは国税であろうが地方消費税であろうが、そなん関係ない。南あわじ市から納付する金額はどういうような数字の積算根拠をもって出たんですかと言よるねん。

そやから、仮受消費税は例えば2,000万円でした。仮払消費税は例えば1,000万円でした。ということは差し引きしたら1,000万円が国に払う納付税ですよと言うてもらたら、それでええねん。難しいこと要らんねん。

そやさかい、仮受消費税は何ぼで、仮払消費税は何ぼや言うねん。そんでええねん。それが1,000万円になったら、それでええんでないか。そうだ。何で、そない難しい計算せんなんの。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 失礼いたしました。

仮受消費税につきましては、2,718万1,920円でございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 仮払いは。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 仮払消費税につきましては1,685万1,320円でございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 そうでしょう。そんで、今ざっと計算したら1,000万円がい  
わゆるつく引くで消費税として預かっとなる国へ納めらんなん金額や。それでええねん。

この料というやつには全部8%入っておるとみなされたわけや。

そやから、私はこの数字もほんまは聞きたかってん。それは、もう市長もあない言よう  
さかい、そんでええ。ただ、この1,000万円と出てきた数字はこうなんや。

これを平成26年度についたら、あれは要らんのですか、ペナルティーは。平成26年  
度は平成27年度に払ったら、そんでええんか。

○森上祐治委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 国及び地方公共団体につきましては、納付の期限の特例がご  
ざいます、9月末まででございます。

○森上祐治委員長 印部副委員長。

○印部久信副委員長 こんで終わるときは、とにかく、市がやりよることを、市長が新聞紙上でも言うてあるように、これは市が全面的に悪かったというて、平謝りしとんのや。

ただし、事務当局としては、実数はこうでしたということを出せるように、こんなもの全部積算してこの数字が出とんのでしょ、平成21年度は八百何十万円、これ皆、延滞金から利息から計算して出とるはずなんや。これ、莫大な時間かかっと思ふねん、これ全部積算してやり直したら。

そやから、やっぱり当局としての一般事務をしよる人は、言われてどうやこうや言わんとすつと出るようにしとかんとおかしいねん。ここで計算せんと出らんやいう、そんなばかなはずないねん。答え出とんねんさかい。

ここで何ぼ言うたって元へ戻るものでないねんけど、市長、一般質問でも言うたように、平成17年から平成20年までの間は一応、表向き、利用した人は消費税として払うとったということになったんや、これ。

そやから、その4年間は、言葉悪いんですが、一般質問でも言いましたけれども、市としてはその4年間の消費税を抱えとるということになっておる。これ、消費税として利用者は払うとるねん、本来、国へ納付せんなんやつが。

そこらは、市長にもこの間言ったときに、考えてみてみよいうような答弁であったという印象を私は受けとるのですが、そこらは、私はあないしてほしい、こないしてほしいやいうのは、僭越で言いませんけれども、一つ来年度予算に市民に何らかの形で還元するようなことをぜひ考えていただきたいと思ひ、これでもう終わるときは。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございせんので、これで質疑を終結いたします。

これより、委員間討議を行いたいと思ひます。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございせんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第8号、平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数です。

よって、認定第8号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

9. 認定第9号 平成26年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について

○森上祐治委員長 次に、認定第9号、平成26年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは175ページから186ページまででございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第9号、平成26年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数です。

よって、認定第8号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

10. 認定第10号 平成26年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について

○森上祐治委員長 次に、認定第10号、平成26年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは187ページから198ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第10号、平成26年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数です。

よって、認定第10号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

11. 認定第11号 平成26年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について

○森上祐治委員長 次に、認定第11号、平成26年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは199ページから210ページまででございます。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第11号、平成26年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数です。

よって、認定第11号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

12. 認定第12号 平成26年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について

○森上祐治委員長 次に、認定第12号、平成26年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは211ページから222ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第12号、平成26年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数です。

よって、認定第12号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

13. 認定第13号 平成26年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について

○森上祐治委員長 次に、認定第13号、平成26年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊になっております。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員　この下水道については、平成23年6月に、南あわじ市下水道第2次中期経営計画というのも出されて、それに沿って予算が執行され、決算もされていることと思うんですけども、1点お伺いしたいのは、その中で下水道施設の長寿命化ということで処理場の統廃合ということを書いてあるわけですけども、そこら辺は、今、どういう状況で、この決算に反映しているのかどうかお伺いいたします。

○森上祐治委員長　下水道課長。

○下水道課長（村本 透）　質問の件ですが、まず、中期経営計画に基づきまして本市下水道事業におきましては経営の効率化等々を含めまして、施設の統廃合を計画しております。

施設の統廃合の計画につきましては、国の認可等の手続を今行っているところでございます。まず、その前に都市計画の変更等を、今、審議会等で諮りまして、先般も可決され、今からいよいよ県を通じまして国のほうへ申請の段階となっております状況でございます。

統廃合につきましては、整備計画といたしましては今現在、そのような手続上はそうでございますが、工事といたしましては、平成28年度より本格的に設計等を含め実施していきたいなと思っておるところでございます。

ただ、諸般の国庫の補助事業等の状況もございますので、それが今、一応平成34年度を目指しましてやっておりますが、国庫補助のつき方にもよります、進捗のほうは左右されるかと思っておるところでございます。

それと、もう1点、この決算の中では長寿命化ということでシステムの計画更新工事ということで設計を昨年度から含めました部分について支払いを行っております。

以上です。

○森上祐治委員長　吉田委員。

○吉田良子委員　下水道料金は水道料金と合わせて口座引きとかがあるわけですが、今言われた平成28年度から統廃合ということは、どことどこかという市の計画で、そのメリットはどれぐらいあるというふうに試算されてるんでしょうか。

○森上祐治委員長　下水道課長。



○下水道課長（村本 透） 今現在、市内24カ所におきまして24の処理場がございます。それを最終的には、今現在の計画では10処理場まで施設を統廃合し、減したいなという考えでございます。

それで、どことどこと申しますと、まず一番考えられますのが、今、皆さんも御存じと思いますが、賀集の処理場と神代の給食センターの近くにある処理場、もう目と鼻の先ということで、それにつきましては、賀集の浄化センターと一体的な施設としたいなと考えております。

また、松帆処理場につきましては、西淡、志知の処理場を統廃合というようなことを考えております。

また、阿万の処理場には仁頃処理場というような、それぞれ、そういったふうに行いまして10処理場まで持っていきたいと考えておるところでございます。

○森上祐治委員長 建設部長。

○建設部長（岩倉正典） 課長の答弁にちょっと補足させていただきます。

吉田委員のほうから統合の効果ということでの質問もあったかと思えます。

今、私どもが効果として考えております、算定しておりますのが、この統廃合計画、今後、30年をかけて実施するわけでございますが、最終的に、結論だけ申し上げますと、その効果というのは約22億円程度が見込まれるということの中で計画を立ててございます。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまでも下水道料金の関係はいろいろ質問があったわけですがけれども、一般会計からの繰出金を少なくする方策としてそういうふうには考えられたのだというふうに思うんですけれども、この中期経営計画の中では漠然とそういうふうには処理場の長寿命化ということだけで、具体的な財政計画も示されてないように思うんで、そこら辺も踏まえた計画の見直しとかいうのは考えられてるんでしょうか。

○森上祐治委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 今現在の中期経営計画につきましては、平成28年度までとなっております。

今の考えでは、この統廃合の計画の中での費用等を含めまして、平成28年度から来年

度にかけて準備を進めまして、平成29年度からの新たな第3次中期経営計画等を策定していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○森上祐治委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 なかなかこういう地理的条件、都会とは違って効率の悪い部分の工事等が進められるかと思うんですけど、下水道料金の見直しがないような形でぜひお願いしたいということを申し上げて終わります。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、下水道事業について説明があったわけですが、これは下水道を、聞くところによると、下水道地域であっても合併浄化槽に変わっていきよるところもあると。

下水道引きたいねんけんど、引けれへんようなどともあるというようなことで、現実はどうなんですか。下水道を、これは一回、本会議でも言うたことありますけども、確か、1997年か1998年やったと思います。これは、国を挙げてそういう下水道というか、工事を徹底してやると。これは、国、県挙げてやったわけですが、市としたら、何か推進してやっていきよるようであって、そういう下水道地域であっても合併浄化槽でも構わんというような形でいきよると聞くねんけんど、市としたら、もう徹底して下水道にしていこうというような方針なのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○森上祐治委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 一応、生活排水99%大作戦、委員さんのおっしゃられたとおり1900年代から策定いたしまして、集合処理でやっていこうということで考えております。

また、その区域の変更等を今現在行いまして、その当時もそうだったんですけど、100メートルルールというのがございました。隣の家から100メートル離れた場合は費用対効果の関係から区域を除外しているというところでございます。

そして、今、現状といたしまして、国の動向といたしましては、下水道整備自体の終結ということで、10年財政というような、下水道が10年で完成するような計画にしないよというような案も出ております。

その中で、各市町への、本当に今の下水道の計画区域でいいのかどうかということで見

直しをなささいということが来ております。当市におきましても、計画見直しで費用対効果を考えまして外していくところもございます。

ただ、今現在、市といたしましては、その見直しを行って下水道区域に入るところについてはぜひ集合処理でやっていきたいと考えているところでございます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 2000年に兵庫県全体、アメニティー大作戦か、今、思い出しましたけども、快適な生活を目標にということでやられた事業やと思うんで。

今でも、この下水道のことで聞きたい、個人的なことで恐縮やけども、うちのとこなんかは十二、三軒、これは旧町のと時からやけども、たまたま私が議会へ出てないときに、勝手にそんなことしとんのやけど、十二、三軒が下水道を引いてもらわんと、今も合併浄化槽で我慢しとんですけどね。

これは、ある程度金を出すよって下水道を引くというようなときは市は対応できるですか。もう、そんなことは絶対だめなんですか。

○森上祐治委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） その件につきましてですけど、一応、そういう要望があれば市といたしましては検討しまして、費用対効果の中でどちらが将来的に良いかということも考えます。

その中で、その区域の見直しといいますのは、やはり、県、国等の認可が必要となってきますので、そういった事務手続が整えば可能かと考えるところでございます。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私も言うからには、ある程度、自己負担も出しますよと。そのかわり、確かにうちのほうの会社の事務所、私の事務所でも下水道やって、これはもう快適というか、全然違いますわね。

ですから、少々金入れても、そんなふうにやりたいというような考えあるねんけど、当初は、ちょっと無理やということやったんやけども、今の課長の答弁やったら、状況によっては可能みたいに聞こえてんけども、大丈夫ですか。

○森上祐治委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 絶対できないということもないと思うんですが、やはり費用対効果、ポンプ等の設置によりまして将来的な維持管理と建設費、それが、やはり全ての利用者に対しての使用料に係っていくということになりますので、そこらの点も検討しながら取り入れを行わなければならないかなと考えているところです。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私、言いよるのは、そういうような形でいっとるから、もちろん自己負担もある程度覚悟するというようなことも含めてお聞きしとるんです。

もちろん、全部工事やれというんでなくして、自己負担も出してやると。それは何%出す出さないという話は今、そんなこと私は言えませんが、そういうような自己負担も含めてやる場合は可能性がありますか。

○森上祐治委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） それにつきまして、今現在、やりたいということであれば、特別設置という枠で、個人負担を伴いますが、受け入れは、処理場の能力の範囲内であれば可能と考えるところです。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 課長、今言うたこと、間違いないですか。

○森上祐治委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 特別設置という部分で、自己負担が伴うのは当然だと思うんですが、その負担が行えるならば可能です。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの吉田委員の答弁の中で平成34年度完成、計画区域を全域をカバーする、完成年度を一応平成34年に置いておるということで、加えて、しかしながら国の財政的な関係もあって、その平成34年は努力目標であって、国の財政の事情というような答弁であったかに思うんですけども、その点確認をしたいんですが。

○森上祐治委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 平成34年と申しましたが、それにつきましては、処理場の接続に関する接続管渠等の部分の工事でございます。

また、国の補助率等もあるんですが、やはり、今現在の平成27年度におきまして、本市の要望額に対しましての内示額と申しますか、国の予算額ついてくるのがやっぱり70%というような状況が発生してきている段階ですので、ちょっと3割違ってくる、やっぱり事業年度というのは相当先へ行けば先へ行くほど狂ってくるのかなと考えるところでは。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、最終的には処理場ということで、松帆、湊が完成をして、主には管渠の布設工事というのは松帆・湊区域ということになってるかと思うんですね。

これが現状でいけばなかなか進まない、広田の一部もできてないというふうに聞いておるんですけども、それぞれがその事情によって宅地、住宅建設などにも、あるいは定住人口などにも影響を与えてるということはもう承知いただいていると思うんですね。

そういう面で、7割減の中であって、7割減ということ、仮にさらに悪くなる可能性もあるというようなお話だったわけですけども、7割減という予算要望に対しての査定ということになった場合、機械的な計算になるかと思うんですけども、平成34年の完成年度というのは大体何年ぐらいになるというような見通しになるんですか。

○森上祐治委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 失礼いたしました。少し、私の勘違いで、平成34年というのは間違いでございます。申しわけございません。平成39年を今現在考えております。

一応、平成39年の予定なんです、それが3割ずつ延びていくということになったら、やっぱり平成47年とかという状況になるのは覚悟が必要かと思えます。

ただ、それともう1点注意していただきたいのが、やはり人口減少、本市におきましても人口減少が顕著に出てきているところでございます。

そういった中で、今、残っている部分につきまして、やはり松帆・湊的な人口密集地につきましては補助対象になりやすいんですが、緑地区、広田地区等につきましては、やはり市内でも過疎部に行くということになりますと、下水道の管渠自体の工事につきましては、やはり、それを受け持つ水量によりまして補助対象か、補助対象でないかということが決まりますので、実際に今後、事業を実施していった段階で人口が独居老人等、ひとり

住まいとかになっていた場合、どうしても、やはり補助対象とならない管が多くなるということになります。

そうした場合、やはり市の持ち出し等がまたふえるのかなというところでございます。

○森上祐治委員長 蛭子委員に最初に申し上げるのを忘れておったんですが、決算書のページ数を発言してから。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 吉田委員の関連でということ。

○森上祐治委員長 わかりました。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは事業報告書の19ページで基本方針ということにかかわっての話をさせてもうてるんですけども、これについては公共下水道事業の進捗に伴い管路布設延長が491.6キロから500.3キロまで26年度延びたと。

それから、処理区域は1,372ヘクタールから1,396ヘクタールに24ヘクタール拡大をしたと。こういう進捗状況があるんですけども、最終的な完成年度、これが平成39年度ということになっておりますけれども、全般的におくれが目立つということもあって質問させてもらいました。

先ほどの阿部委員の質問にもあったんですけども、例えば、そういうことであれば、管渠布設工事に対する補助率の問題も含めて工事が進まないということであれば、やはり計画変更の中で合併浄化槽を導入しても補助が出るというような考え方、こうした考え方についても、該当地域に対しての説明なり、一回問題提起をするなりということもしておかないと、なぜなんだろうということだけが残っていくのかなという思いがするんですが、いかがでしょうか。

○森上祐治委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 先ほど、私のほうも申しあげましたように、今後、やはり精査した中で事業展開をしていく必要があると思うところで、統廃合も含めまして、処理区域の見直し等も行うということで、経済性から見て、事業の補助等の関係もございまして、そこらを見て、どうしてもこれは離すほうがベターと、合併浄化槽の区域にするほうがいいんでないかということがございましたら、そういった検討に入るときには、やはりその自治会等への協議を行いまして、周知徹底を行っていきたいなと考えるところでござ

います。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 下水のことで聞くのやけど、私のところは、いつってよう聞かれるけど、平成37年って、10年先やという話を市民いうか、住民にするわけやの。

今の話、聞きよったら、10年先もあやふやになってきたような話の答弁に聞こえてんけど。

処理場自身が、同じ市民でありながら、私もよう聞かれる、谷口さん、いつ西路地区、いや、もう10年先やと。10年先かというような話するねんけど、今の答弁だったら、10年先も危ういような答弁のように私は聞こえてんけど、その辺は、私があつたようになつたら弱るさかい、その辺、どないなんで。

○森上祐治委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 今、現状、予算のときも申しましたように、平成34年から平成37年というような部分については、松帆地区につきましては、今年度も7割しか補助金つきませんでした、全力で打ち込んでおりますので、今のところ、進捗には影響ないと考えるところでございます。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 こんなこと言よって、10年しよったら、処理場自身がほんまにめげてきて、そっち側で金かかるというようなことも想定されると思うねんけど、下水のこの工事というのは、私はほんましていただけるのかいなと思うんで、頑張ってください。終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森上祐治委員長 ないようですので、これで質疑を終結します。

これより、委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第13号、平成26年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数であります。

よって、認定第13号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

14. 認定第14号 平成26年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について

○森上祐治委員長 次に、認定第14号、平成26年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊になっております。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○森上祐治委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第14号、平成26年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長 挙手多数です。

よって、認定第14号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後4時5分に再開いたします。

(休憩 午後 3時49分)

(再開 午後 4時05分)

#### 15. 認定第15号 平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について

○森上祐治委員長 再開いたします。

認定第15号、平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算書の3ページ、これが欠損金ということで3,587万円というふうになっております。

これは、欠損金の処理というような議案も追加で出ておるわけですが、これについてはいろいろ事情もあろうかと思うんですが、監査委員からも指摘もありましたように、長年指摘をしてきてるといふか、繰り返し指摘をしてきておると。抜本的な改善の方針を出すべきであるということが言われておるわけですが、それについての見解をお伺いいたします。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 改めまして過日の食中毒につきまして、深くおわび申し上げます。

欠損金が出ているところではございますけれども、非常に委員さんから言われたところで、売上高が非常に落ち込んできております。

ずっと売り上げが落ちてきて、マイナスがずっと続いてきてます。これに対しての処置が行われてなかったということが一番の原因かなということで、今後、このようなことがないように、コンサルを入れまして売り上げ強化に向けていきたいと思っております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、売り上げを上げて経費を抑えるというのは黒字のためには必要なことははっきりしておるんですが、それを実現するための抜本的な改革ということで、代表監査の私見であるということわりでありましたけれども、三つほどあると。売却、民営化、それから、マネジメントのノウハウのあるものを入れる、こういう三つの選択肢があると。これは、あくまで私見だがということだったんですけども、これについての見解いかがですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 先日の、小林監査委員さんからの厳しいお言葉もありましたように、非常に営業自体が悪くなってきております。

売却並びにいろいろあると思いますけど、今、市として与えられた使命で国民宿舎を運営しているところでもありますので、いま一度時間をいただけるならば再度、内部を検証しまして、オープンしてからもう27年ぐらいになろうかと思っておりますけれども、オープン当時からすると約2億円ぐらい落ちているんかなと、私の感では思っております。

特に飲食が落ちているわけでございまして、起こってはならない食中毒等もありますけれども、ああいう休憩、忘年会、新年会、懇親会を含めました休憩の方を今後守っていくために努力を重ねて、当時の利用客に戻していくことが一番必要なので、可能ならばいま一度与えられた時間を用いまして立て直しに図っていきたいと思っております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これもかなり以前から思っておるわけですがけれども、支配人が1年あるいは2年で交代をしていくと、継続的な運営方針がなかなか確立をされない。マネジメント能力ということについて、本当にその力量が十分に備わっている方々が行っている

のかどうなのか、そうしたことについての検証というのが内部的にはなかなかできないのかなと、同僚を批判することはなかなかできないのかなというようなこともあるのかもしれないですね。そういうことも踏まえて、代表監査は客観的に見てということだったかと思うんですね。

この直近の5年間の例で、うずの丘の関係ですね。ここの比較ではどうですか、経営状況は。松原荘と比較した場合、どうなってますか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） やはり、うずの丘、株式会社としてなった関係上、やっぱり職員それぞれの資質磨いて営業努力、たゆまぬ努力をして、いろんなアプローチもかけてる関係で、こんなこと言ったら何ですけれども、宿舍の中身の方とは考え方が若干違ってきてるのかなと感じております。

○森上祐治委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 できれば、そこの比較において検証をしていただければというふうに思いますので、十分に、しかもスピーディーにやっていただきたいと、このことを申し上げて終わります。

○森上祐治委員長 ほかにございませんか。  
木場委員。

○木場 徹委員 先ほど、課長から食中毒の話があったんですが、現在、後始末と申しますか、被害をこうむられた方に対してどのようなフォローで対処されたんでしょうか。それからまずお願いします。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 現在、起こってから直ちに発症された方の自宅に訪れまして、支配人、副支配人がおわびに行っております。まず、すぐにおわびに行つて、あれから3回ぐらい伺っていると聞いております。

その後、おわび以外のところで、休職補償とかいろんなことも含めまして、今、国民宿舍の中の保険とさまざまところの手続を行っているところでございます。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、被害をこうむられた方には利用料というか、それはもう返して、見舞金とか考えていくということですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） そのように考えております。

○森上祐治委員長 木場委員、決算書のページ数を発言してからにしてください。

○木場 徹委員 決算書、食中毒書いてない。  
今、課長が言うたことに対して。問題あったら止めてください。

○森上祐治委員長 続けてください。

○木場 徹委員 それでは、食中毒、続いて。  
要は、見舞金と補償的なことをしているという、それで、今回の原因はどんなふうになりましたか。わかりましたか。何が原因で発症したか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） まだ特定はできてなくて、今、細かく調べておるところでございます。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、実は何年か前にも、合併後、発症しておるんですけども、そのときの後始末というか、やり方もあったと思うんですけども、それから以降、この食中毒の防止のため、どういう方策でいってますか。要は、具体的にこういうことに気がついたら。こういう方向で、今度やり方を変えたとか。それから、食中毒に対して手洗いの徹底とか、そんなことをちょっとお願いします。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 発症してから、以前、木場委員さんから報告のあったように、食中毒の事件もありましたので、以前の支配人等からも聞き取りをしまして、今の現状とあわせて、忘れていたこと、徹底していなかったこともないかということで再度、支配人以下、検討会議を行っています。

また、昨日から保健所の立ち入りの中で、職場研修ということで、1日何回か保健所の方と食品衛生に関する研修を行って、今後ないようにということで職員が徹底した研修を行っています。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 以前にやったときにどういうやり方したか、それを聞いて、今後、2回目やっておるわけで、前のことが活かされていないと思うんですけど。そういうところに問題あるん違うかと、そういうように思っておるんです。

ですから、前にやったこと、このたびの発症について、比較して、どこが欠けていたか、もっと詳しくやらんと、何遍もこれ出ると思うんですよ。

ですから、いろいろ問題は今いったように、原因はいろいろあると、まだ特定されていないということですけども、疑いのあることは一つ一つ、課長、消して行って、それでやってもらわんと、いつまでたっても、これ繰り返しやと思うんです。

公営ということは、それだけ世間の人に、松原荘は公営やから安全というか、そういうことでお客さんが来られておると思うねん。だから、その辺のことを十分認識して、職員徹底。

要は、今回、調理場やと思うんですけど、調理場の今の一番生もの、どんなもの扱っとるかということもわかると思うんです。だから、その辺のことから、今、考えられる方策はどんなことですか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 今、木場委員さんがおっしゃられたように、過去の食中毒のことを踏まえて、今の現状から欠如してたことを再度検証して、仕入れ等の入手経路並びに生ものの扱い方について、再度、松原荘と詰めてきたいと思います。

○森上祐治委員長 木場委員。

○木場 徹委員 できるだけ、生ものやから、新しいもの出すということで徹底してもらわんと、何か聞くところによると、生ものも一旦調理して、それを冷蔵庫に入れて、ま

た、それを出してるというような指摘もあるんですが、普通ですと、生きたようなもの、特に魚なんかやったら、そのまま料理したらすぐに逆算して、出す時間に合わせて料理をすると、そのようなことも考えておくべきやないかと。どうも、これが徹底されていないというふうなうわさがある。もう既にいろいろうわさ飛んどるわけです。その辺もよう聞いて、現況を調査して、また委員会のとき、聞きたいと思うんで、それまでに調査しておいてください。

終わります。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 附属資料の2ページ、材料比較ということから話するねんけど、結局、食中毒やけど、これに関して、私も言いたいことあるねんけど、結局、実際の話、民間だったら危機感持っておるわけよ。そういう食中毒起こしたら、その事業所自体が倒産に追い込まれるような事態になるねん。

ただ、松原荘の場合は、これは私の意見違うねんけど、市民の方が言うのは、まずは営業停止3日食らうたら、職員喜んどると。何でやいうたら、夏休み取れて、給料は一緒。何か食中毒に対して、職員に対するペナルティーというのは、まずあるのか、ないのか。

○森上祐治委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（川上洋介） 私のところには、今、ペナルティーがあるとは聞いておりません。

○森上祐治委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、ほんまに、私も松原荘、どっちか言うたら擁護派やったんです、実際言うて。ほんまに、私の地元の。

ただ、ほんま、今のようなこんな形態で毎年赤字いきよるということになれば、いよいよ何らかの指定管理なり、検討せざるを得んかなという思いがあるねんね。

ただ、民間だったら、こんな食中毒でこんなことやったというようなことになれば、致命傷なんよ。そやけど、彼らの認識が民間と余りにも乖離しとるという現状があるわけやな。

それと、肝心、次のページ数で言うたら、材料比率で話させてもらうねんけど、材料でも、私はこういう公共の施設というのは、やっぱり地元の食材を使って、それがおもてなし、利益率を下げてもやっていたくことによって、公共の宿ということで多数の方が

今まで来てくれよったという思いがあるねん。

近年、見とったら、食中毒するということは材料も下げ、赤字ばかりいきよるさかい、ほんまに傷んだような魚仕入れてって、材料下げたり、そういうコストを下げんのに、こういうふうな私は事態になってっとなのでないかなと。

それと、前々から言うとするように、周辺のホテルがリニューアルして、素晴らしいものになってっとなのに、松原荘、前に私も言うてんけど、それなりの風呂の改修なり、露天風呂なり、サウナなりをやってもらうなりして、やはり集客を図るべきやと。

とにかく職員の意識改革、徹底的にやらすんと、それと、それが言うこと聞かなんたら、もう指定管理でも民間売却でもやったらええという、私はそこまで思いがあるねん。

そやけど、経営努力として、今、課長言うたみたいに、材料を利益の、職員も削減しながらやっていきよるといのは評価するねん。なおかつ、赤字がこんだけ続いとるといことは、何らかの抜本的な経営やらなんたら、こんなもの親方日の丸みたいに、3日間、営業停止食らうたら喜んどるやって市民から言われるような、そんな職員の気質じゃ、とてもじゃないけど、私は回復できらんという思いがあるので、その辺、営業停止になっとなって、3日間、売り上げ落ち込んどるのやさかい、職員もそれなりのペナルティーを課すべきやと。そうでないと、そういう認識持たなんたら、そんなもの再発防止、類似事故防止対策ができるはずないねん、ほんまに。

ちょっとは彼ら、余りにも忙しかったらばやさかい言うねん。おかしいだ、ほんまに。奉仕して何百人来てくれて、ありがたいなという感謝の気持ちがなけりゃ。それを休んどって、仕事しようとしまいと給料一緒やいう自体が大体おかしな経営になってきとんねん。こんなもの、そやから早く指定管理か売却か、私はしたらええと思うねん。

その辺、「あの谷口さんでも、こない言うてるぞ」というぐらい言うて、職員に。叱咤激励言ってください。それだけお願いします。

○森上祐治委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは、谷口委員の応援演説になるねんけど、課長に言よんの違うねん。たまたま課長がこういうポストにおるよってな。

それで、これはあくまでもうわさやけども、天下っているああいうポストは、結局、年休の消化ポストやいうような、そういう世論があるわけよ、これほんまですよ。

ですから、そんなこと言われるのは、これ、やっぱり市長にしても副市長にしても、やはり、そういうことを考えて、職員を選んでもらわなんたら、そんなこと言われるのはほんま情けないと思うねんの。

年休は法的に認められたことやけど、そういう意識では具合悪いので、そんなうわさが出るということはやっぱり情けないと思うんで。

それと、先ほど木場委員も言われてましたけど、私らもそういう被害に遭ったことがあるので、事後処理、これきっちりやってほしいと思います。

ただ、ええところもあるんですよ。8月22日、23日、芦屋の少年野球のチームが、あのときに、何せ裕福な家庭の子供ばかりで、予算どのぐらいや言うたら、いやいや、何ぼ高うてもええんやいうて、ほんまは高いとこ言うてんけども、たまたまやけど、慶野松原があいておって、部長に一言言うて、これは皆、喜んで、ええ料理で、立派なとこへ紹介してくれましたいうて帰りましたけどね。来年もまたお願いしますと、これは本当の話。

けど、反面、そういうこともあるのでね。やったことはしゃあないけど、やっぱり、そういう年休の消化ポストや言われたら、これはほんまに。

市長、こういう表現されたら、市長、どない思いますか。

○森上祐治委員長      市長。

○市長（中田勝久）      私は食中毒の報告を受けて、すぐ課長にも状況を聞いたりしました。

確かに、それは一部の人やとは思いますが、委員言われたような、先ほど御質問あった、委員の方々のこともちらっと耳に入ったりもします。

ですから、やはり、あそこの、今まで私どもも順調に過去きてたものやから、一時的なそういう状況かなというふうに解釈をしておったんですが、やはり、これは抜本的にあそこの配置なり、また、先ほど谷口委員からもあったような話も本当に真剣に取り組まないとお客は来んは、お金はどんどん赤字は出るは。積み立ててるお金なんかはすぐないようになる。

ですから、これ、私どもも真剣に関係する部署とも突っ込んだ話をしていくべきやと思っています。

○森上祐治委員長      阿部委員。

○阿部計一委員      頑張って、ずっと赤字続いとんねんけど、そういうええ面もあったということ言うて、今後、これは商売やよって、赤字もいくときもあるし、もうけるときもあるねんけども、そういう、年休の消化ポストやいうことを言われんように一つ頑張ってやってほしいと。終わります。

○森上祐治委員長      ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○森上祐治委員長       ないようですので、これで質疑を終結します。  
これより、委員間討議を行いたいと思います。  
何か御意見ございませんか。  
川上委員。

○川上 命委員       歴代の支配人が腰掛でおるさかい、こないなるねん。おまはんもしたことがあるねん歴代な、支配人。  
そやさかい、やっぱり支配人がもっと責任を持って、これからずっと支配人を置くかせなんたら、こんなこと起きた当時、おまはんも言っただろ、意見をな。おまはんもおったことあるねん。ちゃんとしとかんさかい。  
そやさかい、そういうようなことは歴代の支配人に責任あるということよ。支配人を張りつけとかなんたらあかんねん、これ。

○森上祐治委員長       ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長       意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長       異議がございませんので、これより採決を行います。  
認定第15号、平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

○森上祐治委員長       挙手多数であります。  
よって、認定第15号は原案のとおり認定すべきものと決しました。  
以上で、本特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。  
お諮りいたします。  
9月28日の本会議における委員会審査報告について、どのようにしたらよろしゅうございますか。

(「委員長、副委員長一任」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　それでは、委員長、副委員長に一任ということですので、そのように取り計らいをさせていただきます。

なお、委員会審査報告については、昨年と同様に、本特別委員会は議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で設置しておりますので、質疑と答弁についての報告とせず、委員会審査において出された主な意見・提言等について取りまとめて報告を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森上祐治委員長　異議がございませんので、委員会審査において出された主な意見・提言等についての報告とします。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

一言挨拶をせえと書いてありますので、挨拶をさせていただきます。

新しい委員会室での初めての決算委員会でした。4日間の長丁場でしたけども、初めはマイクの調整が非常に悪かったんですわ。

議会事務局の懸命な努力によりまして、4日目になって、朝から、私、聞いてましたら非常にマイクの調子がよかったんじゃないかと思います。議会事務局、本当にお疲れさん、ありがとうございました。

私自身、個人的に申し上げて、4日間もこの決算委員会、委員長としてもつんかなど、内心、戦々恐々としておったんですが、横にいらっしゃる印部副委員長の、非常に強力な温かいバックアップ、それから議会事務局の適切なフォロー、それから、何はさておき、委員の皆さん方の非常に温かい御厚配、それから執行部の皆さん方の賢明な答弁、これは、皆さん方の御努力によりまして、私も委員長として4日間務めることができました。本当にありがとうございました。

決算委員会の審査内容というのは、我々、議員は市民の代表であるので非常に厳しい意見も多々あったと思いますが、やっぱり執行部の皆さん方には、この厳しい質疑が市民の切実な声であるということをも十分踏まえていただいて、来年度の予算編成に十分に生かしていただくことを切にお願いしまして、最後の委員長の報告にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(閉会　午後　4時30分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年 9月16日

南あわじ市議会決算審査特別委員会

委員長 森 上 祐 治